

芦北町地域防災計画

令和8年度修正

芦北町防災会議

熊本県芦北町地域防災計画

目 次

【本 編】

第1章 総 則

第1節	目的	1
第2節	防災関係機関の事務又は業務	1
第3節	町の地勢	3
第4節	町の自然災害被害想定(ハザードマップ)	4
第5節	計画の性格及び基本方針	4
第6節	芦北町危機管理業務予定	4

第2章 災害予防計画

第1節	公共施設等災害予防	5
第2節	建設物等災害予防	10
第3節	風水害・土砂災害予防	11
第4節	火災予防	17
第5節	危険物等災害予防	19
第6節	文化財災害予防	20
第7節	気象観測施設等整備	22
第8節	防災業務施設整備	23
第9節	防災知識普及	26
第10節	地域防災力強化	32
第11節	自主防災組織等育成	36
第12節	防災訓練	41
第13節	物資・資機材整備・調達	44
第14節	避難収容	46
第15節	避難行動要支援者支援	54
第16節	医療保健	59
第17節	災害ボランティア	60
第18節	防災関係機関等における業務継続計画	63
第19節	受援計画	64
第20節	復興事前準備	66

第3章 災害応急対策計画

第1節	組織	67
第2節	職員配置	70
第3節	応援要請	74
第4節	自衛隊災害派遣要請	76
第5節	予警報伝達	79

第6節	通信施設利用	98
第7節	情報収集・共有及び被害報告取扱	101
第8節	広 報	105
第9節	消 防	108
第10節	避難収容対策	111
第11節	災害救助法の適用	141
第12節	救 出	143
第13節	行方不明者捜索及び遺体収容埋葬	146
第14節	医療救護	148
第15節	食料調達・供給	150
第16節	給 水	152
第17節	生活必需品供給	154
第18節	救援物資要請・受入・配分	157
第19節	住宅応急対策	158
第20節	交通規制	161
第21節	輸 送	165
第22節	緊急通行車両確認	168
第23節	民間団体活用	169
第24節	労務供給	170
第25節	保健衛生	171
第26節	災害ボランティア連携	174
第27節	廃棄物処理	176
第28節	文教対策	180
第29節	障害物除去	182
第30節	公共施設応急工事	184
第31節	農林水産応急対策	186
第32節	建築物・宅地等応急対策	187
第4章 各別計画		
第1節	地震・津波災害対策計画	188
第2節	高潮災害予防計画	213
第3節	災害危険地域指定	214
第4節	水防計画	216
第5節	海上災害対策計画	221
第6節	原子力災害対策計画	224
第7節	大規模な火事災害対策計画	227
第8節	林野火災対策計画	230
第5章 災害復旧・復興計画		
第1節	災害復旧・復興の基本方向	234
第2節	公共土木施設災害復旧計画	235

第3節	農林水産施設災害復旧計画	237
第4節	その他の災害復旧計画	239
第5節	金融対策	240
第6節	被災者自立支援対策計画	241
第7節	復興計画	243

【別紙綴り】

別紙第1	「芦北町危機管理業務予定」・「目標：地域防災力の向上＝3本の矢」
別紙第2	「職員に求める災害対処能力」・「オペレーション(IDAサイクル)」
別紙第3	「地区防災計画【支え合いマップ・防災避難マップ】」
別紙第4	「指定緊急避難場所一覧表」
別紙第5	「指定避難所一覧表」
別紙第6	「避難道路一覧表」
別紙第7	「災害時宿泊場所リスト」
別紙第8	「災害対策本部組織図」
別紙第9	「災害対策本部の事務分掌」
別紙第10	「職員の警戒体制の基準」
別紙第11	「芦北町タイムライン」・「第一次警戒配備【災害注意本部】」
別紙第12	「第二次警戒配備【災害警戒本部】」・「第三次・第四次警戒配備体制【災害対策本部】」
別紙第13	「広域からの派遣部隊(自衛隊・消防・警察)の集結場所」
別紙第14	「福祉避難所一覧表」
別紙第15	「町有車両一覧表」
別紙第16	「車両の調達」・「燃料の調達」
別紙第17	「ヘリコプター発着予定地一覧表」

【別 冊】

第1	本町の災害	1
第2	報告書様式	14
第3	芦北町防災会議条例	17
第4	芦北町災害対策本部条例	19
第5	芦北町危機管理防災懇談会設置要綱	20
第6	災害時要配慮者利用施設一覧	21
第7	災害関係機関非常連絡先	22
第8	災害時における協定の状況	24
第9	地区防災計画	26
第10	球磨川流域タイムライン	28

第 1 章

総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号以下「基本法」という。）第42条の規定に基づき、芦北町における防災に関し、県、隣接市町村及び各防災関係機関を通じて、必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ、計画的に推進することにより、芦北町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

- 1 町の地域に係る防災に関し、芦北町及び町内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務
- 2 防災施設の新設、又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練等災害の発生を未然に防止する災害予防に関する計画
- 3 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、防災又は応急的救助等民生安定のための災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧に関する計画

第2節 防災関係機関の事務又は業務

防災に関係のある各機関の処理すべき事務又は業務は、おおむね次のとおりである。

機 関 名		事 務 又 は 業 務
芦 北 町		1 町防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 4 消防、水防その他の応急措置 5 被災者に対する救助及び救護措置 6 災害時における保健衛生、文教、交通等の対策 7 町内における公共的団体及び住民防災組織の育成指導 8 その他町の所掌事務についての防災対策
熊 本 県		1 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 2 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 3 水防その他の応急措置 4 被災者に対する救助及び救護措置 5 災害時における保健衛生、文教、治安、交通等の対策 6 その他熊本県の所掌事務についての防災対策 7 市町村の災害事務または業務の実施についての援助及び調整
指定地方行政機関	国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所	一級河川球磨川、南九州西回り自動車道の災害応急対策
	国土交通省熊本河川国道事務所八代維持出張所	1 南九州西回り自動車道、国道3号の災害応急対策
	国土交通省熊本港湾・空港整備事務所	1 物資の海上輸送等
	九州農政局消費・安全部	1 主要食糧の需給対策
	熊本南部森林管理署	1 国有林野等の森林治水事業及び防災管理 2 災害応急用材の需給対策

機 関 名		事 務 又 は 業 務
指定 地方 行政 機関	熊本地方気象台(福岡管区気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予防及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の準備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
	八代海上保安署	1 海上における治安警備及び救難対策
	水俣公共職業安定所	1 災害時における労務供給対策
県 の 機 関	熊本県県南広域本部芦北地域振興局 熊本県芦北教育事務所 熊本県水俣保健所	1 県災害対策本部業務中、地方災害対策本部としての総ての事務 2 県道の災害応急対策及び水防対策 3 災害救助対策
	熊本県芦北警察署	1 災害時における治安維持及び交通対策
消防 機関	水俣芦北広域行政事務組合消防本部	1 火災の予防、警戒及び防御 2 災害の調査 3 救急救助対策
自衛 隊	陸上自衛隊西部方面特科連隊	1 災害時における人命救助、救援物資の輸送、道路の応急啓開、応急の医療防疫、給水・給食・入浴の支援及び通信支援
指定公共機関又は指定地方公共機関	郵便事業株式会社水俣支店芦北集配センター // 田浦集配センター // 湯浦集配センター // 肥後大野集配センター	1 災害時における郵便業務の確保
	日本郵便株式会社芦北郵便局 // 田浦郵便局 // 湯浦郵便局 // 計石郵便局 // 肥後大野郵便局 // 吉尾郵便局	1 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱及び災害つなぎ資金の融通
	九州電力(株)八代営業所及び九州電力送配電(株)八代配電事業所	1 電力施設の保全、保安対策 2 災害時における電力供給確保
	西日本電信電話(株)熊本支店	1 電信電話施設の保全対策 2 災害時における非常・緊急通信の調整及び気象予報警報の伝達
	日本赤十字社現地医療班	1 災害時における医療、助産及び死体処理の実施
	肥薩おれんじ鉄道(株)	1 鉄道施設の防災対策 2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送
	あしきた農業協同組合(本所)	1 災害時における救援物資等の緊急輸送
	熊本日日新聞社水俣芦北総局	1 気象予報、災害情報等の災害広報対策

機 関 名		事 務 又 は 業 務
公 共 的 団 体	あしきた農業協同組合	1 農業関係の被害調査又は協力 2 農作物等の災害応急対策についての指導 3 被災農家に対する融資、又はその斡旋及び種苗、飼料、肥料等の確保、又は斡旋
	芦北町漁業協同組合	1 漁業関係の被害調査又は協力 2 漁船、漁具、定置漁業施設等の災害応急対策についての指導 3 被災漁家に対する融資、又はその斡旋 4 沿岸災害時の応急海上輸送
	水俣芦北森林組合	1 林業関係及び林道等の被害調査又は協力 2 林産物等の災害応急対策についての指導 3 被災林家に対する融資又はその斡旋及び苗木等の確保又は斡旋 4 災害時における木材等の生活資材の確保又は斡旋
	芦北町商工会	1 商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ及び斡旋等についての協力 2 災害時における物価安定についての協力、斡旋 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
防災上重要な施設の管理者	病院等経営者	1 救護施設の整備及び避難訓練並びに被災時における収容者保護 2 災害時における負傷者等の医療、助産救助
	社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練 2 被災時における収容者保護
	金融機関	1 被災事業者に対する資金融資及びその他の緊急措置
	発電所	1 洪水時の適切な水位調整 2 災害に関する情報提供の協力
	危険物取扱機関	1 危険物取扱上の防災管理 2 災害時におけるプロパンガス、油類の供給

第3節 町の地勢

本町は、熊本県の南部に位置し、北は八代市に、東は球磨川を境に球磨村と、南は津奈木町と水俣市に接しており、西部には八代海を挟んで天草諸島がある。

地勢は、八代海に面したリアス海岸線や九州山地の起伏に富んだ地形から形成され、海岸及び河川流域の平地が水田や宅地を形成しているほかは、ほとんどが丘陵山岳地帯である。

気候は、海岸一帯と山間地帯とでは幾分異なり、海岸地帯は、暖流の影響により暖かく、ほとんど無霜地帯であるが、山間地帯は、降雨量も多く比較的冷涼である。

第4節 町の自然災害被害想定（ハザードマップ）

本町に影響を及ぼす自然災害（洪水・土砂・地震・津波・高潮）の被害想定（ハザードマップ）は、別冊「芦北町総合防災マップ」として取りまとめ、町内の全世帯に配布（町ホームページには、Web版を掲載）している。

町は、「芦北町総合防災マップ」に基づき地域防災計画を作成するとともに各種防災訓練等を企画し実行する。

各行政区、各世帯及び各個人は、「芦北町総合防災マップ」に基づき地区防災計画、マイタイムライン等を作成するとともに各種防災訓練及び日頃の備えに活用する。

第5節 計画の性格及び基本方針

1 計画の性格

- （1）この計画は、芦北町防災会議が作成する「芦北町地域防災計画」として、平成28年4月に発生した「平成28年熊本地震」、平成7年1月に発生した「阪神・淡路大震災」及び平成23年3月に発生した「東日本大震災」、更に、令和2年7月に発生した「令和2年7月豪雨」などの大規模災害を踏まえ、本町における災害の防止上必要となる災害予防、災害応急対策及び、災害復旧・復興に係る諸施策について定めるものである。
- （2）この計画は、災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、さらに関係機関において別途マニュアルを作成するよう努めるものとする。

2 計画の基本方針

この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な災害対策の整備及び推進を図るものである。

この計画の作成及び推進にあたっては、次の事項を基本とする。

- （1）自主防災体制の確立
- （2）防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- （3）男女共同参画などの多様な視点からの防災体制の確立
- （4）各種災害対策の推進
- （5）関係法令の遵守

第6節 芦北町危機管理業務予定

この計画を作成（修正）～実行（実災害への対応、防災訓練等の実施）～評価～改善する（PDCAサイクル）年間の主要事業を明確化し、計画の実行性及び地域防災力の向上を図る。

別紙第1「芦北町危機管理業務予定」・「地域防災力の向上＝3本の矢」

別紙第2「職員に求める災害対処能力」・「オペレーション（IDAサイクル）の実行」

第 2 章

災 害 予 防 計 画

第1節 公共施設等災害予防（建設課・農林水産課・上下水道課・健康福祉課・住民生活課・教育委員会・関係機関）

生活に密着した公共施設等が被災した場合、町民の生活の維持に重大な支障を来すことが予想され、その影響は極めて大きい。そのため、施設の耐災化及び機能強化等を図るものとする。

また、施設が被災した場合に備え、過去の災害時における復旧のプロセスやノウハウについて、あらかじめ、町及び関係機関における共有を図るものとする。

さらに、これらの施設が、災害時において災害対応の拠点となることも想定し、必要に応じ、防災機能の強化を図るものとする。

その他、町は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

1. 道路・橋梁（建設課）

道路及び橋梁は、災害時に、避難、救援、救護、消防活動をはじめ、被災施設の復旧等の応急対策活動を実施する上で重要な機能を有している。そのため、町は、日頃から町道の危険箇所の点検調査とこれに基づく補強工事等を行い、耐震化に努めるものとする。

また、防災拠点間の道路網となる緊急輸送道路の整備等に併せ、道路施設等の補強、新設及び拡幅等を図るものとする。

（1）道 路

法面の崩壊・落石、路面の損壊、道路施設の変状・破壊等の被害が想定される危険箇所について、落石対策や砂防関係事業などの補強対策を実施する。道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害においては火山噴出物等の道路の障害物除去、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等（以下「道路啓開等」という。）に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結を推進するものとする。

（2）橋 梁

災害時における避難、救援、救護、復旧活動に支障のないよう、町道にある老朽橋、耐久性・耐震性の不足している橋梁及び交通のあい路となっている橋梁について、道路橋示方書（耐震基準）に基づき、架替・耐震補強等の整備・促進を図るものとする。

地下水位の高さや土質等の関連から、地震時に液状化のおそれがあると判定される軟弱地盤上に建設された橋梁については、下部工や基礎工の補強を図る。

2. 河川・砂防・港湾・海岸・漁港（建設課・農林水産課）

（1）町河川

町は、二次災害の可能性の有無により、堤防及び構造物の耐震化を次のとおり行うものとする。

ア 堤 防

（ア）二次災害が想定される区間については、河川改修においても、耐震対策の必要性を検討

して施設を設置するものとする。また、被災が想定される区間については、想定される被害の程度、改修の状況等を総合的に判断し、順次対策を実施することとする。

(イ) その他の施設については、今後補強あるいは改築・新設を行う際、新耐震基準に基づき施設設計を行い、被災しない構造にするものとする。

(2) 砂 防

砂防えん堤においては、「河川砂防技術基準」に基づき、えん堤規模が大きいものについて、耐震対策を実施する。

(3) 港 湾

港湾施設は、人流、物流の拠点として、地域の生活と産業活動に深く係わり、重要な役割を果たしており、国土交通省令で定める基準に従い、地震発生の際の地域的危険度、構造物の重要度及び地盤を考慮して、地震に耐えられるよう整備する。

また、近年発生する大規模地震・津波に鑑み、通常の地震ばかりでなく大規模地震・津波発生時においても、緊急物資及び避難者の輸送を行い、さらに被災した港湾施設が復旧するまでの間、港湾施設が麻痺することを避け、背後地域の経済活動を維持する機能を発揮することが求められている。災害時の海上からの円滑な輸送のため、港湾管理者は、港湾の防災拠点機能を確保するものとする。

(4) 海 岸

海岸の保全は、町民の生命、財産を守る根幹であり、これまでも海岸保全施設の新設・改良補強等計画的に整備を推進してきたが、今後の施設整備に当たっては、耐震点検の結果を基に、危険度が高く、人命・財産が集積した地区について、耐震性をさらに強化し、逐次施設の整備を行うものとする。

(5) 漁 港

漁港施設は、「漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）」により国が定めた基本方針のうち、「漁港漁場整備事業の施行上必要とされる技術的指針に関する事項」に基づき、地域の自然条件や環境に及ぼす影響及び漁港施設の機能確保等を考慮し整備を行うものとする。

また、漂流物対策フェンスの再設置を進めることで、漁業環境の保全と漁業活動の安定化を図るものとする。

海岸保全施設等の整備に当たっては、行政職員、消防団員など防災業務に従事する者の安全確保の観点から、水門、陸閘等の自動化・遠隔操作化等のうち必要なものについて整備を順次進めるものとする。

3. 上水道（上下水道課）

上水道は、健康で快適な生活を支えるために必要不可欠なライフラインであり、生命、健康を守ることにより日常生活や産業活動の発展、地域経済活動の維持に欠くことのできない社会基盤として重要な役割を担っている。このため、災害による水道施設の損壊、断水等が発生した場合、住民生活等に重大な影響を及ぼすことになることから、市町村（水道事業者及び水道用水供給事業者）は防災に備え、水道施設の耐震化・老朽化対策等の必要な措置を講じるものとする。

4. 下水道(上下水道課)

下水道は、し尿・家庭雑排水を処理浄化することにより生活環境を改善し、また河川等の公共用水域の水質保全を図るとともに、雨水の排除による浸水の防除や資源の有効利用をするなどその役割は多方面にわたっている。災害発生時にその機能が麻痺した場合、住民生活に与える影響は極めて大きいため、町は発災に備えて、終末処理場や内水排除施設等を良好な状態に保つように維持管理するとともに、非常用発電装置の準備やその他所要の被災防止措置など、災害に対して必要な対策を講じるものとする。

なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。

(1) 対象施設

ア 管きょ

軟弱地盤や埋立地、造成地、地盤特性の急変する箇所、液状化のおそれのある地盤等において、管きょの重要度や地盤条件等を勘案した上で、適切な管種や可とう継手等の材料を選択し、耐災性の向上を図るものとする。また、必要に応じて地盤改良等による基礎地盤の安定化や管路施設の浮き上がり防止対策等の措置を講じるものとする。

イ 処理場、ポンプ場

既存施設については、阪神・淡路大震災や東日本大震災相当の大規模地震・津波に対する安全性の照査・診断を行い、地震の影響を抑止し、又は軽減する対策を講じるものとする。また、豪雨時において、浸水により施設が機能停止に陥ることのないよう防水壁の設置や防水扉の設置等、耐水対策を進める。

(2) システムとしての対策

全ての施設について短期間に必要な耐災性を確保することは困難なため、計画面での配慮が必要となる。施設が損傷した場合にも最低限の処理が行えるよう応急対策を加味した施設計画を策定するものとする。

施設が損傷した場合に機能を代替できるよう、重要幹線、処理場のネットワーク化、処理場内の重要水路の複数系列化や管路内に光ファイバー等下水道管理用の通信網の整備について検討することとする。

(3) 災害時における体制整備

災害時における下水道機能の維持及び被災施設の速やかな被害状況の把握及び機能の復旧のため、下水道事業継続計画（BCP）に基づき、災害時に必要な人員や資機材の支援を受けるための体制の整備を図るものとする。

5. 社会福祉施設（健康福祉課・住民生活課）

町は、施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度等の周知を行うものとする。また、耐災性の向上を推進するため、非常用自家発電の整備や老朽化した設備の更新を支援するものとする。

- (1) 施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織態勢の確立を図ること。
- (2) 国庫補助制度の積極的な活用等により、施設の耐震性その他の安全性の確保を図ること。
- (3) 施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- (4) 施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。
- (5) 施設の職員及び利用者の避難路の確保と周知を行うこと。
- (6) 施設における事業継続計画（BCP）の策定を推進すること。

6. 交通安全施設の防災機能の強化（芦北警察署）

緊急交通路として確保すべき道路への交通信号機用非常用電源装置の設置、耐震性に優れた鋼鉄製柱への更新、軽量で節電効果のあるLED式信号灯器への更新などの災害に備えた交通安全施設の整備を図るものとする。

7. 学校施設（教育委員会）

災害発生時における児童生徒及び教職員の安全を図るため、町立学校について、町は、次に掲げる対策を講じるものとする。

(1) 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前に建築された校舎等について、積極的に耐震診断を実施し、耐震診断基準に達していない場合は、耐震改修又は改築を実施するものとする。

また、体育館等の天井材や内装材、照明器具等といった非構造部材については、点検のうえ落下防止等の対策を講じるものとする。

(2) 学校施設の浸水対策

大規模な浸水被害を防止するため、県立学校施設については、受電設備、非常用電源等重要設備の高所設置、又は止水版の設置、嵩上げ等により、浸水被害の軽減及び早期の教育活動再開が図られるよう整備を推進する。

(3) 設備、備品の安全管理等

コンピューターをはじめ、テレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その防災対策を強化するとともに、児童生徒、教職員の安全と避難通路が確保できるように設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

なお、転倒落下等の防止対策については、定期的に確認するものとする。

8. ライフライン機能確保（農林水産課・建設課・関係機関）

町は、災害の予防や大規模災害発生時のライフラインの迅速な復旧のため、ライフライン関係機関との間で平時から情報交換を行うなど、相互に協力できる連携体制を構築するものとする。

また、町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

9. 工事中の建築物等に対する措置（建設課）

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、災害に備えて安全確保上実施すべき措置をあらかじめ定めておくものとする。なお、災害のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員等の安全確保のため津波からの避難に要する時間を配慮するものとする。

10. 災害応急対策の担い手の育成（建設課）

町は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

第2節 建築物等災害予防（建設課）

平成28年4月に発生した熊本地震をはじめ、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成16年10月に発生した新潟県中越地震、平成23年3月に発生した東日本大震災、令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震の被災状況等に鑑み、町民への建築物の耐震知識の普及を図るとともに「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等により既存建築物の耐震診断、改修を促進する。

毎年、火災によって多くの建築物が焼失し、尊い人命や貴重な財産を失っていることに鑑み、防災関係法令等により建築物の防災対策を促進することにする。特に、多数の人々が利用する特殊建築物等については建築基準法に基づく定期報告制度の強化を図り、また、火災による死者割合の高い住宅についても国及び関係機関と連携しながら防火対策の推進を図る。さらに、一般住民を対象として建築物に関連する防災知識の高揚と防災関係法令等の周知徹底を図るため、建築物防災週間を年2回実施する。

一方、平成16年にたびたび接近・上陸した台風により、県内各地で屋根瓦飛散等の膨大な建物災害が発生しており、建築物の耐風対策を講じる。

1. 防災対策の推進（建設課）

- （1）建築物の新築や増築等に際しては、建築確認申請を通じて建築基準法や消防法等によって必要な防災対策を講じる。
- （2）低層の木造老朽建築物が密集し、大規模な火災発生のおそれがある地区に対し、都市再開発法や住宅地区改良法等を活用した建築物の不燃化や耐震化等を実施する。
- （3）住宅火災による高齢者の死亡率が一般人に比べて極めて高い現状にあることに加えて、今後本格的な高齢化社会を迎えるので、住宅用火災警報器設置・点検・交換に関する啓発等、住宅防火対策の推進に努める。

2. 既存建築物等の防災対策（建設課）

- （1）耐震改修促進計画及び同実施計画に基づき耐震診断・改修の促進を図る。
- （2）県と連携し、木造住宅の耐震化に向け、住宅耐震化補助を受けることができる体制整備に取り組む。また、建築士を対象にした耐震診断講習会の開催を通じて町民への住宅耐震化促進に係る啓発を強化する。
- （3）既存の特殊建築物等については、定期報告制度や防災査察等によって建築物の防災維持に努める。
- （4）建築物の外壁や広告板等の落下による人的被害を未然に防止するため、落下物対策を推進する。

3. 市街地の不燃化推進（建設課）

市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、住環境整備事業等を展開することにより、市街地の不燃化を推進する。

第3節 風水害・土砂災害予防（総務課・建設課・農林水産課）

1. 治山対策（農林水産課）

（1）山地災害の原因と対策

町は、急峻な地形が多く、梅雨・台風などにより集中豪雨が発生しやすい地理条件で、山地災害発生危険性の極めて高い地域である。町内には、集落の上部などで山地災害が発生する危険性の高い「山地災害危険地区」が、令和7年1月現在142箇所ある。

地震が発生すれば、直接崩落が発生するだけでなく、発生した亀裂から雨水が浸入し、崩落の誘因となることも考えられる。

したがって、これらの地区の保安林指定を重点的に進め、森林が有している土砂崩壊・土砂流出の防止機能を最大限に発揮させるために、保安林整備事業や治山事業による保安林機能強化及び維持回復を進めていく必要がある。

（2）保安林整備対策

山地における森林の存在は、それによって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用が山地に降った雨を地中により多く浸透させ、降雨直後の地表流出量を減少させることにより河川流量の急激な増加を抑える機能があり、また林木の根系の物理的作用によって表土の流失又は崩壊の発生を防止する等、洪水調節機能、渇水緩和機能及び侵食防止機能等に優れた効果をもっている。しかし、これらの森林が無秩序な伐採、開発や災害によって破壊された場合、また地味劣悪のため粗悪な林相を呈している場合には、放置すれば前記の諸保安機能が低下し又は喪失して町土の荒廃をまねくおそれがある。

これらに対して、質的向上を図るため治山施設を整備しながら改植、補植及び下刈り等を実施して、健全な保安林を育成することにより、森林の土砂の流出及び崩壊防止等の維持増進を図ることとしている。

（3）荒廃地復旧対策

過去の集中豪雨等により荒廃した森林を放置すれば、さらに崩壊や土石流の発生を招く危険性がある。そこで、集落や公共施設等の保全対象に影響を及ぼすおそれが高い箇所から、治山施設（谷止工、流路工、山腹工等）を設置するとともに、植栽や緑化により早期に森林に復旧し、保安林機能を発揮させていく。

2. 土砂災害対策（総務課・建設課）

（1）土石流対策

町は、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、町長は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）（急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合にその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものに限る。）がある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

加えて、土砂災害から町民の生命、財産を守るためには、「災害から守る」「災害から逃げる」という二つの取り組みが必要であり、緊急度に応じたハード対策（施設整備）、土砂災害の発生のおそれがある箇所におけるソフト対策（警戒避難等）両面からの総合的な土砂災害対策に取り組むものとする。

（2）地すべり防止対策

町は、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、町長は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に要配慮者利用施設（急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合にその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものに限る。）がある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

（3）急傾斜地崩壊（がけ崩れ）防止対策

町は、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとし、町長は、円滑な警戒避難を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として町が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に要配慮者利用施設（急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合にその利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものに限る。）がある場合にあっては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

(4) がけ地近接等危険住宅移転対策

毎年のように集中豪雨等によるがけ崩れ災害が発生し、そこに住む人々の生命及び財産に重大な被害をもたらしている。このため、がけ地の崩壊、土石流、地すべり、津波、高潮、出水等のおそれがある危険住宅の移転を促進することにより、住民の生命の安全を確保するため、がけ地近接等危険住宅移転事業制度に基づき、危険住宅の除却に要する経費及び危険住宅に代わる住宅の建設（購入）に要する経費についてその一部を補助するものである。

(5) 防災集団移転対策

豪雨、洪水、高潮その他の異常な自然現象による災害が発生した地域又は建築基準法第39条第1項の規定により指定された災害危険区域のうち、住民の住居に適当でないと認められる区域内にある住民の集団移転を促進するため、地方公共団体が行う集団移転促進事業に要する経費の一部を国が負担し、住民の生命、身体、財産等を災害から保護するものである。

(6) 住民の早期避難対策（予防的避難の推進）

町は、「空振り」を恐れず、危険が切迫する前に、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効である、という「予防的避難」が必要との考えに立ち、町民の「いのち」を最優先するという考えのもと、大雨等が予想される際の「予防的避難」の取組を進めてきた。

令和2年7月豪雨を踏まえ、改めて「予防的避難」について自主防災組織等に働きかけ、災害から町民を守るとともに、町民の防災意識の高揚に努めていくものとする。

町は、国、県、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するようハザードマップ（最大規模の洪水（L2）に対応したもの）、防災マップ、タイムラインや風水害発生時の行動マニュアル等を作成し、住民等に提供し、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発を行うものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

町は、ハザードマップ等の配布又は回覧、リアルハザードマップの設置など、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

3. 治水対策（総務課・建設課）

町は、水防法（水防法第14条）に基づく洪水浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、次に掲げる事項について定めることとする。

(1) 洪水予報等の伝達方法

(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

(3) 浸水想定区域内に地下街等で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止

を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。）で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として町が

条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

なお、名称及び所在地を定めたこれらの施設については、町は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとし、避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示等を行うものとする。

浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた全ての要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、これを町長に報告するとともに、策定した計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、この結果を町長に報告するものとする。

4. 重要水防施設等監視体制（建設課、農林水産課）

重要水防施設等管理者は、地震発生時の津波襲来に備え、多数の水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順や管理方法（緊急点検及び巡視）等について、あらかじめ定めておくものとする。なお、重要水防施設等の点検監視にあたっては、行政職員、消防団員など防災業務に従事する者の安全確保の観点等から、水門、陸閘等のうち必要なものについては、自動化・遠隔操作化等の整備を順次進めるものとする。

5. 道路橋梁対策（建設課）

（1）道路対策

崩土、がけ崩れ等のおそれがある山間地域における道路は、逐次、防災コンクリート擁壁、防護網、法面被覆等により整備を図る。

特に、緊急輸送道路等については、大規模災害時においても、その機能を相互に補完できるように多重性（リダンダンシー）の確保に努める。

町は、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

（2）橋梁対策

橋梁で老朽橋及び荷重条件の変更を含めて防災上交通上の見地から重要度危険度を検討勘案し順次改築及び補修・補強を図る。

6. 内水氾濫対策（総務課・建設課）

近年の気候変動による集中豪雨の多発や都市化の進展による雨水流出量の増大等により、内水氾濫の被害リスクが大きくなっていることから、浸水被害軽減に向けて排水路や雨水貯留施設、排水ポンプ場の整備を進めるものとする。

特に、町が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等においてこれを把握・管理できる設備や体制の整備を進めるものとする。また、当該排水施設等については、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により雨水を排除できなくなった場合又は河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、それを公表するとともに一般住民へ周知することとする。

さらに、令和7年8月豪雨からの復旧・復興プラン「浸水対策（内水氾濫対策含む）」や、以下の熊本県国土強靱化地域計画「内水氾濫対策の推進」を参考に浸水対策に取り組むとともに、町が主体的に進める内水氾濫対策を支援するものとする。

- （１）大規模な内水氾濫発生時の被害を軽減するため、浸水被害の多い河川や、市街化区域を流下する河川の整備等、ハード対策を重点的に実施する。
- （２）町の意向に基づいた特定都市河川の指定により、浸水被害の軽減につながる雨水流出抑制対策を促進する。
- （３）逃げ遅れ等を防止するため、町での内水ハザードマップ作成を促進するとともに、当該マップ等の情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を促す。
- （４）町での下水道による都市浸水対策に係る中長期的な計画（雨水管理総合計画）策定の促進や、排水対策に資する下水道施設の整備・機能強化等について技術的支援を行う。
- （５）農地等の浸水被害を軽減するため、浸水リスクに対応した農業用排水機場の整備を進めるとともに、BCPの検証・見直しに取り組む。
- （６）大規模な内水氾濫発生時の被害を軽減するため、SNS等での予防的避難の呼びかけや訓練を通じた初動体制の強化など早期避難につながるソフト対策を市町村と連携して実施する。

7. 汚水処理施設対策（上下水道課）

下水道や集落排水施設の機能が麻痺すると町民生活に与える影響は極めて大きいため、汚水処理場やポンプ場、管渠について浸水に対する必要な対策を講じるものとする。

8. 土地利用の適正化（総務課・建設課）

全国的に大規模な風水害や土砂災害が頻発していることから、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図るものとする。

また、町は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。

9. 災害危険個所の指定等（総務課・建設課・農林水産課・住民生活課）

町内の土砂災害や水防関係等の災害危険個所は別冊「芦北町総合防災マップ」のとおりとする。

（１）災害危険箇所等の把握

災害危険箇所の把握については、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各課の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する

ものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

(2) 災害危険地域の現況

町管理区域で危険と思われる箇所、特に警戒区域については、地域防災計画において、その区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めておくものとする。

(3) 実施責任者

河川及び海岸の災害危険地域の巡視及び災害予防上必要な措置については、熊本県水防計画の定めるところにより、水防管理団体（町長が水防管理団体の長）が行うものとする。

(4) 危険区域の巡視等

ア 水防関係

異常降雨等によって、河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたときは、水防管理者は前記危険区域について、河川、海岸及び堤防等の巡視を行うものとし、また監視のための水防団員（消防団員）を配置するものとする。

イ 防災関係施設（堤防、樋門等）の整備により危険箇所の指定から外されている場合においても、異常な水位（潮位）の上昇により破堤・越波等の発生するおそれもあるため、警戒、巡視等においては、従来からリストアップされた危険箇所だけでなく、水位（潮位）と堤防等の高さを比較のうえ適切に対応するものとする。

なお、通報その他災害予防上必要な事項については、熊本県水防計画の定めるところによる。

(5) 盛土関係

ア 盛土による災害の防止のための取組み

町は、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査を行い、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を関係機関と連携して行う。

また、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査、及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を行う。

イ 是正指導

町は、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。

第4節 火災予防（総務課・農林水産課）

1. 火災予防対策の指導（総務課）

大規模構造物や危険物施設等の増加、住居の高層化・密集化等により火災の大規模化・特殊化が懸念される。

このため、町は時代の変化に対応したきめ細かな火災予防指導の徹底に努める。

（1）一般家庭に対する指導

住宅火災による死者が建物火災による死者の約9割を占め、特に高齢者の死者発生率が極めて高い状況にあるため、住宅防火対策が全国的に展開されている。町においても、広報活動及び関係機関との連携強化等を通じて町民一人一人の防火意識の高揚及び住宅用防災機器等の普及を図る。

（2）予防査察の指導強化

各消防機関が行う予防査察においては、管内の防火対象物の実態を十分把握し、それに基づき消防計画・防火管理体制・消防用設備等の維持管理等について適切な指導を行っていくよう強力に推進する。

（3）火災危険区域の設定

住宅密集地のうち、特に火災の危険の大きい区域については消防、建築、都市計画等総合的な観点から火災危険区域を設定し、防火対策を樹立するよう指導する。

（4）防火管理者の指導育成強化

防火対象物の高層化・複雑化に伴い、消防機関による予防行政及び消防活動を補完する防火管理者の役割の重要性が増していることから、防火管理業務を有効に遂行できるように防火管理者に対する講習会を実施する。

（5）防災物品の普及指導

防災物品は、出火及び延焼拡大防止に非常に効果的であるので、その普及促進を図る。特に高齢者等が居住する家庭に対しては、防災物品のカーテン・じゅうたん等の普及促進を図る。

（6）消防用設備及び特殊消防用設備等の維持管理の徹底

消防用設備及び特殊消防用設備等については、いつ火災が発生してもその機能が有効に発揮できるよう、消防法令で定める定期点検及び報告の徹底を図る。

（7）幼年、少年、女性消火・防災クラブ等の民間防火組織の育成・指導

日頃から出火防止・消火訓練・通報訓練等を行い、地域住民一人一人の火災予防の自覚と相互協力が図られるよう、地域の実情に応じた消防団、幼少年女性防火・防災クラブ等防火クラブ等の自主防火組織の育成を行い、地域ぐるみの防火安全体制及び初期消火体制の確立を図る。

2. 森林火災予防（総務課・農林水産課）

（1）予防措置

火災の原因が落雷、噴火、摩擦熱等の天災は例外として、その殆どが人為的であり、発生の場所が林野であるので、人に対する措置と林野に対する施設について考慮しなければならない。

ア 教育指導

- (ア) ラジオ、テレビ放送、防災行政無線、広告、広報誌、ポスター掲示による広報
- (イ) 危険地域、主要入山口に標板、制札、ポスターの掲示
- (ウ) 火災警報発令の周知徹底

イ 取締りの強化

- (ア) たき火、喫煙の制限
- (イ) 火入許可の厳正なる実施および監督（乾燥注意報発表中は火入許可を行わない。）

ウ 森林保全巡視の実施

- (ア) 森林レクリエーションのための利用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある森林
- (イ) 自然的条件により山火事の危険性が高くかつ過去において相当程度の山火事が発生したことがある町の区域内の森林

(2) 防火施設

防火施設は、火災の早期発見と、適切な防火、消火の措置により、被害を最小限度に防止するもので、森林経営上、予防及び消火の施設を設けることにある。

ア 林野火災の予防及び消火技術の研修

イ 防火施設の整備

森林経営上特に火災危険地区森林に、延焼防止のための防火施設を整備強化する。

(ア) 防火線の構築

位置、構造については、地区森林の状況により最も効果的な施設を考慮する。

(イ) 防火林道や防火林帯等の整備

町は、消火活動の円滑な実施のための防火林道の整備等を実施するものとし、防火線敷には、火に抵抗性のある樹種を植栽し、延焼の防止及び火勢の抑圧をするための防火林或いは防火樹帯を設定する。

(ウ) 防火的施策

森林の経営にあたっての造林、保育は、防火上効果的施策を考慮する。

第5節 危険物等災害予防（総務課）

危険物等による災害を未然に防止するため、次により対策を実施するものとする。

1. 危険物の災害予防対策

（1）施設の現況

令和6度の消防年報における町の危険物製造所、貯蔵所及び取扱所の数は製造所0件、貯蔵所30件、取扱所23件となっている。

（2）保安体制の確立

町長は製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、危険物取扱者制度の徹底を図るとともに当該施設の種類、規模により危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を定めて、当該施設における保安業務を誠実に行わせ、常時保安体制を整備するよう指導するものとする。

（3）製造所等の維持管理

町長は製造所等の保安検査または立入検査を実施する際、次の事項を重点的に検査するものとし、製造所等における災害の防止に積極的な指導を行うものとする。

ア 位置、構造及び設備の維持管理状況

イ 消火設備、警報設備の保安管理状況

ウ 危険物の貯蔵及び取扱い状況

エ 危険物取扱者の立合い状況

（4）自主予防対策の推進

町長は、製造所等の種類、規模に応じ、所有者等が次の措置を取り、自主的な保安体制を確立するよう適切な指導をするものとする。

ア 予防規程の遵守

町長は、予防規程の内容が常に実態に即したものであるよう指導し、関係者の周知と遵守の徹底を図る。

イ 自衛消防組織の充実

町長は、自衛消防組織の編成状況を掌握し、随時消防訓練を実施させるなど、その消火活動の向上を指導し、災害発生に対応できるよう組織力の強化充実を図る。

ウ 定期点検の励行

町長は、保安検査、立入検査のほか、製造所等において当該施設の設備に関して不備箇所等を補修、改善し、事故の未然防止と安全確保を図らせるため、自主的な定期点検を完全実施するよう指導を行う。

（5）危険物の輸送

町長は、警察の協力を求めてタンクローリーなど危険物運搬車両への立入検査を実施し、車両の保安管理、移送、運搬基準の励行等につき指導取締を行うものとする。

（6）消火薬剤等の緊急輸送対策

町長は、関係事業所等の消火薬剤の保有状況、化学消防車その他化学消防設備の実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図るものとする。

第6節 文化財災害予防（教育委員会）

1. 文化財の災害予防対策

（1）防災意識の向上への取組

災害による文化財への被害を防ぐため、日頃から業務に携わる職員及び文化財所有者等の防災への意識を向上させることが重要である。町と県で分担して所有者等に対する防災意識の向上を図る取組を行う。

町は、国、県主催の各種研修会等に参加するとともに、毎年1月26日に定められている「文化財防火デー」の取組みを通じて所有者等に情報提供と助言を行う。

（2）平時における災害への備え

災害対策は、平時における備えが最も重要である。文化財の所在把握、対応する関係者のネットワークの構築等のソフト面と、防災設備の設置等のハード面の両面での備えを行う。

ア 文化財の所在及び所有者の把握の支援

町は、県が実施する文化財所在把握のため、文化財類型毎に属性情報をリスト化する悉皆調査に資する情報を提供する。

イ 記録の作成の支援

町は、災害時に県が実施する災害時の文化財の被害把握と救出に資する情報を提供する。

ウ 災害のリスクの把握と周知

災害に備え、所有者等や文化財保護行政担当部局は災害が発生する前に各種災害が文化財に与える影響を理解し、災害発生時や復旧時における対応を想定しておくことが必要である。そのため、町は県とともに、国、県、町が公表しているハザードマップを参照するなどしてその地域における災害のリスクを把握し、所有者等に対してリスクの周知と日常的な防災対策を促していく。

エ 日常的な防災対策の促進

文化財の日常的な防災対策については、文化財の類型や災害の種別ごとに文化庁からのガイドラインが出されている。町は県と連携して、所有者等に対してその内容の周知を行うとともに、それらを参照した対策を働きかける。あわせて、対策費用に関する国等の補助や支援制度を紹介する。また、防火意識を高めるための文化財防火デーにおける消防訓練や避難訓練の実施について働きかける。

オ 災害が想定される際の事前対策の働きかけ

火災や地震の予測は難しいが、風水害は気象情報等で予測ができるため、所有者等に対し日常的な防災対策の再確認と事前にブルーシート等による文化財の養生、周辺の可動性の物品の移動、動産文化財の一時的な場所移動等の緊急的対策の実施を呼びかけていく。

（3）防火設備の整備

消火器、自動火災報知機、その他の消防用設備等の整備促進を図る。なお、消防法施行令により条件に応じて重要文化財建造物に設置が義務付けられている設備は以下のとおりである。

町及び県は、所有者等に対してこれらの設備について消防署と調整するなどして適宜、整備を図るよう促していく。

ア 消火設備（①…すべての重要文化財に設置。②～⑩…条件に応じて設置。）

①消火器及び簡易消火用具、②屋内消火栓設備、③スプリンクラー設備、④水噴霧消火設備、
⑤泡消火設備、⑥不活性ガス消火設備、⑦ハロゲン化物消火設備、⑧粉末消火設備、⑨屋外消
火栓設備、⑩動力消防ポンプ設備

イ 警報設備（①…すべての重要文化財に設置。②～⑤…条件に応じて設置。）

①自動火災報知設備（すべての重要文化財建造物に必ず設置）、②漏電火災警報設備、
③消防機関へ通報する火災報知設備、⑤非常警報設備

2. 出土文化財・調査記録類の適切な保管

出土文化財・記録類が火災・盗難により消失し、風水害によりき損することを防ぐために、その種類と内容に応じた施設・設備と方法を選択して適切な保管を行う。

なお、同様の観点から、保管施設の立地を確認し、保管方法を見直すことにより、出土文化財・調査記録類を適切に保管する。

第7節 気象観測施設等整備（総務課）

1 芦北町

観測所名	所在地	保有観測器	観測種目
芦北町役場 総務課	芦北町大字芦北 2015	風速計 気温計 湿度計 気圧計 雨量計	風速 温度(最高・最低・平均) 相対湿度 気圧 雨量 天気
吉尾出張所	芦北町大字吉尾 523-2	雨量計	雨量
大野出張所	芦北町大字天月 1344-2	雨量計	雨量
湯浦出張所	芦北町大字湯浦 253	雨量計	雨量
小田浦地区生涯学習センター	芦北町大字小田浦 3339	雨量計	雨量

2 熊本地方気象台

観測所名	所在地	保有観測器	観測種目
田浦	芦北町大字田浦町 639	雨量計	雨量

3 水俣芦北広域行政事務組合

観測所名	所在地	保有観測器	観測種目
芦北消防署	芦北町大字芦北 2781-8	風向風速計 気温計 湿度計 気圧計 雨量計	風向・風速 温度(最高・最低・平均) 相対湿度・実効温度 気圧・雨量 天気・積雪量

第8節 防災業務施設整備（総務課）

災害発生の未然防止及び被害の拡大を防止するための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備又は推進に関する計画である。

1. 水防施設（総務課）

水災を防御し、又は、被害の軽減を図るためには応急対策の円滑化を期する必要がある。

そこで、これらを実施するために必要な水防施設の現況を把握するとともに、逐次これらの整備促進を図るものとする。

（1）水防倉庫及び水防資材

（2）水防資材および器具の整備方針

指定水防管理団体は、管内河川における水防が十分に行えるよう水防倉庫を設置するものとする。

2. 消防設備（総務課）

（1）消防施設等の現況

分 団	ポ ン プ			防 火 水 槽			消火栓
	消 防 車	小型ポンプ付 積載車	小型ポンプ	40m ³	20m ³	その他	
機動分団	1	2					
第1分団		2(内;軽1)	2	19		10	53
第2分団		3	2	18	1	6	31
第3分団		3	2	20		6	53
第4分団		2	3	15		3	53
第5分団		4(内;軽1)	1	24		5	59
第6分団		4(内;軽1)	3	28		6	50
第7分団		3	5	45		2	5
第8分団		4(内;軽1)	7	46	3	17	5
第9分団		3	7	36	1	12	
合 計	1	30	32	251	5	67	309

（2）消防施設等の整備計画

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき計画的に消防施設等を整備するよう強力に推進するものとする。

3. 通信設備（総務課）

（1）防災行政無線等の整備

町、関係機関は、災害時の情報伝達手段について、平時からその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。

ア 多重化・耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また、電

気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量確保に努めること。

イ 非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど 堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図ること。

ウ 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的の実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向けて、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。

エ 通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めること。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的の実施すること。

オ 携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備に努めること。

カ 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

(2) 町は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点について十分考慮するものとする。

ア 防災行政無線等の無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保すること。

イ 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図ること。

ウ 画像等の大容量データの通信を可能とするため、ネットワークのデジタル化を推進すること。

エ 非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（地震災害においては耐震性があること、津波災害及び風水害においては浸水する危険性が低い場所）への設置等を図ること。

オ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的の実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向けて、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。

カ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに、関係機関の間で運用方法について十分な調整を図ること。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた際は、国〔総務省〕と事前の調整を実施すること。

キ 通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用

したインターネット機器の整備、活用に努めること。また、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的を実施するよう努めること。

ク 携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮すること。

ケ 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。

コ NTT等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めること。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておくこと。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図ること。

サ NTT等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めること。

シ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。

(3) 電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、町の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

4. 防災活動拠点施設（総務課・建設課・商工観光課）

(1) 防災拠点センターの整備

令和2年7月豪雨災害の教訓から、災害対応の効率化・迅速化を図るため、以下の機能を備えた防災拠点センターの整備を進める。

- ア 警戒監視体制の強化及び災害対策本部の効率的な運営に係る機能（資機材・スペース）
- イ 災害時の受援体制をスムーズにするための機能（スペース）
- ウ 物資拠点とするための機能（スペース・物資）
- エ その他、住民が緊急的に避難できる機能 等

(2) その他の防災活動拠点

町は、大規模な災害に限らず、相当規模の災害や町内の災害など、災害規模に応じた防災活動拠点（地区防災活動拠点、地域防災活動拠点など）の確保を図る。

町は、災害時の活動拠点（避難所、物資輸送拠点、情報発信拠点等）として活用されるよう「道の駅」の機能維持・強化に努めるものとする。

(3) 防災活動拠点への設備整備

防災活動拠点となる施設には、非常用電源設備、耐震性貯水槽、防災行政無線、備蓄倉庫、臨時ヘリポート等の設備の整備を図るものとする。

第9節 防災知識普及（総務課・教育委員会・健康福祉課・住民生活課・農林水産課・関係機関）

1. 方針

台風、大雨、高潮などによる災害を最小限に食い止めるためには、町及び防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民一人一人が日頃から災害についての認識を深め、自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要である。

町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独又は共同して、計画的かつ継続的に行うものとする。

また、町は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、災害と防災に関する町民の理解向上に努めるものとする。

さらに、町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

2. 町役場職員に対する防災教育（総務課）

台風、大雨、高潮などの災害発生時に地域防災計画の実行上の主体となる町役場職員には、災害に関する豊富な知識が必要とされるほか、これらの知識に基づく適切な判断力が求められる。

このため、町は、防災業務に従事する町長始め防災担当職員に対して次の防災教育を実施し、災害に関する知識の習得及び判断力の養成を図り、防災体制の確立等、防災活動の円滑な推進を図るものとする。

また、日頃、防災業務に従事しない職員でも、災害時において直ちに対応できるための簡潔なマニュアル作成に留意し、研修会の実施などを通じて、組織全体の防災対応能力向上に努めるものとする。

なお、町は、被災地への職員派遣を積極的に行い、災害対応で得られたノウハウや経験を職員全体で共有できるよう努める。

（1）教育の内容

- ア 芦北町地域防災計画及びこれに伴う各課の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 各種災害の原因、対策等の科学的、専門的知識
- エ 過去の主な被害事例や過去の災害対応の教訓
- オ 防災関係法令の運用
- カ 防災システムの操作方法等
- キ その他必要な事項

(2) 教育の方法

- ア 講演会、研修会等の実施
- イ 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ウ 見学、現地調査等の実施

3. 住民に対する防災知識の普及（総務課・教育委員会・健康福祉課・住民生活課・農林水産課）

町は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、地域住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、気候変動の影響も踏まえつつ、風水害や火災等一般災害に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。

(1) 普及の内容

ア 芦北町地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条第4項に基づく「芦北町地域防災計画」の公表は、防災会議事務担当課（総務課）が芦北町ホームページにおいて行い、適宜周知を図るものとする。

イ 災害予防及び応急措置の概要

町は、平時から、地域住民等への災害予防に関する知識の普及・啓発を徹底するものとする。普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 火災予防の心得
- (イ) 気象予警報等の種別と対策
- (ウ) 災害危険箇所の認識
- (エ) 指定緊急避難場所、指定避難所（指定一般避難所・指定福祉避難所）、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (オ) 生活の再建に資する行動（被災後、片付けや修理の前に被災箇所等の写真を撮影すること）
- (カ) 台風襲来時の家屋の保全方法
- (キ) 農林水産物に対する応急措置
- (ク) 3日分（推奨1週間）の食料（食物アレルギー対応食品等を含む。）、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等の備蓄
- (ケ) 消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカーの設置
- (コ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ（周波数帯76MHz～99MHz対応機種）、乾電池、マイナンバーカード、おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備
- (サ) 自動車へのこまめな満タン給油
- (シ) 夕方明るいうちからの予防的避難
- (ス) 寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
- (セ) 防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
- (ソ) 防災サイレン吹鳴の意義
- (タ) 避難先及び避難方法
- (チ) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ツ) 避難が困難な場合の対応（深夜の豪雨など）

- (テ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や、企業や学校の計画的な休業・休校等について
- (ト) 避難所生活のマナーとルール
- (ナ) ペットを受入れ可能な避難所
- (ニ) ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備
- (ヌ) 防疫の心得及び消毒方法等の要領
- (ネ) 災害時の心得
- (ノ) 自動車運転者のとるべき措置
- (ハ) 過去の災害事例や教訓、他地域の災害からの教訓

ウ 建築物に関する各種調査の周知

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるものとする。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）の危険性等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(2) 普及の方法

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験型学習等様々な手段の活用にも努めるものとする。

ア 社会教育を通じての普及

幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人（女性）防火クラブ、自主防災組織、防災士会、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の活動や会合、各種研修会、講習会等の機会を活用する。

イ 広報媒体等による普及

情報の出所を明確にしたうえで、次の媒体をはじめとする、有効かつ適切な媒体等を活用する。

- (ア) 町広報誌の利用
- (イ) パブリシティ活動の展開
- (ウ) ビデオ、スライドの利用
- (エ) 広報車の巡回
- (オ) 講習会、研修会等の開催

ウ 防災訓練等における普及

町は、講習会への開催等を通じて、自然災害についての認識を深めるとともに、住民に対して各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）への積極的な参加を呼びかけ、住民参加型の訓練の実施等、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。

4. 学校教育における防災知識の普及（総務課・教育委員会）

町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促すものとする。

特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、地域と連携した避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

（1）児童生徒等に対する防災知識の普及

学校における防災知識の普及は、安全教育の一環として児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を守るため行うものである。

防災知識の普及は、各教科、特別活動における指導も含め、学校教育活動全体を通して行うものであり、その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、実態に即した防災知識の普及を行うものとする。

ア 災害時の身体の安全確保の方法

イ 災害時の自助、共助、公助の考え方とそれぞれの役割

ウ 風水害等災害発生のおそれ

エ 防災対策の現状

なお、風水害等の災害が発生した場合において、自らの命を守るため主体的な行動がとれるよう、住んでいる地域の特徴や過去の災害の教訓等について防災教育の中に取り入れるとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

また、災害時の保護者への児童の引き渡し方法について、あらかじめ検討し、周知するものとする。

（2）指導者に対する防災知識の普及

研修会等を通じて、指導者の資質向上を図るものとする。

また、教職員の中から防災に関する専門知識を有する人材を育成し、町内外の大規模災害発生時に学校を支援できる体制を整備する。

（3）学校における消防団員等が参画した防災教育の推進

町は、学校における消防団員・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

5. 防災上重要な施設の管理者等の指導（総務課・関係機関）

町及び防災関係機関は、防災上重要な施設、大規模集客施設等の管理者に対し、次の内容を中心に防災対策研修等を実施し、その資質の向上を図るものとし、特に出火防止、初期消火、避難誘導等発災時に対処しうる体制の整備を推進するものとする。

（1）避難誘導等防災体制の整備

（2）風水害等災害の特性及び過去の主な被害事例

（3）危険物施設等の位置、構造及び設備の保安全管理

（4）出火防止、初期消火等の任務役割

（5）防災業務従事者の安全確保

- (6) 発災直後、建物の安全が確認できる点検方法の習熟（内閣府「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」等参照）

6. 事業所の防災対策の促進（総務課・関係機関）

(1) 事業所の防災力向上

町は、優良事業所表彰等、事業所の防災活動を積極的に評価することにより、事業所における従業員の防災意識や防災力の向上を図るものとする。

また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、研修会等による企業防災担当者の人材育成を図るものとする。

事業所は、災害時に事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続及び地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

(2) 事業所に対する事業継続計画（BCP）策定支援

町及び関係機関は、事業所が災害発生に伴い通常の事業活動が中断した場合に、事業活動上、最も重要な機能を可能な限り短い期間で再開できるよう事前に来客者・従業員等の安全確保、二次災害の防止等を含む事業継続計画（BCP）の策定及びBCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）の構築を支援する。

特に、中小企業等の支援に当たっては、町及び商工会・商工会議所は、連携して事業継続強化支援計画の策定に努めるものとする。

(3) 要配慮者利用施設の避難訓練等の状況の確認

町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。また、町は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

7. 防災知識の普及、訓練における要配慮者等への配慮（総務課・健康福祉課・住民生活課）

町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

8. 外国人に対する防災知識の普及（総務課・住民生活課・企画財政課）

町は、外国語による表記やふりがなを付記する等分かりやすく説明した防災に関するパンフレットの作成、配布を行うなど要配慮者としての外国人に対して、防災知識の普及に努めるものとする。

加えて、外国人住民が平時から防災知識を学ぶことができるよう、町等が行う防災訓練への外国人住民の参加促進や、外国人サポートセンターにおける多言語での生活情報発信、地域日本語教室におけるテーマ学習等に取り組む。併せて災害時に外国人を受け入れる避難所の運営を円滑にするため、町役場職員の対応力向上を図るものとする。

9. 防災知識の普及の時期（総務課・関係機関）

町及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、適宜、防災避難訓練を実施するなど防災知識の普及啓発を行うものとする。

※ 火山防災の日：8月26日	防災の日：9月1日
津波防災の日：11月5日	防災とボランティアの日：1月17日

10. 防災相談（総務課・関係機関）

町及び防災機関は、一般住民に対する防災知識の普及活動の一環として、防災相談体制を整え、住民からの相談に随時、適切に対応するものとする。

11. 災害記録の保存と災害の教訓の伝承等（総務課・教育委員会・関係機関）

町は、大学、企業、各種団体等と連携し、町内で発生した大規模災害について後世に伝えるべき資料を収集し、デジタルデータなど長期間に亘る保存に適した形態での保存を進めるものとする。

町は、大規模災害により生じた遺構を保存・管理し、過去に起こった大災害の教訓や石碑・モニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を防災教育等を通じて後世に伝えていくよう努めるものとする。

また、住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、県及び町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うとともに、住民による災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第10節 地域防災力強化（総務課・健康福祉課・住民生活課・関係機関）

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

また、町は、地域における自助・共助の推進について、大雨や台風などの災害に備え、住民一人ひとりがあらかじめ災害時の避難行動を時系列にまとめる「マイタイムライン（一人ひとりの防災行動計画）」の普及を始めとして町民や事業者に対して啓発を行うとともに、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう地震・水害・土砂災害・福祉・防災気象情報等に関する専門家を活用し、地域防災リーダーや、率先して自ら避難することで他の住民の避難を誘発する「率先避難者（ファーストペンギン）」の育成を図るものとする。

さらに、町は、国と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。

1. 自助（総務課・健康福祉課・住民生活課・関係機関）

町民は、「自らの身の安全は自ら守る」、「自分でできることは自分で行う」ことが基本であることを認識し、次に掲げる平時の取組を進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動を取るものとする。

（1）平時の取組

ア 知識等の取得

- ・過去の災害の発生状況
- ・気象予報警報等の種別と対策
- ・防災訓練等への参加

イ 事前の確認

- ・命を守る「マイタイムライン」の作成
- ・指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、災害危険箇所
- ・家族等との連絡方法や集合方法
- ・就寝場所の安全確認
- ・災害情報の入手方法
- ・近隣の井戸の位置等の確認
- ・防災行政無線戸別受信機等のスイッチ確認
- ・自家用車も含めた事前避難先の確保

ウ 事前の備え

- ・地震保険など自然災害に備えた適切な保険や共済への加入、住宅の耐震化、家具の固定、ブ

ロック塀の補強

- ・防災メールサービスへの登録
- ・自動車へのこまめな満タン給油
- ・最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄（日常備蓄※を含む。）
- ※日常備蓄：日頃利用している食料品や生活必需品を少し多めに購入して備蓄する方法
- ・非常持ち出し品（非常食品、マイナンバーカード、おくすり手帳（コピーでも可）、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備

2. 共 助（総務課・健康福祉課・住民生活課・関係機関）

町民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域で出来ることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治会や自主防災組織・事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。

（1）平時の活動

- ア 防災に関する知識の普及
- イ 地域一体となった防災訓練（町等と連携した訓練等）の実施
 - ・避難指示等の地域への情報伝達訓練
 - ・被害状況（安否確認含む）の把握、町への情報伝達訓練
 - ・避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
 - ・避難所の運営訓練
 - ・消火訓練等
- ウ 情報の収集伝達体制の整備
- エ 火気使用設備器具等の点検
- オ 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認
- カ 危険箇所の点検・情報共有
 - ・地域の見廻り
 - ・支え合いマップ、防災避難マップの作成
 - ・避難行動要支援者の把握
 - ・地域内にある他組織との連携促進

（2）災害時の活動

- ア 地域内の被害状況等の情報収集・町への伝達
- イ 出火防止・初期消火の実施
- ウ 地域内における避難指示等の情報伝達
- エ 地域住民相互による安否確認及び避難誘導
- オ 避難行動要支援者等に対する避難支援
- カ 救出・救護活動への協力
- キ 避難所の運営
- ク 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- ケ 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

3. 事業所による防災活動（総務課・関係機関）

- （1）事業所は、町の防災訓練や地域の自主防災活動等へ積極的に参加する等、平時から地域住民とコミュニケーションを図るものとする。特に、要配慮者利用施設においては、県条例等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、訓練等を行うものとする。

また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地域内の防災活動を行うよう努める。

- （2）事業所は、災害時に事業所の果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続・地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。

ア 防災体制の整備

イ 防災訓練の実施

ウ 施設の耐震化・耐浪化

エ 復旧計画策定、災害時の各種計画の点検・見直し

オ 電気・水道・ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応

カ 取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続に必要な取組を継続的に実施

- （3）食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など防災応急対策等に係る業務に従事する事業所等は、町との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。

- （4）事業所は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

- （5）災害時協力事業所登録制度

災害等が発生又は発生するおそれがある場合、事業所が保有する資源を地域の重要な防災力ととらえ、町、事業所、地域等が連携した防災体制の強化を図るとともに、災害に強いまちづくりを推進することを目的として、災害時協力事業所登録制度を設ける。

ア 制度の概要

- 避難場所の提供や資機材の提供など、災害時に協力いただける事業所を災害時協力事業所として登録。
- 災害時等に災害時協力事項を事業所自らの判断で、事業所本来の業務に支障のない範囲で行ってもらう。
- 登録された事業所は、町のHP、広報紙等で広く町民に周知。また、登録証を事業所施設に掲示。

イ 災害時協力事項

- ① 一時避難場所等の提供
- ② 資機材等の提供
- ③ 食糧品、飲料水等の物資の提供
- ④ 初期消火、救出救護等労務の提供

- ⑤ その他防災上必要な協力 等

ウ 経費の負担

協力事項実施に係る経費については、原則、事業所の負担とする。

エ 現在までの協力事業所と認定年月

- ① 東海カーボン株式会社田ノ浦工場 令和5年4月
- ② 有限会社 御立岬 令和5年8月
- ③ 社会福祉法人芦北福祉会 みつば学園 令和6年3月
- ④ 社会福祉法人光輪会 障害者支援施設 石路の里 令和6年3月
- ⑤ 医療法人新清会 介護老人保健施設 新清苑 令和6年7月
- ⑥ 有限会社 美里在宅支援事業所 令和6年7月
- ⑦ 社会福祉法人栄和福祉会 特別養護老人ホーム 田の浦荘 令和6年7月
- ⑧ 社会福祉法人志友会 ハートフルゆうあい 令和6年7月
- ⑨ 芦北ライオンズクラブ 令和7年10月
- ⑩ 竹本医院 令和7年12月

第11節 自主防災組織等育成（総務課・健康福祉課・社会福祉協議会・住民生活課・関係機関）

災害からの被害の軽減や安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、町民一人一人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家族、地域、企業、団体等様々な主体が防災・減災のための行動をとることが必要である。

特に、地域住民による自主的な防災活動を行うための組織である自主防災組織や事業者、団体等の自主的な初期防災活動が被害拡大を防止するためには極めて重要である。

本節は、住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全確保に資する自主防災組織の結成・活動を促進することで、大規模な災害、事故等に備えるものである。

1. 自主防災組織の方針（総務課）

地震、風水害等の大規模災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な住民支援が出来ないことが予想される。

このような場合には、地域住民が協力し合い、組織的に防災活動を行うことが、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図るうえで、極めて重要である。

このため、町、町民及び事業者は、地域住民による防災活動を担う組織「自主防災組織」の結成及び活動活性化を促進する。

- （1）町民は、自らが被害の防止・軽減を図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域でできることは地域で行う」を目的として、地域住民による自主防災組織づくりを積極的に進める。

また、町民は、平時から、防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加するとともに、地域の防災活動における自らの役割を自覚し、防災知識の習得に努める。

- （2）町は、地域防災計画に自主防災組織の整備計画を定め、県や消防などの関係機関と連携しながら、その結成を主体的に促進するとともに、自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。

また、町は、自主防災組織や防災士等の多様な主体と消防団や事業者等との連携体制の構築に努めるとともに、災害時に自主防災組織と連携して地域住民の安否確認や避難行動要支援者等の避難支援、避難所の自主運営等が円滑に行われるよう、平時からその活動状況を把握するとともに、地区防災計画の作成推進や訓練等を通して連携体制を確保するものとする。

- （3）多数の者が利用、従事する施設又は危険物取扱事業所等で一定規模以上の施設等においては、大規模地震・津波災害時のパニックなどにより被害を増大させる危険性があることから、施設従業員からなる自衛消防組織等の設置が法令で義務付けられているが、その義務のない事業所であっても、被害軽減のため自主的な防災組織の設置に努めるものとする。

2. 地域住民等の自主防災組織（総務課・健康福祉課・住民生活課・社会福祉協議会）

（1）組織の編成単位

ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待出来る規模であること

イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性をもっている地域であること。

(2) 組織づくり

既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とし、次のような方法により組織づくりをするものとする。その際、女性の参画の拡大や防災士等の活用に努めるものとする。

ア 町内会、自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。

イ 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。

ウ 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用して、自主防災組織として育成する。

エ リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、防災士等の自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図る。

(3) 活動計画の制定

組織の効率的な活動を推進するため、地域の規模、特性を充分生かした具体的な活動計画を制定するものとする。

(4) 主な活動内容

ア 平時の活動

(ア) 防災に関する知識の普及

(イ) 地域一体となった防災訓練の実施・参加（町や関係団体と連携した訓練等）

- ・ 避難指示等の地域への情報伝達訓練
- ・ 被害状況（地域住民の安否確認を含む。）の把握、町への情報伝達訓練
- ・ 避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
- ・ 避難所の運営訓練
- ・ 消火訓練

(ウ) 情報の収集伝達体制の整備

(エ) 火気使用設備器具等の点検

(オ) 防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認

(カ) 危険箇所の点検・情報共有

- ・ 地域の見廻り
- ・ 支え合いマップ、防災避難マップの作成

(キ) 避難行動要支援者の把握

(ク) 地域内にある他組織との連携促進

イ 災害時の活動

(ア) 地域内の被害状況等の情報収集・町への伝達

(イ) 出火防止、初期消火の実施

(ウ) 地域内における避難指示等の情報伝達

(エ) 地域住民に対する安否確認及び避難誘導

- (オ) 避難行動要支援者への避難支援
- (カ) 救出・救護活動への協力
- (キ) 避難所の運営
- (ク) 避難生活における避難場所、避難所の運営等
- (ケ) 見廻り等による避難所以外の避難者の情報の把握
- (コ) 避難所における給食・給水及び物資配布等の協力

(5) 芦北町の自主防災組織（53組織）

《田浦地区》

- | | | |
|--------------|--------------|---------------|
| ・田浦1地区自主防災組織 | ・田浦2地区自主防災組織 | ・田浦3地区自主防災組織 |
| ・田浦4地区自主防災組織 | ・波多島地区自主防災会 | ・井牟田2地区自主防災組織 |
| ・田浦地区自主防災組織 | ・小田浦地区自主防災会 | ・小田浦2地区自主防災組織 |
| ・小田浦4区自主防災会 | | |

《佐敷地区》

- | | | |
|--------------|-------------|--------------|
| ・鶴木山区自主防災会 | ・計石地区自主防災組織 | ・白岩区自主防災会 |
| ・花岡西地区自主防災組織 | ・芦北区自主防災組織 | ・道川内西地区自主防災会 |
| ・道川内東区自主防災会 | ・乙千屋区自主防災会 | ・伏木氏区自主防災会 |
| ・向町区自主防災会 | ・上町地区自主防災会 | ・新町区自主防災会 |
| ・諏訪地区自主防災会 | ・花岡東地区自主防災会 | ・田川地区自主防災組織 |
| ・桑原地区自主防災会 | ・八幡区自主防災会 | ・大尼田地区自主防災会 |
| ・宮浦地区自主防災会 | | |

《吉尾地区》

- | | | |
|------------|--------------|-------------|
| ・黒岩区自主防災会 | ・大岩2区自主防災会 | ・岩屋川内区自主防災会 |
| ・大岩1区自主防災会 | ・市居原区自主防災会 | ・簔瀬地区自主防災組織 |
| ・上原区自主防災会 | ・高田辺地区自主防災組織 | ・内木場地区自主防災会 |

《大野地区》

- | | | |
|--------------|------------|------------|
| ・白石区自主防災会 | ・東告地区自主防災会 | ・西告地区自主防災会 |
| ・桑沢見地区自主防災組織 | ・市野瀬区自主防災会 | ・大野地区自主防災会 |

《湯浦地区》

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| ・女島地区自主防災組織 | ・平生区自主防災会 | ・湯東地区自主防災組織 |
| ・湯北区自主防災会 | ・湯南地区自主防災組織 | ・宮崎地区自主防災会 |
| ・丸米地区自主防災組織 | ・内野地区自主防災組織 | ・古石地区自主防災組織 |

3. 事業所の自衛消防組織等（総務課・健康福祉課・住民生活課・関係機関）

大規模災害発生時には、多数の者が利用・従事し、又は危険物を製造・貯蔵する施設・事業所等では、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により大規模な被害の発生が予想されることから、これらの被害の未然防止・軽減を図るため、施設等の代表者や責任者は、自衛消防組織等を結成し、あらかじめ消防・防災計画を定め、訓練を積み重ねておくものとする。

また、災害時に事業者の果たすべき役割（従業員・来客者等の安全確保、二次災害の防止、地域貢献等）を十分に認識し、事業所は、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、重要業務を継

続するための事業継続計画（BCP）を策定し、BCPの継続的な運用・見直しを行う事業継続マネジメント（BCM）を構築するよう努めるものとする。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、町が実施する事業所との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

（１）事業所に対する指導

事業所の自衛消防組織等の設置について、法令に基づき指導する責任を有する関係機関は、所管事業所の指導を徹底するものとする。

また、町・消防機関及び関係機関は、法令により自衛消防組織等の設置が義務付けられていない事業所に対しても、自主的な防災組織の必要性を説き、代表者や責任者の理解・協力を得て、防災組織の育成・強化を図るものとする。

なお、町は、事業所に対して地域コミュニティの一員として、地域の防災訓練等に積極的に参加するよう呼びかけるものとする。

（２）対象施設

ア 中高層建築物、劇場、百貨店、旅館、ホテル、学校等、多数の者が利用し、又は出入りする施設

イ 石油類の危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所等で自衛消防組織等を設置し、災害防止にあたることが効果的である施設

エ 雑居ビルのような同一施設内に複数の事業所があり、協同して自衛消防組織を設置することが必要な施設

（３）組織づくり及び活動計画の策定

組織の効率的な活動を推進するため、それぞれの施設において適切な規約等を作成し、事業所の規模、形態により実態に応じた組織づくり及び具体的な活動計画の策定を行うものとする。

（４）主な活動内容

ア 平時の活動

（ア）防災訓練の実施

（イ）施設及び設備等の点検整備

（ウ）従業員等の防災に関する教育の実施等

イ 災害時の活動

（ア）従業員等の安否確認

（イ）情報の収集伝達

（ウ）出火防止、初期消火の実施

（エ）避難誘導

（オ）救出・救護の実施及び協力

（カ）避難所の運営協力

4. 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（総務課・健康福祉課・住民生活課・関係機関）

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等避難行動要支援者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画（支え合いマップ・防災避難マップ）の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

また、町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画（支え合いマップ・防災避難マップ）を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用を図られるよう努めるものとする。

別紙第3「地区防災計画【支え合いマップ・防災避難マップ】」

第12節 防災訓練（各課・関係機関）

町及び防災関係機関は、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化、住民の防災意識の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と住民その他関係団体の協力を得て、大規模災害を想定した訓練を実施するものとする。

特に、沿岸部については、津波に対して迅速な退避行動がとれるように津波災害を想定した、住民・自主防災組織等が参加する防災・避難訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。

また、訓練の際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

1. 総合防災訓練（各課・関係機関）

（1）目 的

災害発生時には、家屋倒壊やがけ崩れ、増水による孤立等からの救出、救護、住民の避難、消火活動、通信や交通網の寸断等による混乱に対し、各種の対策が同時に要求される。

このような特性から、町が実施する総合防災訓練は、可能な限り他の防災関係機関や自主防災組織、地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて計画的に実施するものとする。

また町単独実施が困難な場合は近隣市町村と合同での訓練実施を図る。

訓練に当たっては、訓練効果が得られるよう、訓練の目的を明確にし、それに応じて地震・津波の規模や被害想定、訓練参加者、使用する機材、実施時間等の訓練環境等について、具体的な設定を行い、参加者自身の判断を求められる内容を盛り込むことや国・県・広域から応援を想定するなど、できるだけ実践的な訓練となるよう努める。

また、複数のヘリコプターによる救出、救助活動等を想定し、災害時における円滑かつ安全なヘリコプターの要請・調整に努めるものとする。

（2）訓練計画

町及び防災関係機関は、自主防災組織、非常通信協議会、警備業協会、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等の協力のもと、開催地の地域特性等に応じた各種の個別訓練を有機的に連携した総合的な訓練を実施するものとする。

訓練の内容は概ね次のとおりとする。

- ア 情報収集伝達（津波情報伝達を含む）
- イ 安否確認、避難所運営
- ウ 避難誘導
- エ 災害警備
- オ 救出・救助
- カ 医療救護
- キ 消 防
- ク 水 防
- ケ 道路啓開
- コ 防 疫

2. 広域防災訓練（各課・関係機関）

町は、相互応援協定に基づき、広域的な応援が迅速かつ的確に実行できるようにするため、相互応援に関する広域防災訓練の実施に努めるものとする。

3. 複合災害想定訓練（各課・関係機関）

町及び防災関係機関は、様々な複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。

さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

4. 町及び防災関係機関の個別防災訓練（各課・関係機関）

大規模災害発生時の活動の要となる防災関係機関については、その処理すべき事務又は業務を的確・迅速に処理することが要求されるため、繰り返し訓練を実施する必要がある。

このため、町をはじめとする防災関係機関は、単独又は共同で次の個別防災訓練を繰り返し実施し、各機関の災害対応能力の向上を図るものとする。

この場合、初動時の対処訓練や孤立地域対応訓練など具体的な事案を想定するとともに、実動訓練と図上訓練を組み合わせるなど効果的な訓練となるよう工夫を行うものとする。

- （1）参集（非常呼集）訓練
- （2）災害対策本部・地方災害対策本部等設置訓練
- （3）情報収集伝達（通信）訓練（津波情報伝達訓練）
- （4）水防訓練
- （5）消防訓練
- （6）避難（誘導）訓練（ペット同行避難訓練を含む。）
- （7）救出・救護訓練
- （8）輸送訓練
- （9）安否確認及び避難所運営訓練
- （10）その他必要な訓練

5. 住民等の訓練（総務課・健康福祉課・住民生活課・関係機関）

災害発生直後においては、地域住民の自主防災組織や事業所の自衛消防組織等による救出・救護、初期消火、避難誘導等の活動に期待することが大きく、これらの防災組織が災害発生時に適切な活動が行えるようにするためには日頃からの訓練の積み重ねが必要である。

このため、町・消防機関及び関係機関は、これらの防災組織の訓練について必要な助言及び指導を行うものとする。

なお、住民等が行う訓練については、自主防災組織のリーダーや地区ごとのリーダーの参加を求め、効率的、実践的な訓練実施に努めるとともに、住民は地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。

6. 学校教育等での訓練（総務課・教育委員会・関係機関）

学校教育や社会教育において、防災教育を積極的に推進するとともに、災害を想定した避難訓練等を実施するものとする。

なお、訓練に当たっては、防災関係機関や家族、自主防災組織、地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。

7. 訓練の時期・場所等（総務課）

（1）訓練の時期

「防災週間」及び「防災とボランティア週間」等啓発効果を含めて最も訓練効果のある時期を選んで積極的かつ継続的に実施するものとする。

（2）訓練の場所

訓練の内容・規模により、最も訓練効果をあげ得る場所を選んで実施するものとする。たとえば、洪水の危険がある地域、火災危険地域又は土砂災害警戒区域指定地区等それぞれの活動が強く要請される場所等を選定するものとする。

（3）訓練の実施・指導等

町は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、昼間・夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

（4）訓練の工夫

防災訓練の実施に当たっては、ハザードマップを活用するなどして、災害発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

（5）訓練実施における要配慮者等への配慮

防災訓練を実施する際は、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等要配慮者に十分配慮するとともに、男女共同参画など多様な視点にも配慮するよう努めるものとする。

（6）訓練の検証

防災訓練の実施後は、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善を行うとともに、次回以降の訓練に反映させるように努めるものとする。

第13節 物資・資機材整備・調達（総務課・企画財政課・上下水道課・会計室・関係機関）

被災者の応急救助対策の迅速かつ的確な実施に資するために、災害発生直後に必要となる物資・資機材の整備、調達体制について定める。

町は、大規模災害が発生し、物資や資機材の調達、輸送が平時のように実施できない場合に備え、初期の対応に必要な物資や資機材を整備するとともに、調達に必要な体制の整備に努めるものとする。

1. 基本方針（総務課・企画財政課・上下水道課・会計室・関係機関）

- （1）災害発生から数日間は、小売店等からの生活必需物資の調達や被災地域外からの支援が困難になる可能性があることから、それぞれにおいて必要となる物資の備蓄を行うとともに、調達先や輸送手段の把握・確保など必要な対策を講じるものとする。
- （2）町は、住民・事業者が、平時から最低3日間（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう啓発するものとする。
- （3）町は、住民の備蓄を補完するため、物資の性質及び地域要因等を考慮し、分散備蓄に配慮するとともに、備蓄物資の整備・充実に努めるものとする。
- （4）町は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認及び整備を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。
- （5）町は、物資の調達供給体制の確保のため、あらかじめ、他自治体・民間事業者との協定の締結や輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。また、協定の締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
- （6）町及び防災関係機関は、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策要員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄物資が不足する場合に備えて、他市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確保に努めることとする。
- （7）災害が発生するおそれがある場合は被害規模の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- （8）町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こど

もにも配慮するものとする。

2. 飲料水・生活水に関する供給方針（上下水道課）

（1）応急給水

町は、大規模災害による上水道の断水に備えて、断水世帯に対する給水体制を整備することとする。

（2）飲料水以外の生活水の確保

町及び関係機関は、上水道の断水に備えて、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

また、町は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

3. 燃料備蓄及び停電対策（総務課・企画財政課・会計室）

町及び関係機関は、支援物資供給、救急医療、道路・港湾等ライフラインの復旧等に必要な燃料（ガソリン、重油、軽油、灯油、ガス等）について、備蓄に取り組むものとする。

また、備蓄燃料が不足する事態に備えて、石油連盟及び石油商業組合等と燃料供給に関する協定等を締結するとともに訓練等により連携体制を構築し、災害時の円滑な燃料供給体制の構築に努めるものとする。

4. 物資の管理・輸送等（総務課・企画財政課・会計室）

町は、物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給するため、平時から物資の管理・配送等に適した物資集積拠点を複数選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、あらかじめ協定を締結した物流事業者等、消防団、自治会、自主防災組織と連携するなど体制整備に努めるものとする。

また、町は、物資の供給に関するマニュアルの策定、国が構築する物資の調達や輸送に関するシステム等に関する研修などを行い、効率的にニーズの把握や物資の輸送を図るものとする。

第14節 避難収容（総務課・住民生活課・健康福祉課・社会福祉協議会）

1. 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定（総務課・住民生活課・健康福祉課）

（1）緊急避難場所及び避難所

ア 広域避難場所（都市計画公園等）の整備計画

町は、大規模災害発生時に周辺地区からの避難者を収容し、特に市街地の大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有する広域避難場所（都市計画公園等）の整備計画を検討するものとする。

イ 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に配慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所等の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、平成28年熊本地震においては、多くの被災者が指定避難所以外の場所に避難せざるを得なかったことを鑑み、町は、指定の見直しを行うものとする。

指定緊急避難場所及び指定避難所の施設管理者は、避難時の二次被害を防ぐため、非構造部材を含めた施設の耐震化を順次進めるものとし、町は、施設管理者に対してこれを要請するものとする。

町は、指定緊急避難場所について、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設又は構造上安全な施設を指定するものとする。指定した指定避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。なお、指定緊急避難場所の指定に当たっては、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（平成29年3月）を参考とするものとする。

指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定するものとする。さらに、感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確保しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、総務課と健康福祉課が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、ホテル・旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

また、町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。なお、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所と

なる施設の利用方法等について、事前に教育委員会や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

さらに、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

指定緊急避難場所については、案内標識誘導及び海拔の看板等を設置し、平時から防災訓練等を実施することなどにより住民に周知を図り、速やかな避難ができる体制を整備しておくものとする。なお、避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

(ア) 別紙第4「指定緊急避難場所一覧表」

(イ) 別紙第5「指定避難所一覧表」

(2) 避難路

ア 避難路の整備計画

町は、指定緊急避難場所等に通じ、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有する道路、緑地又は緑道の整備及び案内標識、誘導標識等の整備に努めるものとする。

また、国及び県と連携して避難路の機能確保と併せ、災害時の避難所及びその他の防災拠点(物資輸送拠点、情報発信拠点等)の役割を担う道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

イ 災害発生時に安全な避難路の選定

町は、指定緊急避難場所の指定に併せて、市街地の状況等に応じてあらかじめ避難路を選定、整備するものとする。

また、避難者の迅速かつ安全な避難行動がとれるよう案内標識、誘導標識等も併せて整備するものとする。

ウ 別紙第6「避難道路一覧表」

(3) 避難所の環境整備等

町は、指定避難所となる施設について、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとし、併せて、避難所を円滑に運営するための備品等(再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステム、ガス設備、非常用電源、防災行政無線、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器等)の整備や必要に応じ指定避難所の電力の容量の拡大に努める。また、パーティションや段ボールベッド、仮設トイレ、感染症対策に必要な物資の備蓄に努めるものとする。備品等の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとする。

また、必要に応じ、井戸、給水タンク、空調設備、照明、洋式トイレ及びマンホールトイレ等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。さらに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

加えて、できるだけ指定避難所の近傍で備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮するものとし、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

(4) 都市農地の避難場所等への活用

町は、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(5) 近隣市町村における指定緊急避難場所の設置

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

2. 避難指示等の発令の判断基準の整理（総務課・芦北警察署）

町は、避難指示等（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を総称する）を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準を定めておくものとする。そのため、避難指示等の発令・伝達に関し、災害緊急時にどのような状況において、どのような対象区域の住民に対して避難指示等を発令すべきか等の判断基準（具体的な考え方）について、「避難情報に関するガイドライン」（令和8年3月）を参考にマニュアルを整備し、空振りをおそれ躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害における優先すべき業務を絞り込み、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。特に、令和7年8月豪雨では避難所開設判断に市町村間でばらつきがみられ、また多くの市町村において線状降水帯発生予測情報への対応ルールが未策定といった課題が浮き彫りになったため、これらの課題を踏まえた体制整備に努めるものとする。

なお、令和2年7月豪雨の経験を踏まえ、国・県の助言を受け、「球磨川水害タイムライン」の不断の見直しに取り組むものとする。

また、平時から災害発生時を想定した避難シミュレーション訓練を行うなど、発令の判断基準等が適切かどうか確認を行うものとする。

町は、避難指示又は緊急安全確保を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

3. 避難誘導の事前措置（総務課・教育委員会・関係機関）

(1) 避難誘導等の警戒避難体制の整備

町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

(2) 情報伝達手段の整備

町は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、ＩＰ通信網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築を図る。

また、町は、過去の災害における住民の避難状況等を踏まえ、戸別受信機の設置、警報サイレン・警告灯の増設等、その地域の特性に適したあらゆる手段を講じて避難の発信力強化を進めるものとする。さらに、スマートフォンやSNS等の多様な情報伝達ツールを積極的に活用し、平時から住民への情報提供・周知を強化することで、災害時における迅速かつ確実な情報伝達体制の構築を推進するものとする。

(3) 指定緊急避難場所等の周知徹底

ア 町は、大規模災害発生時に的確な避難行動ができるように、平時から次の事項について住民に対する周知徹底に努めるものとする。

(ア) 指定緊急避難場所、指定避難所の名称及び場所

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所への経路

(ウ) 避難指示等の伝達方法

(エ) 避難後の心構え

また、指定緊急避難場所は、災害種別に応じて指定がなされていることや避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること等についても周知徹底に努めるものとする。

なお、住民に対する周知徹底に当たって、防災マップ・浸水ハザードマップの作成、案内標識、誘導標識等の設置、講習会等を行うものとする。

イ 町は、街頭への浸水深や避難所などの標識設置によるリアルハザードマップの整備に取り組むものとする。

ウ 警察は、町との連携をもとに、平素の活動を通じて地域住民に災害発生時の指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

なお、その際、各種警報等が発令された場合を想定し、常に最も安全かつ効果的に誘導できる避難経路等の確認に努めるものとする。

(4) 広域避難及び被災者の運送

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(5) 多数の者が出入りする施設における対策

病院、工場、事業所、駅等多数の者が出入りする施設の設置者又は管理者は、当該施設内にいる者の避難を迅速かつ安全に行うため、具体的な避難計画を策定し、町長、消防機関、警察等と綿密な連絡をとり、災害時に対処する体制を常に確立しておくものとする。

(6) 児童生徒等の対策

町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。

また、町は、小学校就学前のこどもたちの安全で確実な避難等のため、災害発生時における幼稚園・保育所等の施設、町間及び県の相互連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

(7) 指定避難所以外の施設における対策

指定の有無に関わらず、指定避難所以外の施設の管理者は、大規模災害時には、多くの住民が避難してくることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者への対応方針等についてあらかじめ備え、訓練することとする。また近隣の指定避難所等を把握しておくものとする。

4. 速やかな避難所開設のための体制構築（総務課・住民生活課・健康福祉課）

町は、複数開設者の事前指定や施設開設者等との緊急連絡網を作成するなど、避難指示等発令後速やかに避難所開設を行うための体制構築を図るものとする。

町は、指定管理施設を指定避難所とする場合には、指定管理者との間で、あらかじめ避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、避難所開設チェックリストや避難者開設報告書等の事前準備も進めておくものとする。

5. 避難所運営マニュアルの作成等（総務課・住民生活課・健康福祉課）

町は、災害時に設置される避難所について、要配慮者への支援、プライバシーやこどもの居場所の確保、男女共同参画、感染症予防・まん延防止、食中毒発生予防及びペット同行など多様な視点に配慮した避難所運営マニュアルや体調・栄養管理ができる職員の配置計画・巡回基準等をあらかじめ作成し、関係者への周知を図るものとする。

さらに、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとし、避難生活支援に関する支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意することとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

また、消防団のほか、自治会、自主防災組織等の住民組織、NPO、ボランティア、社会福祉協議会等と連携の上、避難所開設・運営訓練を実施するなどして、避難所運営マニュアル等の点検や見直しを行うとともに、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

また、町は、あらかじめ、避難所の運営管理に必要な知識等を住民へ普及させる。

6. 避難所における男女共同参画の推進（総務課）

町は、男女共同参画の視点に基づいた避難所運営を行うとともに、平時及び災害時における男女共同参画を担当する総務対策部総務班と防災を担当する防災班の役割については、以下のとおりとする。日頃から総務班と防災班は連携し男女共同参画の推進を図る。

- (1) 自主防災組織における女性リーダーの育成
- (2) 災害対応にあたる職員の男女共同参画に関する研修
- (3) 男女共同参画の視点に基づく防災意識の啓発
- (4) 避難所運営に当たる女性職員の配置
- (5) 避難所における女性ニーズの災害対策本部への報告
- (6) 備蓄物資に関しての女性ニーズの反映

7. 避難所におけるボランティア等の受入れ（総務課・住民生活課・健康福祉課・社会福祉協議会）

町は、避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、平時から、社会福祉協議会と協力して避難所におけるボランティア等の受入方法や役割（業務）を明確にしておくものとする。

8. 車中避難者等を含む指定避難所外避難者への対応（総務課・住民生活課・健康福祉課）

町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者（以下「避難所外避難者」という。）を減じるための措置を推進するとともに、避難所外避難者が生じることを想定し、物資の支援や情報提供を行うため、避難先となり得る施設・場所のリストアップや住民自ら避難状況を報告する仕組みづくりなど避難所外避難者の把握に係る具体的な対策をあらかじめ整理しておくものとする。

町は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

町は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

町は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

9. 避難の受入れ（総務課・住民生活課・健康福祉課）

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず

適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

10. 応急住宅建設予定場所の選定（建設課・健康福祉課・住民生活課・教育委員会）

町は、医療機関、学校、商店及び交通機関などの周辺の状況や災害発生リスク等を総合的に考慮して、あらかじめ民有地も含めた応急住宅建設予定地の選定・確保を行うとともに、災害時に速やかに応急仮設住宅の建設ができるよう体制整備に努めるものとする。

また、町は、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

11. 帰宅困難者対策（総務課・住民生活課・健康福祉課・各関係機関）

町は、公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な者（帰宅困難者）が発生するおそれがあることから、必要に応じて、滞在場所の確保や水、トイレの提供などの帰宅困難者対策を行う。

（1）町民への啓発

町は、住民に対して、「災害発生時にはむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

（2）事業所等への啓発

町は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るとともに、「事業所等における帰宅困難者対策ガイドライン」の作成を促すものとする。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導體制の整備を促すものとする。

（3）避難所等の提供

町は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方法をあらかじめ定めておくよう努めるものとする。特に主要駅等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、火山災害における降灰の影響を受けている場合を含め、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

（4）情報提供体制の整備

町は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

（5）安否確認の支援

町は、災害時の家族・親戚等の安否確認のための手段（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板（web 171）等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

（6）徒歩帰宅者に対する支援

町は、コンビニ、小売業関係団体と災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定締結を促進するものとする。

12. 孤立化地域対策（総務課）

町は、農村、山村等の孤立化の危険性がある地域において、円滑な避難や救出活動等が行えるよう、通信設備（衛星携帯電話等）の整備を行うとともに、農道、林道等を避難路として、あらかじめ選定しておくものとする。

13. 被災した飼養動物の保護収容に関する対策（農林水産課・住民生活課）

町は、県と連携して、被災地に残された飼養動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等の措置が、地域住民、県獣医師会、動物愛護団体等の協力を得て迅速に行われるよう努めるものとする。

14. 施設の災害予防対策の推進（総務課・関係機関）

町は、所管の施設の災害予防対策を推進するため、各事業者に対して、次の事項を必要に応じて指導、助言するとともに、被災情報の収集に必要となる連絡網の整備や災害復旧を含めた補助制度の周知等を行うものとする。

- （１）施設独自の自主防災計画を整備し、防災組織体制の確立を図ること。
- （２）国庫補助制度の積極的な活用などにより、施設における安全性の確保を図ること。
- （３）施設の職員及び利用者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。
- （４）施設の職員及び利用者に対し、避難訓練を実施すること。

15. 感染症の自宅療養者等への対応について（健康福祉課）

町は、保健所と連携して、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するように努めるものとする。

第15節 避難行動要支援者等支援（総務課・健康福祉課・関係機関）

避難行動要支援者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人等の要配慮者のうち、特に避難支援を要する者）等の避難支援対策は、本節の定めるところによる。

町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平時から、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

1. 避難行動要支援者等支援体制の整備（総務課・健康福祉課・関係機関）

（1）避難行動要支援者の把握等

町は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努めるとともに、地域防災計画において、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するための措置（以下「避難支援等」という。）について定めるものとする。

（2）避難行動要支援者名簿の作成

町は、町地域防災計画の定めるところにより、総務課と健康福祉課との連携の下、平時において、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者名簿制度の周知に努めるものとする。

また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するものとする。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においてもその活用には支障が生じないように、避難行動要支援者名簿（データ）のバックアップ体制（紙媒体、複数の保管場所など）を構築するとともに、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

（3）避難支援等関係者への名簿情報提供及び情報伝達体制の整備等

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、町地域防災計画の定めるところにより、消防機関、警察、民生児童委員、町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制を整備するものとする。

なお、町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができるものとする。

また、伝達網の整備に当たっては、伝達者の不在を想定した複数のルート化等に配慮するものとする。

さらに、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者のそれぞれの特性を踏まえて伝達方法を工夫するよう配慮するとともに、多様な手段を活用して情報伝達を行うよう努めるものとする。

特に障がい者の情報取得・意思疎通については、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにする。

そのため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるとともに、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにする。すなわち、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(4) 避難誘導の支援、安否確認の体制づくり

ア 支援者の選定等

災害発生直後に、避難行動要支援者の避難誘導を迅速に行うためには、同居の家族や避難支援者のほか、近隣住民の積極的な協力が必要であり、町は、自助、地域（近隣）の共助の順で避難行動要支援者にとってできるだけ身近な者から避難支援者を定めるものとする。

また、町は、自助・共助による支援が受けられない避難行動要支援者を把握し、必要な支援内容や避難支援者を定めるため、関係機関（消防団、警察を含む。）、自主防災組織、介護保険事業者や社会福祉施設関係者、障がい者相談支援専門員、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等の様々な機関等と連携を図るものとする。

特に、避難行動要支援者を避難所に移送する場合に備え、あらかじめ患者搬送事業者（福祉タクシー等）等と協力しながら、その移送先や移送方法等について定めるよう努めるものとする。

イ 関係機関等の役割分担

災害時の避難誘導、安否確認等を適切に行うためには、避難支援者を中心とした地域住民の協力が不可欠であるため、町は、避難支援者、自主防災組織、自治会・町内会等、民生児童委員、身体障害者相談員、知的障害相談員、障がい者相談支援専門員等と連携を図り、災害発生時にそれぞれ具体的にどのような支援を行うのかという役割分担や避難誘導の経過や安否確認の結果の情報集約方法などについて共通認識を持っておくものとする。

また、町は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー等）の連携により、高齢者や障がい者等の要支援者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

ウ 避難誘導の支援体制づくり

在宅の避難行動要支援者を指定緊急避難場所等へ避難誘導するためには、平時から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民同士の協力関係をつくることが重要であるので、町は、避難支援計画を作成し、地域住民に十分説明するとともに、研修や避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者の避難支援に対する地域住民の理解促進を図るものとする。

また、住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するためには、日ごろから地域づくりを進めておくことが重要である。このため、町や自主防災組織・自治会等は、避難行動要支援者を含め、普段から住民同士が顔の見える関係を構築することを促すとともに、地域おこしのための活動やボランティアとの連携を検討するなど避難支援等関係者を拡大するための取組を行っていくよう努めるものとする。

さらに、町は、避難所等の所在地を示す避難誘導標識や避難地案内板の設置を進めるとともに、避難行動要支援者に配慮したわかりやすい表記等に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の安全な避難に時間を要する場合もあることから、平時から、避難行動要支援者が参加する避難訓練の実施等を通じて、避難支援者とともに避難方法や避難経路等の確認を行い、円滑な避難が可能となるよう努めるとともに、福祉避難所を活用した予防的避難などの普及啓発を図るものとする。

エ 安否確認の体制づくり

町は、災害発生時に速やかに避難行動要支援者の安否確認が行えるように、日ごろから社会福祉施設等の避難行動要支援者と関係する各施設、居宅介護支援事業者、関係団体（障がい者団体、患者団体、老人クラブ等）等と連携を図るなど、安否確認の体制を整備するものとする。

（5）福祉避難所を含めた避難所の確保

町及び指定避難所となる施設の管理者は、高齢者、障がい者、乳幼児、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者用のスペースの確保や必要に応じてバリアフリー化を行うなど、要配慮者の利用を考慮した施設整備を進めるものとする。

また、町は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設や旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の指定を進めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮を行うとともに、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

併せて、住民への周知徹底を図るとともに、福祉避難所の人員確保を図るため関係団体との連携に努めるものとする。

なお、福祉避難所の運営を円滑に行うために、町は福祉避難所運営マニュアルをあらかじめ作成して、関係者の研修・訓練を実施する。

さらに、町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとし、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

（6）物資の備蓄等

指定避難所として指定された施設には、応急的に必要と考えられる食料、飲料水のほか、毛布、布団等の寝具、トイレトペーパーなどの生活必需品、衛生用品等の備蓄に努めるとともに、障がい者用の仮設トイレや医療機器、非常用発電機等の導入計画を策定するものとする。

また、高齢者、乳幼児、女性、障がい者等の要配慮者の避難に備えて、紙おむつや生理用品等の生活必需品や、お粥、乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の食料の備蓄に努めるものとする。

2. 避難行動要支援者支援の円滑な実施のための方策（総務課・健康福祉課・関係機関）

（1）避難支援計画の策定

町は、前述の体制整備を踏まえて、避難行動要支援者支援を円滑・的確に実施するため、避難行動要支援者支援に係る全体的な考え方を整理し、町地域防災計画に重要事項を定めるとともに、細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として全体計画を定めるものとする。

また、町は、地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者に関する情報（氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の緊急連絡先、障がいの状況等避難支援等を必要とする事由等）を平時から収集し、避難行動要支援者名簿として作成するとともに、総務課と健康福祉課との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに同意を得て、避難支援等実施者、避難場所、避難経路などの避難方法について定める等、具体的な個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者が居住する地域の災害想定危険度等を考慮の上、短期的には優先度の高い者から作成するなど、段階的に作成完了を図ることとし、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。なお、個別避難計画は、町の避難行動要支援者全体に係る全体計画と避難行動要支援者一人一人に対する個別計画で構成されるものであり、作成に当たっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月内閣府策定）」を参考とするものとする。

（2）避難行動要支援者支援班の設置

町は、避難行動要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、健康福祉課を中心とした横断的な組織として「避難行動要支援者支援班」の設置に努めるものとする。

避難行動要支援者支援班は、平時には、避難行動要支援者情報の共有化、避難支援計画の策定、避難行動要支援者参加型の防災訓練の計画・実施、広報等を行い、災害時には、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握などの業務を行う。

（3）避難行動要支援者情報の取扱い

町は、地域防災計画に定めるところにより、消防本部、消防団、警察、民生児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

保有個人情報に関しては、災害対策基本法に基づき、町内部における名簿情報の利用が可能であるほか、災害発生時においては、当該名簿情報の外部提供ができる場合があることに留意する。

なお、登録情報の共有の方法として、上記関係団体等で構成する避難行動要支援者避難対策会議（仮称）等の設置が考えられる。

さらに、町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

（４）地区防災計画との整合

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第16節 医療保健（健康福祉課・住民生活課・関係機関）

大規模・広域的な災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、これらの傷病者に適切な医療を提供する必要がある。また、病院や要配慮者利用施設等の人命にかかわる重要施設においては、災害による大規模な停電や断水等のライフラインの途絶やマンパワー不足により、十分な医療等が提供できなくなるおそれがある。このため、平時から町及び医療関係機関等は、以下に掲げるところにより災害時の医療保健体制の充実を図る。

1. 医療施設等における非常用電源等の確保（健康福祉課・住民生活課・関係機関）

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

2. 災害時における医療救護体制の整備（健康福祉課・関係機関）

町及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、当該システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

- (1) 町は、小学校単位等を配慮し、行政区域ごとの救護体制の整備を図る。
- (2) 全ての病院等は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集、発信方法、救急患者の受け入れ方法、医療チーム等の派遣方法等を記したマニュアルの作成に努める。
- (3) 町は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制（県においては災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）等のシステムの活用体制を含む。）の整備に努めるものとする。

3. 防疫体制の整備（住民生活課・関係機関）

(1) 講習会、研修会等の実施

町は、防疫業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施することにより、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努めるものとする。

(2) 防疫班等の整備

ア 町は、あらかじめ災害時における防疫体制を確立するための防疫班を編成するものとする。

イ 町は、災害時の防疫活動のための薬剤、機器、機材等を整備し、あらかじめ周到な防疫計画を立てておくものとする。

第17節 災害ボランティア（総務課・健康福祉課・住民生活課・社会福祉協議会・関係機関）

大規模又は甚大な災害が発生した場合、被災者のニーズや被災者一人ひとりに対するきめ細やかな支援が必要であり、行政のみならずボランティアによる活動が大きな力として期待されている。

町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

災害時のボランティア活動は、自主性を持ちながらも、地域の関係機関等と連携しながら活動を展開することが求められている。

また、災害発生時においては、地域住民相互の支え合いが不可欠であり、平時から地域住民や地域の関係団体等が支え合う仕組みづくりを進めていくことが重要である。

そこで、災害発生時において災害ボランティアによる被災者支援が円滑かつ効果的に展開できるよう、熊本県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）並びに特定非営利活動法人くまもと災害ボランティア団体ネットワーク（KVOAD）及び特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（以下これらを「NPO等のボランティア団体ネットワーク」という。）は、平時から連携し、日本赤十字社熊本県支部及び熊本県共同募金会との情報共有に努めながら、以下の取組を積極的に推進する。

1. 地域福祉の推進（総務課・健康福祉課・社会福祉協議会・関係機関）

町は、災害発生時における避難行動要支援者の避難誘導、地域住民の安全確認、避難所運営、被災者のニーズ把握及び災害ボランティア活動の展開を迅速・円滑に進めるため、平時から、芦北町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）、住民、自治会、消防団、自主防災組織、民生児童委員、ボランティア、NPO、社会福祉法人及び企業等と連携して、日常的な困りごとの把握・対応や災害時の相互協力の在り方について合意形成に努めるなど、地域の支え合いによるまちづくりを進めるものとする。

町や町社協は、行政区長会、民生児童委員協議会、老人クラブ等、地域の各種会合の際に、防災や災害時対応等について考えてもらう機会も積極的に取り入れるようにする。

さらに、その地域だけでは対応できない大規模災害に備えた取組を進めるとともに、地域外の支援機関・団体との平時からの連携に努めなければならない。

町は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する事業者及び住民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への住民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

2. 関係機関との協働体制の構築（総務課・健康福祉課・社会福祉協議会・関係機関）

町や町社協等は、行政区長、消防団、自主防災組織、民生児童委員、ボランティア、NPO、

社会福祉施設等の関係機関・団体等と、日頃から、定期的な連携会議の開催や訓練等をとおして各機関・団体相互の役割の明確化と連携強化に努めるものとする。

また、災害発生直後の混乱した時期における初動体制や段階に応じて変化する被災者のニーズへの対応等を定めたボランティアに関するマニュアルを各関係機関・団体の合意のもと策定し、必要な訓練を実施するなど体制強化に努めるものとする。

さらに、広域災害も視野に入れ、他市町村社協との連携が円滑になされるよう、平時から市町村社協間での応援協定の締結等による連携に努めるものとする。

3. 災害ボランティアの養成・登録及び体制整備・連携体制の強化（社会福祉協議会・関係機関）

町社協は、被災者を支援するボランティア活動が円滑に行われるよう、災害ボランティアの養成や登録を行うとともに、災害ボランティアの受入れ等に必要な体制を整備するものとする。

町は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。

（1）養成と登録

NPO等のボランティア団体ネットワークは、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体の養成を図るとともに、県内外における熟練したノウハウをもつ団体の把握や行政等への情報提供に努めるものとする。

また、県社協及び町社協は、県や町の支援のもとで、災害発生時にボランティアの需給調整や関係機関との連絡調整等を行うボランティアコーディネーターやボランティアリーダーを計画的に養成するとともに、その資質の向上に努める。

町社協は、県や町と連携し、初動期に可能な限り多くのボランティアに参加してもらえるよう、平時におけるボランティアの事前登録制度の充実を図るとともに、平時からボランティアコーディネーターをボランティアセンターに配置するなど、災害時の活動調整の強化に努めるものとする。

さらに、災害時に必要な自己責任、自己完結型のボランティア活動のあり方などについての理解を深めるため、研修会、啓発事業などにより普及啓発を行うほか、災害発生時における連絡体制、活動内容などに関するルールづくり等に努める。

町社協は、災害発生時にボランティアとして活動できる個人やボランティア関係団体を事前に登録しておくとともに、当事者の了解のもと、県社協に登録情報を提供する。

（2）体制整備

町は、国が被災者援護協力団体として登録した団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。

町は、災害が発生し救援活動を行う場合に、人員等の不足により災害ボランティアが必要と判断されるときは、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書に基づき、町社協に対しボランティアセンター設置の要請をするとともに必要な費用等について町社協と委託契約を締結するものとする。

要請を受けた町社協は、被災後おおむね72時間以内に社会福祉協議会内に災害ボランティアセンターの本部を設置し、運営を行う。

また、現地支援センターの設置が必要な場合は、田浦支所及び支所駐車場へ設置するものとするが、設置し難い場合は、町及び町社協で協議し、その設置場所を確保するものとする。

なお、他の業務と利用が重複しスペースが不足する場合又は移転が必要となった場合は、民有地等も検討して活動拠点の確保を行うものとする。

町社協は、災害規模に応じ、災害時の各段階に応じて災害ボランティアと連携した被災者支援ができるよう、平時から、災害時に設置する被災地センターによるニーズ把握、災害ボランティアの募集範囲、受付・運営体制等の構築に努める。

町は、災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平時におけるボランティアの事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

(3) 芦北町のボランティア組織

ア 芦北アマチュア無線クラブ災害協力隊（26名）

イ 熊本県水難救済会芦北救難所

所 長 1名 副所長 2名 救助長 3名 副救助長 3名 班長 7名 救助士 3名

救助員 60名 顧問 7名 事務局 1名 計 87名

ウ 芦北ボランティア連絡協議会

4. ボランティアの受入体制の整備（社会福祉協議会・関係機関）

町社協は、平時から他市町村社協やNPO等の災害ボランティア団体ネットワーク等と連携を図るものとする。

また、町や町社協、NPO等のボランティア団体ネットワークは、平時から住民に対して、災害発生時における被災地センターやNPO等のボランティア団体の活動や役割等について理解促進を図るものとする。

5. 災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとの連携（住民生活課・社会福祉協議会・関係機関）

町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

また、町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第18節 防災関係機関等における業務継続計画（各課・関係機関）

町及び防災関係機関は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

なお、町は、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- （１）組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- （２）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- （３）電気、水、食料等の確保
- （４）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- （５）重要な行政データのバックアップ
- （６）非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第19節 受援計画（各課・関係機関）

1. 受援計画の策定

町及び防災関係機関は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

なお、受援計画の策定に当たっては町において次の事項について定めておくものとする。

（1）総括（共通）

ア 応援要請の手順

イ 受援体制

（ア）受援組織の設置

（イ）受援組織の構成、役割

ウ 応援の人的・物的資源の管理体制

（2）人的支援

ア 受援対象業務の整理

（ア）応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。）が行う業務の明確化

（イ）防災行動計画（タイムライン）による受援対象業務の全体像の整理

（ウ）業務ごとのマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理

イ 受援体制の整備

庁内全体及び各業務担当部局における受援担当者の選定

ウ 応援職員の活動環境の確保

応援職員の活動に必要な執務スペースや資機材（通信・OA機器、交通手段、燃料）、水・食料、宿泊場所の確保

別紙第7「災害時宿泊場所リスト」

（3）物的支援

ア 調達先の確認・確保、要請手順

イ 受入拠点の確保

ウ 受入に必要な人員・資機材の確保等受入体制

2. 応援団体との連携

（1）応急対策職員派遣制度の活用

町は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

なお、応援職員の派遣又は受入れに当たっては、感染症対策等のため、応援職員の健康管理等を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿

泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

(2) 他の地方自治体との相互応援協定の締結

町は、自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方自治体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方自治体との協定締結も考慮するものとする。

(3) 民間団体との連携

町は、平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実効性を確保するよう受援計画の継続的な見直しを行うものとする。

第20節 復興事前準備（各課）

町は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興事前準備に努めるものとする。

第 3 章

災 害 応 急 対 策 計 画

第1節 組織（各課・関係機関）

1. 防災組織

（1）防災会議

町の地域における防災を総合的に推進するための組織として、芦北町防災会議が設置されている。

【芦北町防災会議】

芦北町の防災を総合的に推進するために、町長を会長として災害対策基本法第16条第6項に規定する機関の長及び自主防災組織を構成する者又は学識経験者を委員として組織するものであり、町の防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、町長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議し、町長に意見を述べることを任務とする。

（2）災害対策本部

町の地域において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため、必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2及び芦北町災害対策本部条例（平成17年芦北町条例第17号）に基づき、町長は地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置する。

※ 第6章 その他 第3節 芦北町災害対策本部条例

【芦北町災害対策本部】

災害が発生し、又は、災害発生のおそれがある場合に、町長を本部長として（但し、町長に事故があった場合は、副町長、総務課長の順位で指揮を執るものとする。）、町の職員（町教育委員会を含む。）で構成するものであり、その所掌事務として、水防、消防、災害救助、災害警備、その他災害応急対策活動を実施する。また、これらの活動を実施するため、本部に対策部を設置し、それぞれ本部の事務を分掌させる。

2. 芦北町の災害対策系統

芦北町災害対策本部と防災関係機関との協力系統

芦北町の地域に災害が発生し、又は災害発生のおそれがある場合、芦北町災害対策本部と芦北町防災会議を構成する防災関係機関等は、町内における災害対策の総合的かつ、計画的な推進を図るため、相互に緊密な連絡協調を図るとともに、積極的に応急対策活動を実施するものとする。

3. 芦北町災害対策本部

芦北町災害対策本部の組織及び編成等は、「芦北町災害対策本部条例」等の定めるところによる。

（1）設置基準

ア 災害対策本部

- ・ 避難指示を発令した場合
- ・ 町内で震度6弱以上の地震が発生した場合（自動設置）
- ・ 町内で津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合（自動設置）
- ・ 町内に特別警報（ただし、地震動に関する特別警報を除く。）が発表された場合（自動

設置)

- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その規模及び範囲からして本部を設置し、応急対策を必要とする場合。
- ・ 前記のほか、激甚災害で、特に応急対策を実施する必要があると町長が判断した場合。

イ 現地災害対策本部

災害地が災害対策本部から遠隔地の場合、また本部との通信連絡に円滑を欠く場合その他必要と認められる場合に応じ主要災害地に本部長の指示により設置する。

(2) 編 成

ア 災害対策本部

- ・ 本部長(町長)は、本部の事務を分掌して推進するため、必要があると認めるときは、対策部を置く。ただし、災害の種類又は規模により必要な対策部のみを置くことができる。
- ・ 対策部に対策部長、班長、班員を置く。
- ・ 各対策部長は、部員(各課長及び室長等)とし、班長、班員は、職員のうちから関係課等を考慮して、本部長が指名する者とする。
- ・ 各対策部において、必要な対策等を策定したときは、その内容を本部に合議するものとし、本部は必要に応じその内容を公表するなど必要な措置をとるものとする。

イ 現地災害対策本部

- ・ 現地災害対策本部長は、災害対策副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- ・ 現地対策本部には、応急対策又は救助・救護を担当とする者のほか、総括班及び広報班から現地情報収集活動及び被害状況等並びに現地での協力機関との調整をする者を配置する。
- ・ 現地対策本部員は、災害対策副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- ・ 現地対策本部は、町本部と緊密な連絡を保ちつつ、被害等の把握を行うとともに、緊急を要する応急対策を実施する。

ウ 別紙第8「災害対策本部組織図」

(3) 町災害対策本部の協議事項

本部長は、本部会議の議長となり、次の事項について協議する。

ア 災害予防及び災害応急対策の策定に関する事項

イ 自衛隊の派遣要請に関する事項

ウ 災害救助法の発動要請に関する事項

エ その他の重要事項

(4) 災害対策部の事務分掌

各対策部の事務分掌は次のとおりとし、事務の詳細な内容は、「災害時行動マニュアル」等を参照するものとする。

なお、事務遂行上、他の対策部と連携が必要なものや下記に記載がない新たな業務が発生した場合については、その都度協議して主に担当する対策部等を定めるものとする。

別紙第9「災害対策本部の事務分掌」

4. 災害対策本部の設置場所

災害対策本部の設置場所は、次の順位により確保するものとする。

- (1) 本庁舎3階 大会議室
- (2) 芦北町総合コミュニティーセンター
- (3) スカイドーム

5. 災害対策本部と現地対策本部との連携

災害対策本部と現地対策本部との連携は、次の手段により確保するものとする。

- (1) 通信手段（音声、映像、システム等）の確保
- (2) 情報（状況図（地図）、クロノロ等）の共有
- (3) 現地対策本部に対する明確な権限の付与

6. 災害対策本部室等のスペース確保

町は、国、他県、防災関係機関等からの情報連絡員の派遣に備え、災害対策本部室に十分なスペースを確保しておくものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、本部運営を円滑に行うため、本部員以外の入室規制や配席図等について、マニュアル等に定めるものとする。

なお、本庁舎が被災し、使用不能となる場合に備え、災害対策本部を設置する代替施設をあらかじめ選定（確保）する。

7. 災害対策本部運営要領等の作成

町は、災害等の発生又は発生のおそれがあり、災害警戒本部又は災害対策本部等が設置された場合、迅速かつ的確に行動できるよう、具体的な対応をとりまとめた災害対策本部設置・運営マニュアルを作成するものとする。

なお、当該運営要領等については、災害対策本部活動や訓練等を通じて検証を行い、適宜見直すものとする。

8. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

町は、円滑な災害対応を行うため、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

第2節 職員配置(各課)

災害が発生するおそれ、又は発生した場合における職員の配置体制、配置方法及び応援等について定め応急措置等の円滑な実施を期する。

1. 業務継続性の確保

町は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、あらかじめ業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

なお、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- (1) 組織の長が不在の場合の明確な代行順位
- (2) 職員の確保体制
- (3) 職員への支援体制

（安否確認の実施、水・食料等の確保、宿泊場所の確保、心のケア、子どもの一時預かり等を含む。）

- (4) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (5) 電力（非常用電源装置及び燃料を含む。）の確保
- (6) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (7) 重要な行政データのバックアップ
- (8) 非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

2. 職員配置体制の整備

- (1) 職員への周知徹底

防災関係機関並びに本町の各課長は、災害発生のおそれ、又は発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の一部又は全部が直ちに応急措置に従事し、活動されるようにあらかじめ体制を定め所属職員に周知徹底しておくとともに、相互に協調するよう努めるものとする。

- (2) 町職員の警戒配備体制

別紙第10「職員の警戒体制の基準」

- (3) 警戒配備体制の設置

気象情報等に応じた警戒配備体制は、上記のとおりとするが、あくまで基準である。気象状況等は刻一刻と変化するため、災害対応はその時の状況に応じて適時適切な対応を行うことが常である。

進行型災害である大雨や台風は、次の展開がある程度予測可能であるため、計画的に職員の動員が可能であるが、突発型災害である地震や津波は予測困難である。そのため、職員はいかなる状況においても即応できる様に、日頃から下記の別紙を確認しておくものとする。

ア 別紙第11「芦北町タイムライン」

「第一次警戒配備体制【災害注意本部】」

- イ 別紙第12「第二次警戒配備体制【災害警戒本部】」
「第三次・第四次警戒配備体制【災害対策本部】」

(4) 警戒準備

熊本地方気象台から注意報級の気象予警報等が発表され、災害が発生する可能性がある場合は、防災監及び危機管理防災室の職員をもって気象情報等の収集を行い、避難情報の発令、指定避難所の開設等について検討を始める。

(5) 第1次警戒配備体制【災害注意本部】

ア 熊本地方気象台から警報級の気象予警報の発表の可能性【高】、線状降水帯予測情報（半日前）等が発表され災害が発生する可能性が高まり、予防的避難が必要と見込まれる場合又は町内において震度4の地震が発生した際は、防災監、総務課、建設課及び健康福祉課の職員をもって、災害注意本部を設置し、高齢者等避難の発令及び指定避難所の開設等に関する検討を行う。

閉庁時における災害担当者の参集は、あらかじめ日直者及び警備員に対して連絡体制を指示しておくものとする。

イ 勤務時間外における第1次警戒配備体制【災害注意本部】の設置

防災監は、第1次警戒配備体制【災害注意本部】の設置基準となる気象予警報等が発表された場合、総務課長に対して第1次警戒配備体制【災害注意本部】設置について意見を具申するとともに了承されたならば危機管理防災室の関係職員に連絡し、出勤する。

(6) 第2次警戒配備体制【災害警戒本部】の設置

ア 熊本地方気象台から警報級の気象予警報の発表、線状降水帯予測情報（半日前）等が発表され災害が発生する可能性が更に高まり、高齢者等避難を発令した場合又は町内に震度5弱・5強の地震が発生した場合、総務課長、防災監、総務課、建設課、健康福祉課及び民生生活課の職員をもって、災害警戒本部を設置し、避難指示の発令及び災害対策本部の設置に関する検討を行う。

イ 勤務時間外における第2次警戒配備体制【災害警戒本部】の設置

防災監は、第2次警戒配備体制【災害警戒本部】の設置基準となる気象予警報等が発表された場合、総務課長に対して第2次警戒配備体制【災害警戒本部】設置について意見を具申しするとともに了承されたならば危機管理防災室の関係職員に連絡し、出勤する。

(7) 第3次警戒配備体制【災害対策本部】の設置

ア 熊本地方気象台から危険警報級の気象予警報の発表、線状降水帯発生情報等が発表され災害が発生する可能性が極めて高くなり、避難指示を発令した場合又は町内に震度6弱・6強以上の地震が発生した場合、全課の職員をもって、災害対策本部を設置し、緊急安全確保の発令、災害応急対応に関する検討を行う。

イ 勤務時間外における第3次警戒配備体制【災害対策本部】の設置

総務課長は、第3次警戒配備体制【災害対策本部】の設置基準となる気象予警報等が発表された場合、町長に対して第3次警戒配備体制【災害対策本部】設置について意見を具申するとともに了承されたならば、防災監に連絡し、出勤する。

(8) 第4次警戒配備【災害対策本部】の設置

熊本地方気象台から特別警報級の気象予警報等が発表され既に災害が発生していると予見され

る場合、特に危険な地域に対して緊急安全確保を発令し、災害の発生を伝え、住民に命を守る最善の行動を求める場合、全課の職員をもって、災害対策本部を設置し、人命救助に関する検討を行う。

(9) 災害時の職務分担

別紙第7「災害対策本部の事務分掌」のとおりとする。

町長及び各命令権者が登庁できない場合には、別紙第6「災害対策本部組織図」の上席命令権者が指示を行うものとする。

(10) 動員解除

応急措置の警戒配備体制は、次の場合に解除するものとする。

警戒配備体制の解除は、総務課長が指示する。

ア 災害発生のおそれのある注意報、警報等が解除されたとき。

イ 災害発生のおおしやうさが去ったとき。

ウ 被害のおおしやうさが確認され、復旧が軌道に乗り始めたとき。

3. 職員の派遣・応援の要請等

災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、町長は、地方自治法第252条の17第1項及び災害対策基本法第29条の規定により他の地方自治体、指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請すること、また災害対策基本法第30条の規定により、職員の派遣の斡旋を求めることができる。さらに、災害応急対策の実施のため必要があるときは、町長は、災害対策基本法第67条第1項、第68条、第74条第1項又は第74条の3の規定により、他の地方公共団体、指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の応援を求めることができる。

(1) 派遣職員等の身分

地方自治法第252条の17第1項及び災害対策基本法第29条の規定により派遣された職員（以下、「派遣職員」という。）の身分の取扱いは、地方自治法第252条の17第2項及び災害対策基本法施行令第17条の規定によるものとする。

また、災害対策基本法第67条第1項、第68条、第74条第1項又は第74条の3の規定により応援を行う職員（以下、「応援職員」という。）の身分の取扱いは、災害対策基本法第67条第2項及び第74条第2項の規定によるものとする。

(2) 災害派遣手当

災害時における職員派遣制度の円滑な運用を図るため、災害対策基本法第32条の規定により町は災害派遣手当を支給することができるが、支給額の基準は、昭和51年3月自治省告示第118号（最近改正平成7年3月8日自治省告示第37号）によるものとする。

(3) 派遣職員又は応援職員に係る給与等の負担

ア 指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関からの派遣職員に係る給与等の負担は、災害対策基本法施行令第18条による。

イ 町からの派遣職員に係る給与等の負担は、地方自治法第252条の17第2項による。

ウ 応援職員に係る給与等の負担は、災害対策基本法第92条による。

ただし、応援元が給与等を負担する場合はこの限りでない。

4. 被災市町村等への職員派遣

(1) 応援職員の派遣（短期及び中・長期）

被災市町村等への応援職員の派遣は、派遣元市町村職員にとって人材育成を通じた災害対応力の向上にもつながることから、積極的な応援職員派遣に努めるものとする。

町は、職員派遣に備え、災害対応業務ごとに、あらかじめ派遣職員名簿や派遣職員要領を作成するなどして、大規模災害発生時に被災市町村及び全国の被災自治体へ応援職員を速やかに派遣できる体制を整備するものとする。

また、派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。

さらに、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

(2) 応援職員の健康管理等

応援職員の派遣に当たって、町は、感染症対策等のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。また、町は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、地方公共団体は、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

5. 職員の安全確認・健康管理等

町は、大規模災害発生後速やかに災害対策本部体制を確立するため、発災時に職員の安否確認等を円滑かつ確実に実施することとする。

また、災害対応を担う職員自身も被災者であることが多く、かつ、業務量の増大による精神的・身体的な負担が大きいことから、職員の勤務状況や健康状態を把握するとともに、職員が休養によって疲労回復を図れるよう、勤務時間や職員配置等について管理を徹底するものとする。

特に、大規模災害の発災直後から復旧・復興に至る過程において、全庁的に業務が増加することから、優先的に実施すべきものに絞って業務を実施するとともに、必要に応じ、全庁的な人員調整を行うものとする。

第3節 応援要請（各課・関係機関）

町は、大規模災害時には、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

災害が発生するおそれがある場合には、災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

1. 関係機関との相互連絡

（1）国等との関係

町は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関へ応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

町は、上段の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた指定行政機関又は指定地方行政機関は、その事態に照らし緊急を要し、県からの要請を待ついとまがないと認められるときは、当該要請を待たないで、応急措置を実施することができる。

2. 「熊本県市町村災害時相互応援に関する協定」に基づく応援要請

町は、県内の市町村が地震等の災害に被災し、単独では十分な応急の復旧対策が出来ない場合に、熊本県市町村災害時相互応援に関する協定（平成15年7月23日締結）に基づき、応援を行うものとする。

なお、町は、市町村区域を越える住民の広域的な避難の想定など、協定内容の充実・強化に取り組むものとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等の活動に必要な資機材及び物資の提供
- （3）救援・救助活動等の応急復旧活動に必要な車両、舟艇等の提供
- （4）救援・救助、医療、防疫、清掃その他応急復旧活動に必要な職員の派遣
- （5）その他、特に被災市町村から要請があった事項

3. 県への応援又は応援斡旋の要請、国・県による代行

町は、町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して応援又は応援のあっせんを要請するものとする。

- ・被災建築物応急危険度判定支援要請
- ・被災宅地危険度判定支援要請 など

4. 「応急対策職員派遣制度」に基づく協力依頼

町は、必要に応じ、被災市町村の長への助言や関係機関等との連携を行う「災害マネジメント総括支援員」の派遣を県を通じて総務省に、又は対口支援団体（カウンターパート）に要請するも

のとする。

5. 相互応援の強化

町は、他自治体との相互応援協定締結に当たっては、近隣の自治体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する自治体との間での協定締結も考慮するものとする。

また、町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

6. 複合災害における応援要請

町は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うとともに、外部からの応援を早期に要請するよう努めるものとする。

7. 応援・受援体制の整備

町は、応援活動の拠点となる施設の提供、国が作成した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。

なお、平時から相互に顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行うものとする。

第4節 自衛隊災害派遣要請（総務課）

本節は、天災地変その他の災害に対し、人命又は財産の保護のため、自衛隊法第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣の要請に関する必要な事項を定め、もって自衛隊の効率的な災害派遣を期するものである。

1. 災害派遣の要請責任者

自衛隊への災害派遣要請は、自衛隊法第83条に基づき、次の災害派遣要請権者が行う。

- (1) 知事
- (2) 第十管区海上保安本部長
- (3) 熊本空港事務所長

2. 災害派遣要請の基準

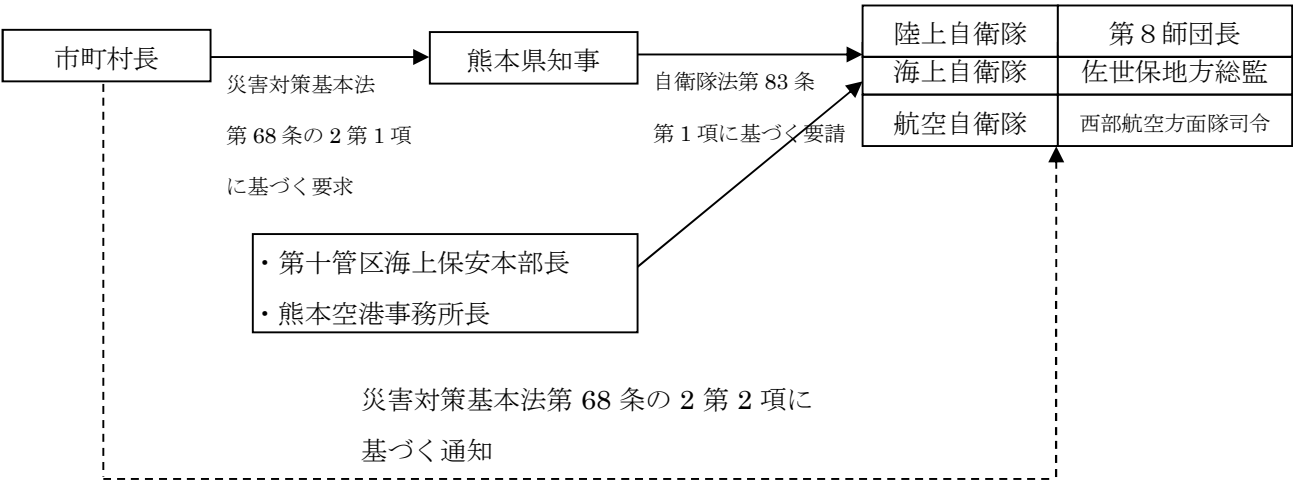
知事、第十管区海上保安本部長及び熊本空港事務所長は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、災害派遣を要請することができる。

この際、特に公共性、緊急性、非代替性について留意すること。

- (1) 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性がある。
- (2) 緊急性 さし迫った必要性がある。
- (3) 非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がない。

3. 災害派遣要請先

知事、第十管区海上保安本部長及び熊本空港事務所長は、入手した情報（知事にあつては、市町村長からの要求を含む。）等に基づき自衛隊の災害派遣の必要性の有無を判断し、要請する場合は、指定部隊等の長に対して行うものとする。



※市町村長にあつては、災害対策基本法第68条の2に基づき知事に派遣要求ができない旨及び災害の状況の通知ができる。

(1) 自衛隊及び災害派遣要請機関の連絡場所

機 関	連絡窓口	電 話 番 号
陸上自衛隊 第8師団司令部	第3部防衛班	096-343-3141 内線3260
	師団運用室	夜間 内線3299
海上自衛隊 佐世保地方総監部	防衛部第3幕僚室	0956-23-7111 内線3257
	運用作業室	夜間 内線3222
航空自衛隊西部方面 航空隊司令部	防衛部運用2班	092-581-4031 内線2348
	SOC当直	夜間 内線2203
熊 本 県 庁	危機管理防災課	直通096-333-2115 (防災センター213-1000)
熊本空港事務所	総務課	096-232-3079
第十管区海上保安本部 熊本海上保安部	警 備 救 難 課	0964-52-3104

(2) 各自衛隊の担任区分

自 衛 隊 別		担 任 地 域
陸上自衛隊 第8師団	第42即応機動連隊	熊本市、宇土市、菊池市、山鹿市、玉名市、荒尾市、宇城市、阿蘇市、合志市、下(上)益城郡、菊池郡、鹿本郡、阿蘇郡、玉名郡
西部方面 特科隊	西部方面特科連隊	八代市、人吉市、水俣市、八代郡、球磨郡、芦北郡
	第5地対艦ミサイル連隊	天草市、上天草市、天草郡
海上自衛隊佐世保地方隊		熊 本 県 全 域
航空自衛隊西部航空方面隊		熊 本 県 全 域

(3) 第8師団の保有機材

種 類	備 考
小型ドーザー バケットローダー 渡河ボート 浄水セット 入浴セット ダンブ 中型トラック 大型トラック 野外炊具1号 中型ヘリコプター 1t水トレーラー	積載人員 20人/隻 1時間：7,000ℓの給水可能 1時間：100人/セット入浴可能 1台で同時200人分炊飯可能 輸送等

(4) ヘリコプター発着場の設置基準

人命の救出または救援物資の空輸を円滑に実施するためのヘリコプター発着場設置基準は、おおむね次のとおりとする。

ア 地表面は、平坦でよく整理されていること。

イ 回転翼の回転によって砂じん等が上がらないような場所を指定すること。

ウ ヘリコプターの進入区域50m以内に高さ5m以上の障害物がないこと。

エ 発着場の所要地積

機 種	昼 間	夜 間
小型ヘリコプター(2人乗)	直 径 30m	直 径 45m
中型ヘリコプター(10人乗)	直 径 50m	直 径 75m
大型ヘリコプター(20人乗)	50m × 75m	75m × 100m
大型ヘリコプター(40人乗)	100m × 100m	100m × 100m

4. 災害派遣要求に含める事項

町長が知事に対し、災害派遣を要求する場合は、次の事項を明確にするものとする

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他、参考となるべき事項（連絡方法、連絡責任者及び部隊の集結地等）

ただし、突発災害等緊急を要し、上記事項が判断できない場合においても最小限「派遣を希望する区域及び活動内容」を明らかにして要請するものとする。

別紙第13「広域からの派遣部隊（自衛隊・消防・警察）の集結場所

5. 災害派遣の要求手段

- (1) 町長が自衛隊の派遣を要求する場合は、文書をもって行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話若しくはFAXで行うことができる。
- (2) 前項ただし書の場合においては、事後において速やかに、文書を提出するものとする。

6. 自衛隊の活動内容

災害派遣において、自衛隊に期待する主要な活動内容は次の事項とする。

- (1) 人命救助：行方不明者の搜索、被災者の救出・救助
- (2) 消火活動：林野火災等に対し、航空機による消火
- (3) 水防活動：土のうの作成、運搬、積み込み
- (4) 救援物資の輸送：車輛及びヘリコプターによる物資の輸送
- (5) 道路の応急啓開：応急の土木工事、土砂崩れに対する工事等
- (6) 医療、防疫：応急救護及び除染車等による地域の防疫
- (7) 給水活動：水タンク車、水トレーラーによる給水
- (8) 給食：炊事車による炊飯（温食）
- (9) 宿泊活動：天幕（テント）を使用した宿泊施設の設置
- (10) 入浴活動：公園及びグラウンド等の野外における、応急風呂の開設

第5節 予警報等伝達（総務課）

本節は、災害発生のおそれのある時に行う気象業務法に基づく特別警報、警報及び注意報並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等（以下「予警報等」という。）を関係機関及び住民に迅速、かつ、確実に伝達するための通報系統及び要領等を定めて、適切な防災措置の実施を期するものである。

1. 予警報等の定義

この計画において、気象・地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象に関する予警報並びに情報の定義は、次に定めるところによる。

（1）気象等の特別警報、警報及び注意報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。

また、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

ア 熊本地方気象台が発表する気象等の特別警報、警報、注意報の種類及び発表基準

種 類		発 表 基 準
特 別 警 報	レベル5 氾濫特別警報	1級河川などの大河川（洪水予報河川）の氾濫が差し迫り、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	レベル5 大雨特別警報	大雨による内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	レベル5 土砂災害特別警報	土砂災害が差し迫り、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

種 類		発 表 基 準
特 別 警 報	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	レベル5 高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
危 険 警 報	レベル4 氾濫危険警報	1級河川などの大河川（洪水予報河川）の氾濫が差し迫り、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。
	レベル4 大雨危険警報	大雨による内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。
	レベル4 土砂災害危険警報	土砂災害が差し迫り、重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。
	レベル4 高潮危険警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれが大きいと予想されたときに発表される。
警 報	レベル3 大雨警報	大雨による内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル3 氾濫警報	1級河川などの大河川（洪水予報河川）の氾濫が差し迫り、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル3 土砂災害警報	土砂災害が差し迫り、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが、平地10cm以上、山地20cm以上になると予想される場合。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 平均風速20m/s以上になると予想される場合。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 雪を伴い、平均風速20m/s以上になると予想される場合。

種 類		発 表 基 準
警 報	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 有義波高が内海2.5m以上、外海6.0m以上になると予想される場合。具体的な基準は資料編参照。
	レベル3 高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。市町村ごとの海岸線の潮位が標高2.2～4.5m以上。具体的な基準は資料編参照。
注 意 報	レベル2 大雨注意報	大雨による内水氾濫及び洪水予報河川以外の外水氾濫により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル2 氾濫注意報	1級河川などの大河川（洪水予報河川）の氾濫により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	レベル2 土砂災害注意報	土砂災害により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 12時間の降雪の深さが平地3cm以上、山地5cm以上になると予想される場合。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 平均風速10m/s以上になると予想される場合。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる災害」のおそれについても注意を呼びかける。 雪を伴い平均風速10m/s以上になると予想される場合。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 有義波高が内海1.5m以上、外海2.5m以上になると予想される場合。具体的な基準は資料編参照。

種 類		発 表 基 準
注 意 報	レベル2 高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。市町村ごとの海岸線の潮位が標高1.9～3.0m以上。具体的な基準は資料編参照。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 濃霧によって視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。 実効湿度が65%以下で最小湿度が40%以下になると予想される場合。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 積雪の深さ100cm以上で、1. 気温3℃以上の好天 2. 低気圧等による降雨 3. 降雪の深さが30cm以上のいずれかが予想される場合。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。 大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が－2℃から＋2℃と予想される場合。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が起こるおそれのあるときに発表される。 大雪警報、大雪注意報の条件下で気温が－2℃から＋2℃と予想される場合。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれがあるとときに発表される。11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜で最低気温3℃以下になると予想される場合。

種 類		発 表 基 準
注 意 報	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。 冬期：平地で最低気温が－5℃以下になると予想される場合。 夏期：日平均気温が平年より4℃以上低い日が3日続いたあと、さらに2日以上続く予想される場合。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。

(注) 土壌雨量指数とは、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを指数化したもので、土砂災害発生の危険度を示す指標です。土壌雨量指数基準は、1 km格子ごとに値を設定していますが、資料編にある基準表には各市町村等の区域における基準の最低値を示しています。なお、1 km格子ごと基準は気象庁ホームページに掲載されています。

流域雨量指数とは、細分区域・市町村をまたがって流下する河川について、河川に集まってくる水の量から洪水の危険度を示す指標です。このため、上流域で降った雨も含めて、洪水の危険度を監視することが可能です。

(ア) 発表の基準値は、熊本県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査したうえで決定したものである。

(イ) 気象等の特別警報、警報、注意報はその種類に係わらず、これらの新たな特別警報、警報又は注意報が行われたときに切り替えられるものとし、又は解除されるときまで継続されるものとする。

(ウ) 気象等の特別警報、警報、注意報には防災上特に必要とする事項を「注意警戒文」として、本文冒頭に表現する。この「注意警戒文」の内容は次のとおりである。

(いつ) 警戒又は注意すべき期間……「〇〇日昼過ぎから夕方にかけて」等具体的に示す。

(どこで) 警戒又は注意すべき地域……概ね一次細分区域ごと

(何が) 警戒又は注意すべき対象災害……土砂災害、浸水害、高波など具体的に示すの要素で構成し、概ね一次細分区域ごとに、できる限り簡明な記載を行う。なお、伝達される警報、注意報文には、量的予報等の市町村ごとの詳細な情報が含まれないため、別途、気象庁ホームページ等での確認が必要である。

イ 気象等の特別警報・危険警報・警報・注意報の地域細分発表

警戒又は注意を要する区域を指定して気象等の特別警報、危険警報、警報、注意報を発表する場合の

細分区域は、次の「熊本県予報区域細分図」のとおりである。

なお、熊本県内の細分区域等の名称は、次のとおりである。



		一次細分区域	市町村等を まとめた地域	二次細分区域
熊本県	熊本地方		山鹿菊池	山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町
			荒尾玉名	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
			熊本市	熊本市
			上益城	西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
			宇城八代	八代市西部、八代市東部、宇土市、宇城市、美里町、氷川町
	阿蘇地方			阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村
	天草・芦北地方	天草地方		天草市、上天草市、苓北町
		芦北地方		水俣市、芦北町、津奈木町
	球磨地方			人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村

(2) 気象情報

気象情報は、気象業務法に基づき、観測の成果の発表や予報事項に関する情報を、住民及び関係機関に対し発表し、円滑な防災活動ができるように支援するもので、その情報は次の3つに大別される。

- ア 災害に結びつくような顕著な現象の発現が予想されるが警報・注意報等を未だ行うに至らない場合などに予告的に発表する予告的情報。
- イ 顕著な現象が切迫しているかあるいは発現して、特別警報、危険警報、警報や注意報などを行っている場合などに、特別警報、危険警報、警報、注意報を補完するための補完的情報。
- ウ 大雨警報を発表中の二次細分区域において、キキクル（気象庁）の「危険」（紫）が出現しかつ、数年に一度しか起こらないような短時間の猛烈な雨（熊本県では1時間110mm以上）を観測若しくは解析した場合に、さらに強く警戒を呼び掛ける「熊本県気象防災速報（記録的短時間大雨情報）」。

(3) 大津波警報・津波警報・津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(4) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

(5) 噴火警報

噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

基準は噴火警戒レベルによる。噴火警戒レベルは、阿蘇火山爆発対策計画を参照。

(6) 噴火予報

火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に「噴火予報」を発表する。噴火警戒レベルは、阿蘇火山爆発対策計画を参照。

(7) 降灰予報

火山噴火に伴い空から降ってくる火山灰（降灰）は、その量に応じて様々な被害をもたらす。降灰予報では量の予測を含めた予報（量的降灰予報）として、噴火を想定した事前の予報（定時）、噴火発生直後の予報（速報）、噴火発生後の精度の良い予報（詳細）を提供する。各情報については、阿蘇火山噴火対策計画を参照。

(8) 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

(9) 火山現象に関する情報

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、福岡管区気象台が発表する。

ア 火山の状況に関する解説情報

噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

イ 噴火速報

噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。

噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。また、噴火速報の発表の有無に関わらず、噴火が発生した場合は、その状況を火山の状況に関する解説情報で速やかにお知らせする。

普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合は、同情報によりその状況を定期的にお知らせする。

ウ 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

エ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

オ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

(10) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

熊本地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
熊本県	熊本県熊本	熊本市他 22 市町村
	熊本県阿蘇	阿蘇市他 5 町村
	熊本県天草・芦北	天草市他 5 市町
	熊本県球磨	人吉市他 9 町村

注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

(11) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台長が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときに、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市町村長に通報しなければならない。火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。

熊本地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上を対象とした「強風注意報」の基準と同一とし、「乾燥注意報」もしくは陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想される場合は、火災気象通報として通報する。

なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。

(12) 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて市町村長が火災気象通報を受けたとき、または気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、住民に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(13) 指定河川（白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系）洪水予報の発表基準

白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系の洪水に関して、国土交通省熊本河川国道事務所・八代河川国道事務所・菊池川河川事務所と熊本地方気象台が共同して行う白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系洪水予報の種類は次のとおりである。

種 類	発 表 基 準
レベル2 氾濫注意報 (警戒レベル2 [河川氾濫])	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
レベル3 氾濫警報 (警戒レベル3 相当情報[河川氾濫])	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に上昇が見込まれるとき。
レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4 相当情報 [河川氾濫])	急激な水位上昇により基準地点の水位がまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき。
レベル5 氾濫特別警報 (警戒レベル5 相当情報 [河川氾濫])	氾濫が発生したとき。

(14) 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川について洪水による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については、国土交通省の出先機関の長（八代河川国道事務所長、菊池川河川事務所長、筑後川河川事務所長及び熊本河川国道事務所長）が、知事が指定する河川等については、知事が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

(15) 水防に関する情報

水防に関する情報とは、河川の氾濫をはじめとした水災の防止を目的として、河川の水位、河川水位に影響を及ぼす雨量等の情報を県が任意で発するものである。

(16) レベル4 土砂災害危険警報

レベル4 土砂災害危険警報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、レベル3 土砂災害警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごと、八代市については東部・西部に分割して発表する。

(17) 光化学スモッグに関する情報

光化学スモッグに関する情報とは空気中のオキシダント濃度が一定の基準を超え、人体に影響を及ぼすことが予想される場合に県が発するものである。

（予報：0.10ppm 以上、警報 0.24ppm 以上、重大警報：0.40ppm 以上）

2. 予警報等の伝達系統

予警報等の伝達系統は、次のとおりとする。

なお、県及び市町村は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

(1) 気象予警報の伝達系統

ア 気象等の特別警報・危険警報・警報・注意報は、迅速かつ的確に伝達し、住民に周知させるものとする。

ただし、注意報については、関係機関が注意報の種類若しくは時期により、下部機関に伝達を必要としないと認めるものについてはこの限りではない。

また、特別警報が発表された市町村については、住民に周知の措置を行う義務がある。

次の種類の特別警報・危険警報・警報・注意報の伝達系統は、下記図のとおりである。

(ア) 特別警報……暴風、暴風雪、大雨、土砂災害、大雪、氾濫、高潮及び波浪特別警報

(イ) 危険警報……大雨、土砂災害、氾濫及び高潮危険警報

(ウ) 警 報……暴風、暴風雪、大雨、土砂災害、大雪、氾濫、洪水、高潮及び波浪警報

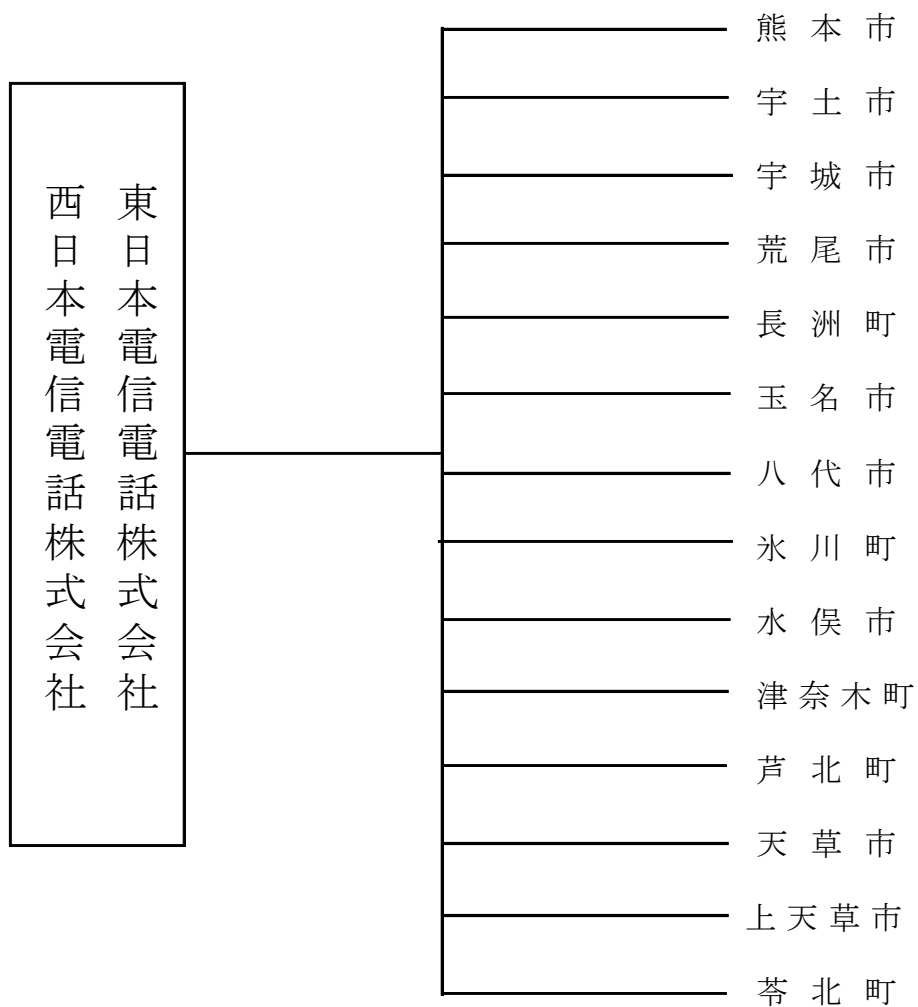
(エ) 注 意 報……風雪、強風、大雨、大雪、土砂災害、濃霧、雷、氾濫、洪水、乾燥、霜、低温、着氷（雪）、なだれ、融雪、高潮及び波浪注意報

(2) 加入電話・市内電話 防災情報ネットワーク又は防災行政無線
法定伝達先 Jアラート

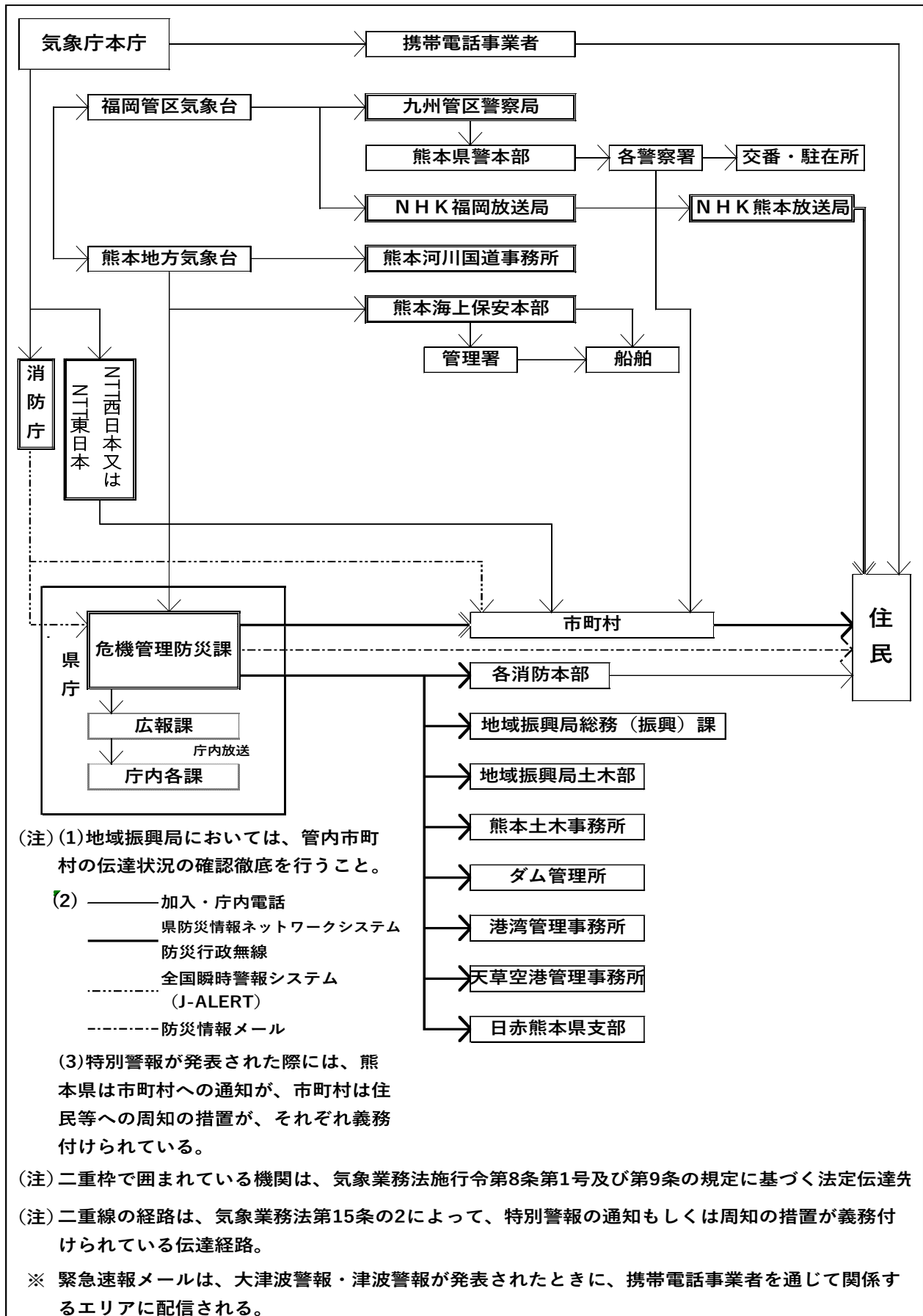
(3) 特別警報が発表された際には、熊本県は、市町村への通知が、市町村は住民等への周知措置が、それぞれ義務付けられている。

90

東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社から沿岸市町への伝達系統



ウ 津波警報等に関する情報の伝達系統

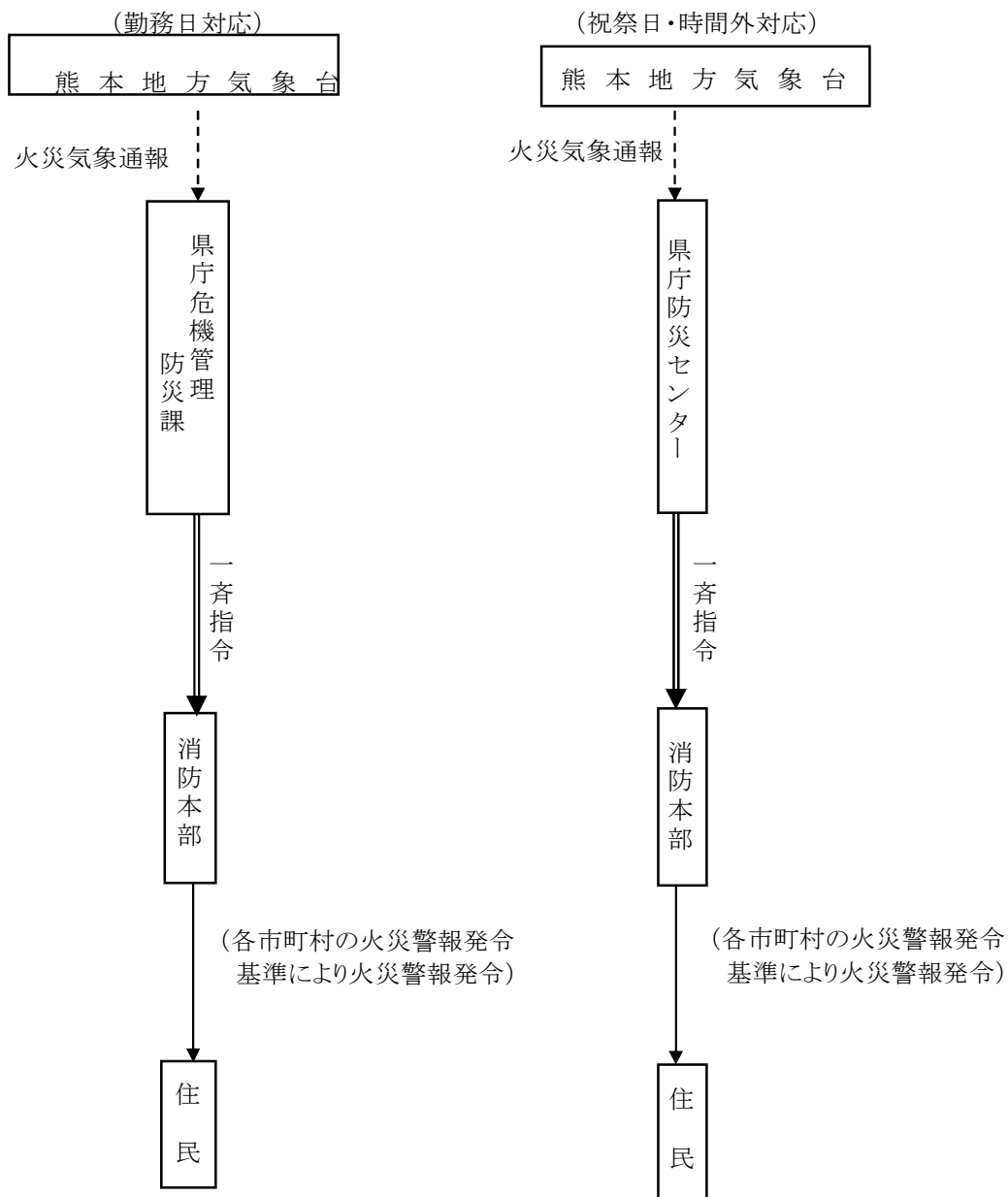


(2) 火災気象通報及び火災警報

火災警報は、市町村長が、火災予防上危険であると認めるときに、発表するものとする。

火災気象通報の発令および解除は、消防法第22条に基づき、次の系統により迅速、かつ確実に伝達する。

ただし、火災警報は、市町村長が火災予防上危険があると認めるときに発令するものとする。



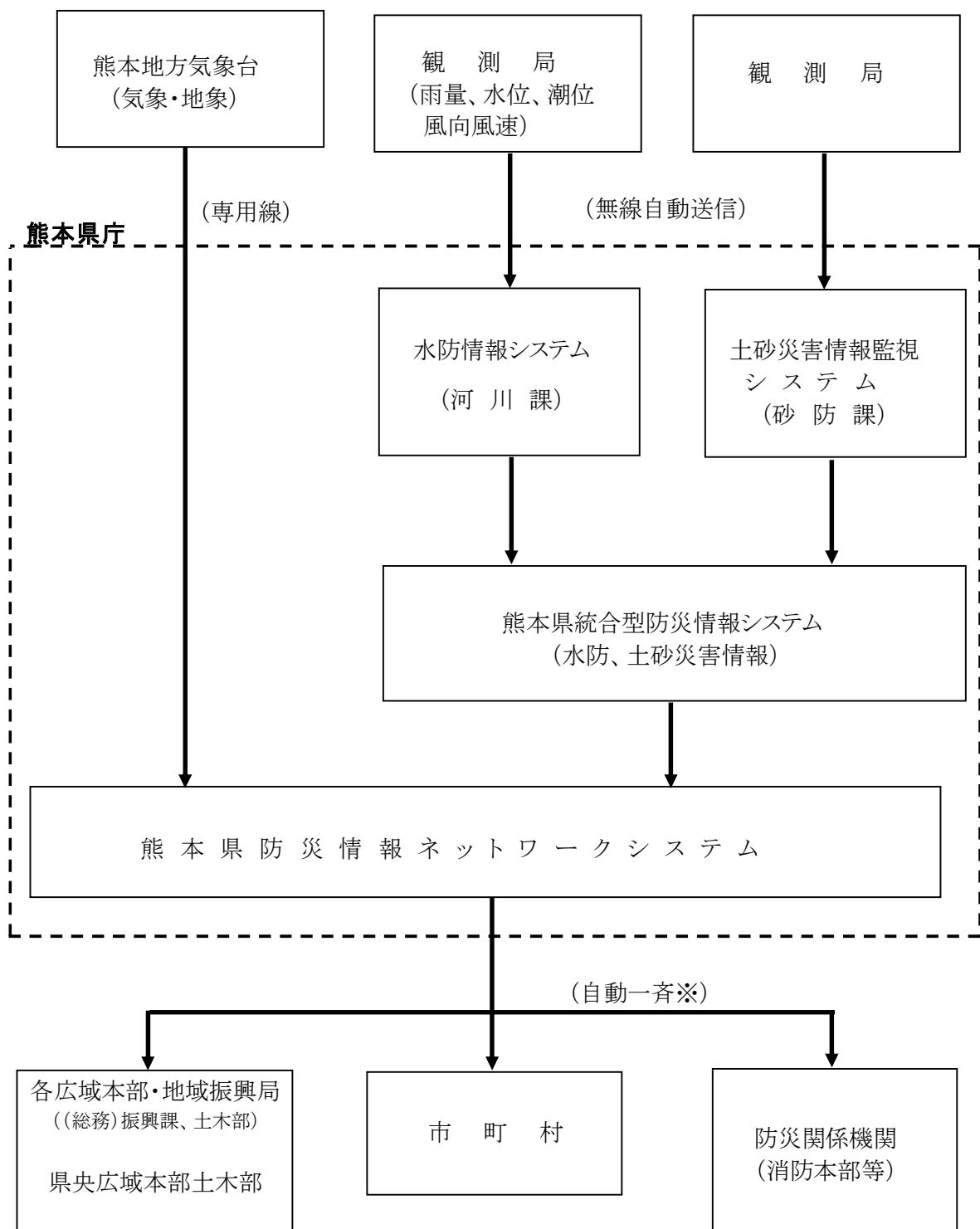
(注)

広報車による広報等

気象情報伝送処理システム
(アデス)

県防災行政ネットワークシステム
・防災行政無線

(3) 気象、水防及び土砂災害に関する情報の伝達系統図

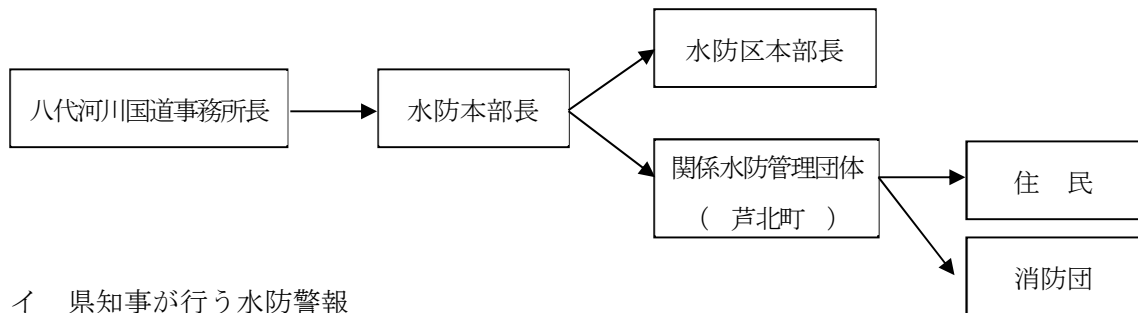


※ 梅雨期以外の水防情報の伝達については、気象警報発表中にのみ送信される。

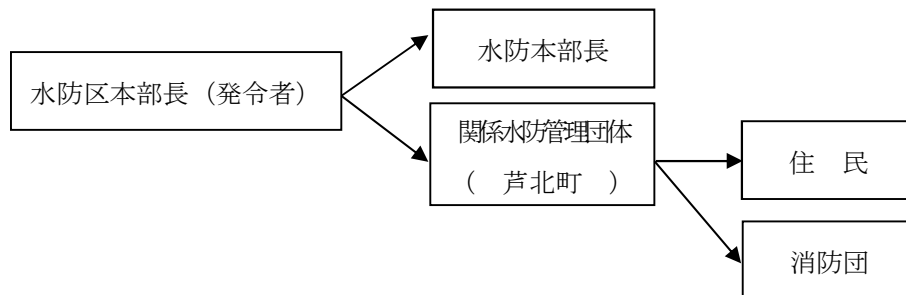
参考：気象情報伝達の詳細は、「1. 特別警報、警報、注意報の伝達系統」を参照すること。

(4) 水防警報の伝達系統

ア 国土交通大臣が行う水防警報（球磨川水系）

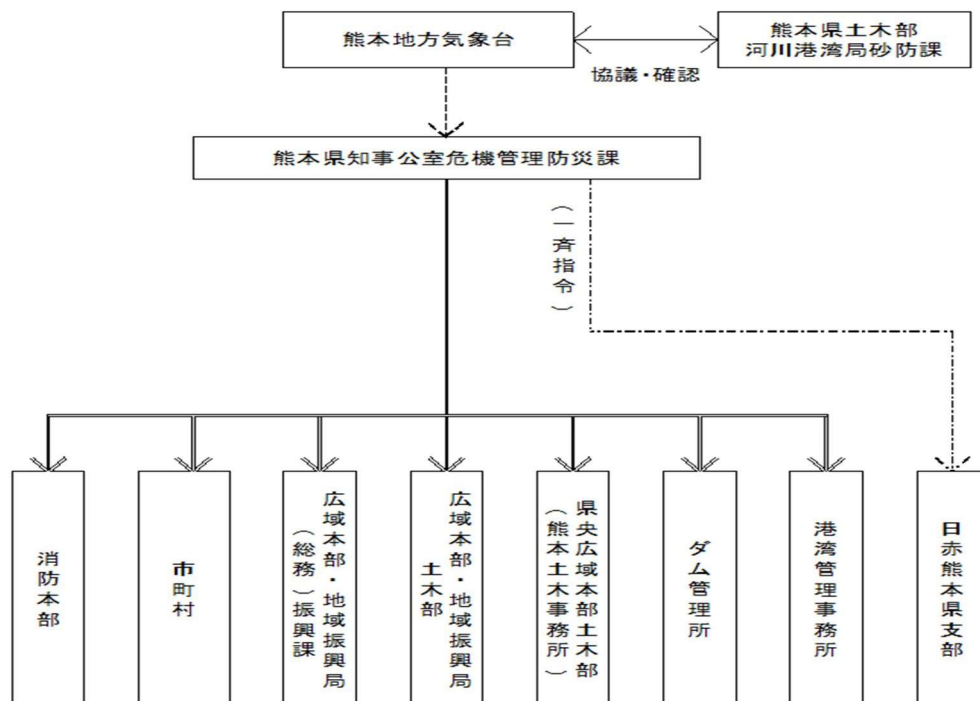


イ 県知事が行う水防警報



(5) 土砂災害に関する情報の伝達系統

レベル4土砂災害危険警報は迅速かつ的確に伝達し、住民に周知するものとする。



(注) (1) 地域振興局及び県広域本部土木部においては、管内市町村への警戒を促すこと。

(2) - - - - - は、専用回線

————— は、防災情報ネットワークまたは防災行政無線

- - - - - は、防災行政無線

3. 予警報等の取扱い

町長は、各機関から伝達を受けた警報・注意報等を、町地域防災計画の定めるところにより、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等を活用し、速やかに住民等に周知するよう努めるものとする。

特に、特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民等に周知するための措置を講ずるものとする。

4. 予警報等伝達責任者

特別警報・警報・注意報等の伝達を迅速、かつ的確に実施するため、町は、予警報等伝達責任者を1名定めておくとともに、円滑かつ速やかな伝達が行えるよう予警報等伝達責任者の携帯電話番号を把握しておくなど、緊急時の連絡手段をあらかじめ確保しておくものとする。

5. 異常発見時における措置

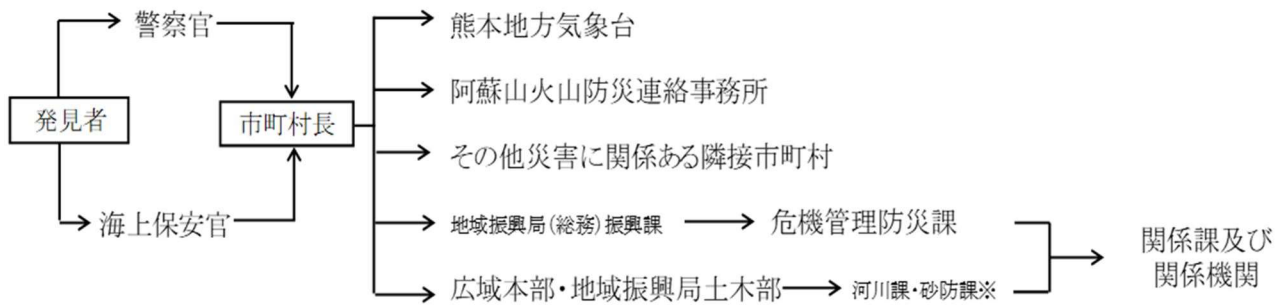
（1）災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに自己又は他人により町長又は警察官若しくは海上保安官に通報するものとする。（災害対策基本法第54条）

（2）ここにいう異常現象は、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

気象に関する事項	著しく異常な気象状況		強い台風、強い降ひょう等
地象に関する事項	火山関係	噴火現象	噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、熱雲等）及びそれに伴う降灰砂等
		噴火以外の火山性異常現象	① 火山地域での地震の多発 ② 火山地域での鳴動の発生 ③ 火山地域での顕著な地形変化、山崩れ、地割れ、土地の昇沈等 ④ 噴気、噴煙の顕著な異常変化、噴気孔、火孔の新生、拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、臭、温度、昇華物等の異常変化 ⑤ 火山地域での湧泉の顕著な異常変化 湧泉の新生、涸渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常変化等 ⑥ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大、移動及びそれに伴う草木の立枯れ等 ⑦ 火山付近の海洋、湖沼、河川の水の顕著な異常変化量、濁度、臭、色の変化、軽石、死魚の浮上、発泡、温度の上昇等
	地震関係	群発地震	数日間にわたり頻繁する有感地震
水象に関する事項	異常潮位 異常波浪		

(3) 異常現象を発見した場合における通報は、次により迅速に通報するものとする。

ア システム



(※気象に関する事項の場合)

イ 通報の方法

町長から熊本地方気象台に対する通報は、電話又は電報によることを原則とする。ただし、地震に関する事項については文書によってもよいこととする。

6. 気象等伝達についての応急措置等

(1) 災害の発生その他の事情により、気象等の伝達について、2及び3に定める措置によることができないときは、関係機関は相互に連絡協力して、特別警報・危険警報・警報・注意報を町民に周知させるための措置を講ずることとする。

(2) 気象業務法第15条及び第15条の2に基づくN T T東日本株式会社又はN T T西日本株式会社から町長あての警報事項の伝達は次のとおりである。なお、町はラジオ等を整備し、熊本地方気象台が発表する特別警報、危険警報、警報、注意報、気象情報、予報等の内容に注意するよう努めるものとする。

ア 特別警報・危険警報・警報を行ったときは、その警報文の全文

イ 特別警報・危険警報・警報を解除したときは、その旨

ウ 特別警報・危険警報・警報が注意報に切替えられたときは、その注意報文の全文

第6節 通信施設利用（総務課・関係機関）

災害が発生するおそれのある場合、又は災害が発生した場合における気象予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集、その他応急措置等についての通信施設の利用は、次により行うものとする。

なお、各機関においては、あらかじめ、通信回線を多重化すること等により、災害に強い情報通信網の構築を図るとともに、定期的な訓練等を通じた平時からの連携体制の構築を図る。

1. 通常の場合における通信施設の利用

災害時における気象予警報の伝達若しくは情報の収集、その他災害時における通信連絡は、通信施設の被災状況等により異なるが、おおむね次の方法のうちから実情に即した方法で行うものとする。なお、他機関の通信施設の利用に際しては、かねてより管理者と利用方法等必要な手続きを協議して定め、災害時に利用できるよう努めるものとする。

（1）加入電話による通信

災害時における通信施設の利用は、通常、それぞれの災害対策関係機関の加入電話により通信連絡する。なお、災害対策関係機関は、災害時における市外通話の優先的利用を行うため、平時からNTT西日本熊本支店に連絡し、災害時優先通話の指定を受けておくものとする。そして緊急を要する通話に当たっては、「非常・緊急」（この場合非常・緊急通話の請求をするときは、その旨及び必要な理由を告げるものとする。この場合は、その通話が非常・緊急通話として取り扱われる機関若しくは内容であるとの説明を求める事ができる。）をもって呼び出し、関係機関に通報するものとする。

〔参考〕なお非常・緊急通話として取り扱われる機関及び通話の内容は、次のとおりである。

水防機関

洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがある旨の通報、又はその警戒若しくは予防のため緊急を要する事項を内容とする市外通話であって、水防機関相互間において行うもの。

（2）電報による通信

災害のための緊急を要する電報発信に当たっては、西日本電信電話株式会社が定める「電報サービス契約約款」（平成11年西企営第2号）の定めるところによることとし、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出ることとする。

非常・緊急扱いの電報を発着する機関の範囲並びに内容は、普通電話による非常・緊急通話に準じて取り扱う。

（3）防災行政無線電話による通信

防災行政無線が設置されている関係機関相互間において通信を行うものとする。

（4）移動通信系の活用

県及び町は、携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備に努める。

2. 非常通信の利用

災害時において上記1の(1)から(4)までによる通信ができないとき、また困難なときは、次の方法によって非常通信を利用して通信するものとする。

(1) 通信の内容

非常通信を利用することのできる通報の内容は、おおむね次のようなものである。

- ア 人命の救助に関するもの。
- イ 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの。
- ウ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料。
- エ 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して、無線局に非常通信を行わせる場合の指令及びその他の指令。
- オ 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- カ 遭難者の救助に関するもの。
- キ 非常災害時において緊急措置を要する犯罪に関するもの。
- ク 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- ケ 鉄道路線、道路、電力設備及び電信電話回線の破壊、又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配並びに運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- コ 防災機関相互間において発受する災害救援その他緊急措置に関するもの。
- サ 災害救助法等の規定に基づき、県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

(2) 利用できる機関

非常通報は無線局を開設している者が自ら発受するもののほか、次に掲げる者の依頼に応じ発受することができる。

- ア 官庁（公共企業体を含む）及び地方自治体
- イ 各防災会議
- ウ 日本赤十字社
- エ 全国都市消防長連絡協議会
- オ 電力会社
- キ その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関する発信を希望するもの。

(3) 利用の方法

非常災害時には、無線局は、自局内も繁忙を極めるので、非常通報依頼は次の点に留意すること。

- ア 通報依頼のとき窓口で「非常」と表示のこと。
- イ 通報文一通の字数は、なるべく200字以内にまとめること。
- ウ 電話で依頼してもよい。
- エ 通報文は、電報頼信紙又は適宜の用紙に、あて先の住所氏名、発信者の住所氏名（電話番号も併記）を記入する。
- オ 返電の配達方法を協議しておくこと。

(4) 取扱料等

ア 料金は、原則として無料である。次の電報については、西日本電信電話株式会社扱いでも料金は免除される。

- (ア) 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥り、又は陥るおそれがあることを通報する電報であって、その事実を知った者がその救援に直接関係ある機関に対して発するもの。

- (イ) 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために必要な事項を内容とする電報であって、その事実を知った者がその予防に直接関係ある機関に対して発するもの。
- (ウ) 天災地変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合における人命財産の危険を通報する電報であって、その危険の事実を知った者がその救援に直接関係ある機関に発するもの。
- (エ) 災害に際し、西日本電信電話株式会社が指定する地域及び期間において、被災者が発信する被災状況の通報又は救援を求めることを内容とする電報であって、西日本電信電話株式会社が定める条件に適合するもの。
- イ 非常災害発生のおそれがある場合は、あらかじめ関係の無線局と利用について協議しておくこともよい。

3. 通信が途絶した場合における措置

- (1) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた施設の復旧に努めるとともに、直ちに九州総合通信局に連絡するものとする。
- (2) 通信が途絶した場合において、非常通報の目的を達成することができないときは、最寄りの無線局を利用して、非常通信を行うものとする。
- (3) 電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対して分かりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

4. 放送要請

災害のため、県又は市町村が利用できる通信のすべてがまひした場合又は著しく困難な場合において、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置等について、緊急に通知、要請、伝達又は警告をするため、災害対策基本法第57条の規定により、日本放送協会及び民間放送各社に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づいて行う。

なお、放送要請に係る協定機関及び協定年月日は次のとおりである。

放 送 機 関	協 定 年 月 日
日本放送協会熊本放送局	昭和56年5月27日 改正 昭和60年9月27日
(株) 熊本放送	昭和57年5月1日 改正 平成17年9月26日
(株) テレビ熊本	昭和57年5月1日 改正 昭和59年6月1日
(株) 熊本県民テレビ	改正 平成17年9月26日
熊本朝日放送 (株)	昭和57年5月1日
(株) エフエム熊本	平成元年11月7日 改正 平成17年9月26日
	平成17年9月26日 (※エフエム中九州 昭和61年2月12日)

第7節 情報収集・共有及び被害報告取扱（各課）

災害対策基本法及び他の法令等の規定に基づく災害の情報収集並びに被害状況報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについては、関係各省庁等から指示に基づいて報告すべき特別のものを除き、本節の定めるところによって行うものとする。また、町は、災害時の個人情報の取扱いについて、国の指針等を活用し、災害に係る様々な業務において人の生命、身体又は財産の保護が最大限図られるよう、適切に対応するものとする。

また、大規模地震・津波発生時における各種地震情報、津波情報、被害発生に係る情報及び防災関係機関が実施する活動情報等は、応急活動等を効果的に実施するために重要であるので、情報の収集、連絡を迅速かつ効果的に行い、被害規模の早期把握に努めるものとする。

町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、無人航空機、船舶、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、航空機運用総合調整システム（FOCS）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

1. 実施責任者

（1）町

町長は、管内の被害情報等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

なお、県への報告に当たっては、原則として、防災情報共有システムへの入力により報告するものとする。

ただし、通信の途絶等により町長が県（県本庁又は地域振興局）に報告することができないときは、直接国（総務省消防庁）に対して被害報告を行うものとする。この場合、通信が回復次第、速やかに県に報告するものとする。

また、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」の一部が改正され地震が発生し、町内で震度5強以上を観測したもの（被害の有無を問わない。）については町が直接消防庁に対して報告するものとする。（平成12年11月22日付け消防災第98号・消防情第125号消防庁長官による）

2. 被害報告取扱責任者

町長は、被害報告等が迅速、かつ的確に処理できるよう、あらかじめ被害報告取扱責任者を1名定めておくものとする。

3. 防災情報共有システムの活用

町は、防災情報共有システム（県防災情報ネットワークシステムや県統合型防災情報システム、防災情報提供システムを含む）を活用して、各種防災情報の効率的な収集及び情報に基づく意思決定の迅速化、防災関係機関相互の情報の共有化を図るとともに、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。

町は、災害時に災害対応基本共有情報（EEI）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努めるものとする。

さらに、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報関連技術の導入に努めるとともに、SNS等のデータを活用するなど、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

なお、町は、避難指示等を発令した場合には、災害情報共有システム（Lアラート）（以下、「Lアラート」という。）へ情報配信を行い、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて住民への迅速な伝達を図るものとする。

なお、平時から町は、各種防災情報端末操作や利活用方法の習熟を図るとともに、被害情報把握の遅れないようデジタルツールの習熟や消防団・自主防災組織等との連携強化を図るものとする。

4. 被害等の調査・報告

町による調査等

発災当初においては、一時的な通信の途絶や情報共有不足により孤立集落の状況把握が遅れるおそれがあるため、衛星通信機器などの情報収集手段の導入や定期的な県と町の情報共有会議の開催などの体制の確保が必要である。

町は、被害の情報を収集し、必要に応じ消防庁に当該情報を連絡するとともに、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用して関係省庁に当該情報を連絡するものとする。

また、町は、防災行政無線、消防無線等の活用及び自主防災組織や自治会・町内会からの情報をもとに、管内の被害状況や孤立している地区の情報等の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努めるものとする。

さらに、町は、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災IoTシステム等を活用し、関係機関間での迅速な共有に努めるものとする。

災害の当初においては、次に掲げる情報のうち（１）～（５）の情報収集に努めるものとし、初期の段階においては具体的な被害状況によらず、119番通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報で足りるものとする。

ただし、（１）の中の行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合等には、当該登録地の市町村又は都道府県（旅行者など住民登録の対象外の外国人にあつては、在京大使館等）に連絡するものとする。さらに、町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

なお、報告は被害報告取扱要領（熊本県地域防災計画資料編参照）に基づいて行うこととするが、至急の場合はその様式等にこだわらないものとする。

- （１）人的被害（行方不明者の数を含む。）
- （２）火災の発生状況
- （３）住家の被災状況

- (4) 住民の行動・避難状況
- (5) 土砂災害等の発生状況
- (6) 道路・橋梁被害による通行不能路線・区間
- (7) 孤立集落の発生状況
- (8) 医療救護関係情報
- (9) その他市町村の業務継続に必要な情報

5. 災害情報収集・伝達関係者の安全確保

災害・被害情報収集・伝達等防災業務に従事する者の安全確保について留意するものとし、平時から安全確保の方法等について検討・対策を進めるものとする。

6. 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を報告し、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡する。

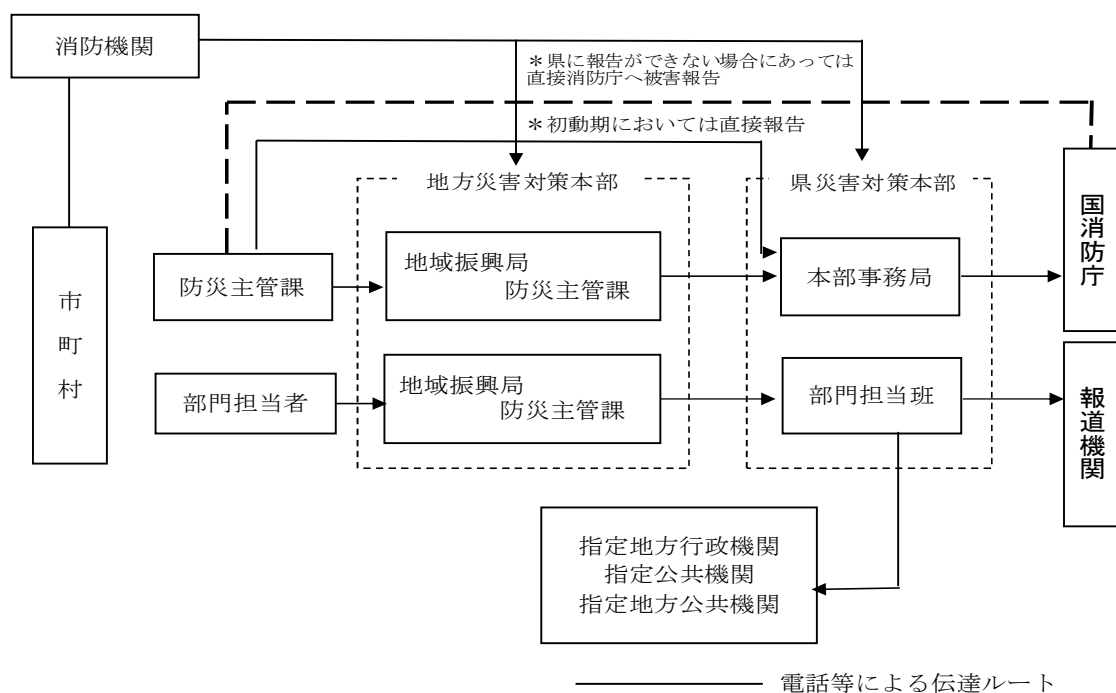
7. 防災関係機関等の協力関係

町は、災害が発生した場合には、各関係機関等と緊密に連携協力して、被害に関する状況及び応急対策の活動状況について情報交換を行うものとする。

町災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

8. 情報の伝達系統

情報の伝達系統は、次のとおりである。



【消防庁連絡先】

火災・災害等即報に関する情報の送付・連絡先

【通常時の報告先】

時間帯		平日（9:30～18:15）	平日（左記時間帯以外）・休日
報告先		応急対策室	宿直室 （消防防災・危機管理センター内）
N T T回線	電話	03－5253－7527	03－5253－7777
	F A X	03－5253－7537	03－5253－7553
消防防災無線 （注1）	電話	*－90－49013	*－90－49102
	F A X	*－90－49033	*－90－49036
地域衛星通信 ネットワーク （注2）	電話	*－048－500－90－49013	*－048－500－90－49102
	F A X	*－048－500－90－49033	*－048－500－90－49036
中央防災無線（注3）		*－8090－5017	*－8090－5017

「*」各団体の交換機の特番です。

（注1） 消防庁と都道府県をつなぐネットワークです。

（注2） 消防庁、都道府県及び地域衛星電話を所有する消防本部等をつなぐネットワークです。

（注3） 省庁等の指定行政機関、都道府県及び首都圏政令市をつなぐネットワークです。

【消防庁災害対策本部設置時の報告先】

報告先		消防庁災害対策本部 情報集約班 （消防防災・危機管理センター内）
N T T回線	電話	03－5253－7510
	F A X	03－5253－7553
消防防災無線 （注1）	電話	*－90－49175
	F A X	*－90－49036
地域衛星通信 ネットワーク （注2）	電話	*－048－500－90－49175
	F A X	*－048－500－90－49036
中央防災無線（注3）		*－8090－5017

9. 災害確定報告

町は、応急措置完了後速やかに、県（地域振興局経由）に対して文書で災害確定報告を行うものとする。

県は、応急措置完了後20日以内に災害確定報告をとりまとめ、内閣総理大臣及び消防庁長官（窓口消防庁）に文書で報告するものとする。

第8節 広報（総務課）

町は、災害時の情報及び被害状況等を、報道機関その他を通じて速やかに関係機関及び住民に周知徹底し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

また、時間の経過とともに刻一刻と変化する被災者のニーズを先取りして、きめ細やかに必要な情報の発信に努めるものとする。

1. 町における広報活動

町は、収集した被害情報及び被災者・避難者に関する対策等について、報道機関や広報紙等を活用し、速やかに住民に対する周知を図るものとする。

（1）広報担当

ア 通常災害に関する広報担当は、総務課とする。

イ 災害対策本部が設置されたときは、総務対策部、広報班とする。

（2）広報資料の収集

総務対策部は、各対策部及び各機関と連携を密にし、災害に関する広報資料（写真を含む）の収集を行うものとする。

（3）住民等に対する広報活動

庁内連絡及び住民に対する広報は、第3章第5節 予警報伝達に定めるところにより行う。また、「道の駅たのうら」を情報発信の拠点施設として位置づけし、当該施設を利用する車両通行者及び避難者等への情報提供に努めるものとする。

（4）広報内容

災害の規模、態様に応じて次の事項を広報するものとする。

ア 災害対策本部の設置

イ 災害の概況（被害の規模・状況等）

ウ 台風、津波等に関する情報

エ 市町村及び消防機関の防災体制及び応急措置に関する事項

オ 避難の勧告・指示（指定緊急避難場所・避難路の指示）及び避難時の留意事項

カ 電気、ガス、水道等供給の状況、復旧状況

キ 防疫に関する事項

ク 火災状況

ケ 医療救護所の開設状況

コ 給食・給水実施状況

サ 道路、河川等の公共施設被害、復旧状況

シ 道路交通等に関する事項、復旧状況

ス 一般的な住民生活に関する情報

セ 社会秩序の維持及び民心の安定に関する事項

ソ 二次災害を含む被害の防止に関する事項

タ 住民の安否情報

チ 医療機関、金融機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連状況

ツ 交通規制の状況

テ 被災者支援に関する情報等

ト その他必要な事項

(5) 広報の方法

広報の実施に当たっては、情報の出所を明確にしたうえで、災害の規模、態様に応じて次の広報手段のうち最も有効かつ適切な方法によるものとする。

広報手段の選択に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、児童等要配慮者にも配慮した方法とする。

また、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等を踏まえ、例えば、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

なお、広報活動に従事するものの安全確保について留意する。

ア 町広報媒体の利用（町ホームページ、メールサービス、SNS、新聞、テレビ、ラジオ等）

イ 防災行政無線等による広報

ウ 広報車、船舶等による広報

エ 消防団による広報

オ 報道機関（ラジオ、テレビ、新聞等）による広報

カ 広報紙、チラシ、ポスター等

キ 指定緊急避難場所への職員の派遣

ク 自主防災組織等による広報

ケ 携帯電話メールサービスによる広報

コ 安否情報システムによる広報

サ その他状況に応じ効果的な方法

2. 災害情報等の伝達手段の多重化・多様化

(1) 伝達手段の多重化・多様化

町は、住民、要配慮者利用施設や地下施設等の施設管理者や地方公共団体職員等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（Jアラート）、災害情報共有システム（Lアラート）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(2) インターネットの活用

県からの情報を被災地に提供したり、被災地からの情報を入手する手段として、インターネットを活用する。

ア 行政からの情報の提供

被害、安否等の災害情報やライフラインに係わる情報については、できるだけ早く被災地に知らせる必要がある。このための情報提供手段として、県庁ホームページ等を活用し、タイムリーかつスピーディーな情報提供を行うものとする。

イ 被災地からの情報の収集

被災地からの情報を把握するための情報収集手段として、インターネット・SNS等のデータの活用について検討するものとする。

なお、SNS等の情報は情報源が不明なものや古いものが含まれているため、SNS等が本来有する特性を踏まえた情報活用の検討を行う。

3. 住民等からの問い合わせ対応

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等任命に関わるような災害直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれている場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努めるものとする。

4. 報道機関への対応

町は、大規模災害時に、災害対策本部員が災害対応に専念できるよう、一元的に報道機関への対応を行う窓口の設置及び情報提供のあり方（発表時間、回数、提供方法等）を検討する。

なお、報道機関等対外への発表は、町長の指示に従い、速やかに総務課長から発表することとする。

第9節 消 防（総務課・消防団・芦北消防署）

災害時における町民の生命、身体及び財産を保護するとともに被害の拡大を防止し、もって安寧秩序の保持と社会公共の福祉増進を図るものとする。

1. 実施機関

- (1) 町は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第7条に基づき、町の区域における消防を十分に果たすべき責任を有するとともに、消防の管理は町長が行うものとする。
- (2) 知事は、災害時等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、消防組織法第43条の規定に基づき、町長、消防長又は水防法（昭和24年法律第193号）に規定する水防管理者に対して、災害防ぎよの措置に関し必要な指示を行うものとする。
- (3) 町は、消防体制の整備及び確立を図り、総合的な消防力を向上させるため、消防組織法第31条に基づく町の消防の広域化を含めた消防体制の強化に努めるものとする。

2. 消防活動計画

- (1) 町は、消防施設、消防職員及び消防団員を活用して、住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するため、市町村消防計画の基準に基づき、消防計画を策定するものとする。
- (2) 災害時における危険物等の保安については次のとおりとする。
 - ア 町は、保安についての適切な処置をとるとともに、県消防保安課に状況を速やかに通報するものとする。
 - イ 県は、必要に応じ学識経験者の意見を聴取し、市町村及び事業所等に対して、保安、応急対策についての必要な助言を行うものとする。
- (3) 林野火災に対応する空中消火
 - 町長は、大規模な林野火災が発生し、又は大規模となるおそれのある場合には、次の措置をとるものとする。
 - ア 町長又は消防長は、知事に対して、あらかじめ定められた要請基準に基づき、防災消防ヘリコプターによる空中消火活動、資機材・消火剤等の搬送の要請を行うものとする。
 - イ 町長は、知事に対して、「自衛隊災害派遣要領」に基づき、ヘリコプターによる空中消火活動、資機材・消火剤等の搬送及び活動隊員の派遣を要求することができる。

知事は、町長から自衛隊災害派遣の要求を受けた場合は、「自衛隊災害派遣要領」により、速やかに自衛隊に対し災害派遣の要求を行うものとする。
 - ウ 町長及び消防長は、林業関係機関及び林業関係団体の協力を得て、あらかじめ定められたところにより、空中消火活動の地上支援を行うものとする。

3. 消防広域応援計画

- 町は、町の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるものとする。
- 町長又は消防長は、「熊本市市町村消防相互応援協定」（昭和46年4月1日締結）の円滑な実施を図り、県内の消防相互応援体制（消防組織法第39条）を確立するものとする。

4. 緊急消防援助隊の要請等

町長は、災害の状況、当該町の消防力及び県内の消防応援だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに、知事に対して、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

5. 消防・警察・自衛隊・医療機関の相互協力

(1) 消防及び警察の相互協力

町は、大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、消防組織法第42条の規定に基づき、消防及び警察の連携と相互の協力体制の確立を図るものとする。

(2) 消防及び自衛隊の相互協力

町は、大規模災害又は特殊災害等の発生に迅速かつ的確に対応するため、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力について」（平成8年2月7日消防救第27号消防庁救急救助課長通知）に基づき、消防及び自衛隊の連携と相互の協力体制の確立を図るものとする。

(3) 消防及び医療機関の相互協力

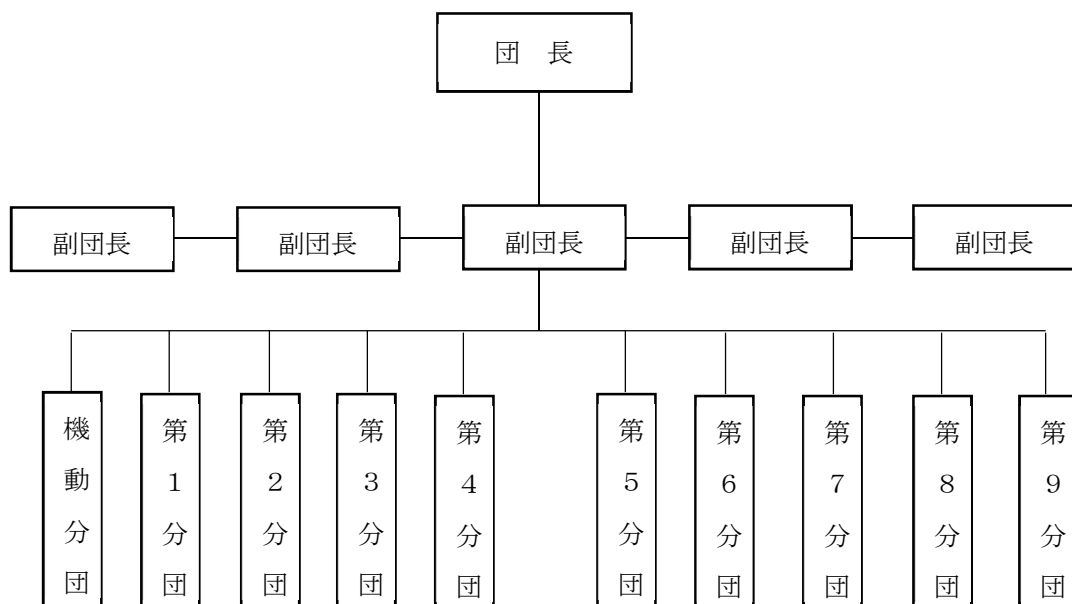
町は、大規模災害又は特殊災害等の発生時に応急救護活動を迅速かつ効果的に遂行するため、「大規模災害に際しての応急救護活動に係る消防機関及び医療機関の相互協力について」（平成8年5月24日付け消防救第114号消防庁救急救助課長通知）に基づき、消防機関及び医療機関の連携と相互の協力体制の確立を図るものとする。

6. 芦北町消防団

(1) 方針

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

(2) 消防団の組織



(2) 消防団の動員体制

ア 災害発生のおそれがある場合又は災害が発生したときは、消防団長の指示により各分団長は、団員を指揮して災害対策活動に従事するものとする。ただし、第1次警戒配備体制発動のときは、各分団長は各地域の実情に応じ活動を行うことができるものとする。

イ 分団長は、消防団活動を行う場合には、消防団長に連絡を行うものとする。

(3) 消防資機材の整備

被害の拡大防止のため、防火水槽、積載車、小型動力ポンプ、消防ポンプ車等の消防機材を消防団活性化計画に基づき整備し、消防体制の強化を図る。

(4) 芦北町消防団協力事業所（芦北町消防団協力事業所表示制度）

芦北町消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体（以下「事業所など」という。）に対して、消防団協力事業所表示証を交付し、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

ア 認定基準

- ① 従業員が消防団員として、1名以上入団している事業所など
- ② 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所など
- ③ 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所など
- ④ その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、町長が特に優良と認める事業所など

イ 表示証の交付及び表示

町は、審査の結果、適当と認めたときは、当該事業所など（消防関係法令に違反している事業所は除く。）に表示証を交付するものとする。

交付を受けた事業所（以下、協力事業所という。）は、表示証を事業所などの見えやすい場所に表示するものとし、協力事業所のパンフレット、チラシ、ポスター、看板等により行う映像その他の広告に表示証を表示することができるものとする。

ウ 現在までの協力事業所と認定年月

- ①（株）佐藤産業 平成25年12月 ②（合）橋本建設 平成26年 2月
- ③（株）木崎建設 平成26年 2月 ④（株）松下組 平成26年 4月
- ⑤（株）平松建設 平成26年 6月 ⑥（株）橋新建設 平成26年12月
- ⑦中村建設（株） 平成26年12月 ⑧（株）泉建設工業 平成27年 1月
- ⑨社会福祉法人光輪会石路の里 令和3年9月 ⑩（株）フクマツ建設 令和4年8月

第10節 避難収容対策（各課）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の発令、伝達、誘導等を実施して、住民の生命及び身体を災害から保護し、民心の安定を図り、もって応急対策を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

特に、大規模地震発生時に、同時多発の火災が拡大延焼する可能性がある場合や津波に関する予警報が発表された場合など、住民等の関係者に対し、速やかに避難指示等の発令を行うものとする。

1. 実施責任者

災害から住民の生命、身体を保護するための避難指示等の実施責任者は次表のとおりであるが町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行する。

なお、町長は、一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めのタイミングで避難開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するものとする。

区 分	災害の種別	実 施 責 任 者
高齢者等避難	全 災 害	市町村長
避難指示	全 災 害	市町村長（災害対策基本法第60条）
		警察官（災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条）
		海上保安官（災害対策基本法第61条）
		災害派遣時の自衛官（自衛隊法第94条）
	洪 水 災 害	知事又はその命を受けた職員（水防法第29条）
		水防管理者（水防法第29条）
	地すべり災害	知事又はその命を受けた吏員（地すべり等防止法第25条）
緊急安全確保	全 災 害	市町村長

2. 避難指示等の内容及び伝達方法

（1）避難指示等の内容

町長の避難指示等を実施する者は、次の内容を明示して行うものとする。

なお、町長は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように5段階の警戒レベルとともに伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

- ア 要避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の注意事項

町は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な

助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

(2) 避難指示等の伝達方法

避難指示等の伝達は、最も迅速・的確に住民に周知できる方法により実施するが、おおむね次の方法によるものとする。

なお、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者や外国人旅行者を含めた一時滞在者等に対しては、あらかじめその特性に応じた伝達方法を講じておくものとする。

ア 防災行政無線による伝達周知

イ Lアラートによる伝達周知

ウ J－A L E R Tによる伝達周知

エ あらかじめ定められた伝達系統組織を通じ、関係者から直接口頭及び拡声器等による伝達周知

オ サイレン及び警鐘による伝達周知

カ 広報車等による伝達周知

キ 携帯電話メールサービスによる伝達周知

ク 自主防災組織、自治会、町内会等への有線放送及び電話等による伝達周知

ケ 報道関係機関（コミュニティFMを含む。）を通じての伝達周知

(3) 町長は、総務課長を伝達責任者とし、避難指示等を発令する。

(4) 町長は、避難指示等を発令した場合、すみやかに、その旨を県に報告するものとする。

(5) 町は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。

3. 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、「避難情報に関するガイドライン」を参考とする。避難情報の発令基準設定の基本的な考え方と洪水等、土砂災害、高潮、津波の各災害における発令基準設定の考え方は以下のとおり。

(1) 避難情報発令基準設定の基本的な考え方

ア 避難情報を発令する対象災害の確認

過去の災害や今後発生が想定される災害を調査し、避難情報を発令する対象とする災害を特定する。地域によっては、洪水等と土砂災害、洪水等と高潮、大河川と中小河川の氾濫など、複数の災害リスクに対し警戒する必要があることもある。

また、町が避難情報を発令するのは、居住者等の「生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき（災対法第 60 条第 1 項）」であるため、原則として居住者等の命を脅かす危険がある災害を避難情報の発令対象とする。

イ 避難情報の発令対象区域の設定（絞り込み）

避難情報は、災害により命を脅かされる可能性がある居住者等がいる「災害リスクのある区域等」において、「河川の氾濫や土砂災害等の発生の切迫度（災害の切迫度）が高まっている場合」に発令する必要があるので、

①「防災気象情報の切迫度の高まり」

②「災害リスクのある区域等」

との両方が重なり合った場所に、①の防災気象情報に対応する警戒レベルの避難情報を発令

することが基本であり、このようにすることが「発令対象区域を絞り込む」ということである。町は可能な範囲で地域の災害リスクについて把握し絞り込みの参考とすることが望ましい。

居住者等が理解しやすいよう、また危機意識をより強く持つことができるよう、できるだけ細分化した「地区名」と合わせて伝達することが望ましい。代表的な地区の単位は「旧市町村界単位」及び「町丁目単位・学区単位」である。

ただし、細分化すればするほど町が伝達する地区数が増え、情報が煩雑になる側面もあることから、町の実情に応じて「地区の単位」をどの程度にするかを判断することとする。

ウ 発令タイミングの設定

いざというときに町長が躊躇なく発令できるよう、町は、河川事務所・気象台等の協力・助言を積極的に求めながら、具体的でわかりやすい発令基準をあらかじめ設定する。ただし、過度に高頻度な避難情報の発令は、情報の軽視につながることを懸念されるため、少なくとも過去数年間程度の実例に則して発令頻度がどの程度になるか確認し、現実的に運用できるか検討することが重要である。

警戒レベル3高齢者等避難及び警戒レベル4避難指示の設定にあたっては、発令後に高齢者等や居住者等が災害発生前に指定緊急避難場所等へ立退き避難することができるよう、町長は立退き避難する人のリードタイムを踏まえたタイミングで避難情報を発令することが必要である。

警戒レベル5緊急安全確保は、立退き避難から行動変容し、命の危険から身の安全を可能な限り確保し、少しでも安全な場所への移動等を直ちに呼びかけるものである。発令を判断する際に参考とする情報としては、洪水等による氾濫が迫っている又は氾濫が発生している場合に、河川管理者からプッシュ型で提供される「通報」をもとにして都道府県知事等から通知される「レベル5氾濫発生情報」や、災害発生の蓋然性が著しく大きい場合に市町村毎に地方気象台等から発表される気象特別警報がある。「レベル5氾濫発生情報」は、河川管理者が目視やカメラ画像、水位情報等から得た特に確度の高い情報をもとにしたものであることから、この情報を確認した場合には、躊躇なく適切な範囲に緊急安全確保を発令することを基本とするが、必ずしも提供される情報ではないことから、状況に応じて気象特別警報等を判断材料に、発令対象区域を適切に絞り込み緊急安全確保を発令する。

また、自然現象を対象とするため、あらかじめ定めた発令基準に捉われることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を有効に活用し、早めに避難情報を発令するなど臨機応変な対応が求められる。台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になるおそれが見られる場合や、浸水や崖崩れ等に伴い避難経路となる道路が通行止めになるおそれが見られる場合等には、発令対象区域の社会経済活動等の特徴も踏まえつつ、早めの判断を行う必要がある。

また、早期に住民を避難させることが被害の未然防止に極めて有効であるため、町は、極力、深夜に大雨等が予想される場合、前日の夕方明るいうちからの予防的避難に住民に呼び掛けるものとする。

町長が避難情報を発令するタイミングを判断する際には、以下の情報等を参考に、避難情報の発令タイミングを総合的に判断することとなる。

- ・ 防災気象情報

- ・ 日没や暴風が吹き始める時刻
- ・ ダム、堤防や樋門等の施設の状況や操作に関する情報
- ・ 自主防災組織や水防団等の現地からの情報
- ・ 河川事務所・ダム事務所・気象台等からの情報提供（ホットライン）

なお、夜間時の大雨等により事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をすべきである。

たとえ指定緊急避難場所が未開放であったとしても、又は夜間や外出が危険な状態であっても、適切なタイミングで避難情報を発令すべきである。

また、夜間時の大雨等により避難行動をとることが危険な場合においては、警戒レベル4避難指示の状況であっても警戒レベル5緊急安全確保の発令をすべきである。

さらに、想定していない事態が発生した場合であっても、居住者等の身の安全の確保を最優先に考えた最善の情報提供を行うよう努めるべきである。

（2）洪水等

ア 発令対象の災害

[洪水予報河川・水位周知河川]

水防法に基づき、洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定することとされている洪水予報河川及び水位周知河川の増水・氾濫は、避難情報の発令対象とする。

[その他河川]

その他河川の洪水については、国・都道府県からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて避難情報の発令対象とすることを検討する。

対象河川としては、洪水浸水想定区域を有する河川やその他、自治体が避難を要する洪水を想定する河川が考えられる。また、大雨に関する情報や雨量情報、洪水キキクル等も参考に避難情報の発令基準を設定する。

[水路・下水道等]

水路・下水道等については、下水道の排水能力を超える降雨があつたり、流入先の河川の水位の上昇によって排水機場の運転が停止せざるを得なくなったり、機能が低下したりすることで浸水が発生する場合はほとんどであるが、当該浸水が居住者等の命に危険を及ぼすと考えられる場合には、避難情報を発令することが考えられる。

発令に当たっては、水路・下水道等の氾濫を避難情報の発令の対象とする場合は、レベル4大雨危険警報や、雨量情報、浸水キキクル等を参考に避難情報の発令基準を設定する。

なお、事前の検討の結果、以下の3つの条件を満たすことが明らかになった場合など当該浸水が居住者等に命の危険を及ぼさないと考えられる場合には、基本的には避難情報の発令対象としない。ただし、氾濫が発生し、又は発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難情報を発令すべきである。

【避難情報の発令対象としない水路・下水道等の条件】

- ・ 最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合

- ・氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者等に命の危険が及ばないと想定される場合

＜避難情報の発令対象としない水路等の条件＞

- ・最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居室に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合

- ・河岸侵食や氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者等に命の危険が及ばないと想定される場合

イ 発令対象区域の設定

避難情報の発令対象区域は、氾濫する切迫度が高まっている各河川等の洪水ハザードマップやその基となる各河川等の浸水想定区域を基本として設定する。

なお、洪水発生時における実際の発令にあたっては、河川の状態や、氾濫のおそれがある地点等の諸条件に応じて想定される浸水区域を考慮して決定する。洪水予報河川、水位周知河川に加え、その他河川等の氾濫についても、河川事務所・気象台等からの助言も踏まえ、それぞれの河川特性等に応じて区域を設定する。ただし、アで水路・下水道等の氾濫について発令対象としないとした場合、区域設定の対象としなくても良い。

ウ 発令基準の設定

（ア）洪水予報河川：球磨川

【警戒レベル3】高齢者等避難

＜確認情報・計測情報＞

- ・避難判断水位（レベル3水位）は、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を警戒レベル3 高齢者等避難の発令基準の基本とする。

・ただし、避難判断水位（レベル3水位）を超えても、最終的に氾濫危険水位（レベル4水位）を超えない場合も多い。このため、避難判断水位（レベル3水位）を超えた段階で、指定河川洪水予報で発表された水位の見込みや河川上流域の河川水位、それまでの降り始めからの累加雨量、雨域の移動状況等を合わせて判断することが望ましい。

・避難判断水位（レベル3水位）への到達に加え、その後の水位上昇を確認する情報としては、発令対象区域を受け持つ水位観測所における、指定河川洪水予報の水位予測を基本とする。

・河川の水位が低い場合においても、堤防に損傷が発生した場合や樋門・水門等の施設に機能支障がある状況など、河川管理施設に障害が発生した場合、排水機場が運転停止になった場合、今後の水位上昇の見通しも踏まえ避難情報の発令を考える必要がある。氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4ないし5として発表することも考えられる。

・樋門・水門等の施設に不具合が発生し閉鎖できない場合、A川の水位上昇により、支川C川に逆流してA川との合流点付近から氾濫する場合、A川の影響により流れが悪くなったC川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。

・A川の水位上昇により、流入するC川の排水機場が運転停止になった場合には、C川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場

が停止になる状況においては、すでに本川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。

＜推定・予測情報＞

- ・避難判断水位（レベル3水位）に到達する前であっても、指定河川洪水予報の水位予測により氾濫危険水位（レベル4水位）を超えるおそれがあるとされた場合には、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。
- ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「避難判断水位の超過に相当（赤）」になった場合、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。
- ・台風等の接近により、夜間から明け方にかけて警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が予想される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。また、時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予想される時間帯についても留意する。

【警戒レベル4】避難指示

＜確認・計測情報＞

- ・氾濫危険水位（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階などを警戒レベル4避難指示の発令基準の基本とする。
 - ・ただし、洪水予報河川の水位観測所の受け持ち区域は長いため、町・区域ごとに堤防等の整備状況を踏まえた危険箇所、危険水位等を把握し、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。
 - ・河川の水位が低い場合においても、堤防に損傷が発生した場合や樋門・水門等の施設に機能支障がある状況など、河川管理施設に障害が発生した場合、排水機場が運転停止になった場合、今後の水位上昇の見通しも踏まえ避難情報の発令を考える必要がある。氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4ないし5として発表することも考えられる。
 - ・樋門・水門等の施設に不具合が発生し閉鎖できない場合、A川の水位上昇により、支川C川に逆流してA川との合流点付近から氾濫する場合、A川の影響により流れが悪くなったC川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。
 - ・A川の水位上昇により、流入するC川の排水機場が運転停止になった場合には、C川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに本川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。
 - ・ダムについては異常洪水時防災操作を実施せざるを得ないことが予想される場合、ダム管理者から下流自治体に対し、実施の約3時間前(注)、約1時間前、開始と順を追って情報連絡及び通知することとされている。
- （注）ダムによっては3時間ではなく、それぞれのダムの実状を踏まえた時間設定がなされている。なお、市房ダムでは貯留能力の半分にあたる水位に達した際に「貯留能力の半分情報」を提供する。
- ・異常洪水時防災操作とは、ダムの洪水調節容量を使い切る（ダムが満水になる）状況となり、ダムへの流入量と同程度のダム流下量（放流量）とする操作である。実施された場合、河川の

増水をダムで抑制・緩和することができなくなり、下流河川の水量・水位が増して氾濫するおそれが高くなるため、異常洪水時防災操作の実施予定を警戒レベル4 避難指示の発令の判断材料とする。

・当該ダムの下流河川の状況によっては、ダムの異常洪水時防災操作を開始するような状況は既に災害発生が切迫している状況となっている場合もあるため、河川管理者等からの他の関連情報とあわせ、警戒レベルを適切に判断することが必要である。

＜推定・予測情報＞

・氾濫危険水位（レベル4 水位）に到達する前であっても、氾濫発生水位（レベル5 水位）に到達するおそれがあるとされた場合には、警戒レベル4 避難指示を発令する。氾濫発生水位（レベル5 水位）については、平時から河川事務所等から情報提供を受けておく必要がある。

・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）で「氾濫危険水位の超過に相当（紫）」になった場合、警戒レベル4 避難指示の発令の判断材料とする。

・台風等の接近により、夜間から明け方に警戒レベル4 避難指示を発令するような状況が予想される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4 避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4 避難指示を発令する。

・警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合、警戒レベル4 避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある）。また、時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予想される時間帯についても留意する。

【警戒レベル5】緊急安全確保

・警戒レベル5 緊急安全確保はレベル5 氾濫発生情報やレベル5 氾濫特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」に行動変容を特に促したい場合は、次に掲げる各情報を活用してに発令することが考えられる。

「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、これらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。

＜確認情報＞

・河川管理者による通報をもとにした都道府県知事等からのレベル5 氾濫発生情報や水防団からの報告等によって決壊や越水・溢水の発生を把握した場合は、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。

・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）

に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、河川管理者による通報をもとにした都道府県知事等のレベル5 氾濫発生情報や水防団等からの報告によって堤防に漏水、侵食の進行、亀裂・すべり等の異常現象が確認され、かつ堤防決壊等の氾濫に直結するような重篤な異常を発見した場合は、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。

・大河川においては、河川から離れた市町村及び下流域の市町村が警戒レベル4 避難指示を発令していない状況で氾濫が発生した場合、氾濫水の到達までに時間的猶予があることから（リー

ドタイムがあることから）、市町村の実情によってはレベル5 氾濫発生情報やレベル5 氾濫特別警報（警戒レベル5 相当情報[洪水]）を基に警戒レベル4 避難指示等を発令することも考えられる。浸水ナビや河川事務所等の助言等を参考に、あらかじめ氾濫発生からどれくらいの時間で氾濫水が到達するのか把握しておく。

- ・なお、SNS や一般からの連絡で氾濫発生の情報を得る場合もあるが、偽・誤情報の可能性もあるため、情報の真偽を確かめることが重要である。情報の正確性が判断できない場合には安易に活用しないよう留意する必要がある。

<計測情報>

- ・河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながるものが想定されるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。具体的には、水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル5 水位）に到達した場合を警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。

また、氾濫発生水位（レベル5 水位）に到達した場合、河川管理者による通報をもとにした都道府県知事等のレベル5 氾濫発生情報が通知される。

なお、河川事務所等の助言等を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫発生水位（レベル5 水位）に間もなく到達することが明らかな場合には、到達前に発令することが妨げられるものではない。

- ・河川の水位が低い場合においても、樋門・水門等の施設に機能支障がある状況など、河川管理施設に障害が発生した場合、排水機場が運転停止になった場合、上流のダムで異常洪水時防災操作が行われた場合、今後の水位上昇の見通しも踏まえ避難情報の発令を考える必要がある。
- ・樋門・水門等の施設に不具合が発生し閉鎖できない場合、A川の水位上昇により、支川C川に逆流してA川との合流点付近から氾濫する場合、A川の影響により流れが悪くなったC川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。
- ・A川の水位上昇により、流入するC川の排水機場が運転停止になった場合には、C川から氾濫するおそれが高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに本川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。
- ・ダムについては、異常洪水時防災操作が実施された場合、河川の増水をダムで抑制・緩和することができなくなり、下流河川の水量・水位が増して氾濫するおそれが高くなるため、異常洪水時防災操作の実施状況及びダムからの放流量と下流河川の流下能力等を踏まえて、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ・当該ダムの下流河川の状況によっては、ダムの異常洪水時防災操作を開始するような状況は既に災害発生が切迫している状況となっている場合もあるため、河川管理者等からの他の関連情報とあわせ、警戒レベルを適切に判断することが必要である。

<推定・予測情報>

- ・計測機器の故障等の理由により、実況水位の確認が困難な場合でも、洪水予測による水位予測で水位が堤防天端高（氾濫発生水位）を超過するとされた時刻を過ぎていれば、現地で氾濫が発生している可能性が有ることから、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクラインで「氾濫している可能性（黒）」になった場合、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。

（イ）水位周知河川：佐敷川・田浦川・小田浦川・湯浦川

【警戒レベル3】高齢者等避難

・水位周知河川は、洪水予報河川と比較して流域面積が小さいため、降雨により急激に水位が上昇するケースが多く、短時間で氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）に到達するケースがある。このような水位の急上昇に備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。

＜確認情報・計測情報＞

- ・避難判断水位（レベル3水位）は、高齢者等の避難に要する時間等を考慮して設定された水位であることから、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。なお、水位周知河川では、避難判断水位（レベル3水位）が設定されていない場合や、水位上昇速度が速くレベル3氾濫警報が発表されない場合もあることに留意する。
- ・河川の水位が低い場合においても、堤防に損傷が発生した場合や樋門・水門等の施設に機能支障がある状況など、河川管理施設に障害が発生した場合、排水機場が運転停止になった場合、今後の水位上昇の見通しも踏まえ避難情報の発令を考える必要がある。氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4ないしレベル5として発表することも考えられる。
- ・樋門・水門等の施設に不具合が発生し閉鎖できない場合、A川の水位上昇により、支川C川に逆流してA川との合流点付近から氾濫する場合、A川の影響により流れが悪くなったC川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。
- ・A川の水位上昇により、流入するC川の排水機場が運転停止になった場合には、C川から氾濫するおそれ急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに本川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。

【警戒レベル4】避難指示

＜確認情報・計測情報＞

- ・水位周知河川は、流域面積が大きいことから、急激に水位が上昇することがあるため、警戒レベル3高齢者等避難を発令していなくても、段階を踏まずに警戒レベル4避難指示を発令するケースがある。
- ・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）（レベル4水位）は、河川水位が相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位であることから、この水位に達した段階を発令基準の基本とする。
- ・河川の水位が低い場合においても、堤防に損傷が発生した場合や樋門・水門等の施設に機能支障がある状況など、河川管理施設に障害が発生した場合、排水機場が運転停止になった場合、上流のダムで異常洪水時防災操作が行われた場合、今後の水位上昇の見通しも踏まえ避難情報の発令を考える必要がある。氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル5として発表することも考えられる。
- ・樋門・水門等の施設に不具合が発生し閉鎖できない場合、A川の水位上昇により、支川C川に逆流してA川との合流点付近から氾濫する場合、A川の影響により流れが悪くなったC川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。
- ・A川の水位上昇により、流入するC川の排水機場が運転停止になった場合には、C川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停

止になる状況においては、すでに本川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。

【警戒レベル5】緊急安全確保

・レベル5 氾濫発生情報やレベル5 大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。

＜確認情報＞

・河川管理者による通報をもとにした都道府県知事等からのレベル5 氾濫発生情報や水防団からの報告等によって決壊や越水・溢水の発生を把握した場合は、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があるので、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。

・堤防の決壊要因は、水位が堤防を越える場合（越水）に限らず、堤防の浸透・侵食等も考えられる。このため、堤防に漏水が発見された場合、今後の水位上昇の見通しも踏まえ避難情報の発令を考える必要がある。

・なお、SNS や一般からの連絡で氾濫発生 の情報を得る場合もあるが、偽・誤情報の可能性もあるため、情報の真偽を確かめることが重要である。情報の正確性が判断できない場合には安易に活用しないことが必要である。

＜計測情報＞

・河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながるものが想定されるため、警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。具体的には、水位観測所の水位が、氾濫発生水位（レベル5 水位）に到達した場合を警戒レベル5 緊急安全確保の発令の判断材料とする。また、氾濫発生水位（レベル5 水位）に到達した場合、河川管理者による通報をもとにした都道府県知事等のレベル5 氾濫発生情報が通知される。

・なお、河川事務所等の助言を踏まえ、水位観測所の水位が氾濫発生水位（レベル5 水位）に間もなく到達することが明らかな場合には、到達前に発令することが妨げられるものではない。このような切迫した状況では、適時の助言を受けることができるとは限らないことから、市町村は、平時に明確な発令基準を定め、緊急時において発令判断を行うことができるようにしておくことが重要である。

・樋門・水門等の施設に不具合が発生し閉鎖できない場合、A川の水位上昇により、支川C川に逆流してA川との合流点付近から氾濫する場合、A川の影響により流れが悪くなったC川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。

・A川の水位上昇により、流入するC川の排水機場が運転停止になった場合には、C川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに本川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。

（ウ）その他河川

【警戒レベル3】高齢者等避難

・その他河川については、一般的に水位周知河川よりさらに流域面積が小さく、降雨により急

激に水位が上昇する場合が多いため、それに備え、早い段階から台風情報や気象警報等、予測情報を活用して防災体制、水防体制を整えておくことが重要である。

＜確認・計測情報＞

- ・その他河川においては、洪水予報河川とは異なり、高齢者等の避難に要する時間等を考慮した避難判断水位（レベル3水位）が設定されていないため、避難判断水位（レベル3水位）への到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川については、河川事務所等と相談の上、一定の水位を設定しておき、それを超えて水位上昇のおそれがある場合、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。基準とする水位として、氾濫注意水位（警戒水位）（レベル2水位）を参考とすることも考えられる。

- ・河川の水位が低い場合においても、堤防に損傷が発生した場合や樋門・水門等の施設に機能支障がある状況など、河川管理施設に障害が発生した場合、排水機場が運転停止になった場合、今後の水位上昇の見通しも踏まえ避難情報の発令を考える必要がある。氾濫までに時間的猶予がない場合はレベル4ないし5として発表することも考えられる。

- ・樋門・水門等の施設に不具合が発生し閉鎖できない場合、A川の水位上昇により、支川C川に逆流してA川との合流点付近から氾濫する場合、A川の影響により流れが悪くなったC川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。

- ・A川の水位上昇により、流入するC川の排水機場が運転停止になった場合には、C川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに本川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。

＜推定・予測情報＞

- ・水位を観測していない河川においては、洪水キキクル（大河川以外の河川の氾濫の危険度分布（流域雨量指数の予測値））や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル3高齢者等避難の発令の参考とすることも考えられる。

- ・気象庁ホームページの「時系列情報」等を参考に、台風等の接近により、夜間から明け方に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が予想される場合は、洪水予報河川、水位周知河川と同様に、発令の判断材料とする。

また、時系列情報において、暴風の「警戒」（警報の基準の超過）が予想される時間帯についても留意する。

【警戒レベル4】避難指示

＜確認情報・計測情報＞

- ・その他河川においては、洪水予報河川とは異なり、居住者等の避難に要する時間を考慮した氾濫危険水位（レベル4水位）が設定されていないため、氾濫危険水位（レベル4水位）への到達情報を判断材料とすることはできないが、水位を観測している河川については、河川事務所等と相談の上、あらかじめ基準となる水位を設定しておき、それを超えて水位上昇のおそれがある場合には、警戒レベル4避難指示を発令することも考えられる。

- ・樋門・水門等の施設に不具合が発生し閉鎖できない場合、A川の水位上昇により、支川C川に逆流してA川との合流点付近から氾濫する場合、A川の影響により流れが悪くなったC川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。

- ・A川の水位上昇により、流入するC川の排水機場が運転停止になった場合には、C川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに本川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。

<推定・予測情報>

- ・水位を観測していない其他河川等については、現地情報を活用した上で、洪水キキクル（大河川以外の河川の氾濫の危険度分布（流域雨量指数の予測値））や雨量情報による降雨の見込みを、警戒レベル4避難指示の発令の参考とすることが考えられる。
- ・気象庁ホームページの「時系列情報」等を参考に、台風等の接近により、夜間から明け方に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が予想されている場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間から明け方になってに発令基準に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示を発令する。
- ・警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される状況で気象庁から暴風警報が発表された場合、警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする（暴風警報の発表後3時間後には暴風となるおそれがある）。また、時系列情報において、暴風の「警戒」となる時間帯についても留意する。

【警戒レベル5】緊急安全確保

- ・レベル5氾濫発生情報やレベル5大雨特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とするが、それらの情報を取得できない場合もあることから、精度に十分考慮しつつ、必要に応じて推定・予測情報の活用も検討する。

<確認情報>

- ・河川管理者による通報をもとにした都道府県知事等からのレベル5氾濫発生情報や水防団からの報告等によって決壊や越水・溢水の発生を把握した場合は、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があるので、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ・樋門等の施設の機能支障が確認された場合や、排水機場により排水を行う河川で排水先河川の水位上昇により排水機場の運転を停止せざるをえない場合は、当該其他河川からの排水ができなくなり氾濫のおそれが急激に高まるため、発令対象区域は合流部の氾濫により浸水のおそれがある範囲に限定したうえで、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする
- ・なお、SNSや一般からの連絡で氾濫発生の情報を得る場合もあるが、偽・誤情報の可能性もあるため、情報の真偽を確かめることが重要である。情報の正確性が判断できない場合には安易に活用しないことが必要である。

<計測情報>

- ・河川の水位が堤防を越える場合には、決壊につながるものが想定されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。危機管理型水位計が設置されている場合は、設置されている箇所での氾濫開始水位への到達状況を確認することができる。

- ・樋門・水門等の施設に不具合が発生し閉鎖できない場合、A川の水位上昇により、支川C川に逆流してA川との合流点付近から氾濫する場合、A川の影響により流れが悪くなったC川の危険箇所から氾濫する場合が考えられる。
- ・A川の水位上昇により、流入するC川の排水機場が運転停止になった場合には、C川から氾濫するおそれが急激に高まることから避難情報の発令を考える必要がある。ただし、排水機場が停止になる状況においては、すでに本川の水位は氾濫危険水位を超過しており、避難指示が発令されていることが考えられる。

<推定・予測情報>

- ・レベル5大雨特別警報の発表があった場合や、A川の洪水キキクルで「災害切迫（黒）」が出現した場合を、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。ただし、洪水キキクルは、災害の危険度を推計したものであり、河川水位を直接予測したものではないため、地域の状況などの情報を可能な範囲で取得し、発令を検討することが望ましい。（※レベル5大雨特別警報は市町村単位を基本として発表されるため、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は適切に絞り込むこと）

(3) 水路・下水道等

- ・水路・下水道等については、下水道の排水能力を超える降雨があったり、流入先の河川の水位の上昇によってポンプ場の運転が停止せざるを得なくなったり、機能が低下したりすることで浸水が発生する場合がほとんどであるが、当該浸水が居住者等の命に危険を及ぼすと考えられる場合には、避難情報を発令することが考えられる。

- ・なお、事前の検討の結果、以下の3つの条件を満たすことが明らかになった場合など当該浸水が居住者等に命の危険を及ぼさないと考えられる場合には、基本的には避難情報の発令対象としない。ただし、氾濫が発生し、又は発生しそうになった際に、事前の想定を超えて命の危険を及ぼすおそれがあると判明した場合には、躊躇なく避難情報を発令すべきである。

避難情報の発令対象としない水路・下水道等の条件

- ・最大浸水深が床下以下である等、浸水によって居住者等に命の危険を及ぼすようなおそれがないと想定される場合
- ・氾濫流により家屋流失をもたらすおそれがないと想定される場合
- ・地下施設・空間（住宅地下室、地下街、地下鉄等）について、その利用形態と浸水想定から、その居住者・利用者等に命の危険が及ばないと想定される場合

<確認・計測情報>

- ・重大な被害が生じることが想定される場合や命を脅かすおそれがある浸水が発生したことを把握した場合等は、警戒レベル5緊急安全確保を発令する。下水道管理者による「通報」により浸水の発生やその可能性を把握し、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があると考えられる場合には、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。

<推定・予測情報>

- ・水路・下水道等は、流域面積が相当小さく、降雨により急激に水位が上昇・下降するケースが多い。加えて、市街地に面的に整備されており、総延長も長く、大部分が暗渠となっていることから、巡視等により状況を把握することが現実的に困難な場合がほとんどである。
- ・このため、発令に当たっては、水路・下水道等の氾濫を避難情報の発令の対象とする場合は、

レベル4大雨危険警報や、雨量情報、浸水キキクル等を参考に避難情報の発令基準を設定することが考えられる。また、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料は、レベル3大雨警報や、雨量情報、浸水キキクル等を参考にすることが考えられる。

- ・氾濫型の内水氾濫について、対象区域（雨水出水浸水想定区域やその他、自治体が避難を要する浸水を想定する区域）に浸水キキクルで複数メッシュ（紫）が出現した場合に、レベル4大雨危険警報が気象庁より発表される。内水氾濫における避難情報は「命の危険を及ぼす場合」に発令するものとしており、市町村は命の危険を及ぼす浸水が想定される区域を適切に把握しておく必要がある。

- ・レベル4大雨危険警報が発表される際は、市町村内において複数危険な箇所が発生している状況が想定されることから、浸水キキクルを参考とし、対象地域を適切に絞り込んだ上で、命の危険を及ぼす場合と判断される場合は躊躇なく避難情報を発令する必要がある。

- ・レベル5大雨特別警報の発表があった場合や、重大な被害が生じることが想定される場合等は、警戒レベル5緊急安全確保を発令することが考えられる。

（4）土砂災害

ア 発令対象の災害

事前に発令基準を設定する土砂災害は、大雨に伴う急傾斜地の崩壊、土石流とする。

火山噴火に伴う降灰後の土石流、河道閉塞に伴う土砂災害については、土砂災害防止法に基づく土砂災害緊急情報を基に、避難情報が判断・伝達されること、深層崩壊、山体の崩壊については、技術的に予知・予測が困難であることから、基本的に対象としていない。ただし、深層崩壊のおそれが高い溪流等においては降雨の状況等に応じ、避難情報の範囲を広げることが検討する必要がある。

なお、地滑りについては、危険性が高まっていると判断された場合には、国や都道府県等が個別箇所ごとに実施する移動量等の監視・観測等の調査結果等又は土砂災害防止法に基づく緊急調査の結果として発表される土砂災害緊急情報に基づき、市町村が避難指示等の発令の判断をする等対応することが原則である。

イ 発令対象区域の設定

避難情報の発令対象区域は、土砂災害の危険度分布において危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域等に避難情報を発令することを基本とする。状況に応じて、その周辺の発令区域も含めて避難情報を発令することを検討する。

避難情報の発令単位としては、市町村の面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、市町村をいくつかの地域にあらかじめ分割して設定しておく。

この地域分割の設定については、情報の受け手である居住者・施設管理者等にとっての理解のしやすさ及び情報発表から伝達までの迅速性の確保等の観点から設定する。

各地域には複数（場合によっては単数もあり得る）の土砂災害警戒区域等が含まれることとなり、避難情報が発令された場合、当該地域内に存在する土砂災害警戒区域等の居住者等が立退き避難の対象となる。

ウ 発令基準の設定

【警戒レベル3】高齢者等避難

・レベル3土砂災害警報（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）は、高齢者等の避難行動に要する時間を確保するために1時間後（予測精度に応じて、4～6時間先の予測値により発表する場合もある）にレベル4土砂災害危険警報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の基準に到達すると予想されたときに発表される。

土砂災害の危険度分布のうち、一つの格子でも警戒レベル3相当の状態になり、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合は、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。

・ただし、積乱雲が急速に発達する場合など予想が難しい状況では、レベル3土砂災害警報が発表されずにレベル4土砂災害危険警報が発表となることが想定されるため、必ずしも警戒レベル3高齢者等避難、警戒レベル4避難指示、警戒レベル5緊急安全確保の順に発令する必要はなく、段階を踏まずに状況に応じて適切な発令をすべきである。

・土砂災害の発生が想定される大雨時に、事前通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合は、それら規制等の基準を考慮して、警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。

・台風等の接近により、夜間から明け方に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が予想される場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。その際、気象庁ホームページの時系列情報における「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の発表）が予想される時間帯、「今後の雨」、気象解説情報も勘案することが必要である。

・発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において警戒レベル3相当のメッシュが出現し、そのメッシュが土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル3高齢者等避難の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル3高齢者等避難を発令する。一方、4時間以上のリードタイムを確保してレベル3土砂災害警報が発表された場合、土砂災害の危険度分布において警戒レベル3相当の格子が出現していない段階で、警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要なことも想定される。このような場合には、土砂災害の危険度分布における警戒レベル2相当の格子と重なる土砂災害警戒区域等に対して警戒レベル3高齢者等避難を発令することや、場合によっては市町村全域の土砂災害警戒区域等に対して警戒レベル3高齢者等避難を発令することが考えられる。

【警戒レベル4】避難指示

・レベル4土砂災害危険警報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）は、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況で発表する情報であることから、レベル4土砂災害危険警報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）の発表をもって、直ちに警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。

・土砂災害の危険度分布のうち、一つのメッシュでも警戒レベル4相当の状態になり、そのメッシュが土砂災害警戒区域と重なった場合は、警戒レベル4避難指示を発令する。

・台風等の接近により、気象庁ホームページの時系列情報において、夜間から明け方に土砂災害の警戒レベル4相当以上（避難指示を発令するような状況）が予想されている場合には、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。他方、避難情報を発令していないなか急速な状況の悪化等により夜間・未明になって発令基準に該当した場合は、躊躇なく警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。

・強い降雨を伴う台風等の接近・通過に伴い暴風になると、立退き避難が困難となる。そのため、気象庁ホームページの時系列情報において、暴風の「警戒」及び土砂災害の「危険」以上（警戒レベル4相当以上）が予想されている場合は、レベル4土砂災害危険警戒の発表を待たず、気象庁から暴風警戒が発表され次第可能な限り速やかに警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする（暴風警戒の発表後3時間後には暴風となるおそれがある）。

・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合、土砂災害警戒区域等以外の区域であったとしても、前兆現象が発見された箇所や周辺区域を躊躇なく警戒レベル4避難指示の対象区域とする必要がある。

・山間地域の場合、近くに指定緊急避難場所がない場合も想定されることから、当該地域の実情に応じて、早めに避難情報の判断を行うことも必要である。

・なお、SNSや一般からの連絡で前兆現象の情報を得る場合もあるが、偽・誤情報の可能性もあるため、情報の真偽を確かめることが重要である。情報の正確性が判断できない場合には安易に活用しないことが必要である。

・また、土砂災害の前兆現象を発見した場合は、直ちに身の安全を確保する行動をとることが避難行動の特徴の1つであることに留意する必要がある。

・発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において警戒レベル4相当の格子が出現し、その格子が土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル4避難指示の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル4避難指示を発令する。

一方、レベル4土砂災害危険警戒が発表されるよりも前に警戒レベル4避難指示を発令する場合など、土砂災害の危険度分布において警戒レベル4相当の格子が出現していない段階で、警戒レベル4避難指示の発令が必要なことも想定される。このような場合には、土砂災害の危険度分布における警戒レベル2相当の格子と重なる土砂災害警戒区域等に対して警戒レベル4避難指示を発令することや、場合によっては市町村全域の土砂災害警戒区域等に対して警戒レベル4避難指示を発令することが考えられる。

【警戒レベル5】緊急安全確保

・警戒レベル5緊急安全確保は「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のいずれかに該当する場合が考えられる。ただし、以下のいずれかに該当した場合に必ず発令しなければならないわけではなく、また、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる。

・レベル5土砂災害特別警戒（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）は、命に危険を及ぼす土砂災害が既に発生している蓋然性が高い状況で発表する情報であることから、レベル5土砂災害特別警戒（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）の発表を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。なお、発令対象区域の絞り込みについては、土砂災害の危険度分布において警戒レベル5相当の格子が出現し、その格子が土砂災害警戒区域等と重なった場合、あらかじめ警戒レベル5緊急安全確保の発令単位として設定した地域内の土砂災害警戒区域等に警戒レベル5緊急安全確保を発令する。

・家屋の倒壊や道路の崩壊など、人的被害につながるおそれのある規模の土砂災害の発生が確認された場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。土砂災害警戒区域等以外

の区域における災害の発生であっても、土砂災害の発生した箇所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、直ちに警戒レベル5緊急安全確保として災害の発生を伝え、命の危険があるので緊急的に身の安全を確保するよう指示する。

- ・なお、SNS や一般からの連絡で土砂災害発生の情報を得る場合もあるが、偽・誤情報の可能性もあるため、情報の真偽を確かめることが重要である。情報の正確性が判断できない場合には安易に活用しないことが必要である。

- ・また、土砂災害は突発的に発生することが多く、発生してから避難することは困難であることに留意する必要がある。

(5) 高 潮

ア 発令対象の災害

原則として居住者等に命の危険を及ぼす以下の高潮を避難情報の発令対象とする。

- ・潮位が海岸堤防等の高さを大きく越えるなどにより、広い範囲で深い浸水が想定される場合。特にゼロメートル地帯は、被災した場合、台風等が去った後も長期間にわたり浸水するおそれがあることが想定される。

- ・潮位が堤防を越えなくとも、高潮と重なり合った波浪が海岸堤防を越えたり、堤防が決壊したりすること等により流入した氾濫水等が、家屋等を直撃する場合。

イ 発令対象区域の設定

避難情報の発令対象区域は、高潮浸水想定区域や高潮ハザードマップのうち、レベル4高潮危険警報やレベル3高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とし、命を脅かす危険性が高く立退き避難を必要とする区域（対象建物）を対象とする。高潮浸水想定区域の指定や高潮ハザードマップがない海岸においても同様の考え方により浸水のおそれのある区域を基本とする。

高潮浸水想定区域は想定し得る最大規模の高潮を対象としたものであり、中小規模の高潮を対象としたものではない。そのため、町は、レベル4高潮危険警報やレベル3高潮警報等の予想最高潮位等に応じて想定される浸水区域に対して、速やかに避難情報を発令することができるよう、あらかじめ、気象台、都道府県等に相談し、中小規模の高潮により浸水が想定される区域について事前に確認しておくことが望ましい。

なお、高潮時の「波浪」が海岸堤防等を越えることで海岸堤防に隣接する家屋を直撃する等と想定される場合には、局所的な被災を想定した海岸保全施設周辺の居住者等の避難が必要となることに留意する。

また、同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合がある。そのような場合は、到達時間に応じて警戒レベル4避難指示の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。

ウ 発令基準の設定

【警戒レベル3】高齢者等避難

<推定・予測情報>

- ・レベル3高潮警報（警戒レベル3相当情報[高潮]）が発表された場合に警戒レベル3高齢者等避難を発令することを基本とする。（先行災害により堤防や施設の一部に損傷がある等の場合は、発表基準を引き下げて運用される場合があるため、そのことを考慮した発令基準の設定

が必要である。)

- ・台風情報で発表される、台風の強さ、位置、暴風域の範囲等の予報を判断材料として、警戒レベル3高齢者等避難を発令する。
- ・台風等の接近により、夜間から明け方に警戒レベル3高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、気象庁ホームページの時系列情報において「警戒」以上（警戒レベル3相当以上の発表）が予想される時間帯も勘案しつつ、その前の夕刻時点における警戒レベル3高齢者等避難の発令の判断材料とする。

【警戒レベル4】避難指示

<推定・予測情報>

- ・レベル4高潮危険警報（警戒レベル4相当情報[高潮]）が発表された場合に、警戒レベル4避難指示を発令することを基本とする。（先行災害により堤防や施設の一部に損傷がある等の場合は、発表基準を引き下げて運用される場合があるため、そのことを考慮した発令基準の設定が必要である。）
- ・台風等の接近により、夜間から明け方に警戒レベル4避難指示を発令するような状況が予想される場合には、気象庁ホームページの時系列情報において「危険」以上（警戒レベル4相当以上の発表）が予想されるの時間帯も勘案しつつ、その前の夕刻時点における警戒レベル4避難指示の発令の判断材料とする。

【警戒レベル5】緊急安全確保

- ・レベル5高潮特別警報の発表があった時等、災害が切迫・発生し「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に、次に掲げる各情報を活用して発令することが考えられる。「緊急安全確保」は行動変容を促すため、確認情報や計測情報を活用することを基本とする。

<確認情報>

- ・海岸管理者による通報や水防団からの報告、CCTVカメラ等によって高潮による浸水の発生を直接確認した場合は、命の危険があり緊急的に身の安全を確保するよう促す必要があるので、警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。
- ・なお、SNSや一般からの連絡で氾濫発生の情報を得る場合もあるが、偽・誤情報の可能性もあるため、情報の真偽を確かめることが重要である。情報の正確性が判断できない場合には安易に活用しないことが必要である。

<計測情報>

- ・水位又は潮位が基準高に到達し、レベル5高潮特別警報が発表された場合、高潮による浸水が発生又は切迫している状況であることから、その場合を警戒レベル5緊急安全確保の発令の判断材料とする。

(6) 津波

ア 発令対象の被害

津波は20cmから30cm程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合であっても、危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要がある。

また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要がある、津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ（震度 4 程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、各自が自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

イ 発令対象区域の設定

津波に対する避難指示の発令対象区域は、津波ハザードマップやその基となる津波災害警戒区域のうち、津波警報等で発表される予想津波高に応じて想定される浸水区域を基本とし、津波災害警戒区域の指定が完了していない市町村においては、津波浸水想定を参考とする。

なお、津波は局所的に高くなる場合もあること、想定を超える範囲に浸水が拡大する可能性があることに留意が必要である。

津波警報等で発表される津波高に応じて、発令対象とする区域は異なるため、市町村ごとに発令対象区域をあらかじめ定めておく必要がある。そのため、市町村は、都道府県水防部局等が算定した区分ごとの津波高により浸水が想定される区域を、あらかじめ把握しておくことが望ましい。

発令対象区域を設定する際は、以下に示す設定の考え方にに基づき、いざというときに市町村長が躊躇なく発令できるよう、国・都道府県の協力・助言を積極的に求めながら、具体的な区域を設定する。なお、想定最大規模の浸水想定区域の整備が完了するまでは、これまで運用してきた浸水想定区域等を参考に、さらに規模が大きいものが起こりうることを念頭に地形等を考慮して検討する。

ウ 発令基準の設定

- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも 1 分程度以上の長い揺れを感じた場合には、避難指示を発令することとする。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

①大津波警報の発表時

最大クラスの津波※により浸水が想定される地域を対象とする。

ただし、津波の浸水範囲は浸水想定精度に限界があることから、上記の区域より内陸側であっても、立退き避難を考えるべきである。

※最大クラスの津波があった場合に想定される浸水区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）に基づき都道府県が設定する津波浸水想定を踏まえ指定した津波災害警戒区域等）

②津波警報の発表時

海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ 3 m の津波によって浸水が想定される地域を対象とする。

津波の高さが高いところで 3 m と予想される。海岸堤防等がない又は低い地域で浸水のおそれがある地域。津波時の地震動による海岸堤防等の被災や河川における津波遡上も考慮す

る。

ただし、津波の高さは、予想される高さ3mより局所的に高くなる場合も想定されることから、避難指示の発令対象区域は広めに設定する必要がある。

③津波注意報の発表時

漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする津波の高さが高いところで1mと予想されるため、基本的には海岸沿いの海岸堤防の海側の区域が対象となる。このため、避難行動の対象者は漁業従事者や港湾区域の就業者、海岸でのレジャー目的の滞在者等となる。

ただし、津波の高さは、予想される高さ1mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域についてはそれを考慮した避難指示の発令対象区域を設定する必要がある。

また、海岸堤防が無い地域で地盤の低い区域では、立退き避難の対象とする必要がある。

4. 警戒区域の設定（総務課）

町長若しくはその委任を受けた町の職員は、災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは立入禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。（災害対策基本法第63条）

町長からの要求等により、警察官、海上保安官、災害派遣時の自衛官は、警戒区域の設定を行うことができるが、この場合、その旨を町長に通知するものとする。

知事は、町長が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長に代わって実施しなければならない。（災害対策基本法第73条）

5. 避難の誘導

（1）町 等

町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

このほか、避難誘導に当たっては次の事項に留意するものとする。

ア 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。

イ 危険な地点には標示やなわ張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

ウ 住民に対して、高齢者、障がい者、児童、妊産婦、外国人等の避難行動要支援者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ること。

なお、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、水平・垂直避難等の屋内での待避等の安全確保措置を指示することができるものとする。

エ 津波に対する避難の場合は、特に次に留意すること。

- (ア) できるだけ高い建築物や高台等の指定緊急避難場所へ誘導するものとする。
- (イ) 徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車による避難を図ること。
- (ウ) 津波の危険は継続する可能性もあるため、気象台の情報等を十分に確認し、避難の解除が早すぎることをないよう適切な住民避難を行うこと。

また、町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、避難のための立退きを指示することができることとする。

(2) 警察

警察は住民等の避難誘導に当たって、町に協力するとともに、下記の事項に留意した誘導を行うものとする。

- ア 被災地域、危険箇所等の現場の状況を把握したうえで、安全な指定緊急避難場所、避難路を選定し、避難誘導を行うものとする。特に、津波被害が予想される場合は、できるだけ高い建物等や高台等の指定緊急避難場所へ誘導を行うものとする。
- イ 高齢者、障がい者、児童、妊産婦等については、可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うが、特に津波被害が予想される場合は、到達時間を考慮し、有効な装備資機材（リヤカー、おんぶ帯等）を活用し避難誘導を行うなど、避難行動要支援者対策に十分配慮するものとする。

(3) 社会福祉施設等

- ア 被災福祉施設は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得て速やかに入所者の安全を確保し、被災状況等について、町に報告するものとする。
また、必要に応じて保護者とも連絡をとり、可能な人には協力を依頼するものとする。
- イ 被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努めるものとする。

(4) 災害に伴う大規模な立ち往生発生時

町は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

6. 避難所の開設及び収容

県が災害救助法を適用した場合の避難所の設置は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところにより行うものとし、その方法及び基準の概要は次のとおりである。

なお、県が同法を適用しない場合も、町はこれに準じて行うものとする。

また、要配慮者の特性に可能な限り配慮するものとし、場合によっては、病院や社会福祉施設等への収容についても検討を行うものとする。

(1) 避難所等の安全性の確認及び速やかな避難所開設

町は、安全性を確認するとともに、要配慮者など様々な避難者がまずは指定避難所に避難することを想定したうえで、あらかじめ指定していた施設において速やかに指定避難所を開設することとし、日頃から、行政、地域、施設で参集基準等の防災行動計画（タイムライン）や役割の確認を行うものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、

感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

指定避難所施設の開設の際は、あらかじめ定めていた避難所開設者に連絡し、速やかな開錠を行うものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、必要に応じ、指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

- (2) 自主避難の場合は、行政区長又は自主防災組織等の判断により地区防災計画等に基づき、公民館等を自主避難所として開設し、不安を感じる者及び被害の恐れのある者を収容する。

(3) 収容施設等

町は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として利用することも検討するものとする。

避難所は、学校、公民館、福祉センター等の公共施設等を応急的に整備して使用するものとするが、これらが無い場合又はこれらでは充足できない場合は、その他の既存の建物を、既存の施設が得難い場合は、野外に仮設物又は天幕等を設置して避難所とする。

既存の建物を利用する場合、耐震、耐火、鉄筋構造の建物を優先し、できる限り生活面でバリアフリー化された施設を利用し、そうでない施設では、障がい者用トイレ、スロープの仮設に配慮する。

(4) 収容の対象者

避難所に収容する者は、災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者並びに避難指示が発令された場合等で、現に被害を受けるおそれのある者に限り収容するものとする。

(5) 住民への周知

町は、避難所を設置したときは、速やかに被災者にその場所を周知徹底し、避難所に収容すべきものを誘導し、保護しなければならない。

また、町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(6) 避難所運営職員の派遣

避難所を設置した場合、各避難所にはその維持管理のため、責任者（原則として町職員）を定めるものとする。

なお、避難所運営職員については、男女共同参画など多様な視点への配慮の観点から、男女双方の派遣に努めるものとする。

(7) 避難者の把握、避難所開設の報告

町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、あらかじめ定めていた避難者カード等により避難者の把握を行うとともに、直ちに次の事項を県に報告し、

県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 箇所数及び収容人員

ウ 開設予定期間

特に、避難者数や健康状況等の情報については、救援物資の手配や、健康管理、こころのケアの体制づくり等につながるため、避難所運営職員等と緊密に連絡を取り合い、情報収集の強化を図るものとする。

エ 指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ID

（8）避難所の管理運営

ア 町は、避難所運営マニュアル等に基づき、避難所を適切に運営管理するものとし、運営の際は、他自治体からの派遣職員や避難所運営のノウハウを有する専門家やNPO・ボランティア等の外部支援者等との協働についても検討するものとする。

イ 町は、避難所運営の役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

ウ 避難者は、避難所の自主的な運営が円滑に行われるようルールを守り、お互いに助け合いながら避難所の運営に参加・協力するものとする。

エ 町は、自治会・町内会、自主防災組織、消防団、NPOやボランティア等と連携して、避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握を行うとともに、車中避難者を含む避難所以外の被災者に係る情報の把握に努め、得られた情報の共有を図り、県や支援団体と協力して支援活動全体を調整する仕組みを構築する。また、情報の把握に当たっては、町の担当部署を明確にし、関係機関が持つ情報を一元化した被災者台帳の整備を県は支援する。

オ 食料や生活必需品等の避難者のニーズを把握するとともに、指定避難所を拠点とした物資供給体制の構築やその周知に努めるものとする。

カ 町は、避難所等における生活環境に注意を払い、避難者の健康状態や多様なニーズ、避難所の衛生状態の把握及び福祉的な支援に努めるものとする。特に、感染症流行時において災害が発生した場合には、通常の災害発生時よりも多くの避難所を開設するなど、避難所が過密状態とならない環境の確保に留意すること。併せて、災害の状況や地域の実情に応じ、避難者に対する手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底、避難所内の十分な換気、避難者同士の十分なスペースの確保に努めること。また、感染症の症状が出た者のための専用スペースやトイレを確保し、他の避難者とゾーンや動線を区分するなど、感染症の予防・まん延防止のための対策を行うものとする。

キ 町は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の

頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

ク 町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、総務課と健康福祉課が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者が指定避難所に避難する可能性を考慮し、健康福祉課は、総務課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

ケ 町は、指定避難所等の運営における男女共同参画や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、乳幼児のいる世帯用エリア、女性のための世帯用エリアの確保、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、相談窓口の設置、生理用品・女性用下着の女性による配布、女性用トイレの配置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者等のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

コ 町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

サ 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

シ 町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、飼養スペースを準備するなど適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

ス 避難期間が長期化する場合、町は、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアも行うものとする。

セ 夏期には扇風機等、冬期には暖房器具等を設置するなど、季節や環境を考慮し、快適な環境の確保に努めるものとする。

ソ 町は、仮設トイレやマンホールトイレの供給体制の整備を進めるなど、トイレの不足が生じないように努めるとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。

タ 町は、避難所の衛生環境に支障が生じないよう、避難所付近にゴミの臨時収集場所を設けることや、速やかなゴミ処理を進めるものとする。

チ 町は、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとし、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所等における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

ツ 町は、警察及び防犯ボランティア団体等と連携し、避難所の防犯活動を推進するものとする。

る。

(9) 福祉避難所

ア 福祉避難所の指定

避難者である要配慮者の良好な生活環境を確保することを目的とし、内閣府令で定める基準に適合する施設を福祉避難所とする。

町は、あらかじめ、社会福祉施設、デイサービスセンター等の通所施設に加え、旅館、ホテル等の宿泊施設と協定を締結するなどして、要配慮者の特性に応じた専用の避難所（福祉避難所）の設置及び指定を進めるものとする。

また、住民への周知徹底を図るとともに、福祉避難所の人員確保を図るため関係団体との連携に努めるものとする。

イ 福祉避難所の施設名・所在地・運営主体

別紙第14「福祉避難所一覧表」

ウ 福祉避難所の対象者

- (ア) 身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等へ入所するには至らない程度の者であって、避難所での生活において、特別な配慮を要する要配慮者
- (イ) 在宅での避難生活、一般の避難所での生活、福祉避難所での生活、緊急的に入所（緊急入所）等のうち、福祉避難所でしか対応できない要配慮者
- (ウ) 高齢者、障害者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での生活に支障をきたすため、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする要配慮者、及びその家族

エ 開設

災害発生時は、指定避難所の開設に伴い、指定避難所における避難者のうち、福祉避難所による受入れを必要とする要配慮者が把握された場合に開設する。また、開設を行う場合は、協定施設へ電話連絡等で事前に連絡し、要請を行うこととする。

オ 運営

芦北町福祉避難所設置運営マニュアルに基づいて運営するものとし、福祉避難所の運営を円滑に行うために町は関係者の研修、訓練を実施するものとする。

カ 移送

要配慮者の指定避難所から福祉避難所への移送手段は原則、「家族又は支援者」「本町（職員）」「施設（職員）」の順で行われる。「施設（職員）」へ移送の要請を行う場合は、町が福祉避難所へ依頼を行う。

キ 閉鎖

避難者が全て退所したなど、福祉避難所としての目的を達成したときは、福祉避難所の閉鎖を行う。

7. 車中避難者を含む指定避難所以外の避難者への対応

- (1) 町は、自治会・自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して、あらかじめ定めた対策に基づき、車中避難者を含む避難所外避難者を把握し、必要に応じて避難所への誘導を行うものとする。
- (2) 併せて、町は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対して、自治会・、

自主防災組織、消防団、防災士、NPOやボランティア等と連携して食料等必要な物資の配布に努めるとともに、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、インターネットやラジオなど様々な方法による正確な情報の伝達等を行い、その生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

- (3) 町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (4) 町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

8. 避難行動要支援者に対する対策

(1) 安否確認、救助活動

町は、あらかじめ把握している避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、民生委員・児童委員、近隣住民、自主防災組織、福祉団体（社会福祉協議会、老人クラブ等）の協力を得て、安否確認、救助活動を実施するものとする。

「支え合いマップ」・「防災避難マップ」を策定している地区にあっては、あらかじめ選定している避難支援者等を通じて、安否確認等を実施するものとする。

なお、消防機関等は、救助に当たって、避難行動要支援者の特性に配慮するものとする。

(2) 情報の提供

町は、指定避難所、福祉避難所等においては、要配慮者に円滑に情報伝達ができるように障がい等の状況に応じて、文字放送用テレビやファクシミリ等を設置するほか、必要に応じて手話や外国語の通訳、視覚障がい児者をサポートする人など専門的支援者の確保に努めるものとする。

また、要配慮者の特性に応じて、例えば、要約筆記や点字、ひらがなやカタカナ等わかりやすい言葉による表現、絵や写真の提示など、多様な手段による情報提供がなされるよう配慮に努めるものとする。

(3) 生活の支援

ア 相談体制の整備

町は、指定避難所、福祉事務所、保健センター、社会福祉協議会等に相談窓口を設置し、高齢者や障がい者などの要配慮者の相談に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

なお、窓口には、ファクシミリ等の機器の設置や通訳等の配置についての配慮が必要である。

また、相談窓口に来られない人に対しては、避難所や自宅等を巡回して声を掛け、各種相談等に応じるとともに、必要な支援のニーズ把握を行うものとする。

イ 心身両面の健康管理

要配慮者の中には、特に健康面の配慮が必要である者がいる可能性が高いことから、医師、薬剤師、保健師、看護師等が避難所や自宅等を巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに、医療ケア等を行うものとする。

また、大規模災害発生後は、大きなショックや強い不安感を感じたり、長引く避難所生活の中でストレスが蓄積するなど、精神的な大きな負担を強いられるので、精神科医、臨床心理士、保健師等によるこころのケアを行うものとする。

9. 外国人に対する対策

町は、在日外国人と訪日外国人とは行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備に努めるとともに、その円滑な避難誘導體制の構築に努めるものとする。

10. 防火対象物等における避難対策等

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、その他消防法による防火対象物の防火管理者及び防災管理者は、多数の者の出入りする施設として災害時の避難対策を十分講じておくものとする。

特に、学校においては、次の応急措置等を実施するものとする。

(1) 情報の伝達・収集等

ア 教育長は、災害の種別、程度により速やかに学校長に通報し、必要な避難措置をとらせるものとする。

イ 学校長は、教育長又は関係機関から災害に関する情報を受けた場合には、教職員に対して当該情報を速やかに伝達するとともに、自らテレビ、ラジオ等により地域の被害状況等災害情報の収集に努めるものとする。

なお、児童・生徒等への伝達にあたっては、混乱を防止するように配慮するものとする。

ウ 学校長は、児童・生徒等及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を町、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関に報告し、必要に応じ応援等を求めるものとする。

(2) 避難の指示等

ア 教育長の避難の指示等は、町長等の指示により行うほか、安全性を考慮して、速やかに実施するものとする。

また、避難の指示にあたっては、災害の種別、発生の時期及び発生場所等を考慮に入れて、危険が迫っている学校から順次指示するほか、一斉メール、ファックス等により必要な情報を当該地域の学校全てに伝えるものとする。

イ 学校長は、教育長から避難の指示等があった場合には、速やかに実施するとともに、緊急を要する場合には、自ら災害の状況を判断し、児童・生徒等の屋外への避難や緊急避難場所等への避難を迅速に指示するものとする。

なお、状況によっては、教職員が個々に適切な指示を行うものとする。

ウ 児童・生徒等が学校の管理外にある場合には、学校長は状況を判断して臨時休校等の措置を講ずるものとする。

なお、臨時休校の通告及び連絡方法については、あらかじめ児童・生徒等に対し周知徹底をしておくものとする。

(3) 避難の誘導等

ア 避難の誘導

学校長及び教職員は、児童・生徒等の安全を確保するため、あらかじめ定めた計画に基づき児童・生徒等の誘導を行うものとする。

なお、状況により校外への誘導が必要である場合は、町、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関の指示及び協力を得て行うものとする。

イ 避難の順位

児童・生徒等の避難順位は、低学年、疾病者等を優先して行うものとする。

ウ 下校時の危険防止

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させる場合には、次の方法によるものとする。

(ア) 児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋堤防等）の通行を避けるように配慮するものとする。

(イ) 通学区域ごとの集団下校または教職員による引率等の措置を講ずるものとする。

エ 校内保護

学校長は、災害の状況により、児童・生徒等を下校させることが危険であると判断した場合は、校内に保護し、速やかに保護者への連絡に努めるものとする。

特に、津波の危険は継続する可能性もあるため、関係機関の情報等を十分に把握し、安全を確認するものとする。

なお、この場合、速やかに町に対して、児童・生徒等の数その他必要な事項を報告するものとする。

(4) 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

ア 避難所になった学校の学校長は避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難した者に対して、その利用について必要な指示をするものとする。

イ 学校長は、施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法を確実に児童・生徒等及び保護者に連絡するものとする。

ウ 全児童・生徒等を学校に同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講じるものとする。

エ 避難が長期間となるおそれがある場合は、町は学校長と協議し、学校教育上支障とならないように必要な措置を講じるものとする。

この場合において、教育長が、教育活動の再開に当たり、学校を支援する必要があると判断したとき、教職員で構成する支援チームを派遣する。

(5) その他の留意事項

ア 保健衛生

学校長は、災害時において、建物内外の清掃、給食、飲料水等に留意し、児童・生徒等の保健衛生について必要な措置を講じるものとする。

イ 教育活動の再開

学校長は、教育活動の再開に当たっては、児童・生徒等の登下校時の安全に留意するものとする。

ウ 避難訓練の実施

学校長は、災害種別に応じた避難訓練を、平素から実施するものとする。

なお、訓練に際しては、学校関係者だけでなく町、自治会、自主防災組織、消防団、近隣住民その他関係機関等参加型訓練の実施など工夫に努める。

エ 連絡網の整備

教育長の各学校への通報及び連絡は、迅速かつ的確に行われるように、平素から連絡網を整備しておくものとする。

オ 計画の策定

学校長は、次の事項について児童・生徒等の実態に即した計画を策定し、集団避難が安全、かつ迅速に行われるようにするものとする。

- (ア) 災害の種別に応じた避難指示（緊急）等の伝達方法
- (イ) 緊急避難場所の指定
- (ウ) 避難順位及び緊急避難場所までの誘導責任者
- (エ) 児童生徒の携行品
- (オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- (カ) 負傷者の救護方法
- (キ) 保護者への連絡及び引き渡し方法
- (ク) 登下校中の避難方法

1 1. 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、同一県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについて定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

町及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

町及び関係機関（指定行政機関、公共機関）は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

1 2. 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他県の市町村への受入れについては県に対し当該他県との協議を求めることができる。

町は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

1 3. 被災者等への的確な情報活動関係

町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の自治体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

第11節 災害救助法の適用（健康福祉課）

一定の程度以上の災害については、災害救助法を適用することとなるが、同法の適用要領はおおむね次のとおりである。

1. 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条の定めるところによる。すなわち、災害救の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害となる。

- (1) 町村の区域内の人口に応じ、下表A欄に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
- (2) 県の区域内の住家1,500世帯以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域の人口に応じて、下表B欄に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

市町村の区域内の人口		A	B
5,000人未満		30 世帯	15 世帯
5,000人以上	15,000人未満	40	20
15,000人以上	30,000人未満	50	25
30,000人以上	50,000人未満	60	30
50,000人以上	100,000人未満	80	40
100,000人以上	300,000人未満	100	50
300,000人以上		150	75

- (3) 県の区域内において、7,000 世帯以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情（※）がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

※被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の各号のいずれかに該当すること。

ア 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

イ 災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

- (5) 大規模な災害発生のおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、本県がその所管区域に該当し、県内市町村において救助を必要とすると判断されること。

2. 被災世帯の算定基準

- (1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

第3章第8節 情報収集及び被害報告取扱計画中の被害報告取扱の4に基づく。

(3) 世帯及び住家の単位

第3章第8節 情報収集及び被害報告取扱計画中の被害報告取扱の4に基づく。

3. 災害救助法の運用手続

(1) 町における災害の程度が、1. 災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、町長は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(2) 県知事は、町長からの報告又は要請に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、町及び関係機関に通知するとともに、内閣総理大臣に報告するものとする。

4. 救助に要する費用の負担

災害救助法第18条の規定による救助に要する費用については、救助を行った県が支弁する。

第12節 救出（総務課・関係機関）

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死不明の状態にある者を捜索し、又は救助して、その者の保護を図るものとする。

1. 実施責任者等

- (1) 救出は原則として、町長、消防機関及び警察機関が協力して実施するものとする。
- (2) 災害対策基本法及び他の法令の規定により災害応急措置の実施責任を有する者はもちろん、災害の現場にいる者、住民及び自主防災組織は救出を実施し、又は町長等に協力するものとする。
- (3) 災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

2. 救出対象者

被災者の救出は、災害の原因、種別あるいは住家の被害とは関係なく、次の状態にある者に対し、必要に応じて実施するものとする。

- (1) 災害によって生命、身体が危険な状態にある者で、おおむね次のような場合とする。
 - ア 火災の際に火中に取り残されたような場合
 - イ 地震、がけ（山）崩れ等のため倒壊家屋の下敷となったような場合
 - ウ 水害の際に流失家屋とともに流されるとか、孤立した地域等に取り残されたような場合
 - エ 土石流により生き埋めになったような場合
 - オ 登山者が多数遭難したような場合
- (2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ、諸般の情勢から生存していると推定される者、又は生命があるかどうか明らかでない者とする。

3. 救出の方法

- (1) 町、消防職員・団員による救出

ア 町は、消防機関を主体とした救出班を編成し、救出活動を実施するものとする。

班長は、各分団長をもってあたるものとし、分団長不在の場合は、副分団長をもってあてる。

なお、延焼火災が多発している状況下で同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救出活動を行うものとする。

イ 救出活動に必要な車両、特殊機械器具、ロープ等の資機材を確保し、迅速かつ的確な救出活動を実施するものとする。

また、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備、保有資機材のリスト作成に努めるとともに、資機材の不足が想定される場合は、あらかじめ他市町村などの調達先を選定しておくものとする。

ウ 町による救出が困難な場合は、速やかに隣接市町村、消防機関、警察、自衛隊等の応援を求めるものとする。

(2) 救出期間

救出の期間は原則として災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害発生の日から3日以上を経過しても生存していると思われるときは、救出期間を延長して救出を続行するものとする。

(3) 警察による救出

災害発生のおそれがある場合は、人的被害の未然防止を最重点とした警備対策を講じるとともに、災害が発生したときは次により被災者の救出措置を行うものとする。

ア 要救助者及び死傷者の有無の確認、その速やかな救出救助活動

イ 消防機関、救出機関等と連携・協力した負傷者の救護搬送活動

ウ 行方不明者があるときは、その速やかな搜索活動

エ 救出救助活動の迅速かつ円滑な推進を図るために必要な交通規制等の活動

オ 大規模な災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合は、必要に応じて警察災害派遣隊の派遣要請

(4) 自主防災組織による救出

自主防災組織にあっては、組織内における被害状況を調査し、救出対象者の早期発見に努めるものとする。救出対象者を発見した場合には、迅速な救出活動を行うとともに町、消防機関、警察等に連絡して、早期救出に努めるものとする。

4. 関係機関の連携

救出・救助活動を円滑に実施するため、災害発生後の早い段階から、町、救出・救助関係機関等による活動調整会議を開催するものとする。

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動するDMA T等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

なお、構成機関及び他県等からのヘリコプターが災害対策活動に従事する場合において、熊本県災害対策本部長が必要と認めるときは、熊本県災害対策本部内にヘリコプター運用調整所を設置し、「熊本県ヘリコプター運用調整会議規約」及び「大規模災害時における熊本県ヘリコプター運用調整所活動要領」に定めるところにより、災害応急対策活動を行うものとする。

また、町をはじめ、県及び救出・救助関係機関等は、救出・救助活動に関する情報共有を図り、救出対象者の家族に対しても、関係する情報を提供するとともに、必要な場合には心のケア等の支援につなげるものとする。

5. 職員の安全確保

救出・救助活動を実施する各機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救出・救助活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救出・救助機能の強化を図るものとする。

6. 惨事ストレス対策

救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策に努めるものとする。

7. 応援の手続き

町による救出が困難な場合、又は機械器材等の調達ができない場合は、速やかに芦北地方災害対策本部（県芦北地域振興局）や隣接市町、消防機関、警察、自衛隊等に対し応援を要請するものとする。

なお、要請に際しては、関係機関の活動拠点場所として、また重機等の待機場所及び資機材の保管場所として、町の公共施設や道の駅たのうらの駐車場の一部及び休憩室等を必要に応じて利用し、救出活動をはじめ災害活動が円滑に行えるよう努めるものとする。

第13節 行方不明者等搜索及び遺体収容埋葬（総務課・住民生活課・健康福祉課）

災害により行方不明の状態にある者で周囲の状況により既に死亡していると推定される者（以下「行方不明者等」という。）や死亡者の遺体を放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期の人心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。

このため、関係機関・団体と緊密な連絡をとり、迅速に行方不明者の搜索及び遺体の埋葬活動を実施するものとする。

1. 実施機関

- （1）行方不明者等の搜索及び埋葬等は、町長が、警察、消防機関、海上保安部、警察医会、警察歯科医会等の協力を得て、二次被害の危険性を考慮し、安全性を確保したうえで行うものとする。

町だけでは十分な対応ができない場合、町及び県は、周辺市町村、自衛隊等に対して応援要請を行い、これらの機関の応援を得て実施するものとする。

なお、関係機関間の情報共有の為、定期的に搜索調整会議を開催するものとする。

- （2）災害救助法が適用され知事から委任を受け、又は知事において救助できないときは、知事の補助機関として町長が行う。

2. 行方不明者等の搜索

警察は、災害警備活動に付随して、町の行う行方不明者等の搜索に協力するものとする。

行方不明者等の届出受理の適正を期すとともに、情報の収集に努め、積極的に調査を実施するものとする。

町は、人命救助活動の効率化、円滑化を図るため、県及び警察と連携し、安否不明者、行方不明者及び死者の氏名等の情報を原則公表するものとする。

- （1）遺体搜索対象者

災害の規模がきわめて広範囲でしかも激甚であるため、町長が遺体搜索の必要を認めたときの死亡者。

- （2）遺体搜索の期間

原則として災害発生の日から10日間とする。ただし、災害発生の日から10日以上経過しても、さらに搜索を行う必要があると認められる場合は期間を延長して搜索を行うものとする。

3. 遺体の検視、身元確認

警察等は、明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき、又は遺体がある旨の届出を受けた場合には、警察等が取扱う遺体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）に基づき遺体取扱いを行うものとする。

遺体取扱いに当たっては、指紋の採取、DNA型鑑定資料の採取、写真撮影等を行い、死体調査終了後、遺族に引き渡すものとする。また医師会、歯科医師会との緊密な連携により、迅速かつ的確な死体調査、身元確認に努めるものとする。

4. 遺体の収容及び処置

(1) 遺体の収容

ア 遺体が発見された場合は、直ちに所轄警察署又は交番に連絡し、現場で警察の検視を行う。

警察等は、明らかに災害により死亡したと認められる遺体を発見したとき又は遺体がある旨の届出を受けた場合には、警察等が取扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）に基づき遺体取扱いを行うものとする。

遺体取扱いに当たっては、指紋の採取、DNA型鑑定資料の採取、写真撮影等を行い、遺体調査終了後、遺族に引き渡すものとする。また医師会、歯科医師会との緊密な連携により、迅速かつ的確な死体調査、身元確認に努めるものとする。

イ 受取人がいない遺体又は身元不明の遺体は、遺体発見場所を管轄する町長に引き渡し、被害現場付近の適切な場所に安置所を開設し、遺体を安置するものとする。

なお、戸籍法第92条第1項の規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行うものとする。

町は、死者及び行方不明者を把握し、棺、遺体保存剤等の納棺用品を確保するものとする。

(2) 遺体の処置

収容した遺体は、引き取り人の申し出、又は身元の判明を待つため、所要の時間安置し、なお、不明のときは仮埋葬するものとする。

なお、遺体は警察の検視後、町長等に引き渡された後で処置を行うものとする。

遺体の処置は、おおむね次の3種類とする。

ア 遺体の一時保存（安置場所については、町長が別に定める）

イ 遺体ごとのその所持品、衣類等の保存

ウ 仮埋葬（火葬）

(3) 仮埋葬（火葬）

ア 火葬場等の状況 水俣芦北広域火葬場（津奈木町大字千代700番地）

イ 1日処理能力 12体(成人)

5. 遺体の火葬実施体制の確保

(1) 火葬場の被災状況の把握

(2) 死亡者数の把握

(3) 火葬相談窓口の設置

(4) 遺体安置所の確保

(5) 作業要員の確保

(6) 火葬場への搬送経路及び搬送手段の確保

(7) 棺、遺体保存剤、骨壺の調達

(8) 火葬用燃料の確保

第14節 医療救護（健康福祉課）

大規模、広域的な災害や事故等により多数の傷病者が発生し、被災地及びその周辺の医療救護の対応能力を著しく超えた場合において、町は、日本赤十字社熊本県支部、県医師会、県精神科協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、災害拠点病院、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）、災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）、熊本県公的病院災害ネットワーク、熊本大学病院等と緊密な連携のもと、総力を挙げて迅速かつ適切な医療救護活動を実施する。なお、熊本地震の経験を踏まえ、医療救護活動における課題の分析、対策等の実施に当たっては、県が設置する保健医療福祉調整本部のもと、第25節 保健衛生と連動し、一体的に実施する。

1. 実施機関

- (1) 災害時における医療救護は、町長が行う。
- (2) 医療及び助産の実施は、水俣市芦北郡医師会に応援を求めて実施するものとする。
- (3) 災害が広域的に発生した場合又は被害が甚大である場合、知事がこれを行う。
- (4) 被災地内保健医療福祉活動

ア 町長は、被災地の状況に応じて適切な場所に救護所を設置し、医療救護班による医療救護活動を行う。町のみでは対応できないと判断される場合には、県に応援協力を要請するとともに、市町村相互間の応援協定等に基づき、隣接市町村に応援等を要請する。

イ 現地に到着したDMAT、医療チーム等は、保健医療福祉調整現地本部と連携し、救護所において、トリアージ及び応急救護を行う。

ウ 日赤救護班は、保健医療福祉調整現地本部と連携のうえ、救護所内の指揮をとる。ただし、日赤救護班が派遣されていない救護所にあつては、保健医療福祉調整現地本部長が指定した者がこれを行う。

エ 被災地域の災害拠点病院及び中核的な病院は傷病者の受入、応急救護、後方支援病院への転送を行う。

オ DPATは、被災した精神科医療機関の機能の補完を行い、避難所等においては、精神疾患を持つ被災者に対する継続的な精神医療の提供を行う。また、被災地域における支援者の支援を行う。

2. 惨事ストレス対策

医療救護活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

3. 災害救助法に基づく医療

災害救助法を適用した場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

4. 損害の補償

町長は、災害対策基本法第65条及び第84条の規定により応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がい者となったときは、町の条例で定めるところによりその者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償するものとする。

5. 町内の医療機関の状況

名 称	所 在 地	診療科目	備考
あいりす歯科医院	芦北町大字道川内 6-9	歯科、小児歯科、矯正歯科	
芦北クリニック	〃 湯浦 417-1	内科、消化器内科、循環器科、呼吸器科	
芦北整形外科医院	〃 芦北 2610-8	外科、内科、麻酔科、整形外科、消化器内科、リハビリテーション科	
芦北とりかい眼科	〃 芦北 2413-1	眼科	
井上医院	〃 佐敷 167	外科、内科、胃腸科、小児科、脳神経外科	
井上歯科医院	〃 花岡 1846-8	歯科、小児歯科	
井上病院	〃 佐敷 280-1	内科、小児科、胃腸科	
くまもと中医クリニック	〃 芦北 2331-2	内科	
さしき宮島歯科医院	〃 花岡 1660-5	歯科、矯正歯科	
篠原医院	〃 佐敷 370-1	内科、小児科、皮膚科、リハビリテーション科	
竹本医院	〃 湯浦 218-3	内科、神経内科	
七浦てらさきクリニック	〃 芦北 2090	泌尿器科、内科	
野村歯科医院	〃 小田浦 1348-5	歯科、小児歯科	
藤崎歯科医院	〃 田浦 646-1	歯科、小児歯科、矯正歯科	
松本医院	〃 花岡 1666-4	内科、消化器科	
溝部病院	〃 湯浦 403-1	内科、循環器内科	
宮島医院	〃 佐敷 348-1	内科、消化器内科、リハビリテーション科	
百崎内科医院	〃 田浦 806	内科、小児科	
くまもと 芦北療育医療センター	〃 芦北 2813	内科、小児科、歯科	

第15節 食料調達・供給（企画財政課・議会事務局・会計室）

町は、大規模な災害が発生した場合には、必要な食料の供給を円滑に実施するものとする。

1. 実施機関

- (1) 罹災者及び災害応急作業従事者等に対する食料の供給は、町長が実施するものとする。

町のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。

- (2) 災害救助法が適用されたときは、県知事が行うが、知事から委任されたとき、又は知事による救助のいとまがないときは、町長が実施する。

2. 給与の対象

- (1) 避難施設に収容中の者（長期に開設する避難所に限る。）
(2) 災害により、日常の食事に支障が生じると認められる者
(3) 急迫した災害の防止及び応急対策活動等に從事中の者（自衛隊派遣部隊員は、対象外とする。）
(4) 災害救助法が適用された場合は、「熊本県災害救助法施行細則」に定めるところによる。

3. 給与する食料の内容

給与する食料は、対象者が直ちに食することができる現物によるものとする。

基本的には米穀等の原材料を調達して炊き出すこととするが、状況に応じてパン等の麦製品、弁当、町備蓄の乾燥米飯、乾パンなどを、さらには乳児用としてミルク等を給してもよい。

4. 食料の調達

米、味噌、醤油、食パン、漬物、乾物類、製麺類、その他は町内小売業者から調達する。ただし、町内で調達できない場合は、この限りでない。

- (1) 県及び町は、あらかじめ、他自治体、民間事業者との協定を締結する等により、物資の調達体制の確保に努めるものとする。
(2) 県及び町、その他防災関係機関は、災害時における業務継続の観点から、それぞれの災害対策要員向けの食料、飲料水等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄物資が不足する場合に備えて、他県、市町村、事業所等との協定締結等により、調達体制の確保に努めることとする。

5. 炊き出しの実施及び食料の配分

- (1) 炊き出しの実施

町は、原則として避難所内又は既存の給食施設若しくは仮設給食施設において、民間事業者、自治会、自主防災組織、ボランティアと連携して炊き出しを行うものとする。

町が多量の被害を受けたことにより、炊き出しによる食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出しについて協力を要請するものとする。

- (2) 食料の配分

被災された町民へ食料の配分に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- ア 各避難所等における食料の受け入れ確認及び需給の適正を図るため責任者の配置
- イ 住民への事前周知等による公平な配分

5. 備蓄品の保管

- (1) 町備蓄の乾燥米飯等（以下「備蓄物資」という。）については、倒木等による道路の寸断により地区が孤立した場合を想定し、分散保管するものとする。

保管場所	保管数
田浦防災倉庫	500人分
芦北町地域活性化センター	400人分
地域資源活用総合交流促進施設	400人分
きずなの里	400人分
町立公民館大野分館	150人分
吉尾出張所	150人分
計	2,000人分

- (2) 上記の他、以下の場所の小規模物資拠点に保管するものとする。

場 所	保管数
芦北町地域活性化センター駐車場	250人分
地域資源活用総合交流促進施設駐車場（2基）	250人分
きずなの里駐車場	150人分
大野地区構造改善センター駐車場	250人分
大尼田地区消防格納庫横	250人分
吉尾運動場	250人分
大岩公民館前	250人分
計	1,650人分

6. 生活維持に必要な資機材の保管

集落の孤立発生に備え生活維持に必要な発電機等の資機材を集落の孤立が想定される地区の防災倉庫に保管するものとする。

7. 輸送の方法

物資の輸送が迅速かつ的確に行われるよう次の方法により、輸送を行うものとする。

- (1) 第3章第2.1節 輸送の定めるところにより行う。
- (2) 供給業者において、自ら行わせる。
- (3) 運送業者等との協定又は契約により行わせる。
- (4) 地区や自主防災組織等において、自ら行わせる。

第16節 給水（上下水道課）

水道施設の被災により水源の汚染・枯渇や断水が発生し、飲料に適する水を得ることができない場合に、応急的に飲料水を確保し、住民の日常生活の安定を図る。

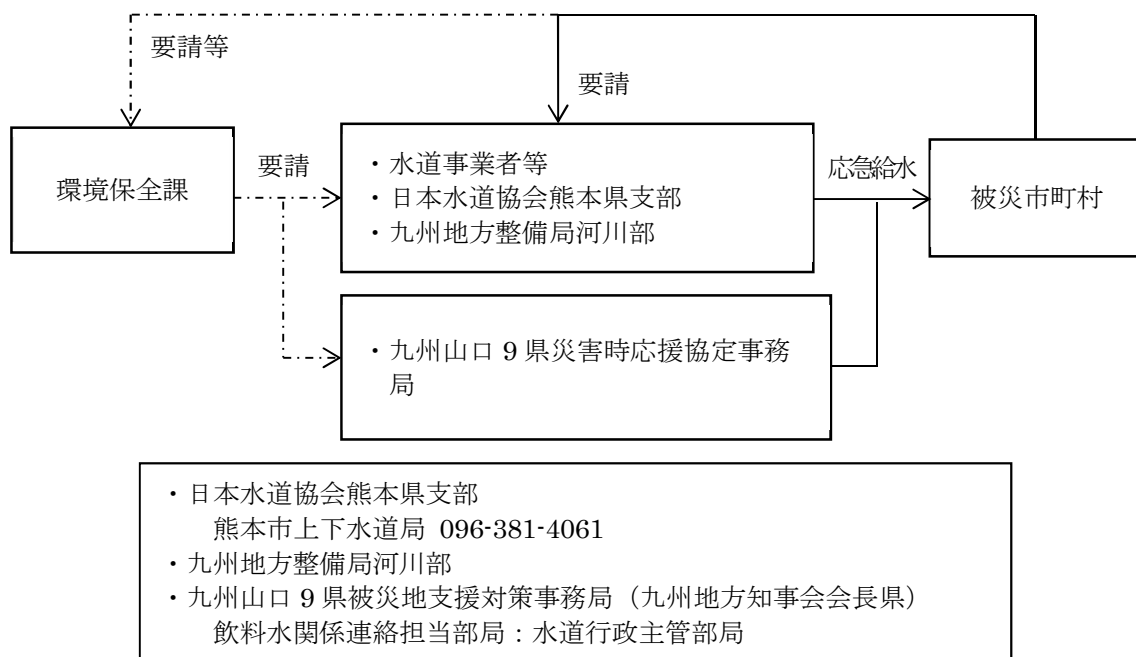
1. 実施体制

罹災者に対する飲料水供給の実施は、町長の指示に基づいて上下水道対策部が行い、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施することとする。

町は、災害対策本部の中に給水対策部門を設けるとともに、被災者等へ飲料水、医療用水及び生活用水の供給を実施することとする。

水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。

また、水道事業者及び下水道管理者は、災害の発生時において、上下水道の構造等を勘案して、速やかに、上下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。



2. 補給水利の種別所在

災害時の飲料水供給は、芦北町上水道のうち未被災施設を利用する。

3. 給水方法及び給水量

（1）水道水の運搬給水

応急給水を行う者は、浄水処理後の水を提供可能な水道施設から給水車等（加圧ポンプ付給水車、車載式給水タンク）を用いて運搬し、残留塩素濃度を確認するなど水質維持に十分注意し給水を実施するものとする。この場合の給水量は1人1日当たり最小3リットルを目標とす

るが、被災状況や復旧状況等に応じて適宜増加する。

(2) 浄水セットによる給水

水道施設のない場所で飲料水生産・給水支援を行う場合は、自衛隊派遣要請により自衛隊に依頼して、湖沼水、河川水等をろ過し、残留塩素を確認のうえ給水を行うものとする。

(3) 運搬給水の留意事項

運搬給水にあたっては、救急病院や透析患者を収容した病院などへの医療用水、救護所等への給水を最優先で行うこととする。この際、運搬給水が困難な場合は自衛隊に協力を要請するものとする。

3. 給水への広報

町は、応急給水を行う場合は、給水拠点への給水時間や場所、水道施設の被災状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧状況、復旧予定時期、飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、防災行政無線、ホームページ及び芦北町公式アプリ等による適時、的確な情報提供を行うものとする。

4. 飲料水以外の生活用水の確保

町は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

また、学校にあるプールの水を常時溜めておくことで、大規模災害時における避難所トイレの水等の利用や、火災時の消火水として活用できるため、学校施設管理者とあらかじめ貯水するよう協議しておく。

5. 応急給水及び応急復旧

- (1) 被災水道事業者は、町地域防災計画及びあらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施するものとする。
- (2) 被災水道事業者は、応急給水及び応急復旧の実施に必要な人員・資機材等が不足する場合には、県を通じて県内の他の水道事業者等に支援を要請するものとする。

第17節 生活必需品供給（企画財政・議会事務局・会計室）

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、生活必需品を給与又は貸与し、一時的に被災者の生活を安定させることを目的とするものとする。

また、救援物資を避難者、被災者及び罹災者（以下、「避難者等」という。）へ供給するため、平時から救援物資の地域内輸送拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、輸送関係機関と連携するなどの体制整備に努めるものとする。

県及び町は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資やペットの飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1. 実施機関

- （１）避難者等に対する生活必需品の給与又は貸与は、町が実施するものとする。町のみでは実施が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関に応援を要請するものとする。
- （２）災害救助法が適用されたときは、知事が行う。ただし、知事から委任された場合又は知事による救助のいとまがないときは、知事の補助機関として町長が行う。

2. 生活必需品の範囲

生活必需品の範囲は、概ね次のとおりとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。

- ① 食料
- ② 飲料水
- ③ 寝具類(毛布等)
- ④ 衣料(作業着、下着、靴下等)
- ⑤ 炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)
- ⑥ 食器類(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、哺乳瓶)
- ⑦ 日用雑貨品(石鹸、タオル、歯ブラシ、トイレットペーパー、ゴミ袋、洗剤、雨具、ポリタンク、生理用品、紙おむつ等)
- ⑧ 光熱材料(マッチ、懐中電灯、乾電池、卓上ガスコンロ)
- ⑨ 燃料
- ⑩ その他(ビニールシート等)

なお、町は、障がい者用の仮設トイレや医療機器、非常用発電機等の導入計画を策定するものとする。また、高齢者、乳幼児、女性、障がい者等の要配慮者の避難に備えて、紙おむつや生理用品等の生活必需品や、お粥、乳児用の粉ミルク、食物アレルギー対応食品等の食料の備蓄に努めるものとする。

3. 生活必需品の確保

町が生活必需品を供給する場合、一括購入、もしくは備蓄物資又は救援物資をあてるものとする。町、小売業者等の協力を得て、災害時の必要な物資の調達に関する協定に基づき、日常生活に必要な各種生活必需品の調達を行うものとする。

4. 救援物資の地域内輸送拠点

県及び町は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、町は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

町は、地域内輸送拠点に物資の集積を行う場合には、当該地域内輸送拠点ごとに管理責任者を配置し、必要に応じて、民間事業者からノウハウ等の提供を受けるなど、管理及び配分の万全を期するものとする。

また、町は、それぞれに届けられた物資を、適切に受け入れ、管理し、仕分け等を行うとともに、避難者等に効率的に輸送するため、管理責任者として物流の実務者の配置や必要な人員及び資機材等の確保など、物資の受入・供給体制の整備に関して、（公社）熊本県トラック協会及び民間事業者（運輸業）やNPO等との協力体制の構築に努めるものとする。

なお、救援物資の受入れについては、次の施設を地域内輸送拠点とする。

- （1）防災倉庫（田浦）
- （2）協定又は契約に基づいた民間の倉庫等（あしきた農業協同組合 マルタ選果場）

5. 輸送の方法

生活必需品の輸送が迅速かつ的確に行われるよう次の方法により、輸送を行うものとする。

- （1）第3章第21節輸送の定めるところにより行う。
- （2）供給業者において、自ら行わせる。
- （3）運送業者等との協定または契約により行わせる。
- （4）地区や自主防災組織等において、自ら行わせる。

6. 生活必需品の配布

（1）供給方法

生活必需品の被災者への配分は、主として町がこれにあたるものとする。

なお、避難者等の中でも、交通及び通信の途絶等により孤立状態にある避難者等に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品の円滑な供給に十分配慮するものとする。

（2）供給対象者

生活必需品の供給対象者は、災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない寝具、衣料等の生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者とする。

（3）配分方法

県が町に生活必需品を配分するときは、事前に又は少なくとも送達と同時に配分計画表を示

し、必ずこの計画表に基づいて給与するように指導するものとする。

災害対策本部設置後の物資・輸送班は、町の災害報告書により、避難者等の世帯構成人員災害状況を迅速・的確に把握し、配分計画を作成するものとする。

なお、災害救助法に基づく救援物資については、福祉対策部と連携するものとする。

7. 生活必需品の円滑な提供

町は、被災者が必要とする生活必需品が円滑に提供されるよう、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム（B－P L o）等を活用し情報共有を図り、迅速かつ的確な情報収集を行うものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

町は、民間企業等からの提供申し出に迅速に対応するため、品名数量提供までの所要時間提供条件等が確認できる様式を、ホームページに掲載するものとする。

- （1）救援物資は、必要に応じて当該地域の行政区長等の協力を得て避難者等に配給する。
- （2）物資輸送班は、救助物資配給の記録を実施するものとする。
- （3）救援物資が円滑に輸送されるよう、活動拠点及び中継施設として道の駅たのうら等の公共施設を必要に応じて選定し、活用するものとする。

8. 備蓄物資の調達

（1）備蓄物資の点検及び整備

基本法第49条の規定に基づき、災害予防の観点から災害救助の万全を期するため、町は毎年度当初に、災害応急救助のために必要な備蓄物資についての点検及び整備を実施するものとする。

なお、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないことが予測されるため、物資の性質及び地域要因等を考慮するものとする。

（2）調達物資集積所

調達物資を一括購入した場合の集積所は、救援物資の地域内輸送拠点とする。ただし、町長が必要と認める場合は、他の公共施設等も確保するものとする。

9. 義援金及び義援物資の取扱い

- （1）災害のため個人、法人その他団体から町長に送付された義援金、見舞金及び義援物資は、総務班においてこれを受け付け、財務・物資・輸送対策部において管理するものとする。
- （2）義援金品の配分については、芦北町災害義援金配分委員会において配分決定する。

第18節 救援物資要請・受入・配分（企画財政・議会事務局・会計室）

大規模災害時に各方面から被災者に寄せられる救援物資について、広域物資輸送集積拠点・物資集積拠点の速やかな開設、避難所までの輸送体制の確保、確実、迅速かつ公平に被災者に配分し、被災者の生活の安定を図る体制を整備するものとする。

1. 不足物資の把握

町は、現地調査等により情報を収集して被害状況を把握するとともに、不足している物資の種類、数量等を把握するものとする。不足物資の供給に関して町のみで対応できない状況にあれば、県に対して救援物資の支援要請を行うものとする。

2. 受入・供給体制

（1）物資集積拠点の選定

町は、地域防災計画に定める指定避難所の位置を勘案のうえ、効率的に物資の受け入れ、輸送が行える場所を物資集積拠点として、あらかじめ選定しておくものとし、県は、県全体の選定状況の把握、調整を行うものとする。

（2）受入・供給体制の整備

町は、物資集積拠点に物資の集積を行う場合には、当該集積拠点ごとに管理責任者を配置し、管理及び配分の万全を期するものとする。

町は、それぞれに届けられた物資を、適切に受け入れ、管理し、仕分け等を行うとともに、避難者に効率的に輸送するため、管理責任者として物流の実務者の配置、必要な人員の確保、物資受給に関する情報の共有など、物資の受入・供給体制の整備に関して、（公社）熊本県トラック協会及び民間事業者（運輸業）やNPO等との協力体制の構築に努めるものとする。

第19節 住宅応急対策（建設課・健康福祉課）

災害のため住家が滅失した被災者で、自らの資力で住宅確保可能者に対しては、資金斡旋を行い、不可能者に対しては、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して罹災者の居住安定を図る。ただし、災害発生直後における住居対策については、第3章第10節 避難収容対策の定める避難所の開設及び収容によるものとする。

1. 実施機関

被災者に対する応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法を適用したときは、知事から権限の委任を受けた町長が行うものとする。

町のみでは、実施することが不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

（1）賃貸型応急住宅

町は、災害の発生時には、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の提供を行うものとする。発災直後から円滑な提供ができるよう、あらかじめ、必要な体制を整備し、要領等を定めるとともに、平時から防災訓練を通じて「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結する不動産関係団体との連携の強化を図るものとする。

（2）建設型応急住宅

ア 建設型応急住宅の建設

町は、周辺の医療機関、学校、商店及び交通機関などの場所を総合的に考慮して、建設候補地をあらかじめ定めるものとする。建設候補地の検討に当たっては、所有する公共グラウンドや土地が平坦な公園等は、全て候補地としてリストに計上するとともに、遊休地となっている民有地も候補地としてあらかじめ調査しておく。特に、発災直後は、このような候補地は災害廃棄物の仮置場や自衛隊等救助機関の活動拠点として使われることがあるため、建設型応急住宅の建設に支障を来すことのないよう留意すること。さらに、将来的な集約や利活用を含めた復旧・復興のあり方についても考慮する。

建設型応急住宅の建設に当たっては、県産材の活用や、被災者に係る世帯人員や高齢者、障がい者等に配慮した仕様（手すり、スロープ、トイレ、風呂等）の作成に努めるとともに、建設するために必要な「標準プラン（仕様・図面等）」を、あらかじめ策定しておくものとする。また、大雨を想定し、必要に応じて雨水排水用の側溝の敷設や敷地内の舗装等を行うものとする。さらに、必要に応じ、建設型応急住宅入居者のコミュニティ形成のための集会施設等の整備について検討を行うものとする。

イ 建設型応急住宅の運営管理

町は、建設型応急住宅について、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修・問合せへの対応、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。

この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して建設型応急住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するため、心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。

また、必要に応じて、建設型応急住宅における入居者の家庭動物の受入れや買い物の利便

性等、生活環境の向上に配慮するものとする。

(ア) 建物の構造及び規模

- ① 災害救助法適用に際し、設置する応急住宅の一戸当りの規模は、29.7 m² (9 坪) を基準とし、構造は、被災地における罹災者の世帯数に応じ、1 戸建て、長屋建て、又はアパート式のいずれかとする。
- ② 応急住宅の建設にあたっては、被災者に係る世帯人員や高齢者・障害者等に配慮した仕様及び設計に努めるものとする。

(イ) 設置戸数

応急住宅の設置戸数は、全焼、全壊及び流失戸数の原則として3割以内とする。

(ウ) 設置予定場所

応急住宅の設置予定場所は、以下のとおりとする。なお、戸数が不足する場合は、県と協議し、自主防災組織等地区と協力し民有地を確保するものとする。

No.	施設名	所在地	面積	予定建築戸数	所有者区分
1	大野地区農村広場	天月 1041 外	8,300m ²	55戸	町有地
2	女島埋立地	女島 770	12,000m ²	80戸	県有地
3	女島ゆめもやい緑地	女島 770-5	7,500m ²	50戸	町有地

※ 1 戸当り面積 32.4 m² (2DK)、建築面積 150 m² として算出

(エ) 建設期間

応急住宅の設置は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに工事を完了しなければならない。

(オ) 入居基準

住家が全焼、全壊、流失、又は自らの資力では住宅を得ることができない者を対象とする。

(カ) 供与期間

当該建設工事の完了した日から 2 年以内とする。

(キ) 帳簿の整備

応急住宅を設置し、罹災者を入居させたときは次の帳簿等を整備し、保管するものとする。

- ① 応急住宅入居者台帳
- ② 応急住宅用敷地貸借契約書
- ③ 応急住宅建築のための原材料購入契約書、工事契約その他設計仕様書等
- ④ 工事代金等支払証拠書類

2. 住宅応急修理計画

災害によって住家が半壊又は半焼し、自らの資力で成しえない者を対象に、応急修理を実施する。

(1) 応急修理の範囲及び方法

住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとする。

(2) 応急修理の期間

住宅の応急修理は、災害発生の日から3か月以内に完了するものとする。

(3) 帳簿の整備

住宅の応急修理を実施した場合は、次の帳簿、書類等を整備し、保管しておくものとする。

- ① 住宅応急修理簿
- ② 住宅応急修理のための契約書、仕様書等
- ③ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

3. 暫定収容施設の設置

応急住宅を建設するまでの間、罹災者で収容施設のない者に対しては、町長が臨機的に必要な措置を講ずる。

4. 公営住宅の提供

災害により住家が滅失した被災者が公営住宅への入居を希望した場合、町長は公営住宅の入居（公営住宅法第22条第1項に基づく特定入居、又は、地方自治法第238条の4第7項に基づく目的外使用許可）について、最大限の配慮を行うものとする。

5. 避難所や被災者に対する住宅情報等の周知方法の検討

町は、公営住宅などの募集案内の周知について、町ホームページ等のほか、より詳細な情報を直接被災者に周知する方法等の検討を行う。

第20節 交通規制（建設課・関係機関）

災害時に、住民等の円滑な避難誘導が必要な場合、道路災害が発生するおそれがある場合、又は橋梁等の道路施設に被害が発生した場合又は交通の混乱を防止して緊急輸送を確保するために必要がある場合には、交通規制を行って被害の軽減と迅速な応急対策を実施するものとする。

1. 実施責任者

災害時の交通規制は、次の区分によって行うものとするが、道路管理者等と警察は、常に緊密な連絡を保ち、応急措置の万全を期するものとする。

区 分	範 囲
道路管理者等 （国土交通大臣 知 事 市 町 村 長 西日本高速道路 熊本県道路公社）	(1) 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 (2) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合
警 察 （公安委員会 警 察 署 長 警 察 官）	(1) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき (2) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき (3) 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合

2. 交通規制の措置

(1) 道路管理者等（県土木部、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路(株)、熊本県道路公社）

ア 降雨予測等から通行規則範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規則予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

イ 道路管理者等は、道路、橋梁等道路施設の巡回調査に努め、災害等により道路施設等の危険な状況が予想され、又は、発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに必要な規制を実施するものとする。

(2) 警 察

ア 災害により、住民等の円滑な避難誘導が必要なとき、道路、橋梁等の道路施設の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により認知したときは、速やかに必要な交通規制を実施するものとする。

イ 災害が広域にわたる場合、若しくは幹線道路の破損及び決壊等のため、交通上の支障が広

域にわたる場合の交通規制は、災害の規模及び回路等との関係を総合的に判断して実施するものとする。

ウ 必要がある場合は、他県から被災地に通ずる主要幹線道路について、広域交通規制を隣接県に要請するものとする。

エ 各警察署において、交通規制等の措置を実施した場合は、報道機関等を通じて一般通行車両及び住民等に周知徹底し、交通に支障のないよう万全を期するものとする。

オ 交通規制を行う場合は、法令に定められた道路標識を設置し、また設置不可能な場合及び設置の暇がない場合は、警察官が現場で交通整理、誘導に当たるなど、交通に支障がないように配慮するものとする。

カ 緊急通行車両の通行の確保等の確、円滑な災害応急対策に資するため、県警備業協会をはじめ、関係機関・団体に対する協力要請を行い、広域交通管制及び交通広報による交通総量抑制対策を実施するものとする。

キ 災害発生時の交通規制を円滑に行うため、平素から警備業者等と連携を図り、交通誘導等応急業務について、協議、訓練を行うものとする。

(3) 町

ア 交通危険箇所の調査及び措置

町は、その管理に属する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合は、建設対策部による調査班を編成し、当該道路の被害状況の調査及びその応急措置を行うものとする。

また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流失により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を検討するものとする。

イ 交通規制の措置

道路の破損、決壊その他の状況により通行禁止、又は交通を制限する必要があると認めるときの交通規制の実施は、道路管理者又は警察が、禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由等を明瞭に記載した道路標識を設ける。

なお、道路標識の設置基準については、県防災計画に基づくものとする。

ウ 災害時における車両の移動等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

エ 災害に伴う大規模な立ち往生発生時

町は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、災害に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関との連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

4. 相互の連絡・協力

道路管理者等及び警察は、次の事項について相互に連携、協力し、的確かつ円滑な災害応急対策を実施するものとする。

- (1) 被災地の実態、道路の被害状況及び交通状況等に関する情報を収集し、相互に情報を交換する。
- (2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等の支援部隊の速やかな要請を行うものとする。

5. 災害における交通マネジメント

- (1) 九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント（※1）及び交通システムマネジメント（※2）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下「検討会」という。）」を組織する。
- (2) 県は市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。
- (3) 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
- (4) 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議等を行うものとする。

※1 交通需要マネジメント

自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※2 交通システムマネジメント

道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑な交通を維持する取組とする。

6. 災害時における車両の移動等

道路啓開等

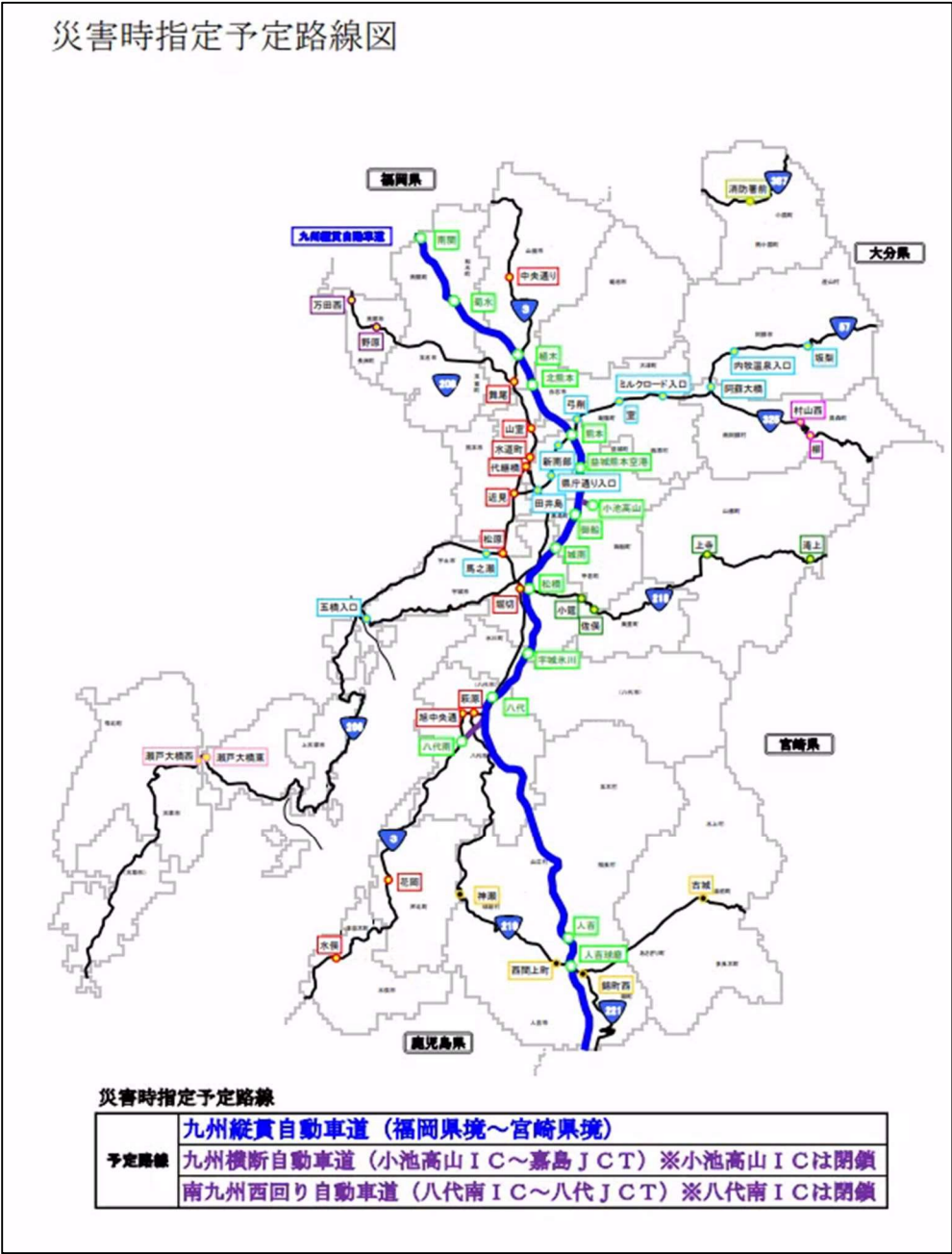
道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

状況に応じて協力し、道路啓開について、道路管理者等、警察機関、消防機関、自衛隊等は必要な措置をとるものとする。

7. 緊急交通路の指定

大規模災害が発生した場合の緊急交通路について、具体的な指定路線は以下のとおりである。



第21節 輸 送（企画財政課・議会事務局・会計室・関係機関）

災害時における陸、海、空の緊急輸送体制を確立し、応急対策実施に必要な人員、資機材及び救援物資等の輸送力を確保し、応急措置の万全を期する。

1. 救援物資の調達・輸送体制の構築

町は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、町は地域内輸送拠点を開設し、その周知徹底を図るとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等までの輸送体制を確保するものとする。

町は、広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

2. 緊急輸送を確保するための道路

町は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

また、緊急輸送道路、避難路など防災上重要な経路を構成する道路については、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国〔経済産業省、総務省〕が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

（1）道路管理者、警察、関係機関との連絡調整

道路管理者は、緊急輸送路について早急に被害状況を把握し、障害物の除去等の応急復旧を行い、道路機能の確保に努めるとともに、警察及び関係機関と相互に連絡を保ち、交通規制等の適切な運用を図るものとする。

また、緊急輸送道路については、社会情勢その他の変化に応じて、緊急輸送道路ネットワーク協議会を通じてネットワーク計画の適宜の見直しを行うものとする。

3. 実施機関

実施機関は、基本法第 50 条第 2 項に規定する実施責任者である地方公共団体の長とする。ただし、その災害の状況に応じ輸送を業とするもの、又は自衛隊等に応援を要請して輸送の確保を図るものとする。

4. 輸送の方法

輸送の方法は、道路輸送、鉄道輸送、海上輸送、空中輸送とする。

5. 配送計画

（1）備蓄物資

備蓄物資は、避難者数等に応じて各避難所へ配送する。

① 防災倉庫

配送ルート①	配送ルート②
上田浦地区社会教育センター	田浦小学校
下井牟田地区ふれあいセンター	田浦中学校
上井牟田地区ふれあいセンター	宮浦地区ふれあいセンター
	小田浦福祉センター
	小田浦地区生涯学習センター
	海浦地区公民館
	海浦体育館

② 地域資源活用総合交流促進施設

配送ルート①	配送ルート②	配送ルート③
旧計石小学校	佐敷小学校	女島ゆめもやい
県立あしきた青少年の家	県立芦北高校	
	佐敷中学校	

③ きずなの里

配送ルート①	配送ルート②
湯浦小学校	内野福祉センター
芦北福祉センター（多目的研修センター）	丸米地区生涯学習センター
湯浦中学校	内野小学校
	古石地区生涯学習センター

④ 町立公民館大野分館

配送ルート①
大野小学校
大野地区構造改善センター

⑤ 吉尾出張所

配送ルート①	配送ルート②
大尼田地区生涯学習センター	吉尾小学校
大岩公民館	

(2) 救援物資

救援物資については、救援物資の地域内輸送拠点から下記の避難所へ配送する。なお、避難所へは備蓄物資の配送計画と同様とする。

配送ルート①	配送ルート②
吉尾出張所	芦北町地域活性化センター
町立公民館大野分館	地域資源活用総合交流促進施設
	きずなの里

6. 道路輸送

災害時における緊急輸送は道路輸送を重点に置き、関係機関とともに応急輸送が迅速かつ適確に行われるよう努めるものとする。

5. 車両保有状況

- (1) 別紙第15「町有車両一覧表」
- (2) 別紙第16「車両の調達」・「燃料の調達」

6. 鉄道輸送

道路遮断等により道路輸送ができないときは、肥薩おれんじ鉄道等を利用し、関係機関の協力を得て、応急輸送の確保を図るものとする。

7. 海上輸送

沿岸災害により沿岸住民等の交通が遮断したときは、漁業協同組合等の協力を得て応急輸送の確保を図るものとする。また、物資輸送等について、陸路、空路等に加え、国土交通省熊本港湾・空港整備事務所及び県の協力のもと、船舶を活用した物資輸送の検討を行う。

8. 空中輸送

緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、「熊本県防災消防ヘリコプター応援協定」及び第3章第4節 自衛隊派遣要請計画等によりヘリコプターの派遣要請を行う。
別紙第17「ヘリコプター発着予定地一覧表」

9. 災害救助法による輸送

災害救助法が適用された場合の輸送基準は、同法及びその運用方針によるものとする。

第22節 緊急通行車両確認（総務課・関係機関）

町及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに災害が発生しようとしている場合において、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送するため、緊急通行車両の運用、確認手続き等を整備するものとする。

また、町及び関係機関は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付をうけることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

1. 緊急通行車両における輸送対象の限定

緊急通行車両において輸送する対象は、被災状況及び被災応急対策の進捗状況に応じて、概ね以下のとおりとする。

（1）第一段階（地震発生直後の初動期）

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ 交通規制に必要な人員、物資
- エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- オ 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員、物資
- カ 緊急通行に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧及び緊急輸送道路確保のための人員、物資

（2）第二段階（応急対策活動期）

- ア 前記(1)の継続
- イ 食料、水等生命維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送

（3）第三段階（復旧活動期）

- ア 前記(2)の継続
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活必需品

第23節 民間団体活用（総務課・社会福祉協議会）

災害における民間団体〔青年団、婦人会（日赤地域奉仕団）赤十字ボランティア（奉仕団、災害ボランティア）〕の活用については、本節の定めるところによる。

1. 実施機関

- （１）民間団体の活用は、町長が当該市町村民間団体の協力を求めて実施するものとし、町で処理不能な場合は、被災をまぬがれた近隣市町村に連絡し、町の応援協力を求めて応急処置に当たるものとする。
- （２）大規模な災害、又は広範囲にわたる災害のとき、あるいは町において処理できない場合は、知事又は県教育委員会がこれを行うものとする。

2. 活用方法

（１）活動内容

活動内容は、被害の程度によって異なるが、おおむね次のとおりとする。

ア 災害発生直後（被災者周辺住民による活動）・・・・・・・・フェイズ0

- ・ 応急処置
- ・ 救 出
- ・ 搬 送

イ 緊急対応期（県等からの要請後 団体の協力による活動）・・・・フェイズ1

- ・ ボランティア本部の設置
- ・ 炊き出し
- ・ 応急復旧
- ・ 連絡手段の確保（アマチュア無線）
- ・ 安否調査
- ・ その他

ウ 応急対応期（ボランティアによる機能的活動期）・・・・フェイズ2

- ・ 避難所支援活動
- ・ 心のケア
- ・ 協力支援体制の確立
- ・ その他

エ 復興期（地域ボランティア組織の支援活動）・・・・フェイズ3

- ・ 活動の撤退準備
- ・ 活動記録
- ・ 報告書の提出（県・当該市町村）
- ・ その他

（２）その他

民間団体の活動費用は、原則として参加する民間団体の負担とするが、災害救助法の適用等あった場合、経費については国が負担する。

また、町の要請により活動する場合においては応援に要した費用は町が負担するものとする。

第24節 労務供給(企画財政課)

災害時における、労務の確保を図り、応急措置及び災害復旧の迅速、かつ円滑な実施の促進は、次に定めるところによる。

1. 動員等の順序

(1) 民間団体の動員

災害応急措置の実施に当たり、大量の労務を必要とし、作業内容が明確で単純軽易なものであるとき町長は、民間団体に対して協力を求めるものとする。

(2) 労務者の確保

町長は、災害応急措置の実施に当たり、労務者を必要とするときは、所轄広域本部長・地域振興局長に対し、次に掲げる事項を文書又は口頭（電話）をもって要請するものとする。

- ア 求人者名
- イ 職種別、所要労働者数
- ウ 作業場所及び作業内容
- エ 労働条件
- オ 宿泊施設の状況
- カ その他必要事項

2. 応援要請

民間団体に協力を求めようとするときは、厚生対策部及び建設対策部において、次の事項を明確にして、総務対策部を通じて当該地域及び隣接の市町村長に対して応援を要請するものとする。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 従事場所
- (3) 作業内容
- (4) 人 員
- (5) 従事期間
- (6) 集合場所

3. 民間団体応援隊の編成及び活動

(1) 応援隊の編成

担当部長は、災害の規模に応じて現地において応援隊を組織し、応援隊の責任者に指示するものとする。

(2) 応援隊の活動内容

応援隊の災害応急措置にかかる活動内容は、主に次のとおりとする。

- ア 罹災者の救助作業及び災害応急復旧作業
- イ 災害直後の炊出し従事

(3) 応援隊との連携

担当部長は応援隊の責任者と連絡を密にし、敏速円滑な作業ができるよう努めるものとする。

第25節 保健衛生（健康福祉課・住民生活課・商工観光課）

被災地特に避難所等においては、避難が長期に及ぶ場合もあり、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、保健師等による巡回健康相談等を通して健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置やこころのケアを含めた対策を行うものとする。特に、高齢者、障がい者、児童、妊産婦等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ医療機関への連絡、入院等、又は福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

1. 防疫計画

災害によって被害を受けた地域、又は当該住民に対し、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）及び「災害防疫実施要綱」（昭和40年5月10日衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）の定めるところにより、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な諸対策を実施して、感染症の発生を予防し及びまん延の防止を図るものとする。

（1）実施責任

ア 町長は、知事の指示にしたがって、災害時における防疫上必要な措置を行うものとする。

イ 厚生対策部は、町長（災害対策本部長）の指示に従い、防疫を行うものとする。

（2）防疫組織等

ア 衛生対策班は、災害の発生状況・規模等に応じて消毒等を実施するため、必要な人員をもって編成する。

イ 町長は、災害時の防疫活動のための薬剤、器具機材等を整備するものとする。

（ア）防疫用器具

種 別	台 数	保管場所	備 考
プルスfog煙霧機	10	芦北町役場	
背負式動力噴霧器	3	芦北町役場	

（イ）防疫用薬品

品 名	数 量	保管場所	備 考
金鳥 S N P 乳剤 A	6 缶	芦北町役場	
エクスミン タマミロン	4 缶	〃	
オスバン			必要に応じて調達
石 灰			必要に応じて調達

（3）実施方法等

ア 消毒

町長は、知事の指示に基づき、感染症法第27条及び施行規則第14条・16条並びに結核感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施するものとする。

イ ねずみ族、昆虫等の駆除

衛生対策班は、班長の指示に従い、罹災地のねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。実施にあたっては、感染症法第28条第2項及び施行規則第15条の規定により、知事が定める地域内で、

知事の指示に基づき行うものとする。

ウ 生活用水の使用制限に伴う措置

検病調査の結果、知事が感染症法第31条の規定により感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水について、給水制限等を命じた場合は、町長は生活用水の供給を実施するものとする。

(4) 災害時感染制御支援チーム等の派遣要請

町は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請するものとする。

2. 健康管理

(1) 被災者の健康管理

ア 町は、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理(母子、成人、高齢者をはじめ、支援を要する方に対する保健指導及び栄養指導等)を行うものとする。

イ 町は、被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等被災者の健康管理を組織的に行うことが必要と思われるときは、被災者等の健康管理のための実施計画を策定することにより、計画的な対応を行うものとする。

ウ 町は、住民の健康管理を図るために、保健師等を中心に避難所等を巡回して被災者のニーズに対応した保健指導及び栄養指導を行うものとする。

エ 町は、被害の規模に応じ、近隣市町村又は県内関係団体等に対し応援要請を行うものとする。

オ 町は、必要に応じて、郡市医師会やリハビリテーション等の専門職団体と連携し、仮設住宅等における高齢者の生活不活発病対策のための体制整備を行うものとする。

カ 町は、必要に応じて、被災者の健康保持増進のため、健康支援情報や疾病等相談窓口の周知を行う。

(2) 避難所における衛生管理および感染症予防の徹底

ア 避難所の土足禁止

イ 食中毒、その他の感染症等の予防(食品、飲料水等の衛生管理、ゴミの管理、トイレや食事時の手洗いや手指消毒、うがい、マスク、換気)

ウ サブ施設(隔離部屋等)の設置による感染拡大防止

エ 生活用品の確保

(3) エコノミークラス症候群の予防活動

ア 町は、発災直後にエコノミークラス症候群の発生や死亡者が出る可能性が高いことから、関係団体と連携して、いち早い血栓塞栓症予防の活動開始と受診の勧奨等の確な対応を行うものとする。

イ 町は、避難者がエコノミークラス症候群に関する知識を持つための防災教育を進めるとともに、早期からの有効な広報の展開を図るものとする。

(4) 誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導

ア 町は、避難生活における口腔衛生の維持ができないことで誤嚥性肺炎による入院や死亡者

が出る可能性が高いことから、歯科医師会及び歯科衛生士会等と連携し、発災直後からの口腔ケアや歯科保健活動等の的確な対応を行う。

イ 町は、避難者が誤嚥性肺炎予防のための口腔ケアの必要性に関する知識の普及・啓発を進めるとともに、早期からの有効な広報の展開を図る。

(5) 精神保健相談等（被災者のこころのケア）

町は、災害発生時の段階を踏まえ、必要に応じ、こころのケアに関するニーズを把握するとともに、県及び医療機関等精神保健の関係機関・団他等と連携し、精神保健相談の実施、医療情報の提供、こころの健康に関する普及啓発、被災者の中長期的なこころのケアを行う体制整備等を行うものとする。

3. 生活衛生の確保

町は、避難者や断水等により自宅で入浴できない者の衛生状態を良好に保つため、入浴支援マニュアルに基づき、公衆浴場業者と連携し、入浴サービスの提供に努める。

4. 被災動物対策

町は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずるものとする。

第26節 災害ボランティア連携（住民生活課・健康福祉課・社会福祉協議会）

1. 県と災害ボランティア・災害ボランティア間の連携

町は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

2. 災害ボランティアセンターに係る体制整備

町内で大規模又は甚大な災害が発生し、災害ボランティアによる救援活動が必要と認められる場合、芦北町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）は単独又は複数の市町村社協の連携による広域単位の被災地災害ボランティアセンター（以下「被災地センター」）を設置する。

（1）被災地センター

ア 目的

被災地センターは、被災地における災害ボランティアによる救援活動を円滑かつ効果的に展開するために設置するものとする。

イ 設置主体

町及び町社協等は、災害状況に応じて被災地センターを町単位又は複数の市町村で連携した広域単位で設置する。

町及び町社協等は関係機関とあらかじめ協議して複数の設置場所を定めておくものとし、ボランティア活動をスムーズに行えるよう十分なスペースを確保するものとする。

なお、広域単位での設置の場合も考慮して、平時から近隣市町村や、近隣市町村社協等との応援・連携体制を構築しておく。

ウ 役割と機能

- （ア）町や県センター、NPO等のボランティア団体との連絡調整
- （イ）地域のボランティア関係団体との情報交換及び運営スタッフなどの派遣要請
- （ウ）活動用資材や機材の調達（県センター、市町村と連携）
- （エ）ボランティアニーズ及び被害状況の把握
- （オ）ボランティアの受入
- （カ）ボランティア希望者の配置等
- （キ）ボランティアによる救援物資の仕分け、配布の支援
- （ク）現地での支援活動の調整
- （ケ）ボランティアの健康管理
- （コ）その他

エ 町の対応

- (ア) 連絡調整窓口の設置
- (イ) 活動場所の提供
- (ウ) 行政情報の適切な提供
- (エ) その他必要な支援

オ 組織及び運営体制

- (ア) 組織

関係団体と協議のうえ効率的・効果的な組織体制を整備する。

- (イ) 運営体制

地域ボランティア関係団体や県センターから派遣される運営スタッフ、また災害対応を専門とするNPO等が協働し、それぞれが持つ機能やネットワークなどが活かされるような運営体制とする。

カ 閉所の時期について

被災地センターの閉所に当たっては、被災地の住民組織や、関係機関や団体、行政などと慎重に合意形成を図りながら、タイミングを見極め判断するとともに、町社協等にその活動を引き継いでいく。

3. 町と町内のNPO等との連携

大規模又は甚大な災害が発生した場合、町は、被災地センター及び町で活動するNPO等のボランティア団体等による連携の場を速やかに設ける。

第27節 廃棄物処理（住民生活課・建設課）

1. 計画の方針

災害で発生する廃棄物処理を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき迅速かつ適正に行い、住民の生活環境の保全を図る。

町は、平時から災害発生時を見据えた災害廃棄物の早期適正処理体制の構築や対応力の向上を推進するとともに、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施し、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

2. 実施機関

- （1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるもののほか、災害時における被災地の清掃については、厚生対策部が実施するものとする。
- （2）被災の規模により、本町のみで処理不可能な場合は、熊本県と（一社）熊本県産業資源循環協会とで締結した、「災害時における廃棄物の処理等の支援活動に関する協定書」に基づき、熊本県及び（一社）熊本県産業資源循環協会と連携し、実施するものとする。

3. 被害状況調査、把握体制

- （1）町は、速やかに被害状況を把握するため、調査地域、調査対象施設・設備、調査者等を明確にした調査体制を整備する。
- （2）町は、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、県へ報告する。

4. 廃棄物の仮置場候補地の選定等

災害廃棄物の処理を早期に完了するためには、迅速な仮置場の設置と適正な運営管理が必要となる。そのため、町は、あらかじめ、災害時に発生する損壊家屋や流出家屋のがれき等の災害廃棄物の仮置場候補地を組織的な意思決定により、選定・確保し、併せて、動線やレイアウトの検討等についても努めるものとする。

また、仮置場候補地については、周辺環境や交通アクセス等に留意するとともに、浸水想定区域や河川敷、がけ地などの災害のおそれがある場所を避け、複数の候補地選定に努めるものとする。

災害廃棄物仮置場設定箇所

仮置場の名称等	所在地	使用可能面積	備 考
芦北町清掃センター 田浦事業所	芦北町大字 田浦 430 番地 1	800 m ²	町道赤松太郎線隣接 大型ダンプ進入可
芦北町女島活力推進センター 向い側空地	芦北町大字 女島 770 番地 4	1,999 m ²	
吉尾出張所	芦北町大字 吉尾 523 番地 2	1,200 m ²	旧吉尾中学校体育館 跡地
町道天月祝坂線（空地）	芦北町大字 市野瀬字白崩	600 m ²	旧大野中学校から天月方面 200m先の空地

松ヶ崎海水浴場牛前空地	芦北町大字 小田浦 3440 番地 3	14,000 m ²	県所有地
-------------	------------------------	-----------------------	------

※なお、他の業務と利用が重複する場合には、状況に応じ縮小等により対応することとし、スペースが不足する場合は、民有地等も検討して仮置場の確保を行うものとする。

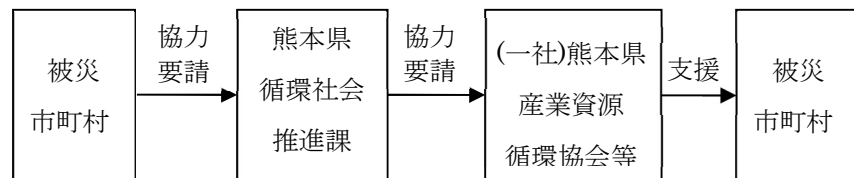
5. 災害廃棄物処理の広域応援体制

- (1) 町は、災害廃棄物の発生量や処理能力等を想定の上、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。
- (2) 町は、広範囲の被災により近隣市町村による相互応援体制が維持できない場合を想定した広域応援体制の整備に努める。
- (3) 町は、国(環境省)が整備している災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)や災害廃棄物処理支援員制度、地方公共団体等の関係者で組織する地域ブロック協議会等による人材育成や災害廃棄物に関する情報、取組等の周知に努めるものとする。

6. 災害廃棄物の処理

- (1) 厚生対策部は、災害廃棄物仮置場を事前に設定する外、被災状況を速やかに把握し、災害廃棄物量を推計するとともに、災害廃棄物の仮置場を適宜設けることとする。その後、仮置場からの災害廃棄物の収集運搬、仮置場管理、処分等については(一社)熊本県産業資源循環協会が支援活動で実施する一方、活動全般の把握を行い、活動について助言、提案や指示等の管理を行う。
- (2) 災害廃棄物を処理する場合、発災前に策定した災害廃棄物処理計画を基に、災害廃棄物の発生量、廃棄物処理施設の被害状況等を把握したうえで、災害廃棄物処理実行計画を策定する。なお、災害廃棄物処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 防疫上、食物の残さ等腐敗性のごみ及び浸水被害地域の災害廃棄物を優先的に収集運搬する。
- (4) 町は、災害廃棄物の発生状況を踏まえ、必要に応じて災害廃棄物の仮置場の設置を行うものとし、町による直接の運営が困難な場合は、仮置場の運営管理や災害廃棄物の搬出・処分について業務委託を行うものとする。
- (5) 被災家屋のがれき等については、原則として被災者が自ら町の定める場所に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合、又は道路等に散在し緊急に処理する必要がある場合は、熊本県清掃事業協同組合と協議のうえ、処理するものとする。
- (6) 災害廃棄物処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、災害廃棄物の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (7) 地区住民が道路上に災害廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。また、仮置場の設置状況や分別方法、生活ごみの収集方法等の災害廃棄物に関する情報の提供にも努めるものとする。
- (8) 損壊家屋や流出家屋のがれき等については、原則として被災者自ら町の定める仮置場等に搬入することが望ましいが、被災者自ら搬入することが困難な場合又は道路等に散在し緊急的に処理する必要がある場合は、町が収集処理を行う。

- (9) 県は、町からの要請を受けた時又は被害の状況等から判断して必要と認めた時は、迅速かつ適切な処理が行えるように、市町村相互間の応援要請、「九州・山口9県における災害廃棄物処理に係る相互支援協定」等に基づく他県への応援要請及び廃棄物処理業者等で構成する（一社）熊本県産業資源循環協会との災害廃棄物処理支援活動協定に基づく協力要請について必要な連絡調整及び助言を行うものとする。



7. 堆積土砂処理計画

- (1) 各地域別の被災状況を速やかに把握し、堆積土砂の流入・堆積量を推計するとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。
- (2) 堆積土砂を処理する場合、国土交通省作成土砂がれき撤去の事例ガイド等を基に、堆積土砂の発生量等を把握したうえで、堆積土砂処理実行計画を策定する。なお、堆積土砂処理実行計画は、処理の進捗に応じて段階的に見直しを行うものとする。
- (3) 堆積土砂処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努めるとともに、堆積土砂の処理を行う施設の処理能力を超える発生量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (4) 必要に応じて堆積土砂の仮置場の設置を行うものとする。

8. し尿の処理

- (1) 被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取式便槽のし尿排出量を推計するとともに、し尿処理施設の被災状況や処理能力を確認のうえ、収集、運搬、処分の対策を樹立する。
- (2) 災害時におけるし尿処理は、防疫上の観点から優先的に収集する。
 - ア し尿処理の必要を認めた場合には、関係部門と共同して町が許可する民間汲み取り業者に出動を要請し、汲み取り作業を実施する。
 - イ 収集したし尿は、通常と同様の処理を行う。
- (3) し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、またし尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、近隣市町村へ応援要請を行う。
- (4) 被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、共同仮設トイレを設ける等適正管理の対策を講じる。

9. 倒壊家屋等の処理

町は、地震等の自然災害により倒壊した家屋等に対し、公費で倒壊家屋等処理を実施するものとする。

- (1) 決定から実施にあつては、事前に処理実施要綱を定め、下記の手順により実施する。
 - ア 倒壊家屋等の撤去申請の受付を行う。

- イ 罹災証明書及び処理工事設計の担当課と十分協議を行う。
 - ウ 罹災証明書及び現場調査により審査し、撤去等の決定を行う。
 - エ 原則として入札により処理業者を決定する。
 - オ 処理は、倒壊家屋等のアスベスト調査も含むものとする。
 - カ 入札前にがれき等の仮置場及び処分施設を決定する。
- (2) 現場での安全を確保し、分別処理の徹底及び環境保全に努めるよう受託業者を指導する。
- ア 環境保全対策の徹底
 - ・ がれき処理に伴う粉じんの飛散防止対策
 - ・ 撤去現場の外、仮置場・処分施設等における環境対策
 - ・ 騒音・振動対策及び運搬車両等からの落下防止対策
 - イ アスベスト対策の実施
 - アスベスト調査により使用が認められた場合、建物所有者及び受託業者への飛散防止の指導を行う。
- (3) 実施にあたっては、被災者の生活環境の保全を確保し、相談及び支援を行う。
- ア 苦情等があった場合は、苦情内容を十分聞き対応する。
 - イ 仮設住宅又は借上げの住宅等の配慮を行うなど支援に向け、関係課と協議を行う。

10. 廃棄物処理施設の応急復旧

- (1) 平時から廃棄物処理施設について、ヒアリング、立入検査等の実施をとおして、処理能力の確認を行うものとする。
- (2) 処理施設の維持管理点検体制を整備し、非常時に備え予備資材の確保に努める。
- (3) 被災時の被害により施設・設備等に欠陥が生じた場合は、早急に点検を行い、被害状況等を県に報告するとともに、応急復旧を行う。また、廃棄物の収集、運搬、処分に影響を及ぼす場合は近隣市町村等への応援依頼等により効率的な処理を確保する。
- (4) 要員、資材等の不足により、応急復旧が不可能なときは県に応援要請を行う。県は、近隣市町村の被災状況を把握のうえ広域応援体制を要請する。

第28節 文教対策（教育委員会）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策基本法及びその他の法令に基づき、児童、生徒等の生命、身体及び文教施設を災害から保護し、もって教育行政の確保を図るものとする。

1. 実施機関

- (1) 町立小・中学校等の文教施設の災害応急復旧は町長が行う。
- (2) 町立小・中学校等の児童生徒等に対する災害応急教育対策は、教育委員会が行う。ただし、災害救助法が適用された場合、又は町が災害応急対策を実施することが困難である場合は、知事又は県教育委員会等の協力を求めて実施する。

2. 文教施設の応急復旧対策

教育委員会は、災害の状況により教育関係機関と連絡を取り、災害現場の状況を的確に掌握し、災害の程度に応じて適切な指示を行い、応急措置を速やかに実施し災害時における応急教育に支障のないよう措置するものとする。

3. 応急教育の実施

- (1) 教育委員会は、災害発生の恐れがあり、又は災害が発生し次の事態に至ったときは、あらかじめ定めた場所、又は被害の状況に応じて適当な場所を定め、応急教育を実施するものとする。
 - ア 学校施設が罹災し、教室等が使用不能になったとき
 - イ 災害が発生し、応急復旧の見込みがないとき
 - ウ 交通途絶により、通学困難な罹災した児童生徒等が多数あるとき
 - エ 災害により学校を開放することが困難な場合
 - オ その他応急教育の実施が必要と認められるとき
- (2) 応急教育の実施予定場所
 - ア 被害を逃れた隣接地域の学校施設、公民館、公共施設
 - イ 応急教育の実施に適した民間施設
 - ウ 近接市町の小・中学校施設への委託等

4. 応急教育の方法

- (1) 教育実施者の確保

教育委員会は、教育上の混乱が生じないよう教育実施者の確保に努めるものとする。
- (2) 教材、学用品等の調達及び配給の方法
 - ア 教材、学用品等の被害を受けた場合は、所定の様式に従って県教育委員会に報告する。（災害救助法適用の場合は、町長を通じて報告する。）
 - イ 県の調達斡旋を待つ一方、地元の特約教科書販売店、文具店の協力を求めるものとする。

5. 学校給食等の処置

- (1) 給食

災害により学校給食の施設、設備、物資等に被害を生じた場合は、教育委員会から県教育委員

会に速報し、指示を仰ぐ一方、災害の状況により直ちに対策措置を講ずるものとする。

(2) 物 資

教育委員会は、速やかに被害物資の状況を県教育委員会に報告するものとする。

県教育委員会はこの報告に基づき、被害物資の処分方法及び供給方法等について指示するものとする。

第29節 障害物除去（建設課）

災害時における応急措置実施の障害となっている工作物等や山（崖）崩れ、浸水等によって住居又はその周辺に運ばれた土砂や流木等により、住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障をきたす障害物を除去（路面変状の補修や迂回路の整備及び雪害における除雪を含む。）し罹災者の保護を図るものとする。

1. 実施責任

- （1）応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は、町長が行うものとする。
- （2）水防活動を実施するため、障害となる工作物等の除去は、水防管理者、又は消防機関の長が行うものとする。
- （3）道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。
- （4）山（がけ）崩れ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物は町長が行うものとし、町限りで実施不可能の場合、又は災害救助法が適用されたときは、知事が行うものとする。
- （5）その他、施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地内の所有者、又は管理者が行うものとする。

2. 障害物の除去対象及び除去の方法

（1）障害物除去の対象

災害時における障害物の除去対象は、おおむね次のとおりである。

- ア 住民の生命、財産等を保護するための除去を必要とする場合
- イ 河川のはん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする場合
- ウ 緊急な応急措置を実施するため、特に除去を必要とする場合
- エ その他、特に公共的立場等から除去を必要とする場合

（2）障害物除去の方法

- ア 障害物の除去は、建設対策部において行うか、又は熊本県建設業協会芦北支部の協力を得て、速やかに行うものとする。
- イ 前記①により実施困難な場合は、自衛隊の派遣を要請して行うものとする。
- ウ 除去作業の実施に当たっては、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後において支障の起こらないよう配慮して行うものとする。
- エ 災害救助法が適用された場合は、救助法の定めに基づき実施する。

3. 除去した障害物の保管等の場所

障害物の保管等の場所については、それぞれの実施において考慮するものとするが、おおむね、次の場所に保管、又は廃棄するものとする。

（1）保管の場合

除去した工作物等の保管は、町長、警察署長、又は海上保安部の事務所の長において、次のような場所に保管する。なお町長、警察署長、又は海上保安部の事務所の長は、その旨を保管を始めた日から14日間公示する。

- ア 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所

- イ 道路交通の障害とならない場所
- ウ 盗難等の危険のない場所
- エ その他、その工作物等に対応する適当な場所

(2) 廃棄の場合

廃棄するものについては、実施者の管理（所有）に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所

4. 障害物の処分方法

町長、警察署長又は海上保安部長が保管する工作物の処分については、前記保管者において行うものとするが、処分方法については、次により行うものとする。

- (1) 保管した工作物等が滅失し、又は破損するおそれがあるときは、その工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- (2) 当該工作物等の保管に不相当な費用又は手数料を要すると前記保管者において認めたときはその工作物を売却し、代金を保管するものとする。
- (3) 売却の方法及び手続きは、競争入札又は随意契約により行うものとする。
- (4) その他、他の法令等に特別の規定があるものについては、それぞれ当該法令等の規定の定めるとおりとする。

第30節 公共施設応急工事（建設課、農林水産課、教育委員会・上下水道課）

公共施設の災害に際し、交通の確保並びに公共施設の応急復旧を迅速的確に処理することによって、罹災者の民心安定を図るものとする。

1. 公共土木施設

災害発生時においては、順次災害復旧工事に着手し、再度災害防止の観点を踏まえた必要な箇所の改良工事を行うことが必要である。また、河川施設、砂防施設等の早期復旧及び再度災害防止のための施設整備を推進する必要がある。

災害によって河川、海岸、道路その他の公共土木施設が被災した場合における応急工事は、次により実施する。

（1）実施機関

ア 河 川

（ア）一級河川の直轄管理区間は国土交通省

（イ）一級河川のうち指定区間及び二級河川は県

（ウ）準用河川及びその他の普通河川は市町村

イ 海 岸

（ア）海岸保全区域の県管理区域は県

（イ）市町村管理区域は市町村

ウ 道 路

（ア）一般国道指定区間は国土交通省

（イ）その他の一般国道及び県道については県（熊本市内については熊本市）

（ウ）市町村道については市町村

（エ）高速道路等については、国土交通省、西日本高速道路（株）

（オ）松島有料道路については、熊本県道路公社

エ 砂防

（ア）川辺川・阿蘇山直轄砂防施行区域は国土交通省

（イ）その他区域は県

オ 地すべり・急傾斜 県

カ 水道 町（水道事業者及び水道用水供給事業者）

キ 下水道

（ア）流域下水道施設は県

（イ）公共下水道及び都市下水路は市町村

ク 集落排水施設 市町村

（2）人員資機材の確保

応急工事を実施するに当たり、実施機関のみの人員、資機材で不足する場合は、人員については、本章第23節 労務供給及び本章第24節 民間団体活用の定めるところによって、人員の確保を図るものとする。

2. 農地及び農業用施設等

農地及び農業用施設等が被災し、農業生産の維持及び経営の安定に重大な支障を及ぼすもので、緊急やむをえず応急工事を実施しなければならない場合は、次により行うものとする。

(1) 実施機関

ア 農地、農業用施設及び農林水産業協同利用施設の応急工事は、農家や漁業協同組合等の所有、又は管理に属する施設等について、それぞれの実施責任者を有する者が行うものとするが、これらの実施責任者において実施が困難な場合は、町長が行うものとする。

3. 学校施設

(1) 公立学校における対策

町教育委員会は、学校施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図ることができるよう、あらかじめ被災時の対応マニュアル等を整理しておくものとする。

また、避難場所に学校施設を提供することにより、長期間授業を行う場として学校が使用できない場合の対応についても検討するものとする。

ア 被害箇所及び危険箇所の応急処理

被害箇所及び危険箇所は、早急に処理し、正常な教育活動の実施を図るものとする。

イ 公立学校の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用するものとする。

ウ 仮設校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて、授業の早期再開を図るものとする。

エ 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して、授業の早期再開を図るものとする。

オ 学校施設の復旧

学校施設の災害復旧に関する事業を活用して、早期に施設の復旧を図るものとする。

その際、早期に被災した学校施設等の復旧工事等に着手するとともに、被災した学校からのニーズを的確に把握し、迅速な復旧を行うものとする。

4. その他の公共施設

多数の者が出入りする施設や災害対応において重要な役割がある施設については、管理者との連携体制の構築や、状況に応じた工法の見直し等により、早期の復旧を図るものとする。

第31節 農林水産応急対策（農林水産課）【新規】

災害による農林水産業被害の拡大を防止するため次のとおり応急対策を実施するものとする。

1. 農業

異常気象により、水稻、果樹、野菜等の農作物に被害が発生した場合、被害の拡大防止と早期復旧を図るため、県出先機関、町、農業協同組合及びその他の関係機関と連絡を密にして被害農業者に対し、応急対策及び復旧対策について指導するものとする。

また、被災発生のおそれがある場合についても被害の未然防止対策について指導するものとする。なお、個別の対策については、資料編のとおりである。

2. 林業

異常気象により、造林地、ほだ場、苗畑等に被害が発生した場合は、その拡大防止と早期復旧を図るため、被災林業者に対し、応急措置及び復旧対策について技術等の指導を行う。

また、被害の発生するおそれがある場合についても、被害の未然防止対策について指導する。

これらの措置を迅速かつ確実に行うため、県出先機関、町、森林組合及びその他の関係機関と連絡を密にして当たるものとする。

さらに、現場の状況に即した設計・積算に努めるとともに、建設業協会等との意見交換を通じて施工体制の確保を図り、復旧事業の計画的な整備を推進するものとする。

3. 水産業

台風等により、養殖場、漁船漁業等に被害発生が予想される場合には、関係町、漁業協同組合及びその他の関係機関と迅速に情報交換を行い、被害の発生を未然に防止するよう指導するものとする。

また、被害が発生した場合、早急に関係機関とともに応急対策及び復旧対策に当たるものとする。

第32節 建築物・宅地等応急対策（建設課）

大規模災害による被災建築物・宅地等について、二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、石綿対策体制や、損壊家屋の解体の実施体制の整備を図るものとする。

1. 被災建築物への対応

- (1) 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

2. 被災宅地への対応

- (1) 町は、被災宅地危険度判定士による判定の結果、危険度が高いと判断された被災宅地について、二次災害防止対策を適切に行うものとする。特に、大規模災害時においては、被災状況に鑑み、国及び関係機関と連携して早期の復旧に努めるとともに、各種制度の手続等について市町村間における情報共有を図るものとする。
- (2) 町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第 4 章

各 別 計 画

第1節 地震・津波災害対策計画（各課・各関係機関）

1. 目的

この計画は、芦北町の町民生活の各分野にわたり、重大な影響を及ぼすおそれのある地震・津波災害に対処するため、基本法第42条の規定に基づき、本町における防災に関し、県、隣接市町及び各防災関係機関を通じて、必要な体制を確立するとともに、地震・津波災害対策を総合的、かつ、計画的に推進することにより、町民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護することを目的とする。

2. 計画の性格及び基本方針

（1）計画の性格

ア この計画は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災及び平成23年3月に発生した東日本大震災、さらに同一地域において、震度7の揺れがわずか28時間以内に2度発生した布田川・日奈久断層帯の活動による平成28年熊本地震などの大規模災害を踏まえ、本町における地震及び津波災害の防災上必要となる災害予防、災害応急対策及び災害復旧に係る諸施策について定めるものであり、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成25年法律第87号）第5条第2項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進計画を包含するものである。

イ 策定及び運営に当たっては、国の「防災基本計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」並びに「熊本県地域防災計画」に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する「防災業務計画」及び「南海トラフ地震防災対策推進計画」と密接な連携を図っていくものとする。さらに、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防計画とも十分な調整を図るものとする。

ウ この計画は、地震・津波災害に関して防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで、基本的な大綱を示すものである。

（2）計画の基本方針

この計画は、防災関係機関が必要な体制を確立し、その実施責任を明確にするとともに、総合的、計画的な地震・津波災害対策の整備及び推進を図るものである。

この計画の樹立及び推進に当たっては、次の事項を基本とするものとする。

- ア 自主防災体制の確立
- イ 防災関係機関相互の連携・協力体制の強化
- ウ 男女共同参画の視点からの防災体制の確立
- エ 地震・津波災害対策事業の推進
- オ 関係法令の遵守

3. 防災関係機関の責務

町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を地震・津波災害から保護するため、他の防災関係機関及び地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。

また、この責務を十分に果たすために必要がある時は、他の地方公共団体と相互に協力するように努めるとともに、消防機関等の組織の整備、町内の公共的団体等の防災に関する組織等の充実に努める。

図り、町の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

4. 社会的条件とその変化

地震・津波災害は、地形、地質、地盤等の自然的条件に起因するものと、人口の集中度や建築物の状況等の社会的条件に起因するものとが、同時複合的に発生することが特徴である。

(1) 生活様式の変化

近年の生活様式の変化によって、電気、ガス、水道、下水道、電話等のライフライン施設は、町民生活に欠かせないものとなっており、今後も益々その依存度、重要性が高くなると考えられる。これらの施設の被害は、その復旧に時間を要し、町民生活に大きな支障をもたらす、2次災害の危険性もある。

(2) 交通機関の発達

自動車の増加によって、市街地においては朝夕の交通渋滞が慢性化しており、特に災害発生時の交通混乱によって消火・救助活動の妨げとなり、被害が拡大することが予想される。

また、道路、鉄道、港湾施設等の被害による交通機能のマヒは、物流に重大な影響を及ぼし、町民生活に大きな支障をもたらすことも予想される。

(3) 防災意識の低下及び組織の弱体化

近年の核家族化の進展により地域のコミュニティ活動は停滞し、町民の防災に対する意識も低下傾向にあり、本町の自主防災組織率も、県内で低い状態にある。

さらに、消防団については、サラリーマン団員の増加並びに人口減少による団員の確保、高齢化の問題が起きている。

このような社会的災害要因によって、地震・津波による被害が拡大されるだけでなく、被害も多様化し同時に複合的に発生するものと考えられるが、現状ではこれらの災害要因への対応・対策は決して十分でないため、住民・企業への防災意識の普及啓発に努めることが必要である。

5. 被害想定

(1) 地震及び津波の被害想定

平成23年3月に発生した東日本大震災は、観測史上最大のマグニチュード9.0という巨大な地震と津波により、広域かつ大規模な被害が発生するという未曾有の災害をもたらした。これを踏まえて県では、近年の新しい科学的知見等を用い、県内で起こりうる最大クラスの地震及び津波の規模を推計し、各種被害の全体像の把握を行い、町や各関係機関が迅速かつ的確に対応できる防災体制づくりの基礎資料とする目的で、被害の推計を行ったところであり、ここでは(2)に掲げる条件の下で被害の概略値を求めたものである。

(2) 地震・津波被害想定調査の前提条件

県の調査で実施する地震動解析、津波解析、被害想定の内容や特徴は、以下のとおりである。

ア 地震動解析

国が設定している各地震の断層諸元と、既存のボーリングデータや広域の地質図等から作成した地盤構造モデルを用いて、地震動解析を行った。

イ 津波解析

国が設定している各地震の断層諸元と、海域及び陸域の地形モデルを用いて解析を行った。

ウ 被害想定

下表に示す項目について、対象地震ごとに被害想定を実施した。

項 目		調査対象区分	
		地 震	津 波
1. 建物被害	1.1. 液状化	●	
	1.2. 揺れ	●	
	1.3. 急傾斜地崩壊	●	
	1.4. 津波		○
	1.5. 地震火災	●	
2. 人的被害	2.1. 揺れ	●	
	2.2. 急傾斜地崩壊	●	
	2.3. 津波		○
	2.4. 地震火災	●	
3. ライフライン被害	3.1. 水道	●	○
	3.2. 下水道	●	○
	3.3. 電力施設	●	○
	3.4. 電話・通信施設	●	○
	3.5. ガス（都市ガス）	●	○
	3.6. ガス（L P ガス）	●	
	3.7. 家庭ごみ・粗大ごみ発生量	●	
4. 交通・輸送施設被害	4.1. 道路（高速道路、一般道路）	●	○
	4.2. 鉄道	●	○
	4.3. 空港（※定住的評価）	●	
	4.4. 漁港・港湾	●	
5. 生活支援等	5.1. 避難生活者	●	○
	5.2. 帰宅困難者	●	
6. 災害廃棄物	6.1. 災害廃棄物（瓦礫）の発生	●	○
7. その他の被害	7.1. 避難行動要支援者の被災	●	○
	7.2. 危険物・コンビナート施設被害	●	○
	7.3. 避難施設被害	●	○

エ 想定シーン

建物及び人的被害のうち地震火災は時間帯等の影響を受けることから、以下のシーンを設定した。

（ア）発生の季節：冬季

（イ）発生時刻：夜（午前5時）：多くの人が自宅で就寝中に被災。家屋倒壊による人的被害の危険性が高い。

夕方（午後6時）：火気使用が最も高い時間帯。

(ウ) 風速設定 : 火災は通常時として冬の「日平均の風速値」である 3 m/秒を、強風時として冬の「月最大風速の平均値」である 11 m/秒の 2 パターンを設定(※)。

(※) 風速データ : 熊本地方気象台の観測記録 (平成21~23年) を採用

オ 県内の主要活断層帯

活断層帯名	予想地震規模 (マグニチュード)	相対的評価	30年以内に地震が発生 する確率
布田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2程度以上	Xランク ※1	不明
布田川断層帯 (宇土区間)	7.0程度	Xランク ※1	不明
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0程度	Zランク ※2	
日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3程度	S*ランク ※2	
日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5程度	S*ランク ※2	
日奈久断層帯 (高野-白旗区間)	6.8程度	Xランク ※1	不明
緑川断層帯			
出水断層帯			
人吉盆地南縁断層		A*ランク ※2	
万年山一崩平山断層帯	7.3程度	Zランク ※2	

※1 断層帯の平均活動間隔が判明していない等の理由により、地震発生確率を求めることができないもの。

※2 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率(※3)が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

※3 最新活動（地震発生）時期から評価時点までの経過時間を、平均活動間隔で割った値。最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均活動間隔に達すると1.0となる。

[出典：主要活断層の長期評価結果一覧（2025年1月1日での算定）【都道府県別】（地震調査研究推進本部地震調査委員会）]

カ 本町における最大地震規模・津波高の想定

本町へ津波の影響が想定される地震は、「布田川・日奈久断層帯」、「雲仙断層群」、「南海

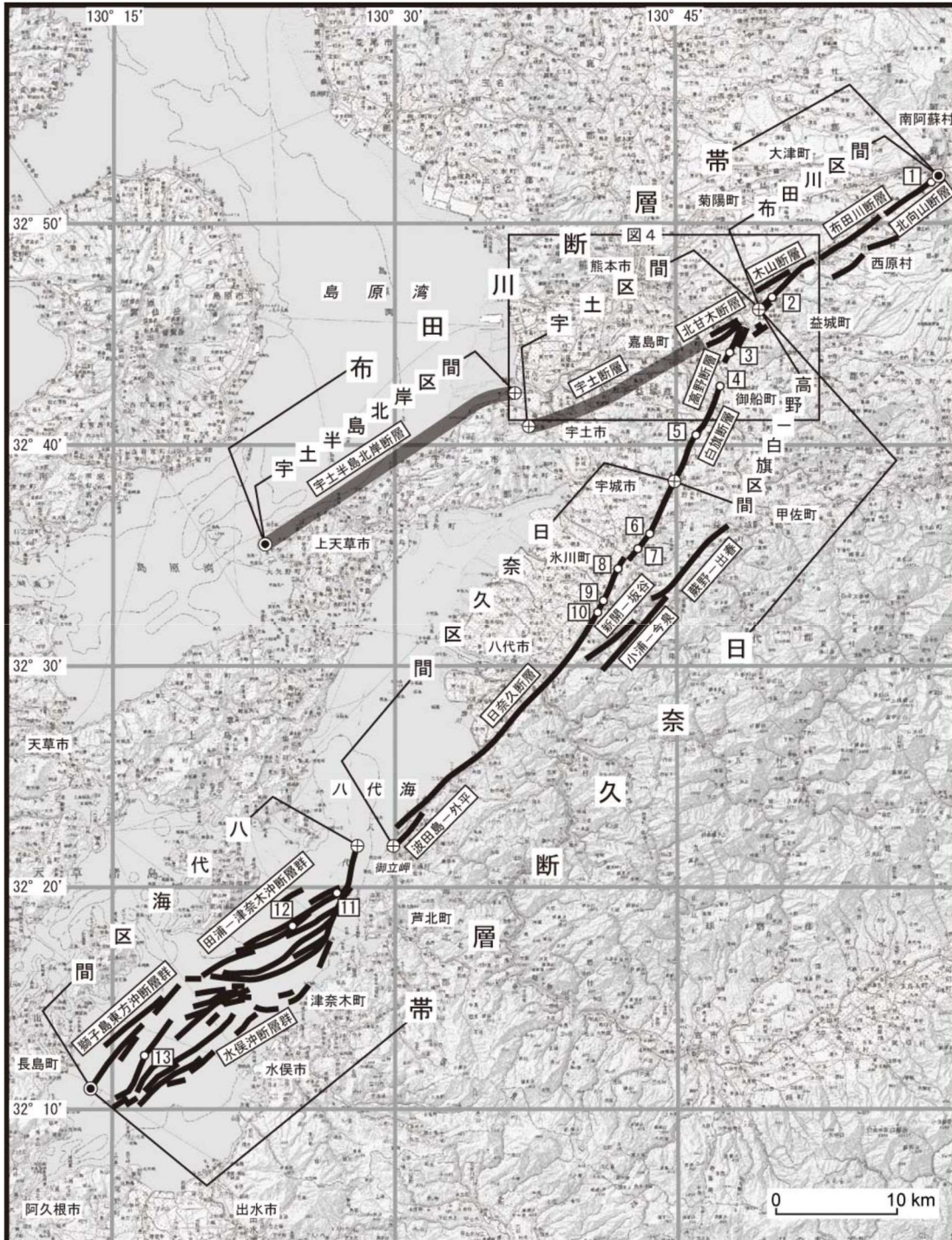
トラフ」等で、最大想定震度は7と想定されている。

また、これらの地震が発生した場合に想定される最大津波高※はいずれも2.8m (TP) で、津波波高※は1.0mとなっている。

※津波高：基準面から波の最頂部までの高さ

津波波高：海岸ごとの朔望平均満潮位から波の最頂部までの高さ

布田川断層帯・日奈久断層帯の活断層位置と調査地点



- 1 : 白川左岸地点 2 : 田中地点 3 : 高木地点 4 : 白旗地点 5 : 鰐瀬地点 6 : 南小野地点
 7 : 南部田地点 8 : 高塚B地点 9 : 腹巻田地点 10 : 梶地点 11 : 八代海白神岩地点
 12 : 八代海津奈木沖地点 13 : 八代海南西部海底地点

● : 断層帯の北東端と南西端 ○ : 活動区間の境界

活断層の位置は活断層研究会編 (1991)、熊本県 (1998b)、池田ほか (2001)、中田ほか

(2001)、産業技術総合研究所・地域地盤環境研究所・東海大学 (2011) 及び地震調査研究推進本部地震調査委員会長期評価部会活断層分科会による重力異常・地質構造の検討結果に基づく。基図は国土地理院発行数値地図200000 (地図画像)「熊本」「八代」を使用。網掛線は、重力異常、ボーリングや音波探査により位置が特定された活断層

(3) 被害想定結果

この調査により想定された熊本県内の被害は、次のとおりである。

項目		布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型 (注5)	別府・万年山断層帯 (注5)	人吉盆地南縁断層	出水断層帯	雲仙断層群 南東部単独	南海トラフ 最大値			
(注1)		(注5)	(注5)							
想定地震	地震の規模 及びタイプ等	規模 タイプ 県内の最大想定震度	マグニチュード7.9 活断層 震度7	マグニチュード7.3 活断層 震度6強	マグニチュード7.1 活断層 震度7	マグニチュード7.0 活断層 震度6強	マグニチュード7.1 活断層 震度6弱	マグニチュード9.0 プレート型 震度6弱		
	津波	津波高 (TP.m)	3.4 TP.m	対象外 (注2)	対象外 (注2)	対象外 (注2)	3.5 TP.m	3.8 TP.m		
		津波波高 (m)	1.2 m	対象外 (注2)	対象外 (注2)	対象外 (注2)	1.4 m	2.0 m		
物的被害	建物被害 (一般建物)	全壊棟数	計	28,000 棟	410 棟	5,400 棟	560 棟	11,500 棟	18,900 棟	
			液状化	3,600 棟	230 棟	780 棟	480 棟	1,100 棟	3,300 棟	
			揺れ	11,700 棟	160 棟	4,300 棟	50 棟	10 棟	20 棟	
			急傾斜地崩壊	250 棟	10 棟	20 棟	10 棟	－ 棟	30 棟	
			津波	12,400 棟	対象外 (注2) 棟	対象外 (注2) 棟	対象外 (注2) 棟	10,300 棟	15,500 棟	
			地震火災	120 棟	10 棟	270 棟	10 棟	－ 棟	50 棟	
		半壊数	計	82,300 棟	1,400 棟	11,400 棟	1,200 棟	40,900 棟	55,900 棟	
			液状化	5,300 棟	350 棟	1,200 棟	720 棟	1,700 棟	5,000 棟	
			揺れ	37,500 棟	1,000 棟	10,200 棟	430 棟	470 棟	3,200 棟	
			急傾斜地崩壊	540 棟	30 棟	30 棟	10 棟	－ 棟	70 棟	
			津波	39,000 棟	対象外 (注2) 棟	対象外 (注2) 棟	対象外 (注2) 棟	38,700 棟	47,600 棟	
		建物被害 (避難施設)	全壊棟数	20 棟	－ 棟	－ 棟	－ 棟	10 棟	20 棟	
			半壊棟数	100 棟	－ 棟	10 棟	－ 棟	70 棟	100 棟	
		交通・輸 送施設	道路	大被害 (落橋・倒壊)	50 橋	10 橋	40 橋	－ 橋	－ 橋	－ 橋
	中小被害 (亀裂・損傷)			110 橋	10 橋	70 橋	－ 橋	－ 橋	－ 橋	
	浸水道路延長			1,000 km	0 km	0 km	0 km	930 km	1,100 km	
	鉄道		大被害 (落橋・倒壊)	10 橋	－ 橋	－ 橋	－ 橋	－ 橋	－ 橋	
			中小被害 (亀裂・損傷)	40 橋	－ 橋	－ 橋	－ 橋	－ 橋	－ 橋	
			浸水鉄道延長	20 km	0 km	0 km	0 km	20 km	30 km	
	漁港・港湾		(漁港)被害岸壁数	540 岸壁	－ 岸壁	－ 岸壁	40 岸壁	40 岸壁	未算出 (注3) 岸壁	
			(港湾)被害岸壁数	280 岸壁	－ 岸壁	－ 岸壁	30 岸壁	20 岸壁	未算出 (注3) 岸壁	
	ライフ ライン		上水道	断水人口 (発災直後)	789,800 人	16,000 人	50,400 人	9,700 人	16,400 人	未算出 (注3) 人
				浸水施設数	30 施設	0 施設	0 施設	0 施設	20 施設	30 施設
		下水道	支障人口	28,200 人	550 人	3,100 人	250 人	2,100 人	15,200 人	
			浸水施設数	20 施設	0 施設	0 施設	0 施設	20 施設	20 施設	
		電力	停電軒数	61,500 軒	810 軒	7,700 軒	790 軒	23,700 軒	37,600 軒	
			浸水施設数	－ 施設	0 施設	0 施設	0 施設	－ 施設	－ 施設	
		電話・通信	不通回線数	1,100 本	20 本	300 本	20 本	430 本	700 本	
			浸水施設数	20 施設	0 施設	0 施設	0 施設	10 施設	20 施設	
		都市ガス	供給停止戸数	25,100 戸	－ 戸	－ 戸	－ 戸	－ 戸	－ 戸	
			浸水施設数	－ 施設	0 施設	0 施設	0 施設	－ 施設	－ 施設	
	LPガス	供給停止戸数	1,800 戸	40 戸	200 戸	－ 戸	10 戸	40 戸		
	災害廃棄物の発生量		5,502,100 t	82,200 t	620,300 t	74,900 t	2,562,200 t	3,755,300 t		
	危険物・ コンビナート施設	被災施設数	－ 施設	－ 施設	－ 施設	－ 施設	－ 施設	－ 施設	－ 施設	
		浸水施設数	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	0 施設	
	人的被害	死者数	計	計	960 人	10 人	300 人	－ 人	110 人	120 人
揺れ				730 人	10 人	280 人	－ 人	－ 人	－ 人	
急傾斜地崩壊				20 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人	
津波				140 人	対象外 (注2) 人	対象外 (注2) 人	対象外 (注2) 人	110 人	120 人	
地震火災				70 人	－ 人	20 人	－ 人	－ 人	－ 人	
重傷者数			計	4,700 人	60 人	750 人	10 人	1,300 人	1,800 人	
			揺れ	3,200 人	60 人	740 人	10 人	－ 人	－ 人	
			急傾斜地崩壊	20 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人	
			津波	1,500 人	対象外 (注2) 人	対象外 (注2) 人	対象外 (注2) 人	1,300 人	1,800 人	
			地震火災	10 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人	
負傷者数		計	計	22,700 人	380 人	2,900 人	70 人	3,500 人	5,700 人	
			揺れ	19,200 人	380 人	2,900 人	70 人	240 人	1,300 人	
			急傾斜地崩壊	30 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人	
			津波	3,500 人	対象外 (注2) 人	対象外 (注2) 人	対象外 (注2) 人	3,200 人	4,400 人	
			地震火災	20 人	－ 人	10 人	－ 人	－ 人	－ 人	
災害時要援護者の死者数 (注4)		420 人	10 人	140 人	－ 人	50 人	50 人			
避難者数		避難生活者数	156,000 人	3,400 人	15,100 人	2,300 人	11,000 人	17,300 人		
		疎開者数	84,000 人	1,800 人	8,100 人	1,200 人	5,900 人	9,300 人		
帰宅困難者数		90,700 人	24,400 人	9,800 人	1,200 人	5,900 人	90,300 人			

(注1) ここでは、冬の夜(午前5時)、風速11m/秒の際の被害を記載。

(注2) 別府・万年山断層帯、人吉盆地南縁断層、出水断層帯では、津波による被害は想定対象としていない。

(注3) 被害想定に必要な条件が中央防災会議より公表されなかったので算定していない。

(注4) 災害時要援護者の死者数は全体の内数である。

(注5) 布田川・日奈久断層帯 中部・南西部連動型と、別府・万年山断層帯では、項目ごとに被害が最大となるケースの被害数を記載している。

(注6) 地震・津波被害想定は、想定した地震や津波が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したものである。

6 建築物等災害予防

地震・津波による建築物の倒壊等の被害から県民の生命、身体及び財産を保護するために、建築物の耐震改修の促進のための措置を講じるなど、建築物の地震・津波に対する安全性の向上を図る必要がある。

町は、熊本県公共施設整備ガイドラインに基づき、町有施設の耐震化や天井材等の非構造部材の脱落防止対策に取り組むものとする。

特に、町等の防災拠点施設や避難施設（学校含む）については、地震・津波発生後の円滑な救出・救助活動等に資するため、数値目標を設定するなどして当施設の計画的、着実な耐震化に取り組むものとする。

（１）一般建築物等の災害予防に関する啓発等

ア 防災知識の普及

町は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等の普及活動を行う。

イ 落下物による危険防止

町は、建築物の屋根ふき材、外装材、つり天井、窓ガラス、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。

ウ ブロック塀等の倒壊防止

町は、ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

エ 家具等の転倒防止対策

町は、住宅、事務所等の建築物内の本棚、食器棚等の転倒又は棚の上の物の落下等による被害を防止するため、広報誌やパンフレットなどにより、住民に対して家具等の転倒防止の普及啓発を行う。

（２）宅地の災害予防対策

町は、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。また、町は液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表する。

7. 防災知識普及計画

（１）計画の方針

地震・津波による災害を最小限に食い止めるためには、町、県等の防災関係機関による災害対策の推進はもとより、町民一人ひとりが日頃から地震・津波災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。

このため、町、県等の防災関係機関は、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針（平成18年4月21日中央防災会議決定）」を踏まえ、自らの職員及び住民に対し、地震・津波災害に関する正しい知識や災害予防及び災害応急措置等の防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚を図るものとする。

なお、防災知識の普及は災害予防及び災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれ普及を要する事項について単独又は共同して行うものとする。

また、町は、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、地震・津波災害と防災に関する町民の理解向上に努めるものとする。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、高齢者・障がい者・外国人・乳幼児・妊産婦等要配慮者への対応や男女双方の視点等を踏まえながら防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

(2) 住民に対する防災知識の普及

町は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本について、一般住民が自覚を持ち、防災意識の高揚が図られるよう、次により地震・津波に関する防災知識の普及徹底を図るものとする。

特に、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、津波警報や避難指示（緊急）等の意味・内容の啓発活動等を住民等に対して行うものとする。また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

さらに、津波に関する想定や予測が不確実であることを踏まえ、住民等が津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動をとることができるよう、防災教育などを通じて関係主体による危機意識の共有・リスクコミュニケーションに努め、津波想定の数値等の正確な理解の促進を図るものとする。

ア 普及の内容

(ア) 地震及び津波に関する一般的知識

(イ) 過去の主な被害事例

(ウ) 地震・津波災害対策の現状

(エ) 地震・津波被害想定調査結果

(オ) 平時の心得（日頃の準備）

- ・住宅の点検（住宅の耐震化・不燃化、ブロック塀補強等）
- ・屋内の整理点検（家具転倒防止等）
- ・火災の防止
- ・応急救護
- ・3日分の（推奨1週間）の食料（食物アレルギー対応食品等含む。）、飲料水、携帯トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄
- ・寝所位置等の確認（斜面崩壊対策等）
- ・防災行政無線戸別受信機等のスイッチ立ち上げ
- ・指定緊急避難場所、指定避難所、避難路の確認
- ・緊急連絡先の確認
- ・家族間等による安否の確認方法
- ・非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、マイナンバーカード・おくすり手帳（コピーでも可）等）の準備
- ・避難所生活のマナーとルール

- ・ペットを受入れ可能な避難所
- ・ペットとの同行避難及び避難所での飼養の準備

(カ) 地震発生時の心得

- ・緊急地震速報を覚知した時の対応行動
- ・場所別、状況別の心得
- ・出火防止及び初期消火
- ・避難の心得
- ・自動車運転者のとるべき措置

(キ) 建築物に関する各調査の周知

県及び町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び地震保険損害調査など、住宅等に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い等について、住民に周知するよう努めるものとする。

イ 普及の方法

防災知識の普及に当たっては、報道機関等の協力を得るとともに、防災ハンドブックや体験型学習等様々な手段の活用に努めるものとする。

(ア) 社会教育を通じての普及

幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブ等の活動、PTA、成人学級、社会学級、青年団体、婦人団体等の会合、各種研修会、講習会、幼年消防大会等の機会を活用する。

(イ) 広報媒体等による普及

- ・県広報媒体の利用
- ・パブリシティ活動の展開
- ・映画、ビデオ、スライドの利用
- ・広報車の巡回
- ・講演会、研修会等の開催

(ウ) 防災訓練における普及

講習会への開催等を通じて、地震・津波災害についての認識を強化し、一般住民の各種訓練（消火訓練、避難訓練、総合防災訓練等）の積極的な参加を呼びかけ、体験による知識の普及及び技術の向上への取組みを継続的に実施する。

(3) 学校教育における防災知識の普及

第2章第9節 防災知識普及及び第12節 防災訓練によるものとする。

(4) 防災上重要な施設の管理者等の指導

町及び防災関係機関は、防災上重要な施設の管理者に対し、出火防止、初期消火及び避難誘導等発災時に対処し得る体制の整備を推進するものとする。

ア 避難誘導等防災体制の整備

- イ 地震・津波災害の特性及び過去の主な被害事例
- ウ 危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
- エ 出火防止及び初期消火等の任務分担
- オ 防災業務従事者の安全確保

カ 発災直後、建物の安全が確認できる点検方法の習熟（内閣府「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」、文部科学省「学校施設における天井等落下防止対策のための手引」等参照）

（5）事業所の防災対策の促進

第2章第9節 防災知識普及及び第12節 防災訓練によるものとする。

（6）外国人に対する防災知識の普及

第2章第9節 防災知識普及

（7）災害記録の保存と災害の教訓の伝承

第2章第9節 防災知識普及計画及び第12節 防災訓練によるものとする。

8 津波対策

（1）津波に強いまちづくり

ア 津波に強いまちの形成

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間等を考慮して津波から避難する方策を十分に検討する必要がある。

町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すよう努めるものとする。

町は、津波災害警戒区域の指定のあったときは、町地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

町は、町地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

津波災害警戒区域をその区域に含む町の長は、町地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

町は、津波災害警戒区域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

町は、海岸保全施設等の総合的な整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化等の総合的な取組を進めるものとする。また、町は、河川堤防の整備

等を推進するとともに、水門等の自動化・遠隔操作化や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。

イ 避難関連施設の整備

町は、指定緊急避難場所の整備に当たり、これらを津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。

町は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

町は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図るものとする。また、地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。

9. 自主防災組織整備計画

第2章第11節 自主防災組織等育成によるものとする。

10. 防災訓練計画

第2章第9節 防災知識普及によるものとする。

11. 防災業務施設整備計画

大規模地震・津波時の災害発生 of 未然防止及び被害の拡大を防止するための水防、消防及び救助に必要な通信施設、各種機材器具等の整備、推進に関する計画である。

(1) 防災拠点施設

庁舎（出先機関含む）は、災害応急対策及び災害復旧対策など災害対策の重要な拠点となるため、大規模災害時においてもその機能を維持できるよう施設の非構造部材を含めた耐震化を図る。

また、庁舎、通信設備、非常用電源設備等を定期的に点検するとともに、機能の維持・管理を実施し、必要に応じ施設や機能の充実強化を図るものとする。

なお、防災行政無線等通信手段の機能強化、井戸等による水の確保、非常用電源設備（自立分散型電源設備）の整備促進及び階上への設置等の浸水対策等の停電対策、電源車等による電源の確保を図るとともに、通信設備の基盤や部品、燃料の備蓄・調達体制並びに大規模地震時には各種システムの運用を確保するため、メーカー等の技術者を確保する仕組みを検討しておくものとする。

さらに、大規模な地震発生後も継続して機能を果たせるよう、情報システム等サーバ機器、ロッカー、書架等の転倒防止対策を行うとともに、定期的に確認を行うものとする。

なお、県及び町は、優先的にライフライン等を復旧する必要がある防災拠点について、あらかじめ地域防災計画等に定めるよう努めるものとする。

ア 町庁舎

災害時に災害対策本部が設置される等の町内防災業務の拠点施設である町庁舎については、次のとおり整備を行うものとする。

(ア) 停電時に町庁舎の機能を維持できるよう、芦北町業務継続計画に基づき非常用電源を整備する。

(イ) その他災害時に、町庁舎としての機能を十分に発揮できるよう本庁舎については、建築基準法及び消防法に基づく所要の改修を行う。

(2) 町の通信設備

町は、災害時に速やかに、確実な情報を住民に伝達するため、防災行政無線システムの適正な維持管理に努める。

12. 災害備蓄物資・資機材整備計画

大規模地震災害発生に際し、罹災者の応急救助対策を迅速かつ的確に実施するため、救助物資等の備蓄を行う。

(1) 食糧等の備蓄

第3章第15節 食糧調達・供給によるものとする。

(2) 備蓄物資の点検及び整備

第3章第18節 救援物資要請・受入・配分によるものとする。

(3) 食糧・生活必需品に関する供給方針

第3章第17節 生活必需品供給によるものとする。

13. 海岸対策

大規模地震発生後、近距離を震源とする地震では、津波予警報や避難指示等の情報伝達が間に合わないことが考えられる。このため、津波被害を防ぐには海岸施設の補強などハード面並びに住民避難対策の策定、危険箇所監視体制の整備、津波に備えたハザードマップの作成等が必要である。

(1) 海岸概況

本県の海岸線は、有明海に面する海岸、八代海に面する海岸及び天草西海岸からなり、その総延長は1,084km余で、「海岸法」に基づき、国土交通、農林水産の各省庁所管ごとに維持管理されている。

海岸には干潟や砂浜、岩礁、深く切り立った入江等があり、その背後には集落が形成され、多くの人々が生活を営んでいる。

(2) 海岸保全施設等の整備

海岸保全施設は国土の保全はもとより、町民の生命、財産を守る根幹であり、町は、海岸堤防・防潮堤、防潮水門等の海岸保全施設、防波堤等の港湾施設及び漁港施設、河川堤防等の河川管理施設、海岸防災林の整備に努めるものとする。

港湾については、近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。また、関係者で協働した気候変動適応策の計画的な実施を推進する。

(3) 海岸保全施設の改良補強計画

町は、従来から海岸保全施設の整備を推進してきたところであるが、阪神・淡路大震災及び東日本大震災の教訓等、さらには「地震・津波被害想定調査」の結果を踏まえ、施設の地震津波に対する危険性を調査し、危険性が高いと判断される地区については、耐震性の必要性を考慮しながら順次整備を図っていくものとする。

(4) 防災業務に従事する者の安全確保

海岸保全施設管理者は、地震発生時の津波襲来に備え、多数の水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順や管理方法（緊急点検及び巡視）等について、あらかじめ定めしておくものとする。なお、海岸保全施設の整備に当たっては、行政職員、消防団員など、防災業務に従事する者の安全確保の観点等から、水門、陸閘等のうち必要なものについては、自動化・遠隔操作化等の整備を順次進めるものとする。

(5) 海面監視体制

ア 海面監視体制の整備

町は、海岸付近で震度4以上の揺れを感じた場合、又は津波警報や津波注意報が発表された場合、直ちに海面監視を行えるようあらかじめ海面監視場所の設定、監視担当者の選任等海面監視者の安全を考慮した海面監視体制の整備に努める。

イ 情報伝達体制の確立

町は、住民に対して津波に関する情報を伝達する手段として、全国瞬時警報システム（J-ARERT）の活用とともに、防災行政無線、サイレン、携帯電話への一斉メール（防災情報メールサービス、緊急速報メール等）、芦北町公式アプリ等複数の伝達手段を確保し、重層化を図るものとする。

情報伝達の際は、高齢者、障がい者等の要配慮者等に配慮するものとする。

また、強い揺れを伴わないいわゆる「津波地震」や「遠地地震」に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令の伝達体制を整えるものとする。

なお、津波に対して迅速な退避行動がとれるよう住民に対して、避難経路及び避難場所の周知をしておくものとし、漁港内の漁船等に対しては、素早く港外に避難するよう漁業無線局から呼びかけるものとする。

14. 火災予防

大規模地震発生時には、火源や着火物の転倒等により広域にわたって同時に火災が発生し、大規模な火災となって延焼し、火災による被害が地震そのものによる被害を大きく上回る可能性もあることから、町、消防本部及び県は火災予防の徹底に努める。

(1) 消防計画の整備

地震発生時の同時多発火災に備え、消防機関ではその実情に応じて災害応急活動体制がとれるよう消防計画及び消防力の整備を行うものとする。

また、地震時における消火栓等の使用不能に備えて、計画的に耐震性貯水槽等の整備を図り、

消防に必要な水利施設の確保を図るものとする。

(2) 広域応援体制の整備

町、消防本部は、隣接市町、隣接消防本部等との消防相互応援協定に基づき、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

(3) 緊急消防援助隊の充実強化

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、知事が消防庁長官に緊急消防援助隊等の消防広域応援を要請する際の手続き等について、適宜マニュアル化の見直しを行うなど、町、県、消防本部間で、応援を受ける場合を想定した計画の充実を図る。

さらに、町、県、消防本部は、緊急消防援助隊の充実強化を図るとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

(4) 建築物等災害予防計画

地震・津波による建築物の倒壊等の被害から町民の生命、身体及び財産を保護するために、建築物の耐震改修の促進のための措置を講じるなど、建築物の地震・津波に対する安全性の向上を図る必要がある。

町は、熊本県公共施設整備ガイドラインに基づき、町有施設の耐震化や天井材等の非構造部の脱落防止対策に取り組むものとする。

特に、町、県等の防災拠点施設や避難施設（学校含む）については、地震・津波発生後の円滑な救出・救助活動等に資するため、当施設の計画的、着実な耐震化に取り組むものとする。

15 危険物等災害予防

危険物施設等は、取り扱う物質の性質上、大規模地震・津波発生時において、火災が発生した場合には、燃焼の速さ等から周囲に及ぼす影響が非常に大きく、多大の被害を生じるおそれがある。

地震・津波に伴う危険物、高圧ガス、火薬類等による人命、建築物等の災害を予防するため、施設の整備その他の対策を講じる必要がある。

(1) 危険物に係る予防対策

町及び消防機関は、消防法及び関係法令に基づき、次のとおり危険物施設の所有者、管理者等への指導を行うものとする。消防機関にあつては、立入検査等の機会を利用して、危険物施設における防災対策を指導するものとする。

また、危険物施設の所有者、管理者は、災害対策に万全を期するよう努めなければならない。

ア 最大クラスの津波を含む津波の被害を軽減するための対策の強化

イ 施設の耐震化の推進

ウ 地震・津波に関する防災教育、防災訓練の実施

エ 自主防災体制の確立

オ 防災資機材の整備

16. 給水確保

(1) 水道施設の耐震化

ア 水道事業者等は、具体的な目標を定めて、水道施設の耐震性の計画的な強化に努めるもの

とする。

イ 水道事業者等は、緊急時に応急給水用の水の確保ができるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置等を計画的に推進するよう努めるものとする。

ウ 水道事業者等は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を講ずるものとする。

(2) 災害時応急体制の整備

ア 水道事業者等は、応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成するものとする。

イ 水道事業者等は、町の防災担当部局と協力し、災害時の情報伝達手段を整備するものとする。

ウ 水道事業者等は、応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備するものとする。

エ 水道事業者等は、消防水利の多様化促進、緊急輸送手段の確保等について平常時から関係機関との協議、調整を行うものとする。

(3) 災害復旧訓練

水道事業者等は、大規模地震・津波発生を前提とした初動体制から災害対策本部機能確立までの総合的な訓練や水道施設等の応急復旧訓練を実施するものとする。

(4) 重要施設に関する情報共有

水道事業者等は、町と連携し、災害拠点病院、警察署、消防署、行政庁舎など社会的に重要性が高い公共施設等についての情報共有を行い、円滑な応急給水体制を構築するものとする。

(5) 住民による飲料水の確保

水道事業者等は、町の防災担当部局と協力し、2～3日分の飲料水の備蓄や給水装置、受水槽の耐震化の推進等について、住民が自主的に取り組むよう啓発に努めるものとする。

(6) 飲料水以外の生活用水の確保

町は、地下水採取者の協力を得て、断水時に地域住民の生活用水を確保する体制の整備に努めるものとする。

17. 避難収容

(1) 緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定

ア 緊急避難場所及び避難所

(ア) 緊急避難場所及び避難所（広域避難場所も含む）の整備計画

町は、大規模な地震・津波の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する大火から避難者の生命・身体を保護するために必要な規模・構造を有する緊急避難場所及び避難所の整備計画を検討するものとする。

(イ) 地震災害用の指定緊急避難場所及び指定避難所の選定

第2章第10節 避難収容対策（緊急避難場所、避難所、避難路の整備及び選定）によるものとする。

(ウ) 津波発生時に使用可能な避難場所の選定

沿岸部では、津波発生時に避難場所として使用可能なできるだけ高い建築物や高台などの指定緊急避難場所の選定・整備に努める。

また、民間等の高い建築物についても、いざという時に確実に避難できるような体制構築に努めるものとする。

なお、選定・整備した指定緊急避難場所等については、津波ハザードマップの活用や誘導標識等の設置、津波避難訓練の実施などにより、住民に周知を図るものとする。

※各地区の指定緊急避難場所及び指定避難所は、別紙第4「指定緊急避難所一覧表」、別紙第5「指定避難所一覧表」のとおりである。

イ 避難路

(ア) 地震・津波発生時に安全な避難路の選定

町は、指定緊急避難場所及び指定避難所の選定に併せて、地域の状況等に応じた避難路を選定するものとする。

なお、津波発生時には徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車で安全かつ確実に避難できる方策について検討するものとする。

ウ 避難所の環境整備等

第2章第14節 避難収容によるものとする。

(2) 避難指示等の発令基準

第3章第10節 避難収容対策によるものとする。

ア 地震発生時の避難指示等の発令基準

町は、大規模地震発生時に、同時多発の火災が拡大延焼するなど住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認めるときは、当該地域住民に対して避難のための指示を行うものとする。

イ 津波発生時の避難指示等の発令基準

町は、津波警報等が発表されたときは、迅速かつ正確に住民、海水浴客等に伝達するとともに、次の基準に従い避難指示等を発令する。

(ア) 津波注意報

海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れるように呼びかける。

(イ) 大津波警報、津波警報

沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難するように呼びかける。

(3) 緊急避難場所等の周知徹底

町は、大規模地震・津波発生時に的確な避難行動ができるように、平時から住民に対する周知徹底に努めるものとする。

なお、住民に対する周知徹底にあたって、防災マップ（ハザードマップ）の作成配布、誘導標識の設置等を行うものとする。

(4) 避難所運営マニュアルの作成等

第3章第10節 避難収容対策（避難所運営マニュアルの作成等）によるものとする。

(5) 避難所におけるボランティア等の受入れ

町、県は、避難所でのボランティア等の活用が十分に図られるよう、平時から避難所におけるボランティア等の受入方法や役割を明確にしておくものとする。

(6) 応急住宅建設予定場所の選定

第3章第19節 住宅応急対策によるものとする。

(7) 施設の災害予防対策の推進

第2章第1節 公共施設等災害予防によるものとする。

18. 避難行動要支援者等支援

第2章第15節 避難行動要支援者支援によるものとする。

19. 医療保健

大規模な地震・津波災害においては、広域的に多数の傷病者が発生することが予想され、被災地域内で十分な医療が提供されないおそれがある。このため、平時から、町、県及び医療関係機関等は、災害時の医療保健体制の充実を図る。

第3章第14節 医療救護によるものとする。

20. 災害ボランティア計画

大規模地震・津波発生時には、国内外から多くの善意の支援申し入れが寄せられるので、町、県及び関係機関は相互に協力し、ボランティアの受付、調整等の受入体制の整備に努める。

第3章第26節 災害ボランティア連携によるものとする。

21. 災害応急対策

(1) 芦北町災害対策本部等の組織及び編成

本町の地域に大規模な地震・津波が発生し又は発生するおそれがある場合等には、応急対策活動を強力に推進する中心的な組織として、基本法第23条に基づき災害対策本部を設置し、組織及び編成は、「芦北町災害対策本部条例」等の定めるところによる。

(2) 設置基準

第3章第2節 職員配置によるものとする。

(3) 廃止基準

ア 予想された災害の危険が解消したと認められるとき。

イ 災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

22. 職員配置

地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における職員の配置体制、配置方法等について定め、応急措置の円滑な実施を期する。

(1) 組織体制の確立

ア 地震・津波発生に伴う警戒配備は、第3章第2節 職員配置によるものとする。

イ 職員の緊急動員

(ア) 勤務時間外における動員配備

職員は、勤務時間外において、地震を感じたときは、テレビ、ラジオ等により本町の震度及び津波に関する情報を確認し、上記動員配備基準に基づいて、直ちに自主参集するものと

する。

(イ) 自主参集では十分な職員の確保が難しいと予想されるため、災害対策本部要員を中心に職員グループチャットまたは、連絡網により呼出を行うものとする。

(ウ) 職員は、第3章第2節 職員配置の定めるところにより配置につくものとする。

(エ) 職員は、震度5弱以上の地震を観測したときは、情報等の収集に積極的に務め、動員命令を待つことなく登庁し、対策部長の指示により配備体制につくものとする。

(オ) 各班の役割は、第3章第1節 組織(別紙第9「災害対策本部の事務分掌」)に定める役割とする。

ウ 本部会議

本部長は、災害対策本部を設置したときは直ちに本部会議を開催し、応急対策について協議するものとする。

なお、災害対策各部長は、本部会議の決定に基づき、所属部員を指揮して応急措置に万全を期するものとする。

エ 現地本部

地震・津波により被害が発生し、本部長が災害対策上、特に必要と認めるときは現地対策本部を設置するものとする。

オ 津波に対する措置

町内沿岸地域において、津波警報が発表された場合は、次の措置をとるものとする。

(ア) 対策部長の指示により地震発生後30分間は海面状態を監視し、対策本部と連絡を密にして万全の措置をとるものとする。

(イ) ラジオ・テレビ等の予報を聴取する責任者を定め、対応にあたる。

(2) 応援協力体制

大規模地震・津波による災害が発生したときは、直ちに次の措置を講じ、応援協力体制を確立し、災害対策に万全を期するものとする。

県、町の関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。

また、近隣の団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、近隣以外の団体との協定締結も考慮するものとする。

ア 関係機関との相互連絡

国・県及び芦北町防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これらの機関と相互に協力して災害対策に万全を期するものとする。

イ 自衛隊災害派遣要請

大規模地震・津波により緊急に人命救出等の必要があるときは、第3章第4節 自衛隊災害派遣要請の定めるところにより、自衛隊の派遣を要請するものとする。

なお、次の措置により自衛隊との連絡及び協力体制の確立に努めるものとする。

(ア) 有線通信が途絶した場合の通信方法について、あらかじめ関係機関と協議し、無線通信による自衛隊との通信体制の確立を図っておくものとする。

(イ) 派遣部隊の長と随時活動内容等について協議し、協力体制の確立を図るものとする。

ウ 応援・受援体制の整備

県、町、防災関係機関は、応援活動の拠点となる施設の提供、国が作成した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成するものとする。

なお、平時から相互に顔の見える関係を構築するとともに、応援の受け入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえた同マニュアルの継続的な見直しを行うものとする。

(3) 応援要請

応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県、又は他の市町村に対し応援を要請する。

なお、これらの応援においても十分な対応がとれないと判断したときは、知事に緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(4) 通信連絡対策

災害発生時における通信連絡は、第3章第6節 通信施設利用によるものとする。

(5) 災害状況の把握及び広報

ア 災害状況の緊急把握

災害状況の収集は、第3章第7節 情報収集・共有及び被害報告取扱の定めによるものとするが、特に次の措置を講じ、災害状況の把握に努めるものとする。

(ア) 航空機の派遣要請

大規模地震・津波により緊急に災害状況の把握を必要とするときは、県を通じて自衛隊に対し、航空機の派遣を要請するものとする。

(イ) 調査班による調査の実施

大規模地震・津波による災害が発生したときは、直ちに調査班を編成派遣し、目視又はドローン等により被害状況の調査把握を行うものとする。

イ 町民に対する広報

大規模地震・津波時における災害情報の町民に対する広報は、第3章第8節 広報の定めによるものとするが、必要に応じ広報車等により災害情報、災害応急対策及び再地震時の心得等を住民に周知し、被害の軽減と民心の安定を図るものとする。

(6) 避難対策

大規模地震・津波が発生したときの避難対策は第3章第10節 避難収容対策の定めによるものとするが、関係機関は、特に次の措置を講じ、震災時における住民の避難が円滑・適切に行われるよう努めるものとする。

ア 避難の指示

避難の指示の実施責任者は、大規模地震・津波が発生した場合、避難の時機を失しないよう速やかに避難の指示を行うものとする。

イ 避難指示の伝達

避難の指示の実施責任者は、指示を発したときは、時機を失することなく、防災行政無線、携帯電話メールサービス、芦北町公式アプリ、サイレンおよび警鐘、広報車等を用い、又は併用して迅速に地域住民に対し周知を図るものとする。

ウ 避難者の収容

既存の収容施設が被害を受けた場合、被害者が多数のため既存の収容施設に収容できない場合、又は近くに安全な施設がない場合は、野外収容施設を設営するものとする。

エ 避難の指示の解除

原則として、大規模地震・津波注意報及び警報の解除通知を受けた場合とする。

ただし、津波が来襲した場合は、漂流物等の影響により危険な状態が継続するおそれがあるため、注意報及び警報解除後沿岸部を巡回し、危険な状態を脱したと町長が判断した場合とする。

(7) 消火対策

大規模地震における消火対策は、特に次の措置を講じ、その対策に万全を期するものとする。

ア 地震直後直ちに、あらゆる火源の即時消火について一般住民に周知を図るものとする。

イ 大火が予想されるときは、直ちに大火防御の措置を講じ、必要に応じ隣接市町の消防機関に対し応援要請を行うものとする。

ウ 被災地域に危険物等が存在し、特殊火災発生の恐れがある場合は、直ちに特殊火災防止及び地域住民の避難等安全確保の措置を講ずるとともに、必要に応じ関係機関に対し消火に必要な専門技術者の派遣を要請するものとする。

(8) 救出対策

大規模地震・津波における被災者の救出は、第3章第12節 救出の定めによるものとするが、関係機関は、特に次の措置を講じ、被災者の救出に努めるものとする。

ア 自主防災組織等による救出

自主防災組織及び住民は積極的に消防職員及び消防団員並びに警察官に協力し、被災者の救出に努めるものとする。

イ 消防職員、消防団員及び警察官による救出

消防職員、消防団員及び警察官は、相互に連絡協力し、被災者の救出に努めるものとする。

ウ 町職員による救出

町長は、必要に応じ職員による救出班を編成し、救出活動にあたらせるものとする。

エ 自衛隊員による救出

町長は、必要と認めたときは、自衛隊の災害派遣を要請し、被災者の救出に万全を期するものとする。第3章第4節 自衛隊派遣要請によるものとする。

オ 応急教育の実施場所

第3章第28節 文教対策によるものとする。

(9) 緊急避難道路等の確保

大規模地震・津波による災害が発生したとき、又は災害発生の恐れがあるときは、直ちに道路等の状況を調査し、通行不可能の場合は、道路管理者への連絡を行い、避難道路及び援助物資輸送路の確保に努めるものとする。

なお、陸上交通が途絶した場合は、海上交通の確保に努めるものとする。

(10) 被災建築物応急危険度判定

大規模地震、津波により建築物が被災した場合、被災建築物の安全性を確保する第一義的責任を有するのはその建築物の所有者であるが、災害によって多くの建築物が被害を受けた場合、被災建築物の所有者若しくは居住者が被災建築物の安全性を判定することは容易ではない。その結

果、余震や同規模地震の連続発生等で倒壊する可能性の高い建築物が、放置されたりあるいは継続的に使用され続けることは、多くの町民が二次災害の危険にさらされるということになる。

こうした二次災害の危険を回避するため、被災後の緊急対策として、被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。判定士とは、災害により被害を受けた建築物による二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定（以下「危険度判定」という。）を行う者として知事等の認定を受けた者をいう。）の協力を得て、被災建築物の危険度判定を行う。

ア 危険度判定

災害対策本部長は、災害対策本部が設置される規模の地震発生後、被害状況の現状把握を行い、必要に応じて危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を立ち上げ、「熊本県被災建築物応急危険度判定要項」に基づき、危険度判定を実施する。

（ア）危険度判定の実施の決定

災害対策本部長は、危険度判定の実施を決定したとき熊本県災害対策本部長に対し連絡するとともに、必要に応じて判定士や判定資機材等の支援要請を行う。

（イ）危険度判定実施本部の設置

建設対策部内に実施本部を設置する。実施本部長は建設課長とする。

（ウ）危険度判定実施計画の作成

実施本部長は、建築物の被害状況、被災地の状況等に基づき、危険度判定実施計画（以下「判定実施計画」という。）を作成し、災害対策本部を通じて町民へ周知する。

周知を行う際、この判定は、人命の安全を確保するため緊急に建築物の危険度を判定する作業であり、罹災証明のためではないことを正確に伝えることに留意する。

（エ）危険度判定の対象物

危険度判定の対象物は主に民間の建築物とし、被災建築物の被害状況や用途及び構造・規模等により危険度判定実施の優先順位を決定する。

（オ）危険度判定の期間

危険度判定は災害発生後速やかに実施し、早期の完了に努める。

（カ）危険度判定の方法

危険度判定は主として外観目視により、建築物及び建築物の部分沈下、傾斜、破壊の程度等を調査する。

（キ）危険度判定の実施

危険度判定は、判定士業務マニュアルに基づき、危険（赤）、要注意（黄）、調査済（緑）の所定のステッカーを建築物の出入口などの認識しやすい場所に貼付することにより行う。

イ 危険度判定資機材の備蓄

災害対策本部長は、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

（11）被災宅地危険度判定

大地震によって民間の宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合であっても、余震による二次災害の軽減と防止、あるいは住民の安全を確保することを目的として、被災宅地危険度判定士（以下、「宅地判定士」という。）宅地判定士とは、被災宅地危険度判定連絡協議会又は都道府県知事が実施する養成講習会を受講し、認定登録を受けた土木、建築等の技術者をいい、宅地判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、被災宅地危険度判定（以下、「宅地危険度

判定」という。)を実施する。

ア 宅地危険度判定

災害対策本部長は、災害対策本部が設置される規模の地震災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被害程度の現状把握を行い、必要に応じて被災宅地危険度判定連絡協議会策定の「被災宅地危険度判定実施マニュアル」(以下、「実施マニュアル」という。)に基づき、宅地危険度判定を実施する。

(ア) 宅地危険度判定の実施の決定

災害対策本部長は、宅地危険度判定の実施を決定したとき熊本県災害対策本部長に対し連絡するとともに、必要に応じて宅地判定士や判定資機材等の支援要請を行う。

(イ) 宅地危険度判定実施本部の設置

建設対策部内に被災宅地危険度判定実施本部(以下「宅地判定実施本部」という。)を設置する。宅地判定実施本部長は建設課長とする。

(ウ) 宅地危険度判定実施計画の作成

宅地判定実施本部長は、宅地被害状況、被災地の状況等に基づき、宅地危険度判定実施計画を作成し、災害対策本部を通じて町民へ周知する。

(エ) 宅地危険度判定の対象物

擁壁、宅盤、切土、盛土、のり面及び自然斜面、その他

(オ) 宅地危険度判定の期間

発生後、速やかに実施し、早期の完了に努める。

(カ) 宅地危険度判定の方法

宅地危険度判定は主として、目視及び簡便な計測により行う。

(キ) 宅地危険度判定の実施

宅地危険度判定は、実施マニュアルに基づき、大(危険宅地)、中(要注意宅地)、小(調査済み宅地)で行う。

(ク) 宅地危険度判定結果の周知、協力依頼

災害対策本部長は、判定の結果を現地に表示するとともに、報道機関等を通じて町民に周知する。

また、判定を受けた宅地の所有者等に対し、必要に応じて適切な措置を講ずるよう協力要請あるいは宅地造成等規制法に基づく勧告等の法手続きを行う。特に緊急を要する場合は、避難指示、応急措置等を行う。

イ 宅地危険度判定資機材の備蓄

災害対策本部長は、実施マニュアルに基づき、宅地危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

23. 防災関係機関等における業務継続計画

第2章第18節 防災関係機関等における業務継続計画によるものとする。

24. 受援計画

第2章第19節 受援計画によるものとする。

25. 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応

南海トラフ沿いの地域においては、地震調査研究推進本部地震調査委員会の長期評価によるとマグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は60%～90%程度（令和7年1月1日）とされている。

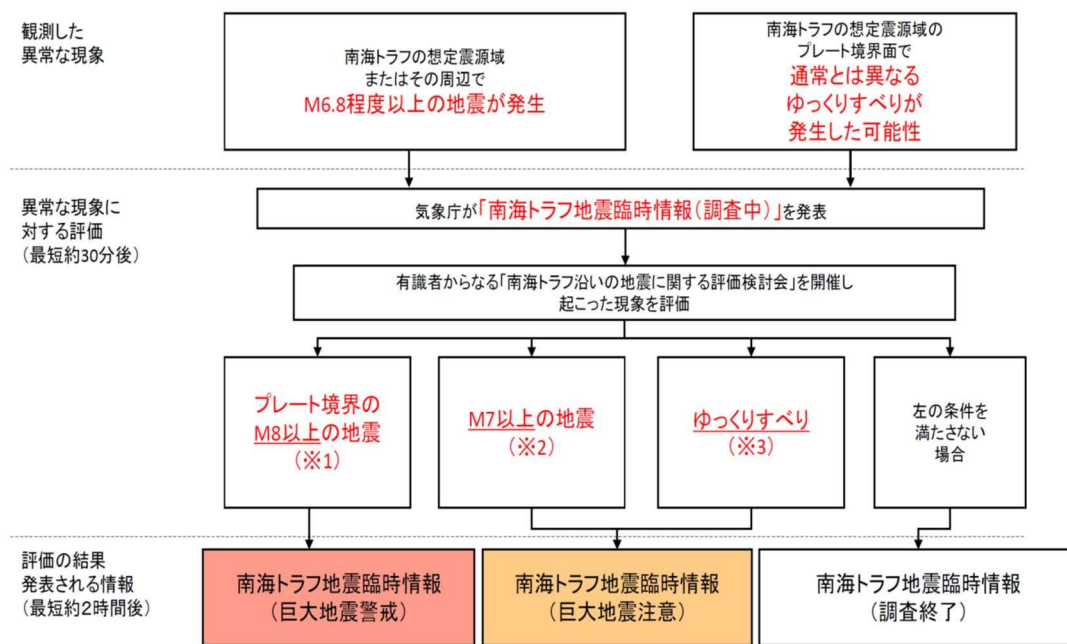
大規模な地震が発生すれば、本町においては、最大で震度5強の揺れとなる恐れがあり、南海トラフ地震

防災対策推進地域には指定されていないが、南海トラフ地震臨時情報が発表された際の対応について、以下のとおり定める。

（1）南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合や、その調査結果を発表する場合などに「南海トラフ地震臨時情報」を発表することとしている。

また、調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合には「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。なお、「南海トラフ地震臨時情報」は、「巨大地震警戒」等の防災対応等を示すキーワードを付記して発表される。



※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）

※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えらえる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

5

（2）南海トラフ地震防災上必要な教育及び広報

町は、防災関係機関、消防団、自主防災組織等と協力して、職員、住民等に対して防災訓練等を通じて南海トラフ地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の体制

町は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次の表のとおり、警戒配備体制をとる。

設置基準（南海トラフ地震臨時 情報に付記するキーワード）	町の体制
①調査中	第一次警戒配備
②巨大地震注意	※状況に応じて、体制の強化を行う。
③巨大地震警戒	第二次警戒配備
	※状況に応じて、体制の強化を行い、災害対策本部を設置する。

(4) 災害応急対策計画等

災害応急対策計画、職員配置計画等、南海トラフ地震臨時情報発表に伴う対応については、
第4章 1節 地震・津波災害対策計画の規定全般を準用する。

第2節 高潮災害予防計画（総務課・建設課・各関係機関）

1. 高潮危険地域の把握

町は、住民避難対策の策定、危険箇所監視体制の整備、住民啓発に資するため、高潮に備えたハザードマップの作成等によりあらかじめ高潮危険地域を把握するものとする。

危険地域の把握にあたっては、次の点に留意するものとする。

- （1）既往高潮の特性及び被害実態の把握
- （2）海底地形、海岸地形、気象条件（台風来襲頻度、集中豪雨発生頻度等）、海象条件（潮位（特に高潮偏差）、波浪）、後背地域の地形、標高及び海岸保全施設の整備状況等の把握
- （3）人口、年齢構成等地域住民の特性、建物の特性、産業活動の特性の把握
- （4）沿岸地域の土地利用形態、地域固有の特性の把握
- （5）避難行動要支援者施設の有無

2. 潮位監視体制の整備

台風の接近、風速・風向の変化、満潮の時間帯等、高潮発生の要因が重なってきた場合、沿岸の町にあっては、潮位の異常な上昇を早期に発見するため、警戒水位（海岸によっては、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある場合は「高潮特別警戒水位」）に到達した旨の情報を提供すると指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、あらかじめ監視場所の設定、担当者の選任等監視者の安全を考慮した潮位監視体制の整備に努めるものとする。

3. 後背地対策

- （1）安全な土地利用の誘導

高潮により被害が予想される場所は、ハザードマップの作成、危険区域の設定等の手段により被害が少なくなるような形態での土地利用へ誘導することとする。

- （2）拠点的公共施設の整備

高潮来襲時の拠点となるような庁舎、学校、病院等の施設については、安全な位置に設置するとともに、既存施設で危険性の高い地域に立地する施設は、耐浪化等十分な対策を施すものとする。

4. 土地利用の適正化

平成11年の台風18号による溢水、堤防決壊など、高潮による大規模な災害が発生していることから、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を図るものとする。

第3節 災害危険地域指定（総務課・建設課・農林水産課・各関係機関）

本節は、洪水、地すべり及び高潮等により災害発生のおそれがある地域を指定して、行為規制等の必要な措置を講ずるための現況調査、並びに危険区域の巡視等災害予防上必要な措置について定めるものである。

1. 災害危険箇所等の把握

災害危険箇所の把握については、次の点に留意のうえ行うものとする。

- (1) 近年の急激な土地利用形態の変化に伴い、以前から人の居住しなかった地域が住宅地になる等により危険箇所となっていることもあり、もれのないように常に現状把握を行うものとする。
 なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を図る。
- (2) 防災関係施設（堤防、樋門等）の整備により危険箇所の指定から外されている場合においても異常な自然現象や当該施設が破損すれば、甚大な被害が発生するおそれのある箇所については、当該箇所の状況を把握しておくものとする。
- (3) 町は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、町は、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

2. 災害危険地域の現況

- (1) 洪水による浸水が発生するおそれがある箇所は、芦北町総合防災マップ及び同Web版で確認することができる。
- (2) 町内の海岸において津波・高潮が発生するおそれがある箇所は、芦北町総合防災マップ及び同Web版で確認することができる。
- (3) 土石流、地すべり（山地、農地を除く）、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）が発生するおそれのある箇所で土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等に指定された区域は、芦北町総合防災マップ及び同Web版で確認することができる。
- (4) 地すべり等（山地、農地）により危険と思われる箇所は、地については熊本県山地災害危険箇所マップ（県ホームページ）、農地については資料編で確認することができる。
- (5) 山腹の崩壊等により危険と思われる地域は、熊本県山地災害危険箇所マップ（県ホームページ）で確認することができる。
- (6) 町管理区域で危険と思われる箇所、特に警戒区域については、町地域防災計画において、その区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めておくものとする。

3. 実施責任者

河川及び海岸の災害危険地域の巡視及び災害予防上必要な措置については、熊本県水防計画の定めるところにより、水防管理団体（市町村長が水防管理団体の長）及び知事が行うものとする。

4. 危険区域の巡視等

(1) 水防関係

異常降雨等によって、河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川について水防警報が発せられたときは、水防管理者は前記危険区域について、河川、海岸及び堤防等の巡視を行うものとし、また監視のための消防団員を配置するものとする。

(2) 防災関係施設（堤防、樋門等）の整備により危険箇所の指定から外されている場合においても、異常な水位（潮位）の上昇により破堤・越波等の発生するおそれもあるため、警戒、巡視等においては、従来からリストアップされた危険箇所だけでなく、水位（潮位）と堤防等の高さを比較のうえ適切に対応するものとする。

5. 盛土関係

(1) 盛土による災害の防止のための取組

町は、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査を行い、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を関係機関と連携して行う。

また、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれがある盛土のうち、産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に関する詳細調査、及び崩落の危険があり、かつ産業廃棄物の不法投棄等が確認された盛土に対する支障除去等の対策を行う。

(2) 是正指導

町は、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。

第4節 水防計画（総務課・消防団・芦北消防署）

1. 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、熊本県知事から指定された指定水防管理団体たる芦北町が、同法第33条第1項の規定に基づき、芦北町における水防事務を円滑に推進するための必要な事項を定め、河川又は海岸等の洪水、高潮又は津波による水災を警戒し、防御し、及びこれに因る被害を軽減し、もって、公共の安全を保持することを目的とする。

2. 水防責任

水防責任は、水防法の趣旨に基づき、次のように定める。

（1）芦北町の水防責任

芦北町は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。（水防法第3条）

ア 平常時における河川等の巡視（法第9条）

イ 水位の通報及び公表（法第12条第1項）

ウ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）

エ 消防機関の出動準備又は出動（法第17条）

オ 警戒区域の設定（法第21条）

カ 警察官の援助の要求（法第22条）

キ 他の水防管理者又は近隣市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）

ク 公用負担（法第28条）又は避難のための立ち退きの指示（法第29条）

ケ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）

（2）居住者等の水防義務

居住者等は、水防管理者（町長）又は消防機関の長から要請があった場合は、直ちに協力し、水防に従事しなければならない。（水防法第24条）

（3）水防本部の設置

水防管理者は、水防法第16条の規定による水防警報を受け、また、水防活動の必要があると認めたときからその危険が解消するまでの間、水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

3. 水防体制の確立

洪水、高潮又は津波による災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、水防本部長は、水防活動の推進をはかるために、第3章第2節 職員配置に準ずる配備体制をとる。

4. 洪水危険箇所の周知

洪水、高潮又は津波による災害が発生した場合において、円滑な水防活動、避難行動が取れるよう防災マップ（ハザードマップ）を活用するよう周知を図るものとする。

5. 水防機関の活動

各水防機関は、気象情報等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した態勢をとるとともに、おおむね次の水防活動を行うものとする。

(1) 洪水予報

ア 球磨川洪水予報

国土交通省または県知事が、気象庁と共同して、洪水が生じるおそれを広く周知するために発表するものである。

発表の種類と基準は、以下のとおりである。

(ア) 指定河川（球磨川）洪水予報の発表基準

種 類	発表の基準
レベル2 氾濫注意報 (警戒レベル2 [河川氾濫])	基準地点の水位が氾濫注意水位（レベル2 水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき。
レベル3 氾濫警報 (警戒レベル3 相当情報 [河川氾濫])	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（レベル4 水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位（レベル3 水位）に到達し、更に上昇が見込まれるとき。
レベル4 氾濫危険警報 (警戒レベル4 相当情報 [河川氾濫])	基準地点の水位が、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、又は、氾濫危険水位（レベル4 水位）に到達したとき。
レベル5 氾濫特別警報 レベル5 氾濫発生情報 (警戒レベル5 相当情報 [河川氾濫])	氾濫が発生したとき

(イ) 観測所別水位基準

(単位：m)

観測所	所在地	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判 断水位	氾濫 危険水位	摘 要
大野	球磨村薮	6. 5 0	8. 0 0	1 0. 9 0	1 2. 2 0	

※計画高水位 1 4. 8 1 m

(ウ) 根拠法

種 別	根拠とする法律条文
水防活動警報	気象業務法第14条の2
洪水予報及び水防警報	水防法第10条、同法第16条

(エ) 国土交通大臣が水防警報を行う河川

河川名	観測所名	区 域
球磨川	大野	右岸（芦北町区域）

イ 知事が発表する水防警報

水防警報の通知を受けた水防管理者（町長）は、関係住民に連絡するとともに、水防団を待機させ、または必要に応じて出動その他の措置をとらせるものとする。

(ア) 水防警報の種類と発表基準

種 類	内 容	発表基準
待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	気象予警報等及び河川状況等により必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は水位、流量その他河川状況により、氾濫注意水位を越えるおそれがあるとき。
警 戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状況を示し、その対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、避難判断水位に達し、更に上昇し、氾濫危険水位に達する恐れがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

(イ) 知事が水防警報を行う河川及びその区域

河川名	観測局名	区 域
佐敷川	県佐敷	左岸：宮の浦川合流点から乙千屋川合流点まで
		右岸：宮の浦川合流点から乙千屋川合流点まで
田浦川	田浦川	左岸：大字田浦字鶴田の田平橋上流端から海まで
		右岸：大字田浦字田平の田平橋上流端から海まで
小田浦川	小田浦川	左岸：大字小田浦字野添の無名橋上流端から海まで
		右岸：大字小田浦字山口の無名橋上流端から海まで
湯の浦川	湯の浦川	左岸：大字大川内字村前の元大川内橋上流端から海まで
		右岸：大字大川内字大丸の元大川内橋上流端から海まで

(ウ) 水防警報対象水標の設定水位

(単位：m)

河川名	観測所名	地 先 名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判 断水位	氾濫 危険水位
佐敷川	県佐敷	芦北町大字花岡東	1.47	2.26	3.51	3.92
田浦川	田浦川	芦北町大字田浦大丸 849	0.87	1.56	2.24	2.70
小田浦川	小田浦	芦北町大字小田浦 1641-1	1.34	1.50	1.50	1.78
湯の浦川	湯の浦	芦北町大字女島(平生)	3.04	3.20	3.38	4.00
球磨川	大野	球磨村薨	6.5 0	8.0 0	10. 90	12.20

(2) 水防配備体制及び活動内容

第3章第2節 職員配置に準じる。

(3) 水防団(消防団をもってあてる)の体制及び活動

水防警報が発表されたとき、水防管理者は次のとおり水防団(消防団)を出動させるものとする。

ア 出 動

水防管理者は次の場合、直ちに水防団(消防団)に対し、警戒配備へ配置を指示する。

(ア) 水防警報が発表されたとき

(イ) 知事からの出動の指示があったとき

(ウ) 河川の水位が警戒水位に達したとき

(エ) その他必要と認めたとき

イ 活 動

水災の発生が予想されるとき、または発生したときは、次のとおり水防活動を実施する。

(ア) 水防(消防)隊の編成

水防(消防)隊の警戒配備の指示の発令を受けたときは、消防団は自動的に切り替え、水防警戒態勢を強化するものとする。

(イ) 監視・警戒の実施

警戒配備体制の実施と同時に河川、堤防等について、常時監視、警戒を実施する。また、資材準備を行う。

(ウ) 水防作業の実施

水防管理者の要請があったとき、または監視警戒の状況報告その他により以下のような状況が認められたときは、必要部隊を運用し水防作業に当たる。

- ・ 天端の亀裂または沈下
- ・ 堤防の溢水状況
- ・ 橋梁とその他構造物と堤防との取付部分の異常

(エ) 警戒区域の設定

水防管理者または消防団長は、水防作業のため必要がある場合は、警戒区域を設定し、無用の立ち入り禁止、立ち入り制限、区域外へ退去を命ずる。

(オ) 決壊時の措置

堤防の破堤またはこれに準ずる事態が発生したときは、災害対策本部長に対し、その旨を報告する。

(カ) 協力応援

堤防の破堤またはこれに準ずる事態が生じたときは、災害対策本部長を通じて、警察署に出動要請をすることができる。

また、水害発生時またはそのおそれがあるときには、近隣水防管理団体と相互に応援し、または水防資材等の調達について協力し、水害の防止・抑制に努めるものとする。

(キ) 水防活動体制の解除

水位が警戒水位以下になり、水防警戒の必要がなくなったときは災害対策本部長に報告する。

ウ 安全配慮

洪水、高潮又は津波のいずれにおいても、水防団（消防団）自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。また、避難誘導や水防作業等の際も、次のような点に配慮して安全を確保するものとする。

- ・ 危険を伴う作業時には、常にライフジャケットを着用すること。
- ・ 作業時の安否確認のため、通信機器を携帯すること。
- ・ 作業時には、最新の気象情報が入手可能なようにラジオ等を携帯すること。

第5節 海上災害対策計画（総務課・各関係機関）

船舶の海難による油の流出、大規模な海上火災、大量の放射性物質の放出、船舶及び航空機の遭難による多数の人命の損失、その他異常な自然現象による海上災害が発生し、又は発生する恐れのある場合、海難救助、被害の拡大の防止及び災害の未然防止等応急措置を実施し、海上における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、社会秩序の維持にあたるものとする。

1. 各関係機関の措置

海上災害が発生した場合、熊本海上保安部、県、警察、芦北町及び消防機関は、連携して応急対策を実施するとともに、その他の関係団体の協力を求めるものとする。

（1）八代海上保安署の措置

ア 予防対策

- （ア）防災協力体制に関すること
- （イ）海上災害の予防計画に関すること
- （ウ）防災施設、防災資機材等の把握及び整備に関すること
- （エ）海難防止の指導、啓発に関すること
- （オ）防災関係資料の収集に関すること
- （カ）海上防災の研修及び訓練指導等に関すること

イ 応急対策

（ア）非常体制の確立

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、海上保安庁長官、管区海上保安本部長が発令する非常配備及び災害対策本部の設置に必要な対策の検討、情報の収集を行うとともに、所要の措置を講じ、併せて芦北町災害対策本部の設置を推進する。

（イ）自衛隊の派遣要請

海上災害に伴う救助活動のため、管区海上保安本部長が行う自衛隊の派遣要請に必要な事項の調査等を行う。

（ウ）通信の確保

通信施設の保全に努めるとともに、部内及び防災関係機関との通信連絡の確保に当たる。

（エ）警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪に関する警報及び航路障害物、航路標識の異常等による航行船舶の安全あるいは油、放射性物質等危険物の流出による船舶、水産資源、海陸諸施設、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、安全通信、航行警報、水路通報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇による巡回その他有効な方法により、船舶及び関係者へ伝達通知する。

（オ）災害状況の把握及び情報の収集等

航空機又は巡視艇を災害地に派遣し、災害状況を把握するとともに情報を収集し、その結果を分析評価して報告又は通報する。

（カ）救助活動

・ 避難の誘導及び勧告

避難命令等が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導を行い、海上輸送及び船舶に危険が生ずる恐れがある場合は、適当な場所への避難指導及び勧告をする。

- ・ 遭難船等の救助
遭難船等が発生した場合は捜索及び救助に当たるものとする。
- ・ 水防活動
岸壁、護岸、堤防等の決壊に対する応急復旧材の海上輸送
- ・ 消防活動
船舶等の火災の消火
- ・ 人員及び救援物資の緊急輸送
救助活動に必要な人員、資機材及び救援物資等の緊急輸送
- ・ 物資の無償貸付及び譲与
要請により、又は必要と認める場合は、規定に基づく海上災害救助用物品の被災者への無償貸付又は譲与

(キ) 海上交通安全の確保

- ・ 漂流物、沈没物その他航路障害物の応急措置及び除去についての命令又は勧告
- ・ 水路の損壊、水深に異常を生じた場合の応急調査及び警戒
- ・ 船舶交通の安全を確保するため、交通の制限及び禁止と必要に応じた応急標識の設置

(ク) 危険物の保安措置

危険物の保安は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、必要に応じ次の措置を講じる。

- ・ 海面に油、放射性物質等が流出した場合の付近の警戒、拡散、火災発生防止等の措置
- ・ 状況に応じ船舶交通の制限、禁止、進行の停止及び経路変更等の指導
- ・ 危険物積載船舶について、荷役の制限又は禁止及び移動若しくは航行の制限、禁止の措置

(ケ) 治安の維持

治安を維持するため、巡視船艇を災害地に派遣し、付近の警戒を強化するとともに各種事犯の発生状況の実態把握に努め、関係法令に基づく取締りを強化する。

(コ) 広 報

民心の安定に重点を置き、災害、治安、救助、復旧の状況及び応急処置方法等について必要があれば、防災関係機関と連絡調整のうえ、報道機関等を通じて広報を行う。

ウ 基本法に基づく応急業務

- (ア) 異常現象発見者からの通報の受理及び処理（第54条）
- (イ) 災害を拡大させる恐れのある設備、又は物件に必要な措置の指示（第59条）
- (ウ) 居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退きの指示（第61条）
- (エ) 警戒区域の設定及び当該区域への立入制限若しくは禁止又は退去の措置（第63条）
- (オ) 応急措置を実施するための工作物又は物件の使用、収用、除去、保管に関する業務（第64条）
- (カ) 応急措置業務への従事命令（第65条）
- (キ) 応急措置の実施及び防災関係機関に対する応急措置実施要請又は指示（第77条）
- (ク) 応急措置の実施に必要な物資の保管、収容及び立入検査並びに報告の徴収（第78条）

(2) 熊本県の措置

ア 情報の伝達及び応急対策の指示

関係沿岸市町村に対し、必要な海上災害情報を伝達し、応急対策を指示する。

イ 自衛隊の派遣要請

人命救助、被害の拡大防止等、応急措置のための自衛隊の派遣要請を行う。

ウ その他関係機関に対する協力要請

(3) 警察の措置

ア 海上における警戒、警備（海上保安庁と連携）

（ア）警備艇、ヘリコプター等による遭難者等の搜索救助、遺体収容、検視及び状況の収集伝達

（イ）陸上交通途絶の場合における人員、物資等の輸送と通信連絡の確保

イ 沿岸における警戒警備

（ア）災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握

（イ）住民の避難勧告及び誘導

（ウ）被害者の救出及び負傷者等の救護

（エ）犯罪の予防及び検挙

（オ）危険箇所の警戒

（カ）死体の見分、検視及び行方不明者の調査

（キ）広報活動

（ク）通信の確保

（ケ）関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

(4) 芦北町の措置

ア 人命の救出、救護

イ 初期消火及び延焼防止

ウ 沿岸住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒

（ア）被害の及ぶ恐れのある沿岸住民に対する災害状況の周知

（イ）火気使用の制限又は禁止等、発災危険防止措置の広報及び警戒

エ 沿岸住民に対する避難の勧告及び指示

オ 沿岸地先海面の警戒

流出油、火災及び漂着等被害が沿岸に及ぶ恐れのある地先、海面への巡回監視

(5) 関係諸団体の協力措置

油処理剤及び油拡散防止資機材等を保有する関係団体等は、海上保安部、県、町等の関係機関から協力を求められた場合は、必要な応急措置の実施に協力するよう努めるものとする。

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には、国（国土交通省、農林水産省）に報告するとともに、軽石除去による航路啓開に努めるものとする。

第6節 原子力災害対策計画（各課・各関係機関）

1. 計画の背景

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及ぶこととなった。

このことから、九州内に所在する原子力発電所で万一同様の事故が発生した場合、その規模や風向きによっては飛散した微細な放射性物質で構成される雲のような塊（以下、「プルーム」という。）の通過により、本町へ影響を及ぼす可能性がある。

これらの状況を踏まえ、本町においても、原子力災害対策特別措置法その他関係法令の趣旨等に基づき、原子力災害対策計画を策定する。

2. 計画の目的

この計画は、九州内に所在する2原子力発電所（※）から、放射性物質の異常な放出が起こった場合又はそのおそれがある場合等（以下「原子力発電所事故等」という。）を想定して、本町における必要な対策について定める。

※ 玄海原子力発電所（佐賀県玄海町）川内原子力発電所（鹿児島県薩摩川内市）

3. 対策本部等の体制

別表1に従って、警戒体制をとるものとする。この場合において、関係する条例及び訓令に定めるもののほか、芦北町地域防災計画を準用する。

なお、町及び関係機関の業務は、芦北町地域防災計画における事務又は業務に加え、原子力防災に関して、特に別表2に規定する事務・業務とする。

（別表1）

体制区分	設置基準	体制の内容
警戒体制	①県又は発電事業者から事故等の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ②プルームの通過がJ－A L E R T等で通知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき	第3章第2節動員計画による

(別表2)

機関名	事務又は業務
芦北町	1 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発 2 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成 3 原子力防災に関する訓練の実施 4 屋内退避等に関する広報・指示 5 避難所の開設・運営、必要に応じて警戒区域の設定等 6 健康相談及び原子力災害医療体制の整備に関する県への協力 7 住民への原子力災害に関する情報伝達 8 所在県からの避難の受入れに関する協力
熊本県	1 原子力防災に関する住民等への知識の普及・啓発 2 原子力防災に関する専門知識を備えた職員の養成 3 原子力防災に関する訓練の実施及び市町村が行う訓練への助言 4 環境放射線モニタリング体制の整備 5 食品検査体制の整備 6 健康相談及び原子力災害医療体制の整備 7 原子力災害に関する情報の収集及び関係機関への通報 8 国の指示等による屋内退避等の実施に関する市町村への情報伝達及び関係機関間の調整 9 県内において放射性物質による被害が生じた場合の対応の調整
放送報道関係機関	原子力災害に関する住民等への緊急を要する情報伝達等
九州電力株式会社	原子力災害に関する状況把握及び情報提供

4. 情報の収集・連絡体制の整備

町は、原子力発電所事故等において、屋内退避に係る情報収集・伝達が円滑に実施できるよう体制を整備する。

なお、国の原子力災害対策指針の改定等により避難等の必要性が示された場合、県及び市町村は、関係機関と連携して避難体制の構築を図る。

また、町は、避難行動要支援者の避難誘導・移送体制の充実に努める。

(1) 情報収集・連絡体制の整備

原子力発電所事故等に関して、できるだけ迅速に情報収集・連絡を行うため、県及び発電事業者である九州電力株式会社との情報収集・連絡体制を整備する。

町は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、船舶、車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。

また、町及び関係機関は、訓練の実施等により情報収集・連携体制の一層の充実に図る。

(2) 住民等への情報伝達体制の整備

原子力発電所事故等における住民等への情報伝達が円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について事前に整理する。

また、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール、J-ALERT、芦北町公式アプリ等の多様な通信手段の活用体制の構築に努める。

5. 住民等への知識の普及、啓発

本町は、県と協力して、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発のため、次に掲げる事項について広報活動の実施に努める。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- (2) 原子力発電所施設の概要に関すること。
- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- (5) 緊急時に国、県及び市町村等が講じる対策の内容に関すること。
- (6) 原子力防災に関する緊急情報及び屋内退避等の指示等の伝達方法に関すること。
- (7) 屋内退避及び避難等に関すること。
- (8) 緊急時にとるべき行動及び避難所での行動等に関すること。
- (9) 被災した住民等に対する人権侵害の防止に関すること。
- (10) 安定ヨウ素剤の服用の効果等に関すること。
- (11) その他原子力防災に関すること。

6 健康相談及び医療体制の整備（県健康福祉部、市町村、関係機関）

県及び市町村は、県内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーベイメータ等を用いた避難退域時検査、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤服用（配布）及び健康相談等の実施体制を整備する。

また、県及び町は、専門的医療が必要な場合に備えて、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院等のスタッフからなる原子力災害医療派遣チーム等の派遣受入体制や専門医療機関への搬送体制の整備を図る。

第7節 大規模な火事災害対策計画（各課・各関係機関）

1. 災害予防

（1）災害に強いまちづくり

ア 災害に強いまちの形成

（ア）町は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

（イ）町、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

イ 火災に対する建築物の安全化

（ア）消防用設備等の整備、維持管理

a 町、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに、当該建築物に設置された消防用設備等については、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

b 町、事業者等は、高層建築物等において最新の技術を活用し、建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。

また、消防用設備等の防災設備全般の監視、操作等を行うための総合操作盤の防災センターにおける設置の促進を図るものとする。

（イ）建築物の防火管理体制

町、事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物、地下街等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

（ウ）建築物の安全対策の推進

a 町は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。

b 町、事業者等は、高層建築物、地下街等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

c 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努めるものとする。

2. 防災知識の普及

(1) 防災知識の普及

町は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知するものとする。

(2) 防災関連設備等の普及

町は、住民等に対して消火器、避難用補助具等の普及に努めるものとする。

3. 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 避難の受入れ及び情報提供活動関係

指定緊急避難場所については、町は、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

(2) 施設、設備の応急復旧活動関係

町、公共機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

(3) 防災関係機関等の防災訓練の実施

ア 消防機関は、大規模災害を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

イ 消防機関を始めとする地方公共団体、国の機関、事業者、地域住民等が相互に連携した訓練を実施するものとする。

4 災害応急対策

(1) 消火活動

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

(2) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

警察機関、道路管理者、国〔海上保安庁〕及び非常災害対策本部は、交通規制に当たって、相互に密接な連絡をとるものとする。

5 災害復旧・復興

(1) 計画的復興の進め方

ア 防災まちづくり

町は、防災まちづくりに当たっては、必要に応じ、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐災化等、建築物や公共施設の不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。

(2) 被災者等の生活再建等の支援

町は、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、不利にならず、不安を与え

ないような広報・連絡体制を構築するものとする。

(3) 被災中小企業の復旧その他経済復興の支援

町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。

第8節 林野火災対策計画（各課・各関係機関）

1 災害予防

（1）林野火災に強い地域づくり

ア 町は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、関係市町村による林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図るものとする。

イ 町は、消火活動の円滑な実施のための防火林道や防火性のある樹種の植栽等による防火林帯の整備等を実施するものとする。

ウ 森林所有者、地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努めるものとする。

（2）防災活動の促進

ア 防災知識の普及

（ア）町、消防機関は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることにかんがみ、山火事予防運動等の機会やSNS等の各種媒体を活用した火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等の入山者等に対する啓発を実施するものとする。なお、啓発に当たっては、多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。

（イ）町は、本県の自然条件等についての町民の正しい理解を得るため、林野火災に関する広報資料の作成・周知等に努めるものとする。

（ウ）町は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進するものとする。

イ 町民の防災活動の環境整備

林野火災の予防活動については、地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので、町は、住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長するものとする。

（3）林野火災に対する警戒の強化

ア 町は、火入れの許可申請の徹底やたき火等の把握に取り組むとともに、火入れやたき火等を行う者が火災予防上必要な措置の徹底を図るよう、適切な対応を行うものとする。

イ 町は、許可した火入れの情報等を消防機関に共有するものとする。

ウ 町は、乾燥や強風等の気象状況に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するとともに、住民等に対する注意喚起、監視パトロール等の強化など適切な対応を行うものとする。

（4）迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする町は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うものとする。

ア 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

町は、平時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することとする。

イ 消火活動関係

(ア) 消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御図のほか、強風下の林野火災を想定した飛び火警戒要領等の策定等を行い、効果的な消火活動体制を整備するものとする。

(イ) 町は、熱源探査を活用した効果的な延焼状況等の把握や消火活動のため、関連する資機材の整備を促進するものとする。

(ウ) 町は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプター、活動拠点、資機材等の整備を推進するものとする。

(エ) 町は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。

(オ) 町は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

(カ) 町は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化するものとする。

ウ 応急復旧及び二次災害の防止活動関係

町は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録等の施策を推進するものとする。

エ 防災関係機関等の防災訓練の実施

(ア) 消防機関は、広域応援など様々な状況を想定し、消防計画や林野火災防御図等を活用した、より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。

(イ) 消防機関を始めとする地方公共団体、国の機関、林業関係団体、民間企業及び地域住民等が相互に連携した訓練を実施するものとする。

2 災害応急対策

(1) 発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

ア 災害情報の収集・連絡

(ア) 一般被害情報等の収集・連絡

消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握するものとする。

イ 地方公共団体の活動体制

町は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立するとともに、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行うものとする。

ウ 事業者の活動体制

林業関係事業者は、消防機関及び警察機関を始めとする町との連携を図り、初期対応、情報

連絡等の協力に努めるものとする。

エ 広域的な応援体制

(ア) 消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。

(イ) 県内応援部隊の調整を行う代表消防機関は、火災の延焼状況等を把握し、被災市町村の消防機関に対して応援部隊の派遣に係る調整など支援を行うものとする。

(2) 消火活動

ア 消火活動

(ア) 消防機関等による消火活動

- a 消防機関等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。
- b 消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的な消火活動を行うものとする。また、活動終期にあつては、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。
- c 消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底するものとする。

(イ) 被災地域外の地方公共団体による応援

- a 被災市町村は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努めるものとする。
- b 応援部隊は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等を活用するものとする。
- c 応援部隊は、人員・資機材の搬送に当たって、山間地の悪路・隘路でも走行可能な車両を適切に活用するものとする。
- d 応援部隊は、地域の実情に精通した消防団を含む消防機関と情報共有を密にして連携の強化を図るものとする。

(3) 情報提供活動

ア 要配慮者への配慮

(ア) 町は、林野火災が急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮するものとする。

(4) 応急復旧及び二次災害の防止活動

ア 町は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

イ 町は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。 _

3 災害復旧

町は、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第 5 章

災害復旧・復興計画

第1節 災害復旧・復興の基本方向（各課・各関係機関）

町は、甚大な被害を受けた場合、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。

県及び町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

特に、大規模災害時等の場合には、この基本方向に基づき復興計画を作成し、適切な進捗管理を行うとともに、様々な機会を捉え、情報発信を行うものとする。

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

また、復旧・復興対策の推進のため、庁内の推進体制を構築した上で、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるとともに、緊密な連携を図るものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。併せて、復旧・復興事業の円滑な推進を図るため、関係団体と協力・連携の上、建設関係業者の人手不足等の課題を踏まえ、必要に応じて制度の見直しを行うものとする。

県、町、及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第2節 公共土木施設災害復旧計画（建設課・農林水産課・上下水道課）

国土交通省及び農林水産省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和26年法律第97号）に基づき、国庫負担を受けて災害復旧を実施する。

1. 実施機関

災害復旧の実施責任は、原則として町の管理に属するものは町が、県の管理に属する施設については県において実施するものとするが、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧に当たるものとする。

2. 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原形復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧に努めるものとする。

公共土木施設の災害復旧の推進に当たっては、次により実施するものとする。

- （1）災害の程度及び緊急度等に応じて、大規模災害時における査定、あるいは災害査定を速やかに要請する。
- （2）査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- （3）大規模災害時における査定の場合は、派遣された調査官と十分なる協議をなし、その指示に基づき周到な計画を立てる。また、災害査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- （4）復旧計画に当っては、被災原因を基礎にして、再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所のみだけでなく、周囲の関連を十分考慮に入れ、努めて改良復旧ができるよう提案する。
- （5）災害復旧事業の施行は、3箇年復旧を原則とする。
- （6）災害復旧事業の要件に満たないもので、なお今後危険な箇所については、その重要度により、町単独事業として行う等計画する。
- （7）大災害が発生した場合の復旧等については、労働力の不足や資材不足のため、工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、事前にこれらについて十分検討しておく。

3. 対象事業（令和6年4月1日改正）

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条に規定する政令で定める公共土木施設とは、次のような施設である。

（1）河川

河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止めその他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸

（2）海岸

海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設

(3) 砂防設備

砂防法第1条又は同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸

(4) 林地荒廃防止施設

山林砂防施設又は海岸砂防施設

(5) 地すべり防止施設

地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設

(6) 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

(7) 道 路

道路法第2条第1項に規定する道路

(8) 港 湾

港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外郭施設、係留施設、廃棄物埋立護岸若しくは港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設又は同法第55条の3の2第1項に規定する港湾広域防災施設

(9) 漁 港

漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設

(10) 水 道

水道法第3条第8項に規定する水道施設又は一般の需要に応じて、給水人口が50人以上100人以下である水道により水を供給する事業に係る取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設若しくは配水施設

(11) 下水道

下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路

(12) 公 園

都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの

4. 財政援助

公共土木施設災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担

(2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ

(3) 地方債の元利償還金の地方交付税算入

(4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債

第3節 農林水産施設災害復旧計画（農林水産課）

農地、農業用施設、林業施設、漁港施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和25年法律第169号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

1. 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には町、農家、漁業協同組合及び森林組合等当該機関によって施工するものであるが、災害の規模が広範囲でしかも高度の技術を要するもの等は、県営事業として施工されるよう努める。

2. 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、第2節「公共土木施設災害復旧計画」の2「復旧方針」に準じて施行するものとし、原則として原形復旧とする。その他特に本復旧事業の推進に当たって必要な事項は次のとおりとする。

- （1）同法律により、国に対し災害復旧の申請を行い、早急な国の査定を要請するとともに、緊急度の高いものは応急復旧、その他は査定後施工するものとする。
- （2）前記（1）の事業を推進するため、当該災害の規模等により適切な技術職員の配置を考慮するとともに、早期復旧を図るものとする。
- （3）その他災害復旧の特色としては、緊急性により施越工事が認められているから、資金計画を樹立して早期復旧を図るものとする。

3. 対象事業

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条に規定する農林水産業施設とは次のような施設である。

- （1）農地 耕作を目的に供される土地
- （2）農業用施設 農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ア かんがい用排水施設、ため池、頭首工、揚水機
 - イ 農業用道路、橋梁
 - ウ 農地保全施設、堤防（海岸を含む）
- （3）林業用施設 林地の利用又は保安上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ア 林地荒廃防止施設
 - イ 林道
- （4）漁業用施設 漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって、次のものをいう。
 - ア 沿岸漁場整備開発施設
 - イ 漁港施設

4. 財政援助

農地等の災害復旧事業を実施するための財政援助としては、次により措置されるものである。

- （1）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による国庫補助金

- (2) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく国庫補助金の嵩上げ
- (3) 地方債の元利償還金の地方交付税算入
- (4) 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債
- (5) 天災による被災農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法第2条第1項の規定に基づく融資

第4節 その他の災害復旧計画（教育課・建設課）

1. 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年第247号）に基づくほか、単独事業として、それぞれ次により実施するものとする。

（1）実施機関

町立学校施設の復旧は、町長が行うものとする。

（2）復旧方針

町立学校施設の復旧方針は別節「公共土木施設災害復旧計画」の復旧方針に準ずる。

（3）対象事業

同法による学校施設で、建物、建物以外の工作物、土地及び設備である。

（4）財政援助

公立学校施設災害復旧事業を実施するための財政援助は、次により措置されるものである。

ア 公立学校施設災害復旧費国庫負担法による国庫負担

イ 激甚災害に対処するための財政援助等に関する法律に基づく国庫負担率の嵩上げ

ウ 地方債の元利償還金の地方交付税算入

エ 地方財政法第5条第1項第4号の規定による地方債

2. 公営住宅災害復旧計画

（1）住宅建設計画

災害による住宅建設計画としては、災害救助法適用による応急仮設住宅の建設、又は公営住宅法により罹災者用公営住宅法等の建設を進めるとともに、住宅金融支援機構の住宅資金貸付制度等を活用して復旧に努めるものとする。

（2）災害公営住宅

災害公営住宅の建設については、公営住宅法第8条に基づき、町が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、滅失した住宅戸数の3割以内に相当する公営住宅を早急に建設することとする。

（3）その他の災害復旧計画

その他の施設等の災害復旧は、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長及び各施設等の管理者、又は当該法令の規定により、災害復旧の責任を有する者がそれぞれ実施するものとする。

第5節 金融対策（健康福祉課・農林水産課・商工観光課・住民生活課）

災害復旧及び災害による経営資金及び生活資金の融資制度として、被災農林漁業者、被災中小企業者等に対して行われる融資は、おおむね次のとおりである。

1. 農林漁業関係

（1）農業関係

農家が農作物（果樹を含む）の災害を受けた場合は、まず天災融資制度がある。この適用は被災農家の平年収穫量の100分の30以上の減収量で、かつその損失額が平年農業総収入の100分の10以上の者。又は果樹、茶等の被害損失額が100分の30以上の者で、町長の被害認定を受けた者とし、資金の種類は「経営資金」として融資する。

その他株式会社日本政策金融公庫法に基づく農地・農業施設等の復旧及び経営再建のための資金の融資、農業改良資金融通法、農業近代化資金融通法、株式会社日本政策金融公庫法の貸付金の支払猶予、償還延期、貸付条件の変更等がある。

（2）林業関係

林業者が災害を受けた場合も「天災融資法」の適用、株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金、その他農業者と同じく支払猶予、償還延期等の措置がある。

（3）漁業関係

漁業の場合も農林業と同じく災害の場合「天災融資法」の適用があり、株式会社日本政策金融公庫法の災害復旧の道が開かれている。又、農林業者と同じく支払猶予、償還延期等の措置がある。

（4）その他の金融並びに各種共済制度

農林漁業団体が独自の立場で行う単独資金の災害復旧に対する貸出、又は各種共済による保険金の支払い、例えば農協共済（建物）、農業共済、船舶保険、その他各民間保険会社の災害保険等の早期払出措置がある。

2. 中小企業関係

被災中小企業者に対しては、県防災計画により被災中小企業者の経営安定を図り、施設復旧資金の融資円滑化のため、被災の実態に応じて、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の政府金融機関に対して融資枠の拡大及び当該金融機関に対する既往融資分に係る償還期限の延長について措置がある。

3. 災害援護資金及び母子父子寡婦福祉資金関係

（1）災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の規定に基づき、芦北町災害弔慰金の支給等に関する条例により実施する貸付制度がある。

（2）母子父子寡婦福祉資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）の規定に基づき、生活の安定と向上を図るために母子父子家庭及び寡婦に対し、各種資金の貸付を行うものがある。

第6節 被災者自立支援対策計画（健康福祉課・税務課）

大規模な災害発生時には、多くの人々が被災し、住宅や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危機に瀕して、地域社会が混乱に陥る可能性がある。そこで、こうした災害時の人心の安定に資するため、被災者の自立支援のための措置を講じるものとする。

1. 被災者に対する生活支援等

町は、被災者の生活再建に向けて、その見守りや生活支援、相談対応等の被災者支援を行うものとし、消費生活相談を総合支援窓口に取り込み、優先的に相談を実施するよう努める。

2. 罹災証明

罹災証明とは、災害弔慰金、被災者生活再建支援金等の支援措置を迅速かつ適確に講ずるため、基本法第90条の2及び芦北町罹災証明書交付要綱に基づき、被災者の申請により被害状況を調査し、被災した住家の被害状況を公的に証明するものである。

（1）被害の程度

地震等の自然災害により被害を受けた住家について、以下の項目の証明を行うものとする。

- ア 全 壊
- イ 大規模半壊
- ウ 中規模半壊
- エ 半壊
- オ 準半壊
- カ 一部損壊
- キ 床上浸水
- ク 床下浸水

（2）対象者

- ア 住家に生じた被害に対して、住家の所有者とする。
- イ 住家の所有者のほか、当該住家の居住者についても罹災証明書を交付することができるものとする。この場合において、当該居住者は、あらかじめ当該住家の所有者の承諾を得ておかなければならない。

（3）調査方法

- ア 罹災証明の根拠となる被害家屋の判定は、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和7年7月内閣府）」に基づき、家屋に生じた被害の状況を実地調査する。
- イ 半壊に至らないことが確認できるときは、実地調査を省略することができる。

（4）罹災証明書交付に関する対応

- ア 災害発生前
 - （ア）熊本県が実施する災害救助法関係研修等に参加し、住家被害の調査に従事する職員の育成を行う。
 - （イ）他の地方公共団体との連携確保など罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制を構築する。
- イ 災害発生後
 - （ア）災害対策本部との連絡調整等を通じて被害の情報を把握し、地域割、調査方針を定める。
 - （イ）被害認定調査等に係る人員確保を行う。調査員に不足が生じる場合は、県及び他市町村へ

応援要請を行う。

(ウ) 調査員の研修を実施する。また研修に必要な会場、資機材、移動手段の確保を行う。(DVD、講習テキスト等)

(エ) 調査に必要な資機材等の調達を行う。(デジタルカメラ、バインダー、下げ振り、メジャー等)

(オ) 罹災証明書受付等に関する周知(防災無線、ホームページ及び広報紙)を行う。

(カ) 罹災証明書の申請を受け付け、罹災証明書受付台帳を作成する。

(キ) 調査班を編成し、被災住家の調査を実施するとともに、判定結果の確認を行う。

(ク) 罹災証明書発行台帳及び、必要に応じて被災者台帳に入力する。

(ケ) 罹災証明書を交付する。

(コ) 再調査の申し出があった場合、再調査を実施する。

(5) 早期交付のための体制確立

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

また、県及び町は、被災建築物応急危険度判定制度と被災宅地危険度判定制度及び罹災証明書発行に関する住家被害認定制度の目的等の違いについて十分に住民に周知するものとする。

3. 被災者台帳の作成等

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

4. 被災者自立支援対策の充実に向けた平時の取組み等

町は、災害時に被災者自立支援対策が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定めるとともに、担当者の人材育成、他の自治体や民間団体との応援協定の締結、受援体制の構築等を計画的に進め、業務実施体制の整備・充実に努めるものとする。併せて、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第7節 復興計画（企画財政課）

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。このため、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進めるものとする。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

県は、特定大規模災害等を受けた町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で当該市町村に代わって円滑かつ迅速復興を図るために都市計画の決定等を行うものとする。

また、県は特定大規模災害等からの復興のために必要な場合、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に市町村は、必要な場合、関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県は、必要に応じて、職員の派遣に係る斡旋に努めるものとする。

なお、復興計画は単なる原状復旧と異なり、被災教訓を反映させ、再度被災しないために防災性の向上を図った施策等を盛り込むことが重要であることから、作成においては、大学等で防災に関する研究調査を行っている学識経験者等各分野の有識者、専門家等から意見を聴取するものとする。